

## 平成 25 年第 6 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月9日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会、提案理由の説明、先議議案第66号質疑、討論、表決</li> <li>・ 議案第67号から議案第76号まで質疑、委員会付託</li> </ul>	本会議終了後 全員協議会
12月10日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
12月11日	水	午前10時	本会議	一般質問	
12月12日	木	午前10時	本会議	一般質問	
12月13日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				5日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について
- 大津町財政事情公表
- 平成25年9月例月出納検査の結果について
- 平成25年10月例月出納検査の結果について
- 平成25年11月例月出納検査の結果について

# 平成25年第6回大津町議会定例会会議録

平成25年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成25年12月9日(月曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 企 画 部 長 木 村 誠 福 祉 部 長 中 尾 精 一 土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長 経 済 部 長 大 塚 義 郎 子 育 て 支 援 課 松 永 高 春 総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児	企 画 部 企 画 課 長 杉 水 辰 則 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太 総 務 課 行 政 係 長 白 石 浩 範 企 画 部 企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長 羽 熊 幸 治 教 育 長 那 須 雪 子 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄	

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第66号	菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
議案第67号	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係 条例の整理に関する条例の制定について
議案第68号	大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例の 一部を改正する条例について
議案第69号	大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童 保育施設の指定管理者の指定について
議案第70号	美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第71号	合志市市道の路線廃止に伴う承諾について
議案第72号	合志市市道の路線認定に伴う承諾について
議案第73号	平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第74号	平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第75号	平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第76号	平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

平成25年第6回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成25年 10月29日 陳 情 第 2 号	公契約条例の制定を求める陳情書	大津町大津1984-12 熊本民主商工会・大津班 元島 弘明	総 務 常任委員会
平成25年 11月21日 陳 情 第 3 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤 改善・大幅増員を求める陳情書	大津町大字矢護川907番地 西村 千香 熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療労働組合連合会 執行委員長 田中 直光	文 教 厚 生 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 5 年 1 2 月 9 日 (月) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 各常任委員会行政調査報告について
- 日程第 5 議案第 6 6 号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更  
について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 6 7 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等  
の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 8 号 大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融  
資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 9 号 大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び  
護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7 0 号 美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号 合志市市道の路線廃止に伴う承諾について
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号 合志市市道の路線認定に伴う承諾について
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)  
について
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) に  
ついて
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2  
号) について  
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 6 議案質疑
- |                        |      |
|------------------------|------|
| 議案第 6 7 号              | 質 疑  |
| 議案第 6 8 号              | 質 疑  |
| 議案第 6 9 号及び議案第 7 0 号   | 一括質疑 |
| 議案第 7 1 号及び議案第 7 2 号   | 一括質疑 |
| 議案第 7 3 号              | 質 疑  |
| 議案第 7 4 号から議案第 7 6 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 1 7 委員会付託

議案第67号から議案第76号まで  
陳情第2号、陳情第3号

午前10時12分 開会  
開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成25年第6回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番坂本典光君、12番手嶋靖隆君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員長（津田桂伸君） おはようございます。だいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11月29日午前10時から委員会A室において、議会運営委員全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成25年第6回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の11件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。町長提出議案のうち議案第66号については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することといたしました。

なお、一般質問については9名ですので、一般質問の1日目を通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番の順で行うことになりました。

次に、会期の日程について協議し、議席に配付のとおり、本日から12月13日までの5日間といたしました。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月13日までの5日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの5日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 各常任委員会行政調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。  
経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから経済建設常任委員会行政調査報告を行います。

我々常任委員会委員5名と局長、それに経済部長、計7名で愛知県東郷町のとうごう農学校の取り組みについて行政調査を行いました。そして、また岐阜県岐阜市ディスポーザーの導入について行政調査を行いました。そして、また岐阜県の大垣市においては、観光協会の成立と概要についてを行政調査行ったところであります。

主な要点を皆様方にお知らせしたいと思います。行政調査につきましては、各委員の理解の下に、この調査報告書を出しておりますので、各議員におかれましては時間がある限りお目通しを願いたいと思います。

まず、愛知県東郷町のとうごう農学校の取り組みについてであります。多様な農業者育成と農業の活性化等を図る目的で、平成21年度から運営開始し、同時に農業経営に意欲のある修了者や新規就農者には、耕作放棄地対策として利用権設定を進めておられました。年間を通して路地野菜の春・夏及び秋・冬の2コースを実施されておりました。予算等におきましては、24年度決算におきまして186万3千円程度、研修実績におきましては21年度が11名、22年度が17名、23年度18名、24年度におきましては22名が研修を終了し、3人が就農されておられました。この農学校において、対極的に我々が研修に赴いて感じたことは、TPPの問題、それとか耕作放棄地の問題、担い手不足の問題、いろんなものが農業を取り巻いておりますが、この農業に光を灯すものであればいいなど期待して行ったところであります。しかしながら、この農学校におかれましては、この農学校の生徒というものは大体職を退職されまして定年をされた方々の60代の方々、それと本当に農業をやっというと思っておられる20代の方からいろいろおられましたけれども、なかなかその担い手不足に寄与するまでの答えにはなかなかならないのではないかなというのがこのとうごう農学校の全般的な感じでありました。専業主婦の人が生徒であったり、高齢者の方におかれましては健康づくり、ある意味福祉政策にもつながっているのかなと、そういうふうにも思いました。ただ、この農業に対

して真摯な姿勢で取り組んでおられるというものは感じまして、日本人の原点みたいなものを我々は勉強してきたところであります。

いずれにいたしましても、この農業に対するきっかけをつくるということに対しては、非常に重要な取り組みでありまして、我が町におきましても何らかの行動を起こさなくてはならないと感じたところであります。

次に、岐阜県岐阜市、ディスポーザー導入についてであります。この岐阜市につきまして、岐阜駅の前の公園であります、黄金の織田信長像が飾ってありまして、目を引きました。やはり地域を盛り上げるということで、このまちづくりの一貫でありましょか、この織田信長を全面に出してですね、この町をアピールされているところであります。しかしながら、このディスポーザー導入について、私は今回のこの行政調査の中で一番の目玉と私は実は思っていたところでありますけれども、実際行ってみると進んでなかったということです。そして、この研修におきまして、岐阜市の上下水道事業部の営業課長、そして議会事務局の方々が対応していただきましたけれども、我々の事前に勉強しましたディスポーザーについての知識を、そういった話し合いの中で、研修の中でぶち当てましても、なかなか返ってくる答えがかみ合わなくて、若干我々が思っている行政サービスにはなっていないかなというふうなことを感じました。実際、このディスポーザーにおきまして、素晴らしいこの岐阜市におかれましてはですね、計画、事業内容の充実というもののためにいろんな研究をされておりました。その研究内容につきましては、ここで言うならばかなり長くなりますので、いずれにしてもこのディスポーザーのメリット・デメリットというものに対して、岐阜市としてはまだどっちの方向に進むのが正しいのかというものも答えが出てないような感じの研修でありました。実際、メリットを申しますればたくさんありますし、デメリットもたくさん出てきます。そして、またそういった導入をやらなければどういった状況が生まれてくるかというものもわからないというものが答えでありました。また、下水道に生ごみを砕いて流すものでありますから、下水道の料金あたりとごみ処理の料金、そういったものの比較検討というものまでは至ってなかったというところであります。実際、この下水道事業部の部長あたりと、そのごみ処理の問題とこの生ごみ処理機のディスポーザーというものを合致合わせた質問に対しては、実はその上下水道事業部という縦割りの行政、それとごみ処理という環境のその仕組みということで全く別でありますから、この2つの事業が合致合っていないんです。ですから、下水道単体で考える事業としてのディスポーザーそして、ごみ処理として考えるディスポーザーというものに至ってないという状況でありましたので、我々はその合致した総合的な住民サービスというものを勉強したかったのであります、その点についてはちょっと我々が期待しすぎた点、残念でならないと思います。発想や技術は確かにあると思いましたが、ただ、そういった総合的に考えれば、市民にとっていい結果を出せるのに、そういった行政全体が逆に巨大化してしまって、統合、大所高所から俯瞰して見えてないというものがこのディスポーザー事業の結果でありまして、まだまだ我々もディスポーザーについて諸外国あたりの事例あたりも含めましていろんなことを研究していかなければならないなということで、この岐阜市のディスポーザー事業については、ホームページあたりを見ても立派なことを書いてありますが、実際はちょっと違っていたということで

ありまして、研修報告のほうをお目通し願いたいと思います。

そして、また観光協会の設立と概要についてにおきましては、大垣市に出向きました。この大垣市というところのこの観光協会というものは、特定非営利活動法人、いわゆるNPOというやつですけども、そういった形で運営されておりました。我が町も今年観光協会が発足いたしましたけれども、この大垣市の観光協会というものは、ほとんどの町の祭りやイベント、そういったものをですね、全面的に引き受けておられて、その巨大化しているということでありまして、特定非営利活動法人といたしますれば、そのまちづくりといたしまして市民参加という形で、行政が主導するのではなく、そういった形で進められておりました。そして、またこの観光協会の会長という方は、どうも話をする上でですね、かなり行政全般にも、そしてまた経済にも詳しい方でありましたので、どこかのそういった大きな会社のトップであられたのかと思うぐらいの方でしたので質問いたしましたところ、やはりそういった行財政の、やはりその、うちで言うならば財政の部長とか、そういった総務の部長とか、そういったことをされてきた人で、この大垣市全体のことを俯瞰して見ておられる方でありましたので、この方がそのトップとして指示をされているので、行政のやり方もわかっておられる、そしてまた市民参加の協働のやり方もわかっておられるということで、うまく回っているという形でありました。すなわち、こういった観光協会というものを成功の道に乗せるには、そういった人材がやはり必要ではないかなと感じました。我が町もそういった観光協会というものができまして、我が町の場合は株式会社であります。ですから、営利を追求して、それが町民の方々にいい結果をもたらす、住民サービスにつながるというようなものになればいいのかなというふうなことを感じましたけれども、今後のこの観光協会については、要点といたしましては、やはり優秀な人材の確保と、そういった方々がそのキャリアを生かしてですね、そういった協力をしていただけるような、そういった形をしていただければ、行政と町民をうまく結びつけることができるのではないかとということで、何でも全てであります、やはり人材が鍵になるのかなと思いました。どこの町や市に行きましても、まちづくりにおきましては皆さん悩んでおられて、紆余曲折あって進められておられました。我が町もですね、いろんなトライをしながらこういったディスポーザーの導入や農学校、または観光協会の成功裏に導くような施策につなげられたらなというふうに思いました。

今後、我が委員会といたしましては、そういった経験を踏まえまして、委員会審議を充実していきますので、どうか今後も皆様、議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会の行政調査の報告をいたします。

参加者は、委員5名と議会事務局、それから教育部のほうから1名ということで7名で参加いたしました。新潟県内の視察でございましたけれども、10月16日から10月18日までの2泊3日の日程で行ってまいりました。上越市、三条市、見附市の予定でしたが、おりしも台風26号の影響によりまして、大阪までは予約していた便で行きましたが新潟までの便が欠航となりまして、2便後の

飛行機に振り替えて行かざるを得なくなり、到着が夕方になっていました。初日の新潟県上越市の研修は、ICT教育の導入について、それからICT技術を活用した地域型食育推進モデルについてを学ぶ予定でしたが、残念ながら中止となり、代わりに財団法人北方文化博物館が管理する豪農の館（伊藤文吉邸）を視察することになりました。

2日目ですけれども、2日目は新潟県の三条市でございます。平成17年の5月に近隣の3市町村と合併をいたしまして、新三条市が誕生し、平成25年4月1日現在の人口は10万2千957人、面積は432平方キロメートルでございます。議員定数は30名でありましたが、平成22年の4月25日から現在の26名になっております。市議会の職員は7名であります。

主に農業は稲作を中心に地産地消の推進にも積極的に取り組んでおられまして、複合経営を進めており、重要な基幹産業の一つとなっております。三条市の工業は、三条鍛冶の伝統を受け継ぐ包丁、利器工匠具、その鑄造技術を基盤とした金属加工を中心とする金属産業都市であります。また、暖房器具メーカー、これらの本社もあり、かつてはダイニチ工業の本社もありました。県立高校も4校あります。近年は急速なモータリゼーションの進展や消費者のライフスタイルの変化があり、中心市街地は北三条駅周辺にありますが、核となっていたスーパーまるよし本店、長崎屋三条店、ジャスコパルム店など、大型商業施設が平成13年から14年にかけて撤退するほど人口が減少し、高齢化が進み、中心市街地全体の空洞化が進んでいるところでございます。三条市随一の高齢化先進地域三条小学校校区では、人口が2千653人に対しまして65歳以上の人口が1千8人、高齢化率38%であります。そこで、高齢者も明るく楽しく元気で暮らせるまちづくりが重要と考えまして、スマートウェルネスの推進室を中心に、歴史文化の伝承、魅力あるイベント、コミュニティ機能の充実等、新たなまちづくりの観点から中心市街地の活性化に向けた取り組みを進められております。スマートウェルネスとは、健康のためになるべく自動車の利用を控え、日常生活の中で歩く機会を増やすことを推奨することです。できる限り健康で、様々な活動に参加できる高齢者を増やしていく必要があり、生活習慣病予防と介護予防の充実のための事業として、40歳以上を対象とした健康運動教室事業、体操事業等を従来から行ってはきておりますが、日常生活の中で自然に運動してしまう仕組みづくりが必要である。気が付いたら歩いていたとなるような施策が取り組まれております。90分まとめてウォーキングするのと、店から店に徒歩で移動して、合計90分歩くのは同じ運動効果である。1日を歩いて過ごせる賑わいの場が必要であるということから、モデル地区である三条小学校校区を中心に、1日を過ごしたくなるまちなかを実現するため、中心市街地の道路を歩行者天国としたり、広場・施設を舞台に市民が主体となった様々な活動をプログラムとして数多く行って賑わいを創出しておられます。22年度から「ごった市」を開催しておられ、「ごった市」とは、越後の方言で「すごい」「いろいろなもの」という意味だそうです。24年度には三条市の人口の10万3千人に対しまして、通算来場者が30万人、平成25年度10月までには50万人達しているということでございます。しかし、現状としては、三条マルシェ以外の大部分の祭り以外の日には、まちなかを歩く人の数に大きな変化は見られず、自治体としても今後どのように平時でも人を呼び込むかが重要課題として捉えられているようであります。

そこで、歩くことによる健康づくりを中心市街地活性化、空き店舗活用と結びつけた事業、それから第一次健康増進計画、健康三条21が平成24年度で終了いたしましたので、成果と検証を踏まえて25年度から29年度までの第2次健康増進計画を策定し実践されております。その中に、健康マイレージということで無償ボランティア活動、レクリエーション指導、芸能披露、食事や移動補助、健康体操、サポーター活動、地域見守りサポーター活動、除雪作業、植栽、草刈り等々、それから市が指定するイベントや公民館講座に参加。地元農産物を購入したときに登録した健康マイレージ手帳にスタンプ、シールがもらえ、貯まったら抽選があり、当選者に商品が貰える仕組みであります。それから、エリア内の車両等の最高速度を時速30キロに制限したり、一部道路における車道の幅員等の見直し、車道の幅員を狭める一方、歩行者、自転車が行き交う路側帯を拡張するというところでございます。そのほか、さんじょう108appyというのもされております。108appyとして生まれ変わり、日常のプログラムを次々と提供していくと。中心市街地まんなかに行けば路上や広場、施設で、いつでも、きっと楽しみが待っているというところでございます。その例として、青空健康麻雀、将棋、高校生による工作教室、民謡教室、楽器演奏、健康体操等々、いろいろ企画されております。それから、地域の魅力を発見ということで、小さい路地の標柱の設置、バーコードリーダー、小路百選の本の活用、さんじょう歴史文化まちあるきマップ配付、おもしろマップ作成部、それは高校生・専門学生に依頼されております。それから若者向けコース作成、特にカメラ女子をターゲットにされております。それから、中心市街地拠点施設運営事業として、交流拠点「みんくる」というのができております。飲みもの、物販のチャレンジショップ、実店舗を構える前に一定期間の市場調査、接客体験が可能である。それから休憩スペース、このみんくるの来場者は1日平均100人以上、休日は150人以上も来るというようなことでございました。

このように、全住民を対象といたしまして、各部署の壁を超えた事業等で健康施策を政策の中心にしているという点でこれからの成果が期待できるものと感じたわけでございます。午後はそのモデル地区である三条小学校区、まち歩きコースを職員の案内を受けながら散策をしてみました。当日は雨が降っておりまして人通りも少なく、閑散としていたのでございます。その後、三条市総合福祉センターの視察をしてみました。ここは、読んで字のごとく福祉センターというより、総工費21億9千万円、敷地面積1万1千平米、鉄筋コンクリートの3階建てでございまして、その中に全て福祉関係のデイサービスセンター、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、多目的ホール、それから機能訓練調理室等々、福祉関係の設備が充実してございました。

その後、研修終了後、夕食の前に1時間ほど会議を開きまして、研修についての皆さんの意見なり感想を交換したところでございます。

次の日、10月18日、同じく新潟県の見附市でございますけれども、ここは新潟の中央部に位置しております。ここは、昭和31年に今町というところと合併をし、その後、平成の大合併では合併はしておりません。面積は新潟県の市の中では最も最小でございまして、大津町の8割程度だが人口はですね、4万2千人と、やや大津町よりも多いところでございました。この高齢化率は27.58%でございます。ここでは、その前の日に行った三条市と同じように健康長寿社会を想像するスマ

ートウェルネスシティ総合特区を平成23年の12月22日に受けております。これも三条市と同じように総合特区における4つの戦略といたしまして、歩いて生活することを基本とするまち、公共交通がサポートされているまち、高齢者が社会的役割を持てるまち、高齢者を一方的に弱者とせず、元気に過ごす期間が自然とながくなるまちと。市民の健康、医療情報のデータに基づき的確な健康づくり施策が展開されているまち。住民の行動変容を起こすために健康に関心が薄い層も含めて対象にした情報が戦略的に提供されているまちということでございます。特にこの見附市は、健康に関する条例を制定されております。見附市健康基本条例、見附市歩こう条例、見附市市道の構造技術的基準を定める条例、これは24年の12月に制定されております。この歩こう条例は、まずは市職員が通勤手段を転換すると。通年、車通勤者の変化ということで、23年度は250人の職員でございましたけれども、24年度は186人と、69人の27%が行動の変化をしております。それから、自転車と歩行者のために自転車レーン、歩行者優先案内板コミュニティバスの増便と、それからまちなかににぎわい施設として、パティオ新潟、そこに銭湯、優良住宅設備というのができております。

それから、いきいき健康づくり計画の中には、もちろん食生活、平成15年度から玄米入りご飯、七分付ごはん、地産地消、学校給食で積極的に地元産を使用しております。食育講演会等も行われております。朝ご飯で人生が変わるといような声もされております。それから、健診、市立病院に健康の駅というのを20年度から設立されております。それから、運動としては、先ほど言いました健康運動教室、概ね40歳以上の市民が対象で、月1千500円、指導体制は運動指導員12名、それから準指導員、健康サポートクラブもあります。それから生きがいとして、毎月20のメニューで活動されて、63の事業を開催されております。延べ4千835人が参加しております。これは24年度でございます。

それから、ネーブルみつけ、これも市民交流センターというのがありますけれども、ここは健康の駅とまちの駅がドッキングした施設でございます。健康の駅とは、全国に約1千700駅ありますけれども、見附市に37駅あります。健康なまちづくりをリードする交流拠点、多様な設置主体によりネットワークをいたします。健康の維持増進を目的としている施設で、自治体の病院においての設置は全国初でございます。利用者は年間5千人以上の利用がっております。健康チェックと健康づくり、体験者数は年間2千人以上。それから、欠陥年齢測定健診も年間に150人以上の実績があることでございました。

こういうことで、見附市ではソフトとハード面の両面からのまちづくりと、データの集積・活用を行う健康クラウドとの3本を柱に事業展開をされております。分析データから、運動を始めた人と運動しない人たちとの間で運動開始時から約4年間で医療費が平均1人当たり約10万円の有意差が認められたという結果も出ておりました。今回の行政調査では、横断的に各部署と連携を図るための基幹部署として、三条市が福祉課の中のスマートウェルネス推進室を設けているのに対しまして、見附市では企画調整課の中の戦略室というのを設けて取り組んでいる違いがあるのは両市とも健康施策を市の中心に設定することで、縦割りになりがちな行政の中で関係部署間の壁を乗り越え、横断的に連携して取り組むようにしているところでございます。

今後、我が大津町においても、定着すべき政策的手法ではないかと感じたわけでございます。組織編成上だけのものにならぬように注意をして進めるべきと感じたものであります。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） 総務常任委員会の行政調査報告を行います。

当委員会は、委員全員と企画部長、事務局で9月26日、27日、28日の3日間、研修先は岐阜県の恵那市、長野県の飯田市、愛知県の蟹江町同じく一宮市でありました。

最初に、岐阜県恵那市の間伐促進地域活性化事業、通称木の駅事業と申しますところを研修しました。恵那市は、人口約5万3千700人で、面積が504平方キロメートル、そのの中野方地区、約500世帯の山間地であります。説明をしていただいたのは、恵那市林業振興課職員と地元でこうしたNPOみたいな活動で間伐事業を実行されております柚組という名称の代表の鈴木さんという方です。事業の目的と概要についてですが、団体として林地残材、山の中に残された間伐材ですね、の搬出に対して、1トン当たり3千円の補助金を行政が援助をする。間伐促進と補助を生かした、また地域通貨の導入によって、地域経済の活性化を図るというものであります。恵那市は、そのための要綱をつくっております。この事業の経過は、2009年にほかのNPOの協力を受けまして、間伐搬出事業を開始しております。地域の雄志17人で柚組を結成し、社会実験をする中、2週間で軽トラック150台分、こうした林地残材が集まり、1トン3千円の上乗せ分は当初NPOと林野庁の助成金で始まったものであります。翌々年に、この事業に対して恵那市が間伐促進地域活性化事業として認定し、笠岡地域木の駅実行委員会を立ち上げて、市単独で1トン3千円の補助を開始されたところでありました。その翌年、2012年から岐阜県も清流の国岐阜森林・環境税、この中から半額補助をすることになり、恵那市と県で1トン3千円の補助が現在も続いているようであります。実行委員会では、そうした林地残材を1トン当たり6千円で買い取るような形ではありますが、その支払いは地域通貨券「もり券」といいますが、これを発行して、地元の登録されたガソリンスタンドや床屋や飲食店などで使える、そういうシステムになっております。この4年間に1千200トン林地残材を搬出して、主にチップ業者に出荷をしております。効果としましては、もともと林地残材が1トン3千円では採算が取れません。そこに3千円の上乗せをすることで、林地残材の搬出が進んできた。一般の、とりわけ農家とか、あるいは定年をされた人などが林地残材を軽トラで運び出しますと、1日当たり6千円から1万円ほどの収入につながるわけであります。この事業の中で、合い言葉は、いわゆる材木はA材、B材、C材ということで、C材というのは製品にならない材木のことです。このC材で晩酌をしようというのがここの合い言葉となされているところであります。今後の展望として、こうした補助金はずっと続くは限りませんので、自立継続のために温泉施設などのボイラーを、薪ボイラーを導入し、その温泉施設に薪を供給販売をする。また、合板工場への販路も広げる方針であるようであります。

研修の成果としまして、大津町でも自然エネルギーバイオマス活用の活動が始まっております。事業支援の効果が期待できるし、熊本県の水と緑の森づくりの税からも支援が期待できるのではないかと

と考えられます。

また、木質ボイラー普及、木質燃料発電が拡大をしますならば、森林の環境保全と自然エネルギー拡大、地域での雇用経済活性化につながるものと思われれます。

次に、長野県の飯田市に伺いまして、とりわけお日さま発電所太陽光発電システムについて研修を行いました。飯田市は、人口約10万6千人、面積が658平方キロメートル、大変広うございます。飯田市役所とお日さま進歩エネルギー株式会社の方から説明を受けたところです。飯田市は、内閣府の全国の13あります環境モデル都市に指定されております。温室効果ガス排出削減目標を設定いたしまして、2005年対比で、25年後の2030年に4割から5割削減を目標として掲げております。そのために、自然エネルギーの普及や公共交通の活用などに取り組んでおられるところがあります。地域企業との連携で、環境の改善と地域における人材の要請、地域経済活性化を連動させる、そのためにお日さまのエネルギー、森林のエネルギー活用が全国的に先進事例とされております。太陽光発電普及につきまして、ここの特徴は、市のまず所有地に行政と中部電力の共同事業によりまして、管内では第1号のメガソーラーを設置され、2011年に営業運転、敷地面積は1万8千平米、年間発電量は100キロワット、一般家庭で約300世帯分に相当するそうであります。また、官民共同事業で、2004年NPOの「南信州おひさま進歩」を設立。寄附金を募って、最初は私立保育園におひさま発電所を設置いたしております。その後、有限会社となり、また現在は株式会社となっております。住宅用の太陽光発電事業として0円で一般家庭の屋根に、初期投資が0円で太陽光発電システムを乗せることができる、そういう0円システムが普及されております。8年間で1千34世帯がこれを利用し、1年間平均で130世帯に太陽光発電が普及しています。2030年度までに市内の4割を目標にしているそうであります。この0円システムというのは、このおひさま進歩エネルギー株式会社が3.5キロワット程度の太陽光発電システムを住宅に設置し、所有者が毎月1万9千800円を9年間支払いますと、約214万円になりますが、初期投資なしに太陽光発電が始められる。10年目以降は譲渡がなされ、住宅所有者のものになるというシステムであります。また、官民共同の公的施設の屋根貸し事業も普及しております。それから、おひさま進歩エネルギー株式会社による日本初の市民ファンドが実施されていることでもあります。業者が、市民や法人から出資を募り、公的施設や民間の屋根などを借りて太陽光発電を普及するというシステムであります。出資者は一口10万円から50万円まで出資をし、年2%以上の配当を受け取ることができます。第1号のおひさまファンドは2005年、募集目標は2億150万円でありましたが、3カ月足らずでこれを達成したそうです。出資内訳者は466名で、うち県内が72名ということです。こうした事業は現在6カ所に広がって、8年間に11億8千万円の一般市民からのこうした趣旨を集めているそうであります。また、地域の木質資源活用として、太陽光のほか木質燃料の普及拡大、小水力発電にも力を入れられているところでもあります。

また、環境省補助事業によるリンゴ並木、大変有名なところらしいですが、リンゴ並木の前にエコハウスがつくられておりましたので視察を行いました。参考になったことといたしまして、地域の資源を活かしてエネルギーの地産地消は大変重要である。また、市民と地場企業の利益と雇用の拡大、

とりわけ市民ファンドのような仕組みは、地域経済の活性化につながるということであります。また、官民協働の議論と計画づくりが大変重要であり、とりわけ行政のやる気が必要であると感じたところであります。

次に、愛知県の蟹江町、名古屋市の隣の町であります。人口3万7千500人で、面積はわずか11平方キロメートルしかありません。その小さい町の中に大小の河川が、河川面積が4分の1を占めるという、また全町域が海拔0メートル地帯という大変めずらしい町であります。この町では、防災メールサービスを25年9月から、今年の9月から開始をします。現在登録者は1千534名となっているそうであります。また、フェイスブックの活用も検討中であります。また、海拔0メートル地帯でありますので、電柱とか避難所とか、公共施設などの町内200カ所に、この地点は海拔何メートルですよという表示がされております。ですから、新築の家はほとんど宅地を嵩上げて新しい家はつくられているそうであります。そして、いざ災害のときのためにボランティアコーディネーターの養成講座を6年前から開始し、現在45名が受講をされているそうであります。予想されます東南海地震対策として、個人住宅の耐震診断に60万円、耐震改修に120万円の補助制度がございます。町役場も我が大津町と同じぐらいの築年数が古いために、2億円弱の予算で耐震補強工事が行われておりました。

次に、愛知県の一宮市におきまして、市民活動支援センターの視察を行いました。一宮市は人口約38万6千人、新しい駅ビルが建っておりますが、その駅ビルの2階、3階が市の施設となっているそうです。ですから、駅のホームから自由にその施設に出入りができる、オープンスペースや、また図書館も併設がなされております。市民活動団体の活動や団体間の交流の拠点、会議室、貸しロッカー、印刷機、あるいはコピー機、常駐の職員とNPOによる市民に対する相談業務の委託がなされております。この特徴は、市民活動支援金制度で、こうした市民活動に支援金が支払われますが、この支援総額は6月時点で市に入ってくる市民税額の1%相当額、24年度では1億9千285万円が交付金として市民活動に交付がなされております。この1億9千285万円を18歳以上の人口で割った額、つまり607円を単位として、市民による投票を行って、この団体にはいくら、この団体にはいくらということ、その投票の多数によって支援額が決まると。大変ユニークな方法です。実績を見ますと、最低は大体年間5万円台から高齢者の助け合いボランティアなどには231万円支援がなされる、こういうシステムになっております。38万都市と大津町との差はございますが、大津町の個人住民税は20年度で約13億円でありますので、1%相当額は1千300万円になります。我が町でもこうした町民活動にこういう視点での援助があればよいのではないかと、そのように感じたところでございます。

以上で、総務常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、各常任委員会の行政調査報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時08分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第66号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、議案第66号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まずは、議案第66号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてでございますが、今回、菊池環境保全組合に菊池市の全域が加入することに伴い、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するものでございまして、地方290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。議案第66号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案集の1から3ページをお願いします。菊池環境保全組合への菊池市全域加入の件に関しましては、これまで全員協議会等で説明させていただいておりましたが、11月11日に環境保全組合議会におきまして、新環境工場建設に伴う組合の処理区域について菊池市全域加入を認める議決がなされました。これに伴い、菊池環境保全組合の共同する事務を変更し、菊池環境保全組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

説明資料集の新旧対照表により、規約の内容を説明させていただきます。1ページをお願いいたします。変更の第1点は、現行の組合の菊池市における処理区域は、市町村合併前の泗水町の区域に限られていたものを菊池市全域としたことにより、第3条第1項を改正するものです。

第2点目は、新環境工場建設業務等に伴い、組合の共同処理する事務を具体的に明記したことによ

り、第3条第1項に1号及び2号を加え、併せて同条第2項を改正するものです。

第3点目は、新環境工場建設費用の負担割合を均等割10%、利用割90%としたことと、施設の解体に要する費用の負担について、2から3ページにあります別表を改正するものです。

最後に、規約に用いられている「もって」という表記を現代仮名遣いの「もつて」に改めたことにより、第2条、第9条第3項、第10条第2項及び第13条第1項を改正するものです。

議案集の3ページにお戻りください。附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。なお、この議案は4市町における同文議決になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 再論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第67号から日程第15 議案第76号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6、議案第67号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第15、議案第76号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました議案第66号の案件につきまして、ご議決いただきまして、誠にありがとうございました。

次に、議案第67号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするために条例を制定するものです。

次に、議案第68号、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条

例の一部を改正する条例についてでございますが、金融機関の名称変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第67号と議案第68号は、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第69号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について及び議案第70号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてでございますが、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的にかつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第71号、合志市市道の路線廃止に伴う承諾について及び議案第72号、合志市市道の路線認定に伴う承諾についてでございますが、大津町区域内における合志市市道の廃止及び認定に伴う承諾を行うもので、廃止の承諾については道路法第10条第3項において、準用する同法第8条第4項の規定により認定の承諾については、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第73号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千441万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4千327万5千円とし、第2表で債務負担行為を補正するものです。歳入では、分担金及び負担金750万円、使用料及び手数料1万円、国庫支出金6千954万9千円、県支出金6千110万5千円、財産収入78万2千円、繰入金1億1千万円、諸収入476万8千円、町債70万円を、それぞれ増額するものです。歳出では、総務費364万円、民生費2億416万3千円、衛生費42万3千円、農林水産業費938万8千円、土木費472万7千円、消防費278万円、教育費2千438万8千円、災害復旧費897万9千円、予備費391万円をそれぞれ増額し、商工費798万4千円を減額するものです。

次に、議案第74号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1千893万6千円としたものです。歳入では、負担金及び分担金を363万8千円、繰入金427万1千円、財産収入を10万円増額し、町債を50万円減額し、歳出では事業費を750万9千円増額するものです。

次に、議案第75号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7千854万7千円としたものです。歳入では、繰入金を88万8千円増額し、歳出では総務費33万9千円、地域支援事業費を54万9千円、諸支出金を10万円増額し、予備費で10万円減額するものです。

次に、議案第76号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千267万8千円としたものです。歳入では、繰入金を85万8千円増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を55万8千円、保険事業費を55万7千円増額し、予備費を25万7千円減額するものです。

議案第73号から議案第76号までの4議案につきましては、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第67号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集は4ページから7ページ、説明資料は4ページからになりますので、お開き願います。説明資料でご説明申し上げます。4ページに記載しておりますように、条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、延滞金の割合等の特例の規定が平成26年1月1日から適用されることになり、大津町税条例と同様に延滞金の割合等の特例に関する条例についての所要の整備が必要となるものであり、関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。なお、大津町税条例につきましては、地方税法の施行日が平成25年4月1日のため、延滞金の割合等の特例についても、併せて大津町税条例の一部を改正する条例につきまして3月で専決処分を行い、6月議会にその専決処分を報告し承認をいただいているところでございます。関係する条例につきましては、記載してありますように第1条の税外収入益にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例から第7条の大津町農業集落排水処理施設条例までの各条例でございます。4ページの中ほどにあります大津町税条例附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の規定を関係条例に適用させていることから、地方税法の一部を改正する法律等の改正内容につきましてご説明申し上げます。下の方の記載の①で、改正につきましては国税の延滞税の特例の見直しに併せ、地方税の延滞金の特例についても同様の改正が行い、見直しが行われております。②で、改正前までは納期後1カ月以内についてのみ特例措置がありましたが、改正後は納期限後1カ月以内と併せて1カ月を経過する日から納付の日までに、5ページをお願いいたします、についても特例措置を設けるものです。また、特例の基準となる特例基準割合についても見直しが行われております。具体的には、改正前の特例基準割合では、隔年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合で、①の納期限度1カ月以内は年4%となります。②で、納期限後1カ月を経過する日から納付の日までは特例なしの年14.6%となっておりますが、改正後の特例基準割合は当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合で、現在2%となります。具体的には、①でこれらの改正により納期限1カ月以内の延滞金は、特例基準割合年2%に早期納付を促す観点から、年1%を

加算した割合の年3%になります。②で、納期限後1カ月を経過する日から納付の日までは、特例基準割合の2%に早期納付を促す観点から7.3%加算した割合の年9.3%になります。

次の大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正で、①の大津町税条例の附則第3条の2の延滞金の割合等の特例の規定では、年14.6%と年7.3%の率としておりますが、②の大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の附則第4項では、年14.5%と年7.25%としております。この率につきましては、下のほうに記載しております都市計画法第75条第4項にありますように、年14.5%の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができるかと規定されていることによるものであります。

説明資料の6ページから順次お聞き願います。関係条例の一部の改正につきましては、ただいまご説明いたしましたことに基づきまして新旧対照表の改正後の第1条の附則、延滞金の割合等の特例については、大津町税条例附則第3条の2の規定によるとしております。第2条、第3条及び7ページの第4条について、同様の規定となります。なお、第4条の附則第10項では、延滞金に関する経過措置で、期間の改正を行っております。

8ページの第5条の大津町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正は、都市計画法に基づく延滞金と附則を規定させていただいております。

9ページの第6条、第7条の各条例につきましては、附則で大津町税条例附則第3条の2の規定によるとしております。

議案集の7ページをお願いいたします。附則第1項で、この条例は平成26年1月1日から施行するとしております。附則第2項で、改正後のそれぞれの条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 議案第68号、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の8ページをお願いします。今回の改正は、熊本ファミリー銀行が平成25年4月1日付けで熊本銀行に行名変更となったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案集9ページをお願いします。第3条3号中、「熊本ファミリー銀行」を「熊本銀行」に改めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するとしております。

なお、説明資料10ページに条例改正の新旧対照表を載せておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 議案第69号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育

室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について説明いたします。議案集の10ページをお願いします。大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために、指定管理者を指定するものです。

説明資料の11と12ページをお願いします。1、対象施設については、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の3施設です。2、目的で、学童保育施設は、児童福祉法第34条の7の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るために設置した施設です。この設置目的を、より効率的かつ効果的に達成するため、学童保育に実績があり、地域等の活力を積極的に活用できる法人に指定管理者として指定することで事業効果の向上を図るものです。3の(1)の指定の期間については、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。3の(2)指定管理料については、申請者から提案された金額を基に協議の上、会計年度を基準として予算の範囲内で支出予定です。

なお、障害児の受け入れが見込まれた場合は、別途の基準により支出予定です。

4の(1)指定管理者の選定についてですが、指定管理の指定は行政処分の意志とされており、法律上の契約ではありません。今回は公募で実施し、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーションの審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針などを採点し、これまでの実績なども含めて総合的に評価したものです。4(2)指定管理者選定委員会の設置については、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された大津町指定管理者選定委員会により候補者の選定を行い、選定結果について町長に報告します。委員会は、外部有識者2名を含む7名の組織です。①の開催日時ですが、平成25年10月30日水曜日13時30分から16時25分、②の申請者、特定非営利活動法人NPO子どもサポートみんなのおうちの1社のみでした。③の会議の内容、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答、④の審査基準、審査基準に基づき各審査員において審査、⑤の審査内容、選定項目5項目、審査項目11項目、評価基準25項目。⑥の審査結果ですが、特定非営利活動法人NPO子どもサポートみんなのおうち、総得点531.1点となりました。

4の(3)選定結果、町長報告及び候補者への通知。①報告期日、②通知期日については、平成25年11月5日です。③の内容についてですが、採点結果を踏まえて、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者候補者として、熊本県菊池郡大津町大字陣内183番地5、特定非営利活動法人NPO子どもサポートみんなのおうち、理事長江口竜一様となりました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第70号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について説明いたします。議案集の12ページをお願いします。議案第69号と同様に、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

説明資料の13と14ページをお願いします。1、対象施設については、美咲野小学校校区学童保

育施設です。なお、2の目的から4の指定管理者候補選定の経過の内容の中で、議案第69号と同じ内容については説明を省略し、異なる部分の主な内容について説明させていただきます。

4、指定管理者候補選定の経過。(2)指定管理者選定委員会の設置についての②の申請者、ア、社会福祉法人白川園、イ、特定非営利活動法人NPO子どもサポートみんなのおうちの2社からの申請でした。⑥の審査結果ですが、ア、社会福祉法人白川園、総得点524.3点、イ、特定非営利活動法人NPO子どもサポートみんなのおうち、総得点503.0点。4の(3)選定結果、町長報告及び候補者への通知、①報告期日、②通知期日については、平成25年11月5日です。③内容についてですが、採点結果を踏まえて、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者候補者として、熊本県熊本市東区小山町2493番地、社会福祉法人白川園理事長、吉良朋広様となりました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長(中山誠也君) 議案第71号及び72号につきましては関連がありますので、併せてご説明申し上げます。

議案集は14ページからになります。まず、議案第71号、合志市市道の路線廃止に伴う承諾について説明いたします。合志市におかれましては、平成24年度から実施している道路台帳統合及び道路台帳管理システム業務において、道路台帳を再構築するため、平成26年2月議会において市道として路線の全廃止・全認定を予定されております。このうち説明資料集の15ページの位置図に示しておりますように、路線の一部が大津町区域内の道路であるため、当該市区域を越えての路線廃止となる場合において、道路法第10条第3項において準用する第8条第3項の規定により廃止の承諾をするにあたり、同条第4項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。市道廃止路線調書に示しておりますように、路線番号は110号、路線名は上日向線、起点終点及び全認定区間の延長幅員は、調書に記載のとおりです。そのうち、大津町区間は延長140メートルになります。

次に、議案第72号、合志市市道の路線認定に伴う承諾についてです。議案集は16ページになります。先の議案で説明しましたように、市道の路線認定において、この路線の一部が大津町区域内の道路であるため、当該市区域を越えての路線認定となる場合において、道路法第8条第3項の規定により認定の承諾をするにあたり、同法第4項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

なお、市道路線認定調書の内容は、路線番号を除き、路線名、起点及び終点、全認定区間、大津町区間とも廃止調書と同じです。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は、9ページになります。

今回の補正は、国庫補助事業の確定に伴う事業費の組み替え及び受益者負担金の増並びに国庫補助事業の区分変更に伴う起債対象外事業への変更が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に際それぞれ750万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ12億1千893万6千円とするものです。第2条、債務

負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるとしております。第3条、地方債の変更は、第3条地方債補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正ですが、浄化センター等包括的民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託につきましては、平成23年度から3年間で委託を行ってきましたが、平成25年度で業務が終了するため、新たに来年度から、平成28年度までの3年間で委託するため補正をするものです。

5ページをお願いいたします。第3表地方債の補正についてですが、今回浄化センター建設工事委託の事業費の確定に伴い、国庫補助事業の区分変更に伴う起債対象外事業への変更により、起債限度額を記載のとおり変更するものです。

8ページの歳入から説明いたします。款1、項1、目1負担金は、共同住宅や戸建て住宅などの民間住宅等の建設に伴い、受益者負担金を増額するものです。款4、項1、目1一般会計繰入金は、事業費等の変更に伴い増額するものです。款7、項1、目1公共下水道事業債は、先ほど説明したとおりです。款8、項4、目1物品売払収入は、平成23年度から実施してございました浄化センターの改築更新時に発生しました鉄屑等を売却するものです。

次に、10ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費の中で、節3職員手当等は申請により減額するものです。また、節8報償金は、受益者負担金の納期前払い、報償金の増額によるものです。目2事業費の中では、節13委託料については、管渠の長寿命化計画委託費を増額し、浄化センター建設工事委託の費用については減額し、また節15工事請負費については管渠工事の一部を実施するために増額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第73号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。

第1条で、既定の予算総額に2億5千441万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額114億4千327万5千円とするものです。第2条で、債務負担行為の追加を第2表債務負担行為補正のとおりとしております。第3条で、地方債の変更を第3表地方債の補正のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、追加で、総合行政ネットワークシステム機器借上料及び保守委託は、全国の地方公共団体と国などを相互に接続する行政専用のネットワークシステムの更新に伴うものです。町有林保育事業は、町有林の長期施業委託に係るものであります。

9ページ、第3表地方債補正です。防災対策事業債の変更は、防火水槽の設置に関するものです。設計単価の上昇に伴う事業費の増額によるものであります。

歳出から先にご説明させていただきます。19ページをお開き願います。款2、項1、目5財産管理費は、町有地を適正に管理するためのものであります。目9防犯対策費は、防犯灯、街灯の維持設

置に関するものですか。

20ページをお願いいたします。項2、目1 税務総務費の節23 過誤納還付金は、確定申告などに伴います町税の還付金です。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1 社会福祉総務費、節19の民生児童委員活動補助金は、PR活動に関するものであります。節28 介護保険特別会計繰出金は、包括支援センターのシステム入れ替えなどに伴うものです。目2 障害者福祉費の節20 扶助費は、それぞれ利用者の増に伴うものであります。節23 償還金利子及び割引料は、前年度事業費の確定に伴う返還金です。目3 後期高齢者医療費です。節19の負担金は、療養給付費負担金の精算による追加負担です。節28は、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出金の補正です。

22ページをお願いいたします。目4 老人福祉費は、利用者の増加によるものです。項2、目1 児童福祉総務費です。節1 報酬及び節9 旅費は、新設保育所の選定を行うための審査会委員2名の2回分です。節13 委託料の子ども子育て支援システム導入委託料は、新制度に伴う電算システム構築費です。そのほかは、いずれも利用者等の増によるものであります。

23ページをお願いいたします。節18は大津南小学校内に学童保育施設を整備しようとするための備品の購入です。節19、2の家庭的保育改修等補助金は、待機児童対策としまして、新たに1カ所整備をしようとするものです。目4 社会福祉施設整備補助金は、白川保育園の児童数の増加に伴う遊戯室増築に対するものであります。節23 償還金利子及び割引料は、いずれも24年度の確定に伴う精算であります。目2 児童措置費は、対象児童の増加による児童手当の増です。

24ページをお願いいたします。目5 保育所運営費は、児童の増加による私立保育所負担金の増です。款4、項1、目1 保健衛生総務費です。節20 妊婦健診補助は、里帰り出産で健診をされる方の増によるものであります。

25ページをお願いいたします。款6、項1、目3 農業振興費の節3 職員手当は、人・農地プラン作成のための地区説明会に係るものであります。節19 補助金は、1、経営安定対策事業補助金は、農業法人大津白川に対する国の定額補助であります。5、有害鳥獣捕獲補助金は、捕獲頭数の増です。9、青年就農給付金は、新たな就農見込みの4名分であります。16、くまもと6次産業化総合対策事業補助金は、農産加工品の商品化への2分の1の補助です。

26ページをお願いいたします。目4 畜産業費は、事業を中止されたことによる減額です。目7 圃場整備は、非農用地に上下水道を敷設するものであります。

27ページをお願いいたします。項2、目2 林業振興費は、森林公園の電気料の不足見込みであります。款7、項1、目3 観光費は、都市対抗野球応援団派遣事業補助金の確定による減額です。

28ページをお願いいたします。款8、項3、目3 公共下水道費は、事業費の変更によるものであります。項4、目1 住宅総務費の時間外勤務手当は、住宅使用料の徴収強化を図るためのものであります。目2 住宅維持費の報酬は、4年に一度の住生活総合調査に係る調査員報酬です。時間外勤務手当は、国の経済対策に伴う各課からの委託工事等が増えたことによります設計業務量の増によるものであります。款9、項1、目3 消防施設費は、防火水槽設置工事の資材の高騰によるものであります。

目4水防費と目5災害対策費の職員手当は、災害出動等に伴います職員の時間外勤務手当です。

30ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費の節11需用費の消耗品費は、美咲野小学校に係るものです。節13委託料は、小学校へのエアコン設置の設計業務委託です。節18は電子黒板の購入ほかであります。目2教育振興費の補助費は、対象児童の増によるものであります。

31ページをお願いいたします。項3、目1学校管理費の節13委託料で、大津北中学校グラウンドの改修設計業務を計上いたしております。節15の工事請負費は、大津中学校の地下水用ポンプの改修工事ほかです。節18備品購入費は、電子黒板の購入と大津北中学校の26年度のクラス増見込みによります教室用備品の購入です。項4、目1幼稚園費の節13委託料は、大津幼稚園へのエアコン設置の設計業務委託です。節18は、陣内幼稚園のクラス増に伴います牛乳保冷庫ほかの購入です。

32ページをお願いいたします。節19の補助金は、いずれも児童の増によるものであります。

33ページをお願いいたします。項6、目3学校給食費は、学校給食センター運営委員会の開催回数増です。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、農業用施設及び農地等の災害復旧関係であります。

34ページ、款13予備費で、補正予算の財源調整をさせていただいております。

続きまして、歳入をご説明いたします。13ページをお開き願います。款12、項1、目2民生費負担金から、16ページの款15、項2、目8災害復旧費県補助金まで、歳出でご説明いたしましたそれぞれの事業の増減に伴う補正ですが、戻っていただきまして15ページの款15、項2、目1総務費県補助金の電源立地地域対策交付金は、小中学校の電子黒板購入の財源といたしております。目2民生費補助金、節3児童福祉補助金の子育て支援強化事業補助金は、国庫補助金からの変更であります。

17ページをお願いいたします。款16、項2、目2物品売払収入は、買い換えによりますマイクロバスの売り払い収入です。款18、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源を繰り入れるものであります。繰入後の年度末の残高は約28億7千万円の見込みであります。

18ページをお願いいたします。款21、項1町債は、第3表地方債の補正でご説明したとおりであります。給与関係につきましては、35ページ以下給与費明細書のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 議案第75号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いします。補正予算の概要は、9ページになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7千854万7千円とするものでございます。

まず、歳入について説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。款6、項1、目3その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金の増額は、介護認定調査等費及び包括的支援事業費として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いします。款1、項3、目2認定調査等費、節1報酬の増額は、非常勤職員の介護認定調査員1名の増員をお願いするものです。現在、介護認定調査員4名で認定調査を行っておりますが、認定調査の増加に伴い、申請から30日以内の基準内に認定できる認定者の割合が低下しております。今回調査員1名の増加をお願いし、認定調査件数を増やしていきたいと考えております。節13委託料の増額は、認定調査員1人が来年1月しばらく休みになりますので、その間の調査を委託する費用でございます。款3、項1、目2包括的支援事業費の節11需用費の増額は、包括支援センターの会議室等の利用が増え、電気代が増加したものでございます。節13委託料の増額は、役場内パソコンのOS切り替えに伴い、包括支援センターシステム分の切り替えの必要が生じたもので、パソコン3台分の費用でございます。

次のページをお願いします。款5、項1、目1、節23償還金利子及び割引料の増額は、過年度分保険料払戻金の補正でございます。款6、項1、目1の予備費の減額は、過年度分保険料払戻金に充用したことによりものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第76号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、10ページになります。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6千267万8千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。説明書の7ページをお願いいたします。款4、項1、目2、節1の保険基盤安定繰入金の増額でございますが、これは額の決定による一般会計からの繰入金でございます。目3の保健事業等繰入金の増額は、鍼灸施術の利用者増に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金の節19負担金補助及び交付金の増額は、歳入同様基盤安定負担金の額の決定によるものでございます。款3、項1、目1健康診査費、節13委託料の増額は、健診受診者の増加に伴う補正でございます。節14使用料及び賃借料の増額も、健診受診者の増加に伴いまして国保共同電算の使用料が増加したことによるものでございます。目2鍼灸施術費、節19負担金、補助及び交付金の鍼灸補助金の増額補正は、町指定の施術所が2カ所増えたことにより、利用者が増加したことによるものでございます。

9ページの款5、項1、目1の予備費で調整をさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

午後0時09分 休憩

△

午後1時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第16 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第16、議案質疑を行います。

まず、議案第67号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号及び議案第70号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第69号及び70号について質疑いたします。

指定管理者の指定ということで出ておりますが、これを、説明資料を見まして疑義に思う点は、新しく美咲野小学校ができたということで、新しい学童保育施設をつくられて、今までになかった社会福祉法人の白川園というところが参加されております。この申請あたりをしてみますれば今までは、NPO法人子どもサポートのみんなのおうちが指定管理者であったと思われませんが、新しくできたのに伴って、新しいその白川園さんの試みだったのか、それとかこの指定管理者候補選定の方法の中に、これまでの実績というものが書いてあります。ということは、この社会福祉法人白川園様は実績があるのか。NPO法人の子どもサポートみんなのおうちのほうは、今でやられていたということで、そこで実績を積まれたと思いますので、その点について。

次に、総得点の変化についてもお尋ねしたいのですが、69号におきましては、総得点数が700点満点のうち531.1ということで出ておりますけれども、ところが70号におきましては、このNPO子どもサポートみんなのおうち様は、総得点がかなり下がりまして503点というふうになっております。総得点におきましては69号が最も高く、70号におきましては社会福祉法人白川園様が524.3ということでなっております。69号と70号を比較した場合、このときにですね、531点で出されたときと503点という、このみんなのおうち様の点数の乖離についてお聞きしたいと思いますが、その内容が別だったのか。それとも、この社会福祉法人白川園と比較した場合にこういった点数の差が出てきたのか。この69号と70号というのは、この指定管理の仕事の内容からすれば同じですので、この点数の乖離というのがどうも気になります。このことについて、お聞きしたいと思います。その中が、例えば委託料が低かったとか、その地域のいろいろな意見を聞いたとか、いろいろなものがあるならば、そういった点をお聞きしたいと思います。

そして、また70号においては、2者申請者が出ておりますけれども、69号において、なぜ実績

があるのならば、この社会福祉法人白川園様は申請しなかったのかという疑義も生まれてきます。69号においては、競争が働いておりません。比較対照なしで申請者が1者のみということでありますので、この点についてもお聞きします。

そして、また指定管理の期間ですけれども5年間というのは非常に長うございます。5年間といえ、今後5年間の世の中の変化あたりというのは、我々も想像が付きません。教育も変わってきます。ですから、5年というこの期間の設定についての根拠をお聞きしたいと思います。

また、教育関係におきましては、いろんなPTAをはじめとして、いろんな教育に関する組織なり何なりがあります。校長先生の会であったり、学校評議員さんであったり、教育委員会という形があります。そして、また地元校区の方々のご意見というものがありますので、そういったものをきちんと加味されて審査されたのか。

以上、お聞きしたいと思います。

**○議長（大塚龍一郎君）** 子育て支援課松永高春君。

**○子育て支援課（松永高春君）** まず、私のほうからはですね、最初の質問で、白川園は実績があったのかという質問だったと思います。白川園さんはですね、これまで補助事業ということで緑ヶ丘保育園と、それから白川保育園と、これまで学童保育を保育園内でずっとやられております。そういった実績があるということでございます。

それから、指定管理を5年間とした理由でございます。前回の非公募による指定管理においてはですね、期間は5年間と同じでございました。3年間の短期間よりも長期による指定管理を行うことで、雇用の任用、指導者の資質の向上、それから人員配置、また利用児童の増減、保育料の収支決算などの業務の負担解消、さらに継続的に子どもを預かり、目的達成に努めることができるなど、業務内容に一定の専門性が向上され、人材の育成確保になるよう5年間としております。これは、平成18年に作成いたしました運用基準に基づいております。

あとの分については、総務部長のほうでお願いしたいと思っております。

**○議長（大塚龍一郎君）** 総務部長岩尾昭徳君。

**○総務部長（岩尾昭徳君）** 永田議員のご質疑にお答えします。

まず、今回、69号、それから70号、それぞれの提案内容に基づきまして、今回申請者が1者と2者という形での点数の乖離についてのお尋ねかと思っておりますけれども、まず今回の選定にあたりましては、ご承知のように公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づきまして、この中での選定基準というのが設けられております。説明資料の中にも記載をしておりますように、選定項目がそれぞれに設けられておりますので、その選定項目に従いましてどちらのほうも同じ基準で審査をしていただいております。

まず始めに、事業計画書の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。2番目に、計画書の内容が当該公の施設の行為を最大限に発揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。3番目に、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。それと、町長が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と求めるものと

いうことで、それぞれの項目に従いまして基準を設けさせていただいております。その基準に基づきまして選定委員会が開催されました。内容につきましては、NPO子どもサポートみんなのおうちさんのほうが総合点数ということでのご質問の内容の点数でございますけれども、今回2法人の申請につきましては、これまで学童保育におきましては地域、保護者、それから学校、行政との連携のもと、子どもたちが安全で豊かな放課後を提供でき、そして児童の健全育成のための実績並びに施設運営ができています。みんなのおうちさんのほうの総得点が、大津、室、護川小学校と美咲野小学校とでは30点ほどのご質問のとおり差がございます。最初に大津、室、護川小学校の学童施設の指定管理の応募に対しまして、1法人のみということございましたので、みんなのおうちの審査がございまして、次に美咲野小学校の学童保育施設の指定管理の応募に対し、次に2法人の審査が行われております。分けて採点された関係であると思われましても、審査基準表への記入につきましては、各委員の考えで評価させていただいております。その状況でございますけれども、ただいま申し上げましたようなこと、まず最初のその大津、室、護川小学校の学童施設についてプレゼンをいただきまして、質疑応答が行われております。その場で各委員さんに審査基準に点数を記入され、その後集計を行っております。会議再開後に美咲野小学校のほうの学童施設につきましても、同様な手順を行っているとございます。今回、指定管理の対象施設が4カ所ございまして、それぞれの施設の公募に伴う申請者が1法人と2法人ということで、それぞれの施設運営を基準とした基準内容の審査に基づきまして実施する必要がございますので、それぞれ2回に分けて審査が行われた結果として、当然実績等も踏まえた上で審査員の方々の審査があったということで、この差が出たのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、1法人ということにつきましては、応募に基づきまして、片方につきましては1法人という形での結果となっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

審査の方法、応募のやり方というものがどうしても腑に落ちないんですね。69号、70号を比較した場合、教育に差があつてはいけませんよね。その中で、同じこの大津町の中の小学校の中です、この69号では3校において1者しか申請がなかったということですが、70号は2者あったからということであるならばですよ、じゃ70号のもう1者の方というのは、この69号に出さなかったわけがわからないわけですよ。ここです、この学童保育について差が出てきてはいけなと僕は言いたいんですね。この姿勢、その学童保育の経営方針というものが、この2者は違うわけですよ、言うならば。それが、なぜその、得点で言うならば531点取ったところに全部頼むべきでしょう、言うならば。ただ単に得点を、そのためにあるんでしょう。ですから、この美咲野小学校がこのときに531点取った方がですよ、503点に下がったということ自体がですね、どうも腑に落ちないんですね。審査方法に私見を入れてはいかないかということです。ですから、この指定管理者選定委員会の方々がどんな方かは知りませんが、個人的感情がこの中に入っている可能

性があるということまで考えなくてはならないということですよ。私だったならば、やはりこの70号で競争が起きたわけですから、69号と70号は合致併せて、じゃ70号で2者あったので、この69号にも参加なされないんですかと。そしたら、はっきりわかるじゃないですか。ここでわざわざばらけた理由が私にはわかりません。

そして、またもう一つ部長の説明の中で、5年間というのはそういった指針を決めているということで、やはり長期に渡らないとそういった事にあたる方々の人材育成、そういったものが伸びないと、そういったことを言われました。ということはですよ、5年間の実績があるのならば、その伸びた結果というものが前回の指定管理の後によりよくなっているはずですよ。その点についてもお聞きしたいということです。

そして、またここで70号で競争をされた社会福祉法人と特定非営利活動法人の違いというものは明らかなんですよ。特定非営利活動法人というのは、儲け主義ではありません。ですから、無駄を極力省くことができるんですよ。ですから、社会福祉法人で、こちらのほうが料金的なものが低かったのならば、特定非営利活動法人よりも少ない人件費でやれるということならばですね、そのところは非常に重要なところだと思います。15万円の給料の人と20万円の給料の人の働き方というのは、やっぱり変わってくるんですよ、やっぱり同じ仕事をさせたら。ですから、そういった詳細な点まできちんとこれされているのかなと思いますよね。社会福祉法人というのは、営利団体なんです。あくまでも福祉という名前は付いておりますけれども、この中で利益が出たならば、代表者はその給与を替えて、自分たちが100万円利益が上がったならば100万円私はもらおうということができるんですよ。ところが、特定非営利活動法人はそれができない。きちんとそのところは明記してあるんですね。だから、そういったところを考えますれば、この審査結果、応募にこの2者しかなかったというようなこのやり方自体もちょっとおかしいんじゃないでしょうか。このときに、だったら予定価格というものを出しておられますか。普通工事というものは出しますよね、いろいろな土木工事とか建設工事。ある程度今までずっと指定管理をしてきたのならば、どれぐらい経費がかかるというものは出るはずですよ。まずそれを大元にして審査するのが、この税金の関係からできるだけ少ない支出で済ますためにはですね、それは必要です。そういったことをされたのかということですね。

あとはですね、もう一つありました。この社会福祉法人の白川園様につきましては、熊本県熊本市東区小山町となっておりますので、この社会福祉法人としての納税拠点が熊本市ということになるのではないかなということで、社会福祉法人の納税について、例えばNPO法人については大津の方々があたられるのならば、そういった方々の所得に応じて入れたり、その徴税を納めたりとかされていると思いますので、この理事長あたりは大津町には納税されていないのではないかなというふうにも考えられます。税あって、自治体やこういった活動ができるわけですから、その根拠となるものにきちんと加勢ができるような団体がどうかということも審査の基準に置くべきではないかと思っておりますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、それぞれの2つの議案の提案の内容についての非営利または営利という福祉法人ですが、それぞれの違いがあるということもございますけれども、今回の、先ほど質問に対しましてのご説明をさせていただきましたけれども、今回、あくまでも審査基準に従いまして、それぞれご指摘いただきましたように、内容につきましては5項目の中でそれぞれ経費の縮減、また安定的な経営運営、効率効果的なそういったものができるかということにつきましては、細かく基準を設けさせていただいております。今回のその中で、それぞれ2法人につきましては提案書に従いまして、当然内容に従った詳細な提案書をいただいております。2法人がそれぞれに提案されました金額、それと運営の計画案、そしてそういった収支関係の経費等も含めてご提案をされておりますので、その内容も詳細に委員さん方に審査をいただきまして、そしてその結果、その基準表に基づいて、それぞれの委員さん方が採点をされたという結果でございますので、それぞれの委員さん方のその内容の審査内容に基づいて判断された結果であるというふうに考えております。

それから、指定管理の期間とその法人についてのその熊本市というお尋ねにつきましては、松永部長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

提案金額につきましては、募集要項にも上限額を債務負担行為額と同額の形で5年間の町が積算いたしました金額ということで募集要項にも載せさせていただいておりますので、金額につきましては5年間で1億7千516万5千円でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

美咲野小学校校区のほうは2者、それ以外は1者だったというようなところで、何で美咲野だけが2者だったのかというような趣旨のご質問だったろうと思うんですけれども、美咲野小学校はですね、今回新たにつくった施設でございまして、大体70人までとするようなガイドラインがございまして、それで、今回美咲野には2つのクラブを設置したわけでございまして。これまで大津小学校にはみんなのおうちさんと一部緑ヶ丘、それから白川を利用していた子どもさんがいらっしゃいました。そこでいろいろ検討する中でですね、初年度の1年間、補助金でですね、移行期間として2つの法人に運営をしていただいたところでございまして。これはですね、先ほど説明いたしましたように、新しい学童保育施設にかかる児童や保護者の中には不安な気持ちを持たれる人もおるということでですね、その辺を十分配慮して1年間はですね、2つの白川園さんとみんなのうちでですね、一つずつしていただいて、次の年からはですね、正式に公募をするということで説明をしてきたところでございまして。

そういった形でですね、そういった状況の中で今回美咲野小学校についてはですね、白川園さんのほうからの、法人の考え方もございますけれども、提案があったのではないかとこのように考えているところでございます。

それと、5年間ということもございますけれども、主にですね、施設の維持管理業務が主たる業務、大体普通指定管理の場合は施設の管理が主なものもございまして。そういったものに関しては、一応3年以内ということで大体全国のところ、ほかのところの自治体もですね、同じような感じで3年以内ということでありまして、ただ業務の内容に一定の専門性がある場合はですね、今までのほかの先進

地の事例とか見てみますと、大体5年もしくはもっと長くお願いするというような場合もございます。今回のこの学童保育につきましてはですね、一定の専門性が必要ということで5年を採用したということでございます。人材育成の充実した成果については、詳しい内容についてはですね、プレゼンの中でも各委員さん方を前にこれまでの実績、それから新しい、こんなこともやりますということがプレゼンの中で出ておりますので、当然前回の5年間と違った意味の新しいサービスも展開されるということでございます。

納税については募集要項の中にはですね、要するに納税の条件等は入れておりません。ただし、募集要項の中でですね、条件の中で、国税及び地方税に未納があるものはだめですよという表現はしております。ですから、大津町で税を納めているとか、そういう応募資格は入れておりません。

それと、もう一つ熊本市というのがございましたので、そちらのほうについてはですね、社会福祉法人の白川さんはですね、皆さんご存じのように大津町において学童保育をはじめ保育所、白川保育園、それから緑ヶ丘保育園、児童発達支援事業、これは白川おひさまクラブと申しますけれども、幅広い施設を運営されております。第2種社会福祉事業でございますので、そういった部分の学童保育についてもですね、十分実績があるし、総合的に今現在、住所地は熊本市となっておりますけれども、大津町でそういった社会福祉事業、第2種社会福祉事業を実施されているということで総合的に判断したものでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 委員会付託になって、深く審議されることだと思っておりますけれども、総得点のこの得点が0.1点でも、いうならば優れたならばそこを採用するのか。しかし、その例、例えばいろいろな考え方ありますけれども、700点満点で、例えば議案第70号を計算しますれば、白川園さんが74.9%の得点で、みんなのうちさんが71.85%で、差は3%ぐらいなんですよ。100%と考えたとき3%の差なんです。ということは、その中で、私総合的に考えたときにですね、先ほど納税ということを行いましたけれども、納税があつて、あなたたち、部長たちの給料も出るんです。ですから、事業所はこっちにあるかもしれませんよ。ですから、そういった観点というのを執行部が持たないというのは、これはおかしい話です。この社会福祉法人というものがどういった納税方法かは私はわかりませんが、そういった根拠というものがですね、あつてはじめて地場企業育成とか、地産地消とかいうのは、その町全体で進めるわけですから、ほかから来て、ぽっと持っていかれるならですね、そらもう働く人が大津の人かもしれませんよ。ところが、熊本市内から来られるかもしれませんよ。ただ、そういった大津町の事業にくみする人ならば、もうふるさと納税じゃないですけども、それやってもえませんかとかですね、そういったものというのも、私はこういったものにきちんとしとかなければ、町民に対して申し訳が立たんと思うわけですよ。ここは非常に重要なところ。我々が、今日例えば委員会の委員長報告とか言いましたけれども、場所によってはですね、うちに研修に来たならば、うちで泊まってもらって、いろいろ消費してもらわんなら来んでくださいとか言うんですよ。もうみんなですね、自治体というものは、そういった自己防衛にも入っていますし、広い考えというものは確かに必要かもしれませんけれども、やはりこういった教育、

保育に対しては、やっぱりナショナリズムですよ、愛町心というものが私は必要と思うんですよ。ですから、サービス内容に対してもですね、やはり地場のほうがひいき目で見るともあっていいんじゃないかなと思います。あとはですね、この選定委員会が、例えば部長たち、こういったときには大体流れからするなら副町長をトップとしてというような形がよくなるんですけども、選定委員会の人材についてお聞きしたいと思います。外部が2人ですよ。この2人というのは、その規則でつくったからじゃなくて、規則というものは悪ければもっと充実したものに変わっていかねばならないので、学校とか、学校評議員さんとか、教育委員会とか、校長先生とか、PTAの代表とか、そういった人たちの意見を聞きましたかというものを私は言いましたよね。そういった方々が各ところからの見知で見たものか、それとも執行部の方が、例えば委員会の5名にあたって見られたというなら過半数以上じゃないですか。ということは、非常に公平性にちょっと疑義が残る部分もあります。教育については、いろんな団体のいろんな考え方がありますので、その外部有識者2名というものはどこからお連れになったものか、お聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまお尋ねでございます指定管理の選定委員会の委員さんの関係での7名ということでの状況でございますけれども、まず外部委員さんにつきましては、2名がおっしゃいましたように外部有識者ということで、町長が委嘱したということで、現在町の顧問弁護士の坂本秀徳氏と税理士の岩下輝義氏のお二人の方に外部有識者という形で委員になっていただいております。それから、内部委員につきましては、副町長、教育長、それから総務部長、企画部長、所管部長の7名ということで構成されておまして、今回その7名で選定委員会を開催させていただいております。選定の中にそういった、評議員とか、いろんなところのその意見というのは入っていますかとの件につきましては、7名の、外部有識者2人とそれから内部委員の5名ということで、ただいま申し上げましたその評議員さんとか教育関係の方につきましては、教育長以外には入っておられません。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第71号及び議案第72号の2件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計の補正の中で、学校教育課関係で、今回電子黒板の予算が計上されております。お聞きしたいのは、各学校に1台ずつだと思うんですけど、学校に1台あって、どういう使い道があるのかなというのが一つ。

それから、電子黒板が学校教育に必要だということであれば、なぜ当初予算に計上しなかったのかと、それが2つ目です。

それから、財源の問題です。電源立地地域対策交付金453万1千円が充てられているようです。多分電源立地対策交付金の使い道は何に使ってもよろしいと理解をしていいか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えします。

現在ですね、既に各学校に電子黒板は1台ずつございます。その中でですね、例えば2階、3階があるところにつきましてはですね、その電子黒板を運ぶ、2階に運んだり3階に運んだりというのは非常に厳しゅうございます。使い勝手が悪いということでございます。本来はですね、国のほうでは各学級に1台ずつ揃えなさいというような基準がございましてですね、今全国的な平均といたしまして、各学校2台が平均でございます。1.9台だと思います、全国の平均が。それで、今回電源の補助金をいただきまして、備品が購入できるということですね、今まで1台あったのをもう1台今回させていただいて、将来的にはもうちょっと、少なくとも3学級に1台程度を目安にですね、計画的に整備をしていきたいなということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員の質疑、まず必要であれば、なぜ当初から上げなかったかと、今回、電子黒板につきましては、今、担当部長がご説明したとおりでありますけれども、補正予算につきましてはやはり本来国や県の補助基準の変更、あるいは災害等の発生など、様々な事態に対応するために、当初予算に変更を加える予算というふうに認識しているところであります。ただ、今回計上させていただきました予算につきましては、緊急性等もありました補正をお願いしているところ、その他いろいろありまして、今まで以上にそれぞれの事業を精査させていただきまして、適正な時期の予算計上に努めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、電源立地地域対策交付金につきましては、電源立地市町村の振興を図り、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化を資するために市町村に対し予算の範囲内において交付金を交付するというふうになっております。最近につきましては、岩戸溪谷周辺の整備を進めてきたところでありますが、25年度につきましては発電所周辺の地域と協議を進めてまいりましたが、なかなか今までの予算計上に至りませんで、今年度につきましては町が考えます電子黒板の購入の財源とするということでご理解をいただいたところであります。

今後、次年度以降につきましては、当初予算で計上すべく周辺地域と十分協議を進めながら予算計上にあたっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 電子黒板がちょっと私はどんなものか見たことないのでわかりませんが、いずれにしても既にあって、各学級に本来は入れたいと、それは理解できました。ただですね、この12月の補正で電源立地対策交付金をとってつけたようにして予算計上するのがいかなものかと。

本来、教育に必要であるということであれば、町の一般財源から計上すべき問題ではないですかということ、これ多分委員会で審議していただけたらと思います。

もう1点だけお聞きしますが、交付金の使い道については、原発のあるようなところはものすごい額だから別ですけど、大津町では450万円程度ということなんですが、交付金規則ではどうもその地域の箱物などに使える、だから使い道は多分何でもいいんだらうと思います。ただ、住民の福祉にも資するといえますから、例えばその地域というのはもう大津町全体で多分使うべきものだと思います。岩戸の里はすぐ側ですから、公園ですね、整備に使ったのはわかります。だから、その使い道をですね、例えば区長会あたりに図って全町民のために使うようなアイデア募集するとかですね、そういうふうにするべきではなかろうかと思われまので、今回、その学校教育に取って付けたようなやり方をこのまま続けていくのかどうかですね、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員の再度のご質疑にお答えいたします。

要綱等につきましては、私がお説明しましたとおり、またあるいは荒木議員のお話のとおりでございまして、そういうような使途となっております。大津町におきましても、昨年度道路整備の財源あるいは一昨年は岩戸溪谷関係で充当いたしておりますが、やはり発電所が設置されている周辺地域におきましては、いろんなところでのご協力を直にいただいているところというふうに認識しておりますので、その点を中心に町としては考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 73号に対して質疑いたします。

まず1点目は、19ページの財産管理費といたしまして、町有地内の資材撤去工事という形で上げられております。補正予算の概要あたりを御覧いただけますと、旧若草児童学園の跡地にある建設資材の撤去工事費用ということで40万円なんですが、この建設資材というのが、その要らなくなったときに、その当時その工事の中に含めて処理すべきものであるのかなど。これが何の建設資材かは私わかりませんが、さしおりに置いておくといてそこに置いていったものなのか。それとも、使うつもりだったのか。いずれ撤去しなければならないものだったのかというのが曖昧です。その点について質疑いたします。

次に、29ページの水防費、災害対策費という形で、職員手当等の時間外手当が出ております。この時間外手当というものに対してですけれども、例えばこの水防、災害、防災に対してですね、そういった手当が出るということと、最近では東日本の震災以降、地域防災という意識も高まりまして、自主防災組織あたりが大津町でもどんどん出てきております。先日も「かたらんね」と題しまして、地域防災の大切さを研修しましたが、こういった方々に対しての人員費が出るわけではありませぬので、こういった方々に出せというわけではありませぬが、逆にそれを考えてみるならば、この時間外手当です、職員手当を出さなではないんですよ、職員でなければならぬものでなからんといかんということですよ。誰でもできるようなことを時間外手当として処理していただけたら、

税金いくらあっても足りんなというところであります。きちんと職員がその任をきちんと遂行するために必要であるという根拠がほしいと思いますので質疑いたします。

23ページの節の19家庭的保育改修等の補助金で200万円という形で上がっておりますけれども、たしかですね、最近家庭的保育事業におきまして事故があったと思います。うちの町ではありませんけれども、一月前だったですかね、なんかもうそういった初めて事故が出たということでちょっとその切り抜き忘れたんですけれども、たしか大けがか死亡事故か何か、そういったものだったろうと思うんですよ。家庭的保育改修事業等というものが、そういったものをもちろん見込んでですね、危険なところを排除するためにするものだと思いますが、そういったものに対して中途半端な改修では追いつかない状況か、それとも家庭的保育事業がそういった事故があったからの責任能力、起こさせないための、に乏しいのか、私はそのとき非常に疑義に思ったことがあるんです。ですから、大津町でもそういった事業をやっておりますけれども、ちょっと人通りが少な目の精悍な住宅地であったりとか、そういったことがあったならば、そういったところとするならば、私は非常に危険性を感じるんですよ。やっぱり場所の選定、地の利というものはあると思います。安全を確保するためには、やっぱり人通りが多くてですね、いざ何かあったときに誰かが、周りの人でも駆けつけてくれるというようなことが大切だろうと思うんですよ。先ほど言いました防災もそうです。初期消火、火事であるならば初期消火が大切でありますから、気付いた方ができるだけ早く初期消火に努める。燃え広がってからでは遅いというものでありますので、それに似たような形でですね、やはりそういった事故とかを防ぐためにはですね、場所とかの選定とかも必要になるかなと思いますので、この点について、場所と内容、そういったものについてお聞きしたいと思います。

それと、31ページの幼稚園費の中の大津幼稚園の空調機器の設置設計業務委託と、75万円上がっております。この空調機の設置設計業務ですからこれに75万円というのが非常に私は何かもったいのう感じるんですよ。空調の技術屋さんというのは、すべてのカロリー計算をしたりとか、空間の体積、いろんなものを計算して、あつと言う間にどれだけの能力のものが必要になるか。そして、また配管であるならばどういった形がいい、機械はどういったものが一番効率がいいでしょうというのは、すぐ提案されます。ですから、それに対してからの設計というものは要らないのではないのかなと。これは、もう一度に設計施工という形でしたほうが経費的には安くつくのではないかと思いますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、財産管理費の工事請負費の40万円ということについてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、まずアパート・マンションを建設されるということでございましたので、大分の事業者の方ですけれども、それによって学園の付近にということで予定されておりましたけれども、その事業者のほうで破産再生手続きという形で平成24年に手続きを開始されまして、平成24年の11月に破産手続きが開始されたということでございまして、破産管財人あたりも設けられましてこちらのほうにもいろいろご相談があったところございます。近所であったということで、まず

学園跡地のところに建築資材を建築現場あたりに移動搬出を進めていくということをごさしましたけれども、それが事情がどうしてもできなかったということで、一応貸し付けの申請をいただきまして、安全なような形で確保しました上です、貸付期間を昨年の7月から9月までという形の期間を設けまして、一応そちらのほうの貸し付けという形でさせていただきましたけれども、やはりその後、この建設につきましては引き続き建設に向けてという形で話があってございましたけれども、やはりどうしても継続が無理ということでございましたので、そのまま資材につきましては安全を確保するというような形でそちらのほうにそのままにいたしまして、結果的にはどうしてもその継続ができないということで、破産管財人、それから弁護士さんとも双方相談をいたしまして、今回その撤去するというので、これらの費用につきましては、請求費用につきましては、向こうの破産管財人のほうに一応撤去費用という形でご請求をさせていただいて対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、時間外の件でございますけれども、この時間外につきましては、水防費、それから災害対策費ということでございます。まず、水防費につきましては、警報等かかっておりますので、そういったことに対してそれぞれ災害の防止のために、やはりきちんと警報段階で、事前にそちらのほうの待機等をさせていただきまして、また雨量の状況等のあたりにおきましても一応対応させていただくということで、その期間についての時間外の勤務手当ということでの職員の分でございます。

それと、もう一つ、災害対策費につきましては、昨年の災害を教訓に、やはりこう防災体制を整えながら、いざというときに職員が共通意識をもって対応できるようにしなければなりませんので、6月13日に災害対策本部に係る全職員が災害対策本部会議を合同協議を設けさせていただいております。この内容につきましては、当然共通意識をもった形でのそういった災害対応あたりを速やかに態勢が取れるような形での会議を開かせていただいた分の時間外手当ということでございます。この時間外手当につきましては、当然ご承知のようにこの災害対策対応に係る職員分ということでございますので、そういった法に基づいた形で今回の時間外の分についても適用をさせていただいて、今回お願いをするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長、子育て支援課松永高春君。

○教育部長、子育て支援課（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えします。

まず、家庭的保育改修等の200万円の場所のことだったと思います。永田議員ご心配のとおり、私たちが場所については非常に心配をしております。やはり、安全・安心で、そういった場所を今後やろうとするところと十分検討いたしましてですね、考えたいというふうに考えております。

それから、200万円というのはあくまでも限度額でございますので、そういう危険な状況があればですね、その200万円以上の費用を使ってしまうことも考えなければいけないのかなど。場所については、今後、この予算をいただきながらですね、される方と十分その辺はですね、協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、幼稚園の空調の関係だったと思います。空調の設計と工事を一緒にしたほうがいいのではないかとございましてけれども、今回、来年中学校の空調をさせていただいて、小学校と

ということで、今、予算で小学校のほうの空調の設計もお願いしているんですけども、今回設計をさせていただいてですね、そして有利な補助金、経済対策等があればですね、工事が確定したところで補助金申請をするならということで考えています。単独であればそういった方法もあるかと思えますけれども、なるだけ有利な補助金に乗っかってしたいということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今最後の空調機器の件ですけども、75万円といったならば、いっばしの一部屋、二部屋ぐらいの機器が買える値段ではないかなと思えたので。ただ、そういった有利な補助金、それはもちろん執行部の仕事です。当たり前のことですけども、この75万円という出費がその有利な補助金と比較した場合、どう生きてくるかということですので、その点はしっかりと説明責任がありますので、その点はきちんとやはり有利な補助金を見つけてよかったなとなっていたらいいと思います。

再度質問したいのがですね、この29ページの時間外勤務手当のことなんですけれども、この、例えば昨年の大雨のときのようにですね、予測ができて、こらもうひどいことになりゃせんかということで、昨年度あたりは地場企業育成、やっとなってよかったなと思ったのが建設業界の方々が俊敏に対応されて、いろんな行動を起こされたということです。ここで疑義に思うのは、職員たるもの、大津町の職員ですから、大津町、地方自治体の公務員ですから、大津町の町民の皆様方のために、そういった全体の奉仕者であってほしいのですけれども、ここで最近よく思うのが、町外の職員の取り扱いです。やはり職員も夜中にわざわざ出てきてですね、そういった任に当たるというのは辛いございます。そのときに、町外からこっちに通っている職員あたりの取り扱いというものは、そういったものはなしにして公平に取り扱っておられるのかということです。わざわざですね、通勤手当まで出して、高い金まで出してよそから来てもらっていただいていますね、それでもなお、またそういったことに対してリアルタイムに対応できないという状況になりはしないかなと、これは非常に問題だと私は思いますので、職員あたりはやっぱり町外の人とはなかなか、私はちょっと最近疑義に思っております。サラリーマンみたいにですね、普通のサラリーマンみたいに役場に来て、はい、終わりましたと帰ると。今、この大津町がどういった状況に置かれているのか、そしてまた大津町の中で消費をしたりとか、いろんなことに対してなかなか協力態勢が得られないというのならば、大津町の職員としては、これはちょっと我々議会してもですね、査定をもう少し厳しくしていかなと、町長に対する提言もですね、厳しくしていかなと思えますので、こういった手当等もきちんと公平に町内の職員、町外の職員というものが取り扱われているのか。そして、またそういったものに対して経費の面から考えれば、どちらが有利なのかというふうになるかと思えますので、その町内に在住する職員と町外に居を構えている職員の違いについて、この点についてお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、はじめに先ほどからお尋ねの災害関係の時間外でございますけれども、ちょっと先ほど申しましたけれども、昨年の災害を教訓に、やはり体制を新たに、警戒態勢ということで新たに見直しを

しております。例えば注意報、そして警報にかかった場合につきましては、誰もがそれぞれにですね、きちんと自主的に登庁して、そしてその態勢、予防なり、また災害対応にあたるということを今回見直しをいたしまして、10班体制でですね、それぞれの役割に応じて警戒にあたりたりとか、いろいろな情報を収集したりとか、そういった体制を掲げております。そのことによって、やはりいろんな状況を早く把握しながら、やはり住民の方に被害を及ぼさないような形の体制を整えているところでございます。また、そういったときに対しての時間外は、今回お願いをしているところでございますけれども、ただ先ほどおっしゃいましたように、町外への職員もおりますので、当然この中には町外の職員もおりますけれども、ご指摘いただきましたように、やはりいざというときに身近なところから出動して、そして速やかに対応できるという体制は非常にご指摘のように大切でございますので、その辺を今後十分そのことも踏まえまして対応が取れるように、さらにしていきたいというふうに思っております。

それと、先ほどの通常の町内、町外の職員におきまして、それぞれ納税のそういった面も当然ありますので、それにつきましては十分今後それぞれの役割を生かして、今後の業務、また公務員としての姿勢の立場でやはり関わりを持っていただくような形での職員のそういった取り組みもこれから積極的にまた進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第74号から議案第76号までの3件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、議案質疑を終わります。

## 日程第17 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第17、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第67号から議案第76号まで、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）また会議規則第92条第1項の規定により、陳情第2号、陳情第3号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時14分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成25年第6回大津町議会定例会会議録

平成25年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成25年12月11日(水曜日)

出席議員	1番 金田英樹      2番 豊瀬和久      3番 佐藤真二 4番 松田純子      5番 桐原則雄      6番 山本重光 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 吉永弘則 10番 源川貞夫      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦      14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦 16番 大塚龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内隆一 書記 堀川美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      企画部企画課長 杉水辰則 副町長 徳永保則      会計管理者 徳永太 <small>兼ねて会計課長</small> 総務部長 岩尾昭徳      総務課行政係長 白石浩範 企画部長 木村誠 福祉部長 中尾精一      企画課財政係長 羽熊幸治 <small>兼ねて行革推進係長</small> 土木部長 中山誠也      教育長 那須雪子 <small>併任工業用水道課長</small> 経済部長 大塚義郎      教育部長 松永高春 子育て支援課 松永高春      農業委員会事務局長 松岡秀雄 総務部総務課長 田中令児

## 一 般 質 問

13 番 永 田 和 彦 君

p 55～p 66

### 1. 地方自治体会計方式統一について

(1)総務省は2014年度にも新方式をつくり、全国の自治体に導入を求める方針である。

民間企業が採用している「複式簿記、発生主義」に基づく財務諸表が必要となって「減価償却」の考え方なども採用されれば、固定資産価値の低下などが明らかになり、先行投資の効果も数字で把握できることとなり、施策の評価もより厳しくなるだろう。国は2000年3月以降、自治体に対し公会計制度の改革を促してきた。東京、大阪に続き愛知県も試行導入している。

各施策の効果と町民負担を明らかにできる会計制度であり、現在の取り組みと進捗状況は重要な町政の判断材料と考える。

### 2. 結果と教育について

(1)厚生労働省は、学校を卒業して就職後3年以内に仕事を辞めた割合が、リーマン・ショック後の2010年3月の大学卒業者で31.0%になったと発表した。前年度の卒業者と比べて2.2ポイント上昇である。

現状をどう認識し、どう対処するのか、町教育委員会が掲げる理想と現実は違うのか。

2 番 豊 瀬 和 久 君

p 66～p 77

### 1. データヘルスの推進について

(1)効率的な保険事業で医療費適正化への取り組みを行っていくデータヘルスを導入していけないか？

### 2. 「こころの体温計」の導入について

(1)気軽にストレス測定ができる、メンタルチェックシステム「こころの体温計」をホームページに開設できないか？

### 3. 窓口の対応について

(1)相談に適切に対応ができるために職員研修等を効果的に行えないか？

## 1. 庁舎の耐震対策と新庁舎計画は

(1) 地方自治体の所有する役所や学校、病院などの公共施設のうち、震度 6 強の地震で倒壊する危険性の高い建物が 3 千 7 9 7 棟に上ると、会計検査院が公表した。役場庁舎の耐震強度も震度 5 弱で倒壊の恐れがあると指摘されている。過去に、一般質問がされ検討されてきたと思うが、その後の対応と今後の耐震対策や新庁舎の具体的な建設計画などは、どうするのか。

## 2. 防災訓練の充実を

(1) 防災訓練の現状から、実施内容や規模などの再検討も必要と考えるが、今後の防災訓練をどのように進めるのか。

## 3. 町民とともに地産地消の充実と支援を

(1) 地産地消推進の現状及び事業推進の展開や支援の取り組みについてどのように進めているのか。

(2) 安全で安心な農林畜産物等の安定した生産と供給並びに食育との連携を進め、農林畜産物の持続的な発展及び健康で豊かな町民生活を実現することを目的とした大津町地産地消推進条例を制定し、町、生産者、消費者及び事業者の役割を明確にし、地産地消を進めていく考えはないか。

## 1. 保育所待機児童対策について

(1) 子ども・子育て会議が設置されたが、具体策は平成 2 7 年度以降になるのではないか？。待機児童も 1 歳以上になり、まったなしの状況である。来年度に向けて何らかの緊急対策が必要だと思うが町の待機児童解消緊急対策を問う。

## 2. 学校給食センターの建て替えについて

(1) 平成 2 年築の給食センターの建て替えが必要だと答弁があったが、せめて中学校単位での調理室が必要だと考える。増え続ける児童の人数対応と災害対応型の給食センターが必要と考えられる。

## 3. 給食費の公会計化と多子世帯の援助を

(1) 給食費の口座引き落とし実施

- (2)給食費は公会計で扱うべきではないか
- (3)義務教育無償の一環で学校給食が行われているなら無償が本来であるが、まず多子世帯への援助が必要と思われる

4. 生活保護の実態、就学援助制度の改定を

- (1)生活保護基準が引き下げられた。町の就学援助制度は改善されていない。
  - ①貧困の連鎖を断ち切るためにも改定が必要と考える
  - ②援助要綱文章の不適切部分がある。改善が必要ではないか

7 番 本 田 省 生 君                      p 101～ p 105

1. 環太平洋連携協定交渉について

- (1)環太平洋連携協定交渉参加において、聖域とされていた重要農産物5項目に、関税撤廃の動きがあるが、町では状況把握は出来ているのか。  
撤廃された場合の生産者への対応などは考えているのか。

2. 介護福祉について

- (1)自宅で介護されている要介護認定者の特別養護老人ホーム施設等への入所希望に対する対応は出来ているのか。  
また、入所した場合の自己負担金が年金等で納付出来ない場合の支援策は。

3 番 佐 藤 真 二 君                      p 111～ p 124

1. 職員の人材育成の取り組みについて

- (1)地方分権が進む中、自治体にはより高い行政能力が求められる。 人員計画、評価制度、研修制度などあらゆる方法で人材育成を図る必要があると考えるが、特に人材育成の現在の取り組み状況と課題、今後の計画などについて伺いたい。
  - ①職員研修の体系について
  - ②職員提案制度の運用の現状について
  - ③職員提案制度をさらに充実させ、政策コンテストといった取り組みはできないか

2. ホームページによる町政に関する情報発信の充実について

- (1)現在の町のホームページには町政に関する情報が非常に少ない。  
町政の情報を詳細に町民に伝えることは協働の第一歩と考える。

情報発信のための一定の指針を策定してはどうか。

3. 太陽光発電施設の導入は不採算なのか

(1) 町の公共施設への太陽光発電導入が進行しているが、その方向性を確認したい。

① 現在導入されている太陽光発電システムの評価について

② 今後導入される施設における経済的合理性の確保について

4. 次期振興総合計画（に相当する計画）の策定について

(1) 地方自治法の改正で、基本構想の策定の義務付け条項が廃止されている。

次期以降の計画の策定の方向性を伺いたい。

6 番 山 本 重 光 君

p 124～ p 131

1. 街頭カメラの設置について

(1) 駅や公共施設における防犯カメラの設置は進んでいるが、幹線道路、街頭、商店街に設置をすることにより、犯罪防止、不審事案の解決、行方不明者の捜索等にも有効であると考えているが、その認識と今後の方策はどうか。

2. 緊急時の避難場所について

(1) 町指定の避難場所があるが、充分であるか。

避難町民に対する飲料水、食料品、毛布などの防災用品は、充分か検証しているのか。避難先の建物の安全性そのものの検証はできているか。

1 1 番 坂 本 典 光 君

p 131～ p 141

1. 駅前楽善線完成後の変化を問う

(1) 駅前楽善線の工事も終盤に差し掛かり、早ければ来年度には完成するかもしれない。

① 駅通りとの交差点とあけぼの団地から降りてくる道との交差点の間の県道は、北側が道路拡張のため現在は空き地になっている。道路拡張が終了した暁に、このサイドは商店ができる計画があるのか。単に個人の住宅が並ぶだけか。

② 役場から駅通り間はどのように変化するか、あるいは予想できるか。

③ 駅通りはどのように変化すると予想できるか。

2. 周辺地域安住促進補助金制度について

- (1) 菊陽町では市街化調整区域にある小学校の児童数が激減している。その対策として対象地区内に転入または転居し、3年以上継続して居住する人に補助金を出す制度できた。大津町も同じような状況にある。農業の衰退から農村部は人口が激減しており、新たに住居を構える世帯も少ない。もちろん、その中にある小学校の児童数は減少している。対策を練るか中心部集中のままでいくか、政治の判断が必要である。
3. 昭和園、日吉神社、大松山を結ぶ道路の整備について
- (1) 家入町長は以前から昭和園、日吉神社、大松山を結ぶ道路を整備したいと言われていたが、町長の考える構想はどのようなものか。具体的に聞きたい。
4. くまモンを応援、活用しよう
- (1) 一時的なブームと思っていたが、全国的にくまモン人気はすごいものがある。蒲島知事もがんばっている。アメリカ、ヨーロッパにも宣伝した。香港、台湾、東南アジアでは同じ商品でもくまモンのシールが貼ってあるほうが値段が高いそうである。大津住民もくまモンを大いに宣伝し、また大津産の商品にもシールを貼って活用しようではないか。

3 番 金 田 英 樹 君

p 141～p 151

1. パブリックコメント制度の積極的な活用を！
- (1) パブリックコメントとは、自治体が計画や条例などを策定する際に、「案の段階で町民に公表して意見・要望などを募集し、それに対する行政機関の考え方を公表しつつ、有効なものは最終案に反映させていく」という一連の手続きである。これにより期待できる効果は、多数の住民の知恵を活用することで政策立案、改善段階において、より質の高い成果物が期待できるとともに、住民に対する情報公開と説明責任を果たす事に繋がる。また、そうした声に耳を傾け互いのギャップを埋めていく事が、単なる住民への負担の押し付けではない「住民」と「行政」の「協働」体制に繋がると言える。本町においては、この仕組みは殆ど活用されていないが、例えば「防災計画の策定」、コミュニティバスや乗合タクシーなど「公共交通計画の策定」等の地域的事情によって必要な対応・対策が大きく異なるものについては、特に有効であると考えられる。そうした点を踏まえ、この制度を今後更に積極的に活用していく考えがないか町長の見解を問う。

## 2. 町民の声をより広く集め、生かすための工夫を！

(1) 現在、大津町には「町政への提案」という制度があり、本庁舎を含め町内複数個所に提案用紙および投函箱が置かれているが、投函件数は少ないのが現状である。しかし、私自身多数の住民より町政への多くの意見や要望、あるいは疑問や不満の声も聞いており、その潜在的な件数は多数あると思われる。よって、今後より多くの住民の声や英知を集めながら「対話」することで住民の理解も深めつつ、更に効果的・効率的な町政運営を「協働」で行って行くためには現行の取り組みの改善が必要であると考え。そうした点を踏まえ、次の取り組みを進める考えはないか町長の見解を問う。

- ① 「町政への提案」の名称、および提案書様式の変更
- ② 提案受付経路の拡大、周知（FAX、インターネット等）
- ③ 提案、および返答内容の公開
- ④ 提案内容の定量分析

## 3. 現場職員発のカイゼン運動の実施を！

(1) ここで言う「カイゼン運動」とは、元々民間の製造業において長い年月をかけて取り組まれてきたもので、経営層からのトップダウンではなく、従業員（現場職員）が中心となってボトムアップで絶えず問題解決を行う「カイゼン」取り組みのことである。前例踏襲、お役所仕事と批判されがちな自治体職員だが、実際に現場で働く一人ひとりの実像は異なり、むしろ限られた制約の中で意欲的に取り組んでいる職員も多い。しかし、「必要性は感じていても一時的な負荷がかかる」「失敗できない」「やっても評価が変わらない」といった意識や風土も根強く、職員一人ひとりの自主的な取り組みのみに任せたのでは改善に向けての動きは極めて遅く、かつ限定的である。しかし、イベント的な要素も取り入れて職員の気持ちを奮い立たせながら行う現場発の取り組みは、改善の手段として長年の多数の企業や自治体の実績から有効であることが分かっている。よって、積極的にカイゼン運動に取り組んでいる自治体にも習いながら、この取り組みを進めるつもりはないか町長の見解を問う。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 2 日が 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 3 番 (永田和彦君) 通告に従いまして、一般質問を行います。今回は 2 点、1 問目に地方自治会計の方式統一について町長に質問します。そして、また 2 問目は現在の教育長に対して、学校を卒業して就職後 3 年以内に職を辞するという人が多くなっておりますので、その結果について、教育委員会はこういった所見を持っておられるのか、そういった形で質問をしたいと思います。

まず、1 問目ではありますが、地方自治体の会計方式についてであります。総務省が 2 0 1 4 年度にもですね、新方式をつくりまして、全国の自治体に導入を求める方針であるという報道を見ました。従来の単年度予算主義では自治体が持つ建物や道路などの資産の評価額や借金情報が得られにくく、行政運営を続けるのに必要な財務状態を適格に把握できないと思います。今回配付されました平成 2 5 年 4 月から 9 月までの大津町財政事情公表におきましても、土地・建物において種別と面積の記載、また車輛については車種と台数の記載でありまして、財産価値が値段で記載されておられません。また、町道については面積も記載はされておられません。基金残高と町債の記載はあります。借金においては、交付税措置がなされるものと返済期間が明記されていないために、今後の予算立てに役に立ちにくい状況であると私は思っております。民間企業が採用しております複式簿記、発生主義に基づく財務諸表があつて、減価償却などの考えも採用されれば、固定資産価値の低下などが明らかになります。また、先行投資の効果も数字で把握できることとなり、施策の評価が、より厳格に審議できるようになるものと思っております。国は既に 2 0 0 0 年の 3 月以降、自治体に対して公会計制度の改革を促してまいりました。東京・大阪に続きまして、愛知県も試行導入いたしております。我が町におきましても、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表や減価償却の考え方なども採用されれば、低下していく資産価値、古くなればいろんなものが安くなっていきます。そういったものを毎月費用として認識できまして、先行投資が毎月どれぐらいの費用がかかったかが見えてきて、何年後にはその投資効果が

なくなるかなどの見通しができることにより、単年度主義の欠点であります年度ごとのブチ切り会計情報に時間軸が加わるようになると思います。国においては、アベノミクス効果で税収が50兆円を突破などと官僚が情報操作的に申しておりますが、1千8兆円の借金に変わりがなく、これを国民一人当たりで割りますれば792万円の借金となります。まだまだ予断を許さない状況であります、町の税収もなかなか伸びない中で、インフラの老朽化はどんどん進んでおります。だからこそ、時間軸を入れて、今後の行政運営にあたらないと、ただ単に財政事情公表を見て、町民の皆さんに現在の町の借金残高は179億円ですと、町民一人当たり56万円の借金ですよ、国と町を合わせれば848万円の一人当たりの借金になります、県の借金も加えますれば1千万円を超えますよというふうな形にしかならないと私は思っております。

ここで、私の認識としましては、国の借金が1千兆円を超えているというふうによく言われますが、実際に政府の資産は647兆円、私の調べたところによりますればですね、外貨準備高も123兆円、日本の海外純資産が296兆3千200億円、対外資産残高661兆9千億円、日本が保有する株式や資産担保証券、米国債など総額は184兆円と。これを合計しますれば、1千912兆2千220億円あるということです。相殺すれば、デフォルトになるどころか黒字であります。しかし、こういった事実というものはなかなか見えてこないし、町も基金は持っておりますし、資産もあります。しかし、その資産がきちんと価格として表記されなければ、なかなか町民の皆様方の理解を得ることはできないと考えるから、こういう質問をするものであります。

いずれにいたしましても、民間企業が採用しております会計方式は、各施策の効果と今後の行政運営、町民負担を明らかにできる制度だと言えます。町は早急に取り組むべきと私は考えます。

このような理解の下に会計制度の充実は、町にとって重要な政策であると思います。町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の会計制度についての提案についての答弁をさせていただきますけれども、国は公会計制度の改革を進めておりまして、本町でも22年度から総務省が示した総務省方式会計モデルを採用し、決算統計の資料を基に財務書類を作成し、公表を行い、また町の資産である土地や建物についても台帳整備を進めてきたところです。まだまだ改革の一步を踏み始めたばかりという段階でございます。議員おっしゃるように、企業会計の目的は、発生主義に基づく複式簿記を用いて資産や負債などを記録し、財政状況及び収益状況を明らかにした上で、財務諸表を作成し、経営方針に用いた株主や投資家などの外部の関係者に企業の経営活動についての情報を提供することを主たる目的としているところであります。

一方、公会計は法令等に基づき徴収した税金を予算を決めて配分することで、住民福祉の向上に資するという性格を持っており、税金の配分については議会の議決を経て、はじめて執行機関はその範囲内での予算執行が可能となっています。また、住民サービスを継続的に安定して提供していくため、資金が不足しないように現金の収支と支出の管理を計画的に行う必要から、単式簿記現金主義という会計手法が長く採用されてきたところです。しかしながら、現金主義においては、行政サービスに対

するコストを把握することについては不十分であり、効率性や効果がわかりにくくなっているという批判があることも事実であり、このため国においては公会計制度改革が進められているところであり、議員がおっしゃっておられるように、減価償却の考え方などを取り入れますと、公共施設や道路などのインフラの老朽化の程度が減価償却率などで正確で、しかも客観的に把握できるものではないかと考えており、9月の議会でも質問がありましたが、建設から運用、解体等に至るまでの総費用、いわゆるライフサイクルコストに基づいた公共施設マネジメントにも利用できるものではないかと思っております。しかしながら、最初に申しあげましたように、国の指導に基づく町の公開制度の改革は緒に着いたばかりであり、すぐに対応できる段階ではございませんが、発生主義に基づく複式簿記など、企業会計システムについては、今後とも勉強させていただき、現在の会計システムでやれることは何かというようなことを研究させていただきながら、国の動向も視野に入れて柔軟な会計システムを考えていきたいと思っております。

なお、今後の国の進め方としては、平成26年度を目途に新しい方式の会計方式をつくり、全国の自治体に導入を進めていく方向を示しておりますが、詳細については、まだわかっていない状況でございますので、情報を収集しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

国の出方がまだはっきりしていないと、きちんとそういったものが出そろってからうちもやるよというような答えだったかなと思います。そして、また答弁の中で、現在の予算主義では、単年度主義ですけれども、税金の配分方法というものは、特に町長が力を入れておっしゃったように感じたのが、議会の議決を経てということが一番何か、我々にも責任があるよというようなことを言われたように感じました。実際にそのとおりです。そのために、議員が審議して、町民の皆様方の大切な税金の使い方というものを審議します。しかしながら、現在の予算書、それや先ほど言いました、4月から9月までの財政事情公表で、これでその中身というものを知れというのはですね、私も長年議員をやっておりますが、非常に難しいと思います。実際、私が今ここに手元に持っておりますのが、京セラの第60期中間報告書というものでありまして、株主に対して送られてくるものであります。私は株主ではありませんけれども、私の母のですけれども、昨日しみじみと見ながら思いました。株式会社というものは、よくやっばりこういった中間報告もわかりやすく、そしてまずこの経営の哲学というものから始まっております。要するに、こういった姿勢で私は経営をして、こういった数字を捻出できましたよというものをきちんと説明してあるんです。非常にわかりやすい。ところが、町のと比べれば、とてもこの中では、先ほど申しあげましたように、資産のところによりますれば、土地、面積は書いてありますけれども、一体いくらぐらいの価値があるのか、車輛が、何年式で値段がつくものなのか、それとも下取りに出すならば結構な値段になるものなのか、全然わかりません。予算書を見てですね、その真相までわかる議員はほとんどいないと思います。私は監査を2期しましたので帳簿をずっと見てきましたのである程度その辺は予測はできます。しかしながら、例えばそういったいろんな予算を、予算書を出されて、じゃその数字を見てわかるか、わからないか、おもしろい問題を出して

みましようか。例えば、よく問題になる義務教育の中で、2問目に義務教育について言いますけれども、給食費の問題があります。給食費の未納問題がありまして、例えば給食費を払いたくてもなかなか家計が苦しくて払えないご家庭、要保護や準要保護のご家庭というものがあつて、そういったところには、全体の配分といたしまして給食費も支給されます。しかしながら、その支給された給食費を納めないで、そのまま使ってしまうケースがあつて、給食費は未納、そしてそのお金は、その方が搾取したことになるんですね。貸し付けでも何でもない。しかし、こういった金額は出てきません。ただ未納ですよとしか出てこないんですよ。これは大問題なんですよ。給食費としてお預けしますから、ちゃんと学校に納めてくださいというお金、このお金は一体どこに行ったんでしょうね。私はそういったことをよく監査で指摘しておりました。校長先生あたりにですね、これは給食費を、じゃ誰が負担したんですかということになりますね。これは、多くの町民の方が負担するんです。給食の委員会の中では、給食費はきちんとプラスマイナスゼロになりませんので、余った給食費の中から払わなかった人のために出したということになるならば、給食費をきちんと払った人たちは、その人たちの分まで払っている。そういった計算と言うものがちゃんとできるかどうかです。そういったものを帳票で出されても、給食費の未納が何件でいくらありました、それだけしか見ないんですね。実際は、そのご家庭に払った金額はどこに行ったんでしょう。その人に貸し付けているんですか。その人の、その人の食費になっているんですかということ、結局わかりづらい。ですから、株式会社あたりになりますれば、株式会社は株主のものですから、株主様に対してしっかりと報告をするんです。そういったところが抜けてはいないかということです。ですから、じゃ町の株主はだれでしょう、株式会社と考えれば。これを株式会社と考えればどうなんでしょう。町民の皆様方ですよ。町民の皆様方に対して、きちんとした報告をしなければならぬという観点から私はこういった質問をしているということです。ですから、議員の中で一緒に飲み食いしたりする仲の良い議員さんたちとよく話すんですよ。今、職員の人たちは誰から雇われていると思っているんだろうねと、公務員の理念はちゃんと息づいているんだろうかなと。まさか、町長に雇われていると思っているんじゃないだろうねと。町民に雇われているんですよ、職員の皆様方は。こういったところをですね、はっきりしていかないと、やはり今からのこういった自治体運営もおぼつかないですよということです。ですから、恐らく今のこういった地方自治体の役場、うちの役場あたりのシステムも、今度町長が機構改革に取り組まれると私はちょっとちらっと聞きましたけれども、恐らくこういった株式会社みたいな形になるのがだんだん私は見えているつもりです。そうならないと、効率化していかないんですね。やはり数字をきちんと把握して、町民の皆様方、株式の皆様方から預かったお金をどう運用して全体のサービスにつなげるかということです。それには、まず数字的にはっきりしていかないと。ですから、町の借金が170億円あるというのも、計画的な、その返済計画というのは実際はできているわけでしょう。ところが、それというものは皆さんにはわかりづらい。そして、また途中途中で、うちは税収がよくて不交付団体になったときもありましたよね。そういったときというのは、交付税措置される予定の借金がされなくなったりとかして、非常に混沌としたときもありました。しかし、また交付税措置されるようになったりとかしてですね、ここはまたややこしい面がある。これは国も責任はある

と思います。しかしながら、やっぱりそういった取り組みというものはですね、せめてすぐ、みんながやったときにはうちもできますよという状況にはしなければならないと思います。ですから、私が監査のときによく、この監査というのは町長から委任を受けてやるわけです。もちろん議会から承認を得るわけですが、よく代表監査員と言ったのが、備品台帳というのをきちんとやるときなさいよと。その備品が皆様の税金で買われたものだから、それを大切に長年使うためには、そのある場所、価格、そういったものをきちんと明記しとかなければならないよと、シールを貼ってあるねと、よくそんなことを代表監査人も言っておられました。ですから、そういった台帳の整理、それとまた面積しか記載されていないこういった公表がありますけれども、実際は資産台帳というものをきちんとその下には整備されていて、そういった把握はできますよということを私の質問に対して町長はすぐ返さなければならないと思うんですね。これができてこそ、準備ができていないということではないでしょうか。ですから、再度質問したのは、この資産台帳、こういったもので全体の町の財産というものを把握できていますか。ですから、町の町民の皆様方は借金を負っているものでもなんでもありませんよと、町がその170億円もあつたりしてもですね、きちんとした資産もあります。相殺すれば黒字なんですよということをですね、町長の口から言えば、非常に説得力があるんですね。そういった意味で、資産台帳の整理、そういったものはきちんとされているか、この点についてはきちんと問いただしときたいと思いますので、再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の再質問でございますけれども、おっしゃるように、今、財産台帳をつくらせていただいております。もう一つは、道路台帳もつくっております。おっしゃるようにまだまだ不足しておるといふか、ご指摘のように、その価値観というものがおっしゃるようになっていないということで、台帳だけは、おっしゃるようにな面積とか場所とか、そういうものは出ておりますけれども、実際のその財産としての価値観というか、そういうものについては、現在のところなかなかそこまでできていないというような状況でございます。もちろん、道路にしる、建物にしる、そういうものについても今後一体的におっしゃるような企業会計の中で創り上げていく学習なり、そういうものに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。もちろん、企業会計という中で上水道や下水道、また我々の工業用水道関係については、やらせていただいておりますけれども、まだその中においてもなかなか住民の皆さんにしっかりした説明ができるような状況はできてないというふうに認識しております。そういうような形の中で、今、下水道関連等の施設整備関係もやらせていただいておりますけれども、今後については、そのような学習会、あるいはそういう公会計の研修、協議会みたいものもありますし、そういう関係の学習にも職員に勉強をしていただきながら職員とともにそのような形でしっかりと財産管理というか、現状のところを把握できるようなシステムを今後取っていきたい。もちろん、議員ご指摘のとおり、今の会計から企業会計にスムーズにいけるような努力をしっかりとやっていかなくちやならないというふうには考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今、町長の答弁をお聞きしまして、大体どこの自治体もそれぐらいのもんだ

ろうと私も思います。実際ですね、やはり上位団体の県・国があって、国がやれと言わん限りはですね、取り組みなさいぐらいではですね、どこもやっぱり取り組まないんですよ。はっきり国がもうそれをやるんだというならば従わなくてはならないんですね、国の形をつくるためには。ただ、なぜそういったことを、こういった質問をするかといいますればですね、私が長年議員をやってきて、町長たちとこうやっていろんな議論をします。その中でですね、非常に今でもひっかかっているものが実はあってですね、この予算主義ではどうしても見えにくいもの、これはですね、社会資本の整備、インフラ整備なんですよ。インフラ整備をしたときにですね、何でそんなに何億円もかけてそんな道をつくるのかですね、橋を架けるの、そういった建物を建てるのといったときにですね、決まって返ってくる言葉が、将来の方々も使うし、今後に備えなくてはならない。しかし、それがですね、本当に減価償却していつまで何年持つのか、そして本当に10年後、20年後も必要となる社会資本なのかということについて、私はいつもそこで悩むんですよ。本当に使うかもしれない道路しか使わなくなるかもしれない道路というところが、やっぱりそれだけの大きなところが町民の税金を使わせていただいでつくるのに、将来使われなくなったらこれどうしようかと、これ返しもできないし、それを処分することもできないといったときにですね、大きなそれは失敗の事業になるわけですね。ですから、やはりそういったところをですね、町民の代表として、議員として我々は出てきていますので、しっかりと審議するためにもそういった会計方式が望ましいということです。ですから、サッカー場のことについて言いました。これからも長く、末永く皆さんに愛されて使っていくためには、人工芝は必要となると思います。これが現在のトレンドです、傾向ですよ。ですから、いち早く取り入れないと、ほかに客が流れたならばこっちにおいでと言っても、もう遅いんじゃないですか。我々は先駆者で行きましょうよということをやったりします。ですから、やはりその時代時代というもの、それとこの町の持つ実力ですね、どれだけの実力があって、それだけの巨大な投資ができるのか。そして、今後の展望、そういったものを考えればですね、しっかりとした資産台帳があって、よし、うちの町はこれだけの実力がある、そしてまたまだまだ人口を増やしていけると。日本国全体では、もうほとんどが減っていつていますので、そういった展望が開けるためには、会計制度、この数字に直して、そして議論の中に時間軸をちゃんと入れて、1年後、2年後、10年後というふうな形を入れていかなければならないと思うからこういった質問をするのであります。ですから、町長の今後の取り組みに期待いたしますが、今後これはちょっと本当かどうかわかりませんが、町長が機構改革にそういったことで臨まれるということで、そういった臨むときにですね、私はぜひ加味していただきたいのが、そういった株式会社みたいな、わかりやすく、本当に町民の方々のための自治体にならんといかんから、そういった組織を創り上げるんだぞというふうな改革をしていただきたいんですよ。じゃないと、どうしてもこの京セラの株主に送られてくる中間報告と町の中間報告であります財政事情公表は、あまりにもざっとしているような感じにしか思えないということです。ですから、そういったものについて、今後もですね、この財政事情公表ひとつにしてもですね、会計制度ができないのならば、こういったやつでも取り組み方を変えればいいかもしれません。京セラにおきましては先ほど言いましたように、経営哲学、社是からはじまって、経営理念、経営思想ということを経営会長で

ある稲盛和夫さんがそういったものがまず一面に出てきますよ。そういったことで、皆様方の理解を促して、よりよい自治体づくりを、よりよい会社づくりをということですね。町長もそれぐらいのことをやらないと、まだ今準備中ですというふうでは、ちょっと足りないんじゃないですかね。やっぱり、私は取り組む用意があるというのであるならば、そういった株式会社にも勝るとも劣らぬものを今後つくるために、我々今からきちんと勉強していくというふうな、きちんと勉強するとは言いましたけれども、そういった、まず形で見せるようなことは何らかできるものはありますか。これを最後の質問にしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、やっておる会計制度の中におきます財務諸表関連等の内容を公会計からの業種別関連等におけるような財務諸表を今後しっかりとつくりながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 2問目に移ります。教育長に対して質問いたします。

厚生労働省におきまして、先月の29日ですね、新聞に報道されました、学校を卒業して就職後、3年以内に仕事を辞めた割合が、リーマンショック後の2010年3月の大学卒業生2010年ですね、ですから今、2013年ですから3年ですが31%になったと発表をされました。前年度と比べて2.2ポイント上昇しました。厚生労働省は、この年の卒業生の就職活動におきましては、大手企業が採用を抑制したため、現在よりも3年前はもっと悪かったということですね、職場環境が厳しく、離職者が多い業種への就職が増えたことが要因だと見ております。いわゆるブラック企業の増加も大卒者の早期離職の背景にありそうだと新聞等々で報じられました。また、就職先の業種別、離職率におきましては、宿泊業、飲食、サービス業ですね、こういったものが51%、教育学習支援業が48.9%で、医療福祉が37.7%などと、サービス関連で平均を大きく上回る離職率となっております。問題は、ここからが重要でありまして、早期退職すると職業訓練経験を積みにくくなるということです。ですから、正規社員への定着が難しくなるケースが多いということです。その厚生労働省は、就職活動中の企業情報の提供に加えて、企業側にも新規採用者への教育の充実を促し、新卒者の職場安定を図る考えとありましたが、企業は新規採用者の教育というものはほとんどやりません。これは、バブル期までの右肩上がりの経済のときですね、あのときはまだ残っていたんですよ。しかしながら、今はもう全く変わってしまいました。即戦力です。企業が欲しがるのは。ですから、隣の菊陽町に技術短大が来たときも、その技術短大におきましてソニー自らこういった教育をしてくださいよ、じゃないと採用しませんよという口出しです。ですから、企業に入社してからのそういった教育はほとんどやらないということです。その以前にやっとなってくれということです。ですから、厚生労働省は、また言い訳じみたことをすぐ言いますのでそういったことを言っていますが、現実にはそういったことはちょっと難しいかなということです。けどなぜこんな事態になったのかなというのが非常に心配するところではありますが、私も3人の親の子でありますから、3人とも元気に育てて、独り立ちしてくれればいいなと願うだけでありまして、上の二人はもう就職をしました。ま

だ三男坊はまだ学生でありますけれども、親として子を育てて、教育して、いろんな高校、大学も行きましてよとしてですね、多大なる金額に直せばかなりの教育費をやっぱり入れるわけですよ。そして就職をしました。よくやったね、頑張ったね、3年以内に離職しましたとなったらですね、その本人だけでもなくて、このご家庭全体がですね、ものすごくショックが大きいと思うんですよ。やはり収入がなければ飯を食えません、腹は満たされないということですね。そのときに考えるのが、義務教育も通じて、その後高校、大学と行ってですよ、そういった学校という組織の中で団体行動、いろんな行動も教育を受けます。それというものが、社会に対して役に立つものになっているのかどうかということがやっぱり問題なんです。ですから考え方とするならば、世の中の役に立つ人を育てるといふのをよく私小さいとき聞いたんですけれども、結局世の中に立つ以前に、その社会から、いろんなパターンがありますけれども離脱してしまうと。世の中の役に立つどころか、自分の飯も食えないようになってしまうというようなところもあるということです。ですから、社会の荒波、その中に出了ときにですね、やはり我が町の教育の理念の中に「たくましい」ということもありますけれども、きちんとそういったことが伝わっているのかなということをおはよく思います。今申し上げたようにですね、社会が求める人材を念頭に置いて義務教育が果たす社会的義務ですね、そういったものを意識してあたるべきではないかなと思うんです。ですから、子どもたちのためにこういった教育がよかろう、ああいった教育がよかろうじゃなくて、大人になってからが長いんですよ。ですから、あくまでもそういった教育理念を掲げるのは大切なことですが、その広く深いものに社会に出て、言うならば大人になってですね、そして成人して、きちんと独り立ちして生きていけるといふ人材をつくるということが大切ではないかなと思ったりします。ですから、こういった3年以内に離職率が高くなっていますよと、義務教育の責任じゃないかという意味ではないんですよ。しかしながら、まずそのプロローグの段階でやれることは何かないんだろうかということですね。やはり義務教育ですから、国民のその期間にある人たちはすべからく国の形として受けるわけですから、その中でやっぱりそういったものもきちんと理念に入ってやっておられるのかなということをおは現状を踏まえて私は果たしてどうなんだろうかなと思った次第でありますから、この質問をするものであります。

以上、教育長に対して質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。永田議員の結果と教育についてのご質問にお答えいたします。

平成25年10月29日に厚労省が公表しました新規学卒者の離職状況につきましては、先ほど永田議員が触れられたとおりの数値になっております。その公表されたものを少し詳しく私見てみましたところ、小規模企業ほど、その離職率は高くなっております。30人未満の企業であれば52.5%が3年以内に辞職しております。さらに5人未満であれば60.9%という高い数値になっておりました、改めて驚いた次第でございます。これらの数値から私なりに考察をしてみまして、その離職の要因を大きく3点考えてみました。

まず1点目は、情報技術革新により、社会経済や産業的環境の国際化によって、産業、職業会の変

革が進んだことです。その結果、雇用が多様化・流動化し、定年までの終身雇用や年功序列の職務や賃金体系は崩壊し、雇用も被正規が増え、リストラにも帯びながら能力主義、生活主義で査定されるようになりました。また企業は海外に進出し、不景気の中、国内企業の雇用も減ってきております。つまり、大学は出たけれど、希望する企業や職種に就職できず、やむなく生活をしないといけませんので、就職できるところで職を得ておこうという入社する者も多いと思います。そして、職場の仕事内容や待遇等が自分の納得いくものでなくて離職するものもいると思いますし、議員もちょっと触れられましたけれども、最近ブラック企業が大きな社会問題になっております。若者を使い捨てる、そういうブラック企業が出てきているのが現状でございます。そういった労働条件が悪くて離職せざるを得ない状況に追い込まれて離職していつている若者も結構いるのではないかと捉えております。

2点目は、社会環境の変化による子どもたちの資質や能力への影響です。地域社会における人間関係が希薄したこと、価値観が多様化したこと、また核家族化・少子化により、過保護、過干渉の中で子どもたちは生育しがちであること。大人社会との接点が少なく、働く現場を見たり働くことの意味を考えたりする場が少ないこと。その結果、社会性に乏しく、コミュニケーションが苦手で、精神的にひ弱になってきていると思います。職場の人間関係や仕事の厳しさに直面したとき、問題解決のために上司や同僚に相談したり、踏ん張る努力をしたりせず逃げてしまい離職する者も出ていますと捉えております。

3点目は、学校から職業への移行プロセスに問題があると捉えております。社会人・職業人として自立できるように、明確な目的意識をもって学校生活に取り組むこと。主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高めること。しっかりした勤労観や職業観を形成し、将来のあり方や生き方を主体的に考えられること。激しい社会の変化の中で、将来直面するだろう様々な課題に対応できる力を育成すること。このような事柄が十分であったとは言えないと捉えております。

その結果、精神的・社会的側面の発達が遅れがちになり、人間関係が築けない、自分で意志決定ができない、自尊感情が低い、将来への展望が持てない状況をつくっている面があると思います。このことも、離職の要因になっていると思います。

このような現状を踏まえ、平成11年に出された中央教育審議会答申では、学校教育と職業生活との接続をさせるために、小学校段階から発達段階に応じたキャリア教育実施の必要性が提言されました。そして平成18年、教育基本法が改正されました折りに、義務教育の目的の一つに、社会において自立的に生きる基礎を培うことが位置づけられました。そして、翌年、平成19年に学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つに、職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うことが定められました。これらを踏まえまして、平成20年度からキャリア教育が各学校で計画的に実施されるようになりました。まだその成果は見えるまでにはなっていないと捉えております。私、教育長に就任させていただきまして、これからの大津町の教育の基本構想を練るときに考えましたことは、社会に出たとき通用するような生きる力を培わなければならない。特に、進路選択の幅を広げるために、学力の向上を図る必要がある。主体的・意欲的に活動し、困難にも挑戦していける意志力を養わなければならない。子どもたちが将来に向かっ

て夢を持つきっかけをつくりたい。地域の子どもは地域で育てる意識の高揚と活動の場をつくりたいということでした。これらを具現化するためには、教育の主役である子どもをはじめ、学校・家庭・地域・行政も共有すべきは夢や目標であると考え、基本理念を夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践と設定したのであります。教育委員会が教育基本構想に示している目標、努力事項、共通実践事項は、時代の担い手である子ども育成のための方向性や取り組みの内容を示しております。これらを踏まえて、各学校は、生きる力を身につけさせながらキャリア教育の推進に努めているところでございます。特に自分の近未来を思い描き目標が持てるようにするために、現在大津町として力を入れております取り組みは、夢を育む講演会、これは大津町在住または大津町出身の方で自分の夢の向かって努力をされている方、また努力をされた結果、夢を叶えられた方のお話を小中学校に回っていただいているところでございます。

2点目は、夢を伝え合おうという作文です。小学1年生から中学校3年生まで、大体12月から1月に掛けまして、自分の近未来の夢について作文を書いてもらっております。それは全部の学校で取り組んでいただいているところです。そして、お互いにその作文を学級の中で、学校の中で、それを伝え合おうという取り組みをしております。それから、小学校4年生で2分の1成人式、中学校2年生で立志式、それから中学校2年生が職場体験、これはもう以前からやっていたことですが、特に力を入れるようにということで学校の方には指導しているところでございます。

それから、職業講話、地域の方、いろんな職種の方がいらっしゃいますので、その方々を学校にお招きして、ご自身の職業について子どもたちに語っていただく職業講話をしております。それから、社会体験活動やボランティア活動、地域の方々とのふれあい交流、こういうところを大事にしているところでございます。

厳しい現実社会の壁にぶつかっても、しっかりした目標や叶えたい夢があれば、紆余曲折はありながらもくじけないで人生を切り開き、社会の優位な人間として生きていけることを信じながら教育の推進にあたっております。ただ、地域で、または国際社会で自己実現を図れる人材の育成のためには、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を担い、責任を果たしていくことが欠かせないと思います。家庭教育におきましては、子どもが家族の一員として役割を果たし、有用感を味わえるような場や機会をつくること。発達段階を踏まえて、社会における立場や役割も自覚させ、規範意識を高め、言葉遣い、挨拶などが適切にできるようにすること。親の働く姿を通して、働く意味や価値に気づかせること。自分の進路や就労については、子どもが主体的に選択できるようにすること。課題や問題に直面したとき、自分で考え、適切に判断して対応できるように、親が先取りしないこと等を大事にさせていただきたいと考えております。学校では、キャリア教育の視点から教育課程を見直し、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意志決定能力等を育成するような内容充実を図る必要があると考えます。地域では、子どもたちにいろいろな体験や交流の場を提供していただき、大人の思いや願いを語っていただくこと。特に仕事を通しての苦勞や喜びや生き方を伝えていただくこと。子どもを取り込んだ地域活動を展開していただくことが大事であると考えています。行政としましては、家庭、学校、地域の連携ができる態勢を整え、連携の内容や方法を提案し、コーディネーターを育成する

必要があると考えております。今後それぞれの現状を点検・評価し、取り組みの改善・充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

長々と答弁をお聞きしましたがけれども、残念ですがけれども、今、教育長がおっしゃったことを各学校の先生方が念頭において教育にあたっておられると思いますか、ということです。結局はですね、今聞いた話でピンときた人はほとんどいないんじゃないかなと思うんです。斬れすぎるんです。私が言いたいのは、実践なんですよ。それでは、実践で負けます。ですから、本当に大切なことは、私はその教室の先生なんですね、私は先生に惚れ込んでいました。本当にこの先生だったら、クイズ番組なんか出たならば100万円取っちゃうぞというようなですね、本当、生徒各位の個性を伸ばしてくれて、そしてその子がどうかあるのがすぐわかる先生だったんですね。ですから、そんなに10も20も30も出されてもですね、恐らく学校の先生がこんごらになってしまうでしょう。ですから、先生の感性というものは非常に高くなければ実はいけないんですけれども、やはり、まず一つの原因は、そういった高き理想、理念を持っておられる、夢と言われるけれども、それをきちんと理解して社会に役に立つ人間に育てるぞという気概があたっておられる先生が果たしているかなということです。実践というのはですね、戦争は殺し合いですよ。だけど、宮本武蔵が言ったのは、剣を持って鋏を忘れず、鋏を持って剣を忘れずじゃないですか。結局ですね、いつ何時においてもですよ、それだけではだめなんです。ですから、私が今答弁を聞いて思ったのは、あくまでも鋏だけの話ですね。剣がないんです。だから、そういったときには、そのがつんとやるんだよというのがないんですよ。誰も喧嘩しろ、戦えと言っているわけではありませんが、そういった個性をつぶす教育になるかもしれないよ、ある意味。私は、そういったところが昔の先生は上手だったなと思うんです。実際、ゆとりの教育とかいつかのぼせた時代があって、いの一に批判したのは私でした。ゆとりなんか言ったらだめだよと言ったら、最近のやつでも脱ゆとり効果が出てきて、OECD調査では非常にその成績が上がっているということです。結局、やることをきちんとやればいいのに、いくつも夢やいろんな体験を重ねても、子どもたちもそれは吸収できないし、いくら言葉で言ってもだめなんです。職人の人が言われます。今、職人がいろいろ足りないと言われるじゃないですか。例えば、災害が起きていろんなそれを修理をしたいのに、修復したいのに、そういった機械を操る職人がいない、金型職人がいない、大工さんがいないと言われます。そういった職人の方、料理人も職人ですけれども、どういうふうに教えると思いますか。それはですね、まず見ときなさいと、言葉で言ってもだめなんです。こうやってやるんだよ、こうやって切るんだよというのを、もう黙ってただ単に見せるだけです。そして、子どもたちに考えさせるんです。何でそんなに切れるんだろうか、そうできるんだろうかと。結局、思考力です。今はですね、そういったいろんな知識を詰め込むだけ、言うならば知識はやっぱり企業とするならば求めます。しかし、その知識だけで思考力がない人というのは、いろんな質問をしたときにですね、自分が読んだ本の中からしか答えが言えないんですよ。いろんな状況が世の中に

はあります。それに対して、考えて、いや、そっちは危ないな、やはりこっちを通ってすることによって、もっといい効果が生まれるぞ、相乗効果が生まれてきたねというのが考える力なんですね。昨日の新聞にありましたよね。昨日新聞で、エッグドロップ甲子園と書いてありました。これは、10メートルの高さから生卵を落として、それを紙だけですね、割れないように工夫しなさいというやつです。私、できません、はっきり言って。そういったことを高校生が考えてやるんですね。そういったことをクリアする高校生が何人もいます。これは恐らくですね、そういった子どもたちは、もう考えることが癖になっていますので、恐らく社会に出ていろんな状況でその交わすこともできるし、ときには戦うこともできるし、そういった子どもになるのではないかなと思います。ですから、思考力を上げる、じゃ何ができるかですね。何ができるかといったならば、そういった夢と理念は大切ですがけれども、まず考える力を付けさせることではないだろうかということです。ですから、大学の入試、共通テストあたりもいろんな形で今変わってきております。そして、また議会運営委員会で武雄市に研修に行ったときに、有名な市長が、樋渡さんですか、おりまして、この方はそのときも言っていましたもんね。タブレットを子どもたちに全部配ると。それがまた特集で載っておりました。実際、そのときに市長から直接私聞いたんですけども、意味があまりわからなかったんですけども、タブレットを持って帰っていただいて、それで映像なり何なりをまず家庭で見ると。学校に来たならば、宿題として見たやつに対して先生が質問するんですよ、言うならば。その映像を見てどう思いましたかということ、各いろんな生徒たちがもう人それぞれ感じ方が違うのでいろんな意見が出てくる。ですから、あ、A君はこういったことを言っている、僕は左と思ったけど右なんだなって。そしたら、B君はまた違うことを言う。そういったことですね、みんなが知恵を出し合うようになるんです。そういった教育も今取り組まれているということです。ですから、教育長を全面的に否定するものではありませんが、ちょっと斬れすぎるかなというのが私の感想であります。

時間もありませんので、教育長と議論するには1時間、2時間あっても足りないでしょう。やはりですね、社会に出て各位がですね、それこそ一度しかない人生ですから、これが本当に幸多かれと願うのが義務教育の役割でありますから、そのところは再度お願いして、質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も寒い中ありがとうございます。2番議員、公明党の豊瀬和久です。私は、常々町民の方々とふれあう中で、町民の皆さんが抱える様々な不安、悩みをお聞きします。それらを基に、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。1点目はデータヘルスの推進について、2点目は「こころの体温計」の導入について、3点目は窓口の

対応についての3点です。どうぞよろしく願いいたします。

1点目のデータヘルスの推進とは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト、診療報酬明細や健康診断情報などを活用し、保健事業を効果的に実施していくために作成するデータヘルス計画です。国民皆保険制度が発足した昭和36年から半世紀が経過しました。皆保険制度の達成により、国民のすべてが何らかの医療保健制度に加入することになり、必要なときに必要な医療を受ける仕組みが整いました。いつでも、誰でも、どこでも医療を受けられるフリーアクセスの体制は、国民の平均寿命を世界トップレベルの水準に押し上げることに大きな貢献を果たしたと評価されています。皆保険制度の枠組みは、被用者保険の健康保険組合、協会健保、各種共済組合、船員保険、地域保険の国民健康保険、市町村国保、国民健康保険組合、さらに75歳以上の高齢者の方が加入する後期高齢者医療制度で構成されています。医療保健制度の大きな役割の一つに、加入者の病気やケガの際の医療費の一部を保険者が支払う保険給付の事業があります。保険給付の財源である保険料は、被用者保険の場合は原則として労使折半で負担をしています。また、地域保健の市町村国保と後期高齢者医療制度は、給付を賄うため、保険料負担のほかに約5割の公費が投入され、後期高齢者医療制度の財源の約4割は現役世代からの支援金が充てられています。しかし、これらの医療保健制度は、現在少子高齢化の進展に伴う人口構造の变革や経済成長の鈍化、働き方の多様化といった多くの社会環境の変化の中、大きな岐路に立たされています。人口構成が従来のピラミッド型から逆三角形に移るのに併せ、少ない現役世代で多くの高齢者の医療費を賄い続けていくことが大きな課題です。

こうした状況の中で、医療保健制度には保険者機能の発揮が強く求められています。加入者の保険給付費を賄い、高齢者医療費を支えることができる健全な財政運営は保険者機能の一つですが、同時に医療保健制度の各保険者が実施する保険事業の重要性が高まっています。保険事業は、加入者の疾病予防や早期発見、健康づくりを支援する教育、相談、保険知識を広めるPR活動など幅広い分野にわたりますが、保険者に属する加入者の特性に応じ実施できることが特色です。平成24年度から全ての保険者に実施を義務づけた糖尿病などの生活習慣病の予防を主たる目的とする特定健康診査、特定保健指導も保険事業の大きな柱の一つになっています。これらの活動の第一の目的は、加入者の健康度、健康意識の向上にあります。併せて医療費の適正化も期待されており、保険者の健全な財政運営とも密接な関係にあるといえます。さらに、健保組合など被用者保険の保険事業は、現役世代の健康づくりを支えること以外にも、現役時の健康を高齢期につなげる基盤として医療保健制度全体の健全化を図るための有効な手段となっています。そうした中で、厚生労働省は来年度予算概算要求において、データヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、市町村国保などが取り組みを行うことを推進するための予算として97億円を計上しました。平成25年度当初予算が2.9億円なので、力の入れ具合がわかるというものです。データヘルスは、今後の重点分野の一つであると言えます。自治体においても積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。その先進的な事例が、広島呉市でレセプトの活用によって医療費適正化に成功している呉方式として注目を集めています。呉市は65歳以上の人口比率が約

31%に上り、同規模人口の都市では高齢化率が全国第一で、医療費も膨れあがり、2008年には一人当たりの年間医療費が約60万円と全国平均より4割も高いという状況にありました。危機感を募らせて医療費適正化へ本格的に乗り出す、まず着手したのが国保加入者のレセプト、診療報酬明細のデータベース化です。患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析した上、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、今年3月までに薬剤費の削減累計額は5億円以上にもなっています。医薬品には同じ成分で同じ効き目でも値段の高い先発医薬品と値段の安い後発医薬品があります。この後発医薬品で一般的にジェネリック医薬品と呼ばれています。どのような画期的な発明の医薬品でも、その発明から6年後、または特許が切れると、その有効成分や製法は共有の財産となり、医薬品製造業者は自由に医薬品を製造できるようになるため、同じ成分の先発医薬品より安く、安全に患者に提供できるようになります。呉市では、医療費増大による新たな財政負担を避けるため、また患者自身の医薬品代の負担を減らすために、2008年7月から安価なジェネリック医薬品情報を国民健康保険加入者の6万人を対象に通知するジェネリック医薬品促進通知サービスというジェネリック医薬品に切り替えることで節約できる費用をお知らせするサービスを行っています。それが可能になったのが膨大な紙レセプトの電子データベース化でありました。それは、データベースから特別なシステムを利用して、紙データではできなかった複雑な抽出分析が可能となったからです。ジェネリック医薬品を使うことで、患者の薬代は平均で3分の1程度に抑えられ、国保を運営する自治体の負担軽減にもつながっています。呉市では、通知した人の約6割がジェネリック医薬品に切り替え、医療費の削減につながっています。そしてこのレセプトデータベースの活用で、医薬品額の削減にとどまらず、複数の医療機関への重複受診者の抽出、また同じ種類の薬を併用している患者の抽出、また生活習慣病予備軍のリストアップなどが可能になり、その抽出された患者の方などに対して医療訪問指導で過度の病院への受診や薬の飲み合わせなどの改善を推進しております。訪問指導の対象者は、1、月に15回以上受診している方、2、同じ病気で月に3つ以上の医療機関で受診をしている方、3、併用禁止の薬を服用している可能性のある方などに該当する方々です。同じ病気でいくつかの病院を重複して受診する患者さんには理由があるそうです。相談相手がいない、病院の先生に聞かないと不安などの心理が医療機関へ足を運ばせると言われています。この方々に訪問指導で健康状態や医療機関との関わり方などについて話し合うことで、患者さんの不安感が解消されて、必要以上の通院をやめるケースが多いと言われています。また、併用禁止となっている薬のチェックも行い、患者さんの安全を守るように努められています。さらに高額な医療費がかかる糖尿病の重症化を予防する食事療法や運動療法プログラムを作成するなど、様々な市民への健康づくりへ取り組みをすることで、一層の医薬品の削減につながっています。

このような今後の重点分野の効果的な保険事業で医療費適正化へ取り組みを行っていくデータヘルスを大津町でも導入して医療費削減へ繋げていただけないか、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の一般質問の中におきますデータヘルスの推進につきましてお答え

いたします。

ご承知のとおり、データヘルス計画は、本年6月14日に閣議決定されました日本再興戦略に盛り込まれたもので、そのテーマの一つとして、健康・医療分野における成長戦略、健康医療戦略を決定しております。その主な施策として、保険情報の分析の促進、分析結果に基づく保険事業の促進を挙げ、データヘルス計画の取り組みを全ての健康保健組合に求めています。国保連合会では、このデータヘルス計画に先立ち、平成22年から検討が進められ、国保連合会が行っている業務を通して管理している特定健診、特定保健指導、医療に関する情報等を一元的に管理する国保データを構築し、平成26年度から国保データベースシステムとして実施する予定となっております。

今後、当町の国保におきましても活用することで、これまで実施してきました特定健診、特定保健指導や保健栄養及び運動を組み合わせた助言・指導を充実させ、今や国民病とも呼ばれる糖尿病などの、いわゆる生活習慣病対策の有効な手段の一つになるものと考えております。

詳細については、担当のほうからご説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。町の現状等につきまして説明をさせていただきます。

国としまして、まずすべての健康保健組合がデータヘルス計画を策定し、平成27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針を改正することにしております。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしています。データヘルスとは、先ほどもお話がありましたとおり、医療保険者によるデータ分析に基づく保険事業のことで、レセプト、健康診断情報等を活用し、意識付け、受診勧奨などの保険事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画です。その中の戦略市場創造プランのテーマの一つであります、国民の健康寿命の延伸の達成に向け、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして取り組みを行うことを推進するとされたものです。

こうした中で、地域保険の国民健康保険では、国保連合会で構築している国保データベースシステムがその一翼を担うものと考えられます。データヘルス計画に先立ち、当町でも平成26年度から実施予定のKDB国保データベースシステムを活用し、保健、栄養、運動指導及び訪問指導に生かしていき、一人でも多くの健康な方たちを増やし、充実した生活を送っていただくとともに、医療費の削減につないでいきたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の対応としましては、先ほどもお話がありました広島県呉市では、対象者の約7割の方がジェネリック医薬品に切り替え、薬剤費を削減されているという先進事例があります。大津町での取り組みとしましては、年3回の差額通知を実施しており、本年度の実績としまして7月が362名、11月が344名の方へ通知をしております。また、ジェネリックカードの交付方法やPR方法としましては、平成24年度は保険証発送時に被保険者全員分を送付しております。25年度につきましては、ジェネリック医薬品に関するパンフレットを併せて送付しております。26年度につきましては、先ほどもお話がございましたけれども、被保険者の皆さんへのジェネリック医薬品の利用等により薬剤費削減につなげるためPR方法等を工夫しているところです。

なお、ジェネリックカードを交付するにつきましては、現在窓口においておりますカードを、できるならばホームページの中に掲載して、また簡単に住民の方が利用できる形の内容にしていければというふうに考えております。そのほか、事業展開としまして、ふるさと総合健診や特定健診等のデータを分析し、生活習慣病改善の指導等を必要な方たちへの説明会、保健指導、訪問指導等を保健師、栄養士、運動指導士等により実施している状況ですが、今後も継続して行っていきたいというふうに思います。

それから、各種の健康づくり、栄養教室、食育事業等も実施しております。高齢者の皆さんを対象とした太極拳、3B体操、いきいき運動教室、ふれあいミニデイ、はつらつ元気づくり等の介護予防事業も展開しております。町民の健康寿命を延ばすとともに、医療費削減の事業に取り組んでおります。周知の方法としましては、町の広報誌、生涯学習情報誌での掲載や健診等の結果での対象者への個別通知、毎年1月に65歳以上の介護認定を受けておられない方約5千人にチェックリストを個別通知で送付して、その回答により各種の事業案内を出しております。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今、ジェネリック医薬品のことについて話をいただきましたけれども、呉市におきましてはですね、ジェネリック医薬品の使用促進のお知らせということで、これは今、ジェネリック医薬品を使っている人じゃなくてですね、使っていない人、国保の加入者全員に、その医療費がかかった方ですね、に今払った医療費からジェネリック医薬品に切り替えるといくら安くなりますという差額の通知を出されているということなんですね。大津町の場合にはこの344名とかいう方は、この国保全員の方じゃないですよ。国保の加入者の医療費がかかった人に対して安くなりますよという送り方を呉市はしている。その中で、送った方の7割がジェネリック医薬品に切り替えたということなんですよ。だから、その安くなった人に送っても安くなったということで理解されると思うんですけども、安くなってない人にまず送って、ジェネリック医薬品のことを理解していただくこととか、切り替えることによってメリットがあるということをお知らせするというのが呉市の医薬品使用促進のお知らせという、この差額通知という意味合いになっていると思います。

それと、ジェネリック医薬品希望カードということで私もこれ以前、私の先輩議員が一般質問の中で取り上げさせていただいて、これを、私も話を聞いていたものですから、たまたまずっと前に役場の窓口に来たときに、カウンターのちょうど片隅に置いてあったのをですね、これはもらっていいのか、もらってよくないのかわからないような中でちょっと聞いてもらって、財布の中に入れておいてですね、たまに病院に行くときに薬局でこれを出して、出し忘れるときもありますけれども、出したときには、えらい薬が安くなったなというのを感じることもあるんですけども、さっき福祉部長から、このカードも結構経費がかかっているんですね、10円ぐらいかかるということだったんですけども、ホームページに掲載していただいて、それを印刷していただいてですね、それを使っていれば、経費もかかりませんし、例えば大津広報にこれを印刷して、そこを切り取ってもらってですね、財布の中に入れておいてもらって、それを調剤薬局に行ったときに出していただければ、もうジェネリック

医薬品で調剤をしていただけるということになるとと思いますので、そのシステムをご存じない方もいらっしゃると思いますから、できるだけ広報で伝えていただければ、安くなることですから呉市では7割の人が切り替えたということですが、今、例えばジェネリック医薬品を使っていない方で、そのことを知らない方もいらっしゃるかもしれませんし、知っていてもそのカードを出せばいいとか、そういうのもわからない方もいらっしゃるかもしれませんので、できるだけ広報とかホームページなんかを活用していただいてですね、ホームページにもジェネリック医薬品を使うと安くなるとか、そういうことは掲載は今のところはないということでしたものですから、できるだけそういう、ホームページというのは住民の皆様の情報を発信する一番いいツールだと思いますので、そこに掲載をしていただいて、カードも載せていただいてですね、印刷して使えるようにしていただければ、経費もかかりませんし、住民の方も窓口で、カウンターで片隅に置いてあるやつをもらわなくてもいいと思いますので、それは工夫していただいてですね、できるだけジェネリック医薬品というものを伝えていければいいんじゃないかというふうに思いますので、そういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それと、この呉市の場合です、この差額通知を送るにあたりまして、ただ送って成功したというわけじゃないんですね。これも平成20年にされたんですけども、この差額通知を出すということを決められたら、中国新聞朝刊の一面トップ記事で、あなた向け、安価な薬、市が紹介、呉市ジェネリック情報通知へ、国保5万5千世帯対象という見出しが載ったんですね。そしたら、その呉市の差額通知のその取り組みが大々的に報じられたら、全国の医師会などから強烈な拒否反応、大きな反発が地元医師会に寄せられたと。一時的に医師会との協議が必要になって、その差額通知を出すのが中断して、それから合意形成を取りながら、最終的に医療機関とも話し合いをされて、お互いが納得する中でその差額通知というのを出されて、その中でいろんな抽出する内容なんかも検討された上でですね、差額通知を出されたという経緯があります。ですから、全員に出すとなるとやっぱりいろんなものがあるかもしれませんけれども、その辺も医療機関とかそういうところとの話し合いとか、そういうのもきちっとした上でされています。そして、この対象者の方々のアンケートをしましたら、通知について8割以上の方が評価をされて、その通知によってジェネリック薬品に切り替えるきっかけとなったかという質問に対しては、7割になるという回答をされているということですので、この差額通知を出したことによって、市民の反応はよくて、少しでも医療費抑制につながってよかったというような感想をされていますので、町としましてもできるだけ経費を抑えるということで、そういう、今切り替えてない人に対して出していただければいいんじゃないかと思いますので、そこをもう一度よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの呉市の状況としましては、議員おっしゃいますとおりに、逆に大津町は実際に実施された方に通知しておりますが、被保険者の方に出しておられるという状況があります。町のほうでも、現状ではされた人、されてない方というのが実際にはわかりますけれども、システム上では現状まで

きておりませんので、そういう部分については、もう一度こちらのほうで工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどのいくつかのホームページ、それから広報紙等の掲載については、今、工夫ということでどのようにするかを福祉部担当のほうで協議をさせていただいておりますので、それについても26年度から実施に向けて準備をしていきたいというふうに思っております。

先ほどの通知に関しましては、今後のシステム改修等も含めまして、もう一度こちらのほうで検討させていただきたいというふうに思います。現状で来年4月からできるというものがどうかまだはつきりしておりませんので、この場では返事はできません。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 呉市では、出した人の7割が切り替えたということまではっきりわかっているわけですね。だから、例えば一つのことを取り組もうとしたときに、今、どれだけの人がそれをされているのかとか、多かったのか、少なかったのかというのがわかってはじめて、何かこう物事に取り組むときに、どこまでそれが進んでいるのかというのがわかると思いますので、ただそのジェネリックを使っている人だけに通知を出して、全体がどれだけあって、今どれだけの人がジェネリック医薬品に切り替えられて、どれだけの人がそれをされてないのかというのがわからないということは、そのどうジェネリック医薬品を推進していくのかというのが、もっと力を入れないといけないのか、特に大津町というのはジェネリックに切り替わっているのかというのもわからないような状態ですので、まずはやっぱり何人の方が一般の薬を使われて、ジェネリックに切り替えられて、もうちょっとジェネリックに切り替えられる人が少ないんだとか、多いんだとかというのがわかるような形ですね、そういうの基に、また町民の人たちに案内をしていって、これだけの人が切り替えられていますよとか、そういう話になれば、やっぱり町民の人たちも納得されるんじゃないかと思いますので、いろんなデータを、こういうレセプトというのを活用してですね、抽出できるシステムはあると思いますので、そういうのを活用しながら、データに基づいていろんな案内ができればいいんじゃないかと思いますので、そのあたりは工夫をしていただいてですね、取り組んでいただいて、できるだけ医療費の削減につなげて国保運営を安定した形でしていただければいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。2点目は、こころの体温計の導入についてです。現在のストレス社会と言われる状況にありまして、自殺防止や児童虐待防止への取り組みも安心して暮らせる町の条件の一つではないでしょうか。自殺の主な原因として、精神的な病であり、国民病とも言われるうつ病が上げられます。普通は気にならない程度のことでも、日々の生活で無理が続くと心のバランスが崩れ、イライラしたり、悲しくなったり、湯鬱になったり、心配しすぎたりと不安定な精神状態の中で原因がわからないままパニックとなり、重症の場合はうつ病になってしまいます。また、虐待の原因の一つとして上げられる産後うつ病などもあります。この対策としまして、こころの体温計というものを導入してはどうかと思います。こころの体温計とは、パソコン、携帯電話、

スマートフォンから大津町のホームページで簡単に質問に答えていただきますと、ストレス度や落ち込み度、アルコールの影響度、また赤ちゃんママモードというもので赤ちゃんがいるお母さんの産後の不安な心の健康状態を簡単にチェックすることができます。家族モードでは、大切な方の心の健康状態を身近にいる方が目でチェックできるようになります。そのように、自分自身や家族の心の状態をチェックできるシステムです。体調が悪いと体の体温を測るように、ちょっと疲れていると感じたら心の体温を測っていただくものです。パソコン、携帯電話、スマートフォンでいつでも、どこでも気軽にゲーム感覚で利用ができます。そして、現在の心の状態をパソコンとかそういう画面上で金魚鉢で表現をします。金魚鉢の中を泳ぐ赤い金魚が自分の体や病気に対するストレスを表す、レベルが上がるごとに金魚がけがをしていきます。黒い金魚が泳いでいますけれども、その黒い金魚は対人関係のストレスを表す、レベルが上がるごとに攻撃的になってきます。金魚鉢は、家庭環境のストレスを表し、レベルが上がるごとに鉢にヒビが入ってきます。水の透明度は落ち込み度を表し、レベルが上がるごとに水が濁ってきます。その金魚鉢を上から除いている猫がいますが、その猫は社会的なストレスを表し、レベルが上がるごとに猫が凶暴になって赤い金魚を脅かす存在となります。ちょっとしたコメントも表示されます。ちなみに、昨日僕が自分でチェックをしたときには「よいときばかりではありません。うまくいかないときはじっと我慢」というコメントがなされていました。また、別にストレス度と落ち込み度を弱から強の8段階で表して、自分で簡単にチェックができます。そして、大事なことですけれども、チェック結果とともに地域の相談窓口などの情報がそのページに表示をされまして、19カ所ほど昨日見たものでは表示がされていまして、自分のチェック結果を見て、相談したほうが良いという場合には地域の相談窓口などの情報が掲載されていますので、その自分で気軽に相談をしていただくということになります。早期発見、おかしいと思ったら早期受診をしていただくことによって、重症になる前に自分の心の状態をチェックしていただいて、極端なうつ病になることを防ぐことができるのではないかとことを思いますので、町のホームページのこの心の体温計を導入してはかがかと思しますので、町長にご見解をお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のこころの体温計の導入についてのご質問について、今、いろいろと議員のほうからお話を受けておりますが、本当に我が国でも自殺者数が急増し、ここ10年で、1年間で3万人以上というような自殺者が出ておるような状況でございます。自殺対策が大きな課題となっておるというような状況でございますが、自殺は健康問題や家族問題だけでなく、失業、倒産、多重債務や長時間労働の社会的な要因が複雑に関係していることを踏まえ、保健医療や福祉、心理、経済、法律などの様々な視点からの支援が必要です。菊池圏域の2市2町では、生活困窮者自立促進支援モデル事業として、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するために、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するために、相談員を設置するなどの事業を進めております。大津町でも平成24年度から自殺予防対策事業として、広報へ掲載しての啓発や命をつなぐ、3つ、気付く、聞く、つなぐのツボのパンフレットの作成、心の電話の電話番号を印刷してある啓発グッズの配付やメンタルヘルスの研修、自殺予防の研修、ゲートキーパー養成講座の開催などの事業

に取り組んでおります。また、近年全国の市町村において、自分自身で心の状態を判定するメンタルヘルスチェックシステム、こころの体温計が開設されてきています。こころの体温計は、気軽に、いつでもどこでも、だれでも、ストレスや落ち込み度をチェックできるシステムです。このシステムの活用で、自分自身の心の健康状態等を理解され、治療や相談につなげることができ、自殺の予防になればと考えております。今後も先進地事例を研修しながら、ホームページ等での対応を生かしてしっかりとPRをやっていききたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 昨日これ合志市が今、ホームページでできるようになっているんですね。心の体温計ということで、ちょっと昼休みに何人かの人とやってみたんですけども、皆さん、たのしくですね、自分の心の健康状態というか、そういうのがイラストで表示されますので、こういうのは本当に、そして時間もそこ2、3分でできますのでですね、気軽に自分の体温、心の体温を測ることができますので、ぜひ一度町長も、これ合志市のホームページでできますのでですね、やられてみたらどうかと思いますので、よろしくお願いします。

今、これそんなに経費もかからないんですね。先ほどいろんな広報のものを言われましたけれども、これはホームページというのが今一番住民の方々との接点として情報発信であったり、住民の方々が大津町を接点を持つ一番大きなツールになると思いますので、そのホームページに、本当に費用はかからないような、そんなにかからないものでできますのでですね、いろいろ先進地を研修されるということでしたけれども、合志市がされていますので、ぜひホームページでしていただいて、これすぐにでも本当はできるんじゃないかというようなものですので、町長にもう一回よろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 合志市のほうも十分見せていただき、できることであれば、我々のほうもしっかりと取り組んでいかなきゃならないと。この2市2町における福祉関連等については、しっかりと今までも相談してきておるといような状況でございますので、心の体温計でわかった人の、その後の相談関連等の職員も配置しながら、未然に防ぐための相談関係が一番ではないかなということも考えておりますので、まずは自らの名乗りというか、発見とともに、相談員関連等での導きをしっかりと今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

3点目に移らせていただきます。3点目は、窓口の対応について提案をさせていただきます。毎朝役場では8時半から始まりのチャイムとともに、今日もスローガンを呼び掛けられていました。昨日は、真心のこもった住民サービスに努めましょう。今朝は、すぐに対応、迅速な事務処理に努めましょうということをスピーカーで呼び掛けられていました。本当に意識付けとしては素晴らしい取り組みだと思います。しかし、住民に満足を与えるということはとても難しいことだと思います。民間の営業におきましては、こちらから顧客の方々に接して、潜在ニーズといいますけれども、相手のニー

ズを呼び覚まして、そしてそのニーズに満足を与えて、はじめて売るという行為に至ります。役場の場合には、既にニーズというのは相手の住民の方には、訪れる方にははっきりしています。そういうニーズのはっきりしている人にさえ満足感を与えられないということであるとするならば、その企業というものは存続が危うくなります。お客様が来ない店はつぶれます。役場は、誰がお客様でしょうか。お客様は町民一人一人になります。町民がいない役場はありません。そんな必要のない役場というのはつぶれるわけですね。そこで、これから公共サービスにも民間の手法が必要になってくると思います。今、民間ではデフレによる不景気が景気となって、景気がよかった時代には生産者本意で物をつくれれば、大量につくれれば販売しても消費が進むという状態でしたけれども、今は不景気が続く中で、大量消費の時代から選択の時代に代わって、企業もお客様満足度向上というものを羅針盤に据えてきて、お客様が必要とする細やかなサービスを提供するプロセスづくりが行われてきています。その結果としまして、小さなロットにおいて他品種の製品で対応できるような仕組みが企業にも導入をされてきています。お客様の声の中にも、新しい製品の発想があると考えて、製品企画には大いにお客様の声を取り入れ、販売時には販売店の方の声を聞いて、販売した後はアフターサービスに徹し、お客様に満足度を与えたかどうかということを集めることに努められています。

一方、行政を考えた場合、役場はサービス業の最たるものと考えます。それを現在でも窓口に来られた方をたらい回しにするような、そういう表現になるんですけども、それはあそこの課に行ってください、それはここではありませんとか、そういうのではなくてですね、できればそこで受けた職員さんが動けばいい話でありまして、話を持ってきた住民の方は、どの課の住民サービスであっても役場の窓口に来ればそこで済むというような対応をやってはどうかと思います。相談に来られた方には、何に困っているのか、何をしてほしいのかを聞いていただいて、それに、その町民の方に困っていることに、おせっかいでもいいのでその困っていることに窓口で対応をしていただく。そういう行政改革をするということは、職員の皆様の意識改革につながってくると思います。企業は今、必死になって企業内改革に取り組んでおられます。窓口を中心に接遇向上のために、職場ごとに目標を掲げ、職場ぐるみで取り組みを始められています。この接遇向上の取り組みを行政の住民サービスに対する意識と同じだと思えます。職員一人一人が心からの笑顔で町民の皆様をお迎えし、誰もが気軽に役場に来ることができるようになり、役場の窓口対応は、常に町民の立場に立った対応が必要であり、職員の一挙手一投足が町長であり、役場全体の評価につながっていくことでもあります。職員の皆様がサービスを受ける町民の立場に立っていただいて、窓口サービスの新たな視点から見直す必要があると思います。一つは、最前線の窓口で、例えば現状として住民の方からのお話をお断りする、お断りせざるを得なかった事柄があったとします。その、例えば日に何件お客様からの要望をお断りしたのかとか、どういう内容でお客様から、住民の方から言われたことをお断りしたのかと、そういう断った事例を吸い上げる仕組みも検討していただきたいと思います。そして、その断りしなければならなかった理由などを検討していただいて、例えば今、もう時代はすごいスピードで変わっています。例えば、環境も変わります。役場がそのスピードに追いついていないことがあったとするならば、その変化に素早く対応しないと住民のニーズにあっていないということになりますので、そういう時

代の変化に素早く対応するためにも、聞いてあげられなかったことをまずは吸い上げるというようなことが大事じゃないかと思っておりますので、そういう仕組みもつくっていただければどうかと思います。そして、その事例をできるだけ明確にして、皆で考えていくようなシステムをつくって、それを窓口対応の人たちの職員の方々の研修制度というものにしてもいいんじゃないかと思っております。いろいろな研修制度とかそういうものがあると思っておりますけれども、町民の立場に立った窓口サービスを向上させるためのそういう研修内容というものを町長はどのようにお考えになられているのかをお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の窓口の対応について質問でございますけれども、大分私はよくなったつもりでございまして、機構改革関連等や職員の意識改革につきまして、十分なる指導をやっておったわけでございますけれども、今話を聞きますと、大変まだまだ職員の意識と研修をしっかりと積んでいかなくちやならないんだなというような思いをしております。もちろん、これまでも窓口は天津町の顔として、スピード感を持ってのワンストップサービスなどの推進に取り組んできておったところでございますけれども、フロアマネージャーの配置を行い、来聴者にも手続き等がわかりやすいように案内を行ってきておったところであります。また、相談内容に応じては、それぞれの相談に対応できるように専門的な業務における課内学習及び研修等を実施しているところでありますが、相談者の立場になり相談内容等を十分聞いた上で、担当する業務における必要な手続き等について住民の方にわかりやすい説明を心掛け安心していただけるようにマニュアル等の整備を行い、取り組んでいかなければならないのかというふうに考えております。各種相談における窓口の対応については、住民の方への相談業務をはじめ全般にわたり各所属においての課内研修や意識改革など組織全体での職員研修に取り組むとともに、さらに連携を図り、住民サービスの向上に今後さらに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 窓口の対応が悪いと言っているわけじゃないんですね。本当に対応の言葉遣いとか、表情とか、本当に親切で、天津町というのはほかのところと比べてもそういう窓口に来たときに親切に接していただけたと思います。ただ、やっぱりいろんな困った方が相談に来たときに、その人に対するいろんな行政サービスとかサービスが、福祉のサービスがあったとします。それが、例えば一つの課でサービスがあつて、また今度は別の課でサービスがあつた場合に、いろんなやっぱりその人の環境があると思っておりますので、その人に受けられるサービスというのは、いろんな課があつたとしても、そこが一番最初に相談に行ったところに行けば、すべてのその人が受けるべく受けられるサービスなどは全てそこでご案内ができて、いろんな話がそこでできるようなものができればいいんじゃないかと思っております。例えば、私も相談に乗ったこともあるんですけども、福祉課で相談を受けて、また別に学校教育課でそういうサービスがあつた場合は、福祉課のほうでその学校教育課のほうのサービスまで併せてやっていただければ一回で済んだんじゃないかとか、そういう話もありますので、その人の環境とかいろんなやっぱり、子どもさんがいるとかいないとかそういう話があると思

いますので、その人に合ったものを窓口といいますか、相談を受けたときに対応していただければ一番何回も窓口に来なくてもいいとか、相談に来られた方は喜んでもらえるんじゃないかと思います。ですから、受け付けのところに1人いらっしゃっているんな案内をされるというのも本当にいいシステムだと思いますし、できればすべての課のサービスに精通した人がその相談をされた方の内容とか、環境、いろんなものを聞いていただいて、そのサービスをもれなくお伝えできるような内容の制度とか、そういうシステムができれば、来られた方は喜んで帰られて、後から聞いてなかったとか、また行かなんばいとか、あっち行け、こっち行け言われたとか、そういう話にはならないと思いますので、ぜひそういういろんなサービス・制度があつて、それを全部に対応していくのは難しいと思いますけれども、そういうのを、本当に精通した人をですね、1人でも多くつくっていただいて、住民の方々の声に対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。もう一回、よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ワンストップ窓口というような形で、下のほうの町民課、あるいは福祉・税務というような形で一応役場にお見えになられたとき、そういう形で内容がすぐ終わるようなことをしておりますけれども、大変申し訳ないことは今言われたように、サービス内容の中身について、それぞれ専門的になってくると、やっぱりその係だけではちょっと厳しかったかなというような思いをしておりますので、議員おっしゃるように、それなりの部署関連等の連携をしっかりと取りながら、住民の皆さんが2回も3回も足を運んでこられないよう、そのようなサービスができるようにしっかりと職員の研修ともにやっていかせていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時03分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） 皆様、こんにちは。5番議員桐原則雄が通告順に従い、庁舎の耐震対策と新庁舎計画、防災計画の充実、町民と共に地産地消の充実と支援についての3点について一般質問させていただきます。

東日本大震災から千日が過ぎ、今年は伊豆大島やフィリピンでは台風に伴う土砂災害や高潮災害など、毎年災害内容や規模も想定を超える状況の災害が発生しています。被災された皆様に対しまして、深くご冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げます。今回、東北の宮城県や岩手県の被災地域で市役所や関係機関など関係者の生の声を聞き、現地を見る機会を得ました。その中で、岩手県遠野市は建築後48年の市役所の本庁舎中央3階建てが震度5強の揺れで耐えきれず、1階の柱が折れ、崩れ、南側に傾き被災に遭いました。事務所内は騒然たるものだったそうです。幸いにも市民や職員に死者や負傷者が出なかったのは不幸中の幸いであつたと述べられました。地震発生14分後に

は庁舎内の住民や職員の安全確認をするとともに、庁舎前の駐車場に仮設テントを張り、災害対策本部の設置を指示されました。各地域の災害状況の把握や対応を素早く着手し、夕方までに被害状況を把握し、市内に避難所50カ所を設置、避難者2千27人を収容、市役所をはじめ文教、観光、産業、農林業施設、道路や上下水道など約32億円の被害があったそうです。そのうち本庁舎が約20億円を占めたそうです。現在は主要な行政機能を商業施設を借りるとともに、残された庁舎の東館、西館を活用し、市議会は約20キロ離れた合併前の村議会会場を使用中であるとのことでした。遠野市は平成19年、20年に岩手県宮城沖の沿岸地域の地震と津波を想定した訓練を通し、災害や被災市町村への官民一体となった支援や応援体制の訓練あたりの成果として、今回の災害について迅速な対応をすることができたと。また、津波による沿岸部の被災地へ職員を派遣したり、食料を供給するなど後方支援活動も十分になされました。それが活かされたとも言われていました。

このように、災害発生時の対応で一番大切な自治体の責任と権限、スピード感あふれる素早い決断と行動力が地域住民の安心・安全を確保させ、勇気づけることや近隣市町村との連携、国や県をはじめとする関係機関を巻き込んだ自治体の底力が必要であるというふうに言われています。そして、常に緊張感を持ち、自分たちが生まれ育った土地の自然、風土、文化、歴史、芸能など誇りを持ち、人や地域間のつながりを大切に、地域が持つ場の力を生かした地域づくりが必要であるというふうにも述べられました。それを活かし、不断から緊張ある業務や訓練など素早い対応と決断力など、今後自分たちの地域で何ができるか、非常に参考になったものでありました。

1点目の質問ですが、国の会計検査院は、地方公共団体の所有する役所、学校、病院など公共施設のうち、震度6強の地震で倒壊する危険性の高い建物が3千797棟に上ると公表されました。また、人口現象や老朽化を受け、地方自治体が解体や撤去を検討している公共施設が1万2千251棟に上り、撤去費は4千億円を超えると総務省の調べでも報告をされています。その内訳としては、公営住宅23%、教育関係施設19%、庁舎が9%となっています。役場庁舎は昭和44年建設で、当時は素晴らしい庁舎であったと聞いております。私もここに約37年間勤務させていただきました。現在、建築後44年が経過し、一部増築などで対応されてきました。東北大震災後に庁舎の耐震対策について、平成23年の6月の先輩の一般質問で、補強を中心の改修で約6億5千万円、改装で9億円が必要と試算され、財政問題もあり、補強をするか、新たにつくるか、政策会議で検討し、住民の皆さんの意見を聞きながら方向性を1ないし2年のうちに決めると答弁をされています。また、次の24年の6月の先輩の一般質問に、庁舎内の検討委員会で、1番目に現在の庁舎を耐震工事する案、2番目に東側の増築部分を除いて新たに増設する案、3番目に新たな庁舎を建設する案の3案を提示し、費用や事務スペース、耐用年数など様々な検討を行い、新しく庁舎を建設する案が事務サイドで提案され、それが報告され、財政計画に基づき建設に向けて検討するという答弁がなされております。私もまちづくりの観点から財政問題や災害対策を訴える中で、庁舎問題は大変重要な課題と問題であると述べてきました。先ほど申しましたように、東北地方の震災の経過などから、役場庁舎はまちづくりの拠点でもあります。また、災害対策の本部でもあります。地震や様々な災害で町民や職員の皆さんに死傷者が出たり、災害に対応する対応能力が発揮できなければ、そしてまた町民の大切な情報も失

われるなど、行政機能発揮できなければ、町民の安心・安全なまちづくりや町の発展にはつながらないと思います。その後の対応で大きな動きがないようですが、災害はいつやってくるかわかりません。今起こるかもしれません。そこで、庁舎の改修や新築計画を進める中で町の財政にも大きな影響と負担となります。庁舎建設に関する基金あたりを積み立てるという年次計画を早急に立てて対応することはもちろん、今後の早期の耐震対策や新庁舎の具体的な計画について、町長はどのように進めていられる予定なのか、お尋ね申し上げます。

1点目の質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の庁舎建設の一般質問でございますけれども、もう議員ご承知のとおり、23年の一般質問から一応検討をさせていただいて、先ほど議員おっしゃるように、課内の役場庁舎内、庁舎建設問題検討委員会も立ち上げて、新たに建設したほうがいいたろうというような結果も出てきております。もちろんそのような中で、今後の計画関連等についてもしっかり住民のみなさんや議会の皆さんと相談しながらやっていかなくちやならないというような状況でございますので、本年度におきましては基金関係を積み立てていきたいというふうに思っておりますとともに、今後については町の振興総合計画の後期計画の間に方向性や具体策を検討していかなくちやならないというふうに思っております。

いろんな関係については、役場の庁舎だけでは補助金がございますので、いろんなことを検討を事務局のほうではやっております。木造を使えば2分の1の補助がでると、あるいは多目的な建物を利用すれば、それなりの補助金で建てていかれる。あるいは民間を活用したPFI関連の活用をしながら建てていくというような、いろんな課題事項がたくさんありますので、今後については基金を積み立てながら、そのような中でそれぞれの民間、あるいはそういう関係の方々が民活の中で、その中に入ってくれるのか、あるいは役場がその建物に入っていくのかとか、いろんな考え方があんじゃないかなという思いをしております。もちろん、私個人ではいろいろと職員がまだ庁舎できないかというような質問もあります。やはり、大津町におけるこの庁舎については、今危険なのは地震だけでございまして、風や雨については耐えていける、防災関連のそれについても対応ができる。あるいは事務内容についての戸籍関連については法務局のほうで保管される、あるいは電算関係についてRKKの電算のほうでも保管されておりますので、要は住民の皆さんが役場に来られておる、あるいは職員の生命、そういうものが一番危惧しておるところでもあります。そういうようなものは十分認識しておる中で財政的な問題で、今、大津町におきます道路関連や施設の老朽化、あるいは学校設備関係の問題、いろんな課題が山積みしておりますので、やらなくちやならないものの順番も今検討をしながら計画をさせていただいておりますので、役場の建設については今言ったような基金を積み立てながら、そしてこの役場の、議員おっしゃるように44年建設でございますので、もう耐用年数関連等についてもあと10年近くではないかなというような思いもしておりますので、そういう中での振興計画の中で取り入れて報告をしっかりと決めていきなくちやならないというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長のほうからお話がありまして、23年、24年の考え方から少し進んだのは基金の積み立てだけだったなというふう感じたところでございます。今お話がありましたように財源の問題、いろんな問題が確かにございます。しかし、命を大切に作る心というのは非常に大事だと思います。職員もかなりの人数がここにおります。住民の方も来られます。いざ災害が起きたときに、生命が奪われたときに、誰が責任を取るのかという問題等も発生すると思います。ただ財政的な問題だけで繰り延べ、繰り延べしていいのかということが非常に大切ではないかというふうに考えます。今申し上げました内容につきましても、町民の方に周知をした経過はあまりなかったんではないかと。住民の方が役場が危険な建物であるという認識をどれだけ持っておられるのかというのが大切ではないかというふうに思います。庁舎の耐震対策につきましては、東日本大震災が発生して、各市町村を含め、それぞれの自治体で耐震についての問題点を指摘されたり検討をされる中でいろいろ検討されてきています。全国の例でも、今お話がありましたように、役場内部での協議はなされましたが、住民を巻き込んだ耐震の検討委員会等は立ち上げておられません。よければですね、町の考え方を含めて、短期の耐震対策、また中期の、中長期の新築計画など、財源も含めてでございますがいくつかの選択肢を町民や議会の皆さんに投げかけ、そして皆さん方の多くのご意見、専門性の意見、そのようなものを取りまとめながら、住民とともにこのまちづくり拠点である役場をどのようにするのかということ真剣に考える必要があるのではないかというふうに感じます。ですから、今後のまちづくりの中で災害対応の拠点として対応していくために、また生かしていくために、財政問題も含めて町民の皆さんにこの庁舎問題について早急に問題提起を行っていただき、関心を持ってもらい、情報を共有し、そういうことを一緒に考える態勢を早くつくるべきだと。それをする事によって、先ほどの振興総合計画の問題もございまして、財政的な問題等の整理もございまして、やはり方向性のある程度早めに出しながら振興計画に乗せていくということも必要だと思います。また、短期に、今できること、短期にできることは取り組むべきものは取り組んだほうが良いというふうに私は感じます。そういうことで、目標や期限を設定するということは非常に厳しいかもしれませんが、そのような問題を整理し、一番ネックである財政問題についても町民の皆さんと一緒にご理解をさせていただくような取り組みが必要ではないかと思います。町も、今おっしゃったように財源厳しい状況、またいろんな各種施策をしなければならない、諸課題は山のように小積みしているということで町長もおっしゃいます、私たちも認識もしております。しかし、捻出する方法として、先ほどありましたように補助事業、多目的な施設を活用した考え方、起債、そういったものもございまして。また、町有地あたりの部分で遊休資産の処分の問題や、また町民サービスが低下しないように、再度歳出関係の見直しを行い、いろんな形も、そして経費の削減を付けると、付けていくということも住民の方にお知らせをし、そして共に考えていくことが必要ではないかというふうに私は感じます。町を愛し、発展することを望み、そしてご理解やご協力ができる町内・町外の応援者もおられると思います。北広島市では、ふるさと納税あたりを庁舎建設の一つの項目に上げ対応するというようなことを取り組んでいるところもございまして。知恵と財源を協力できるような工夫も必要ではないか。その取

り組みをもうすぐ始めるべきであると私は感じます。それが、町民にも、職員にも、ああ、進んでいるんだという安心感を与え業務に邁進できる態勢ができるのではないかとこのように思います。庁舎問題の解決を、今、町長が申されたように、財源問題だけで後ろにずらすことではなく、もうそれなりの方向性、期限を決める時期にきていると私は思います。非常に厳しい意見かもしれませんが、私も当時おりましたので、いろんな形で私たちも検討しましたが、なかなか方向性が見えなかったのは反省もしております。しかし、今度こそ町民を巻き込んで、具体的なスケジュールを立て、そしてパブリックコメントあたりを使いながら住民の方の意見をしっかり捉え、そして住民の方のご協力ができる、そういう態勢をつくり、庁舎をどうするかという形を進めることができないかというふうに思います。その辺について、町長に再度お尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 庁舎建設につきましては、いろいろな課題事項たくさんございますので、この辺についてのたたき台をつくるためには、議会のほうとも十分相談し、そのたたき台のいろはの中から住民の皆さんに説明をしながら進めていく方法があるんじゃないかなど。そういう意味におきまして、いきなり町民のほうに説明というのは、白紙の状態ではなかなか厳しいような状況もございますので、やはり議会のほうでそういう委員会ができれば、そちらのほうと話をしていく段階をつくっていければというような思いをしておりますので、議会の皆様のご協力もお願い申し上げたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） 議会のほうもですね、今お話があったように投げかけがあり、また議長さんを中心に議員の方々もこの課題についてはそれぞれ認識をされていると思いますので、その辺は対応していられるんじゃないかというふうに思います。

また、先ほど言いました、いきなり町民の方にといってもスケジュールはですね、やっぱり立てて、この辺でという方向性だけは見せてやらないと、やっぱり不安な部分が過ぎると思います。今おっしゃったように台風や大雨等の災害では問題はないということですが、地震における災害についてはいつやってくるかわからないと、予告もできないという状況の中で、職員の皆さん方も含め町民の皆さん方も安心・安全で動けるような形が必要であるということですので、その辺はまた再度認識をしていただくようお願いを申し上げます。

また、今後、町民の皆さんや職員の皆さんも大津町は大好きだと思います。ですから、ますます進んでいきます少子高齢化社会に対応する町民サービスとかという視点から、庁舎の豪華さとか大きさだけではなく、手続きの簡素化とか、サービスの提供、またサービスの時間、ショッピングセンターやコンビニを活用したサービス提供など、サービスを求める方法あたりの想定も検討しながら皆さんと一緒に安全で安心なまちづくりを進めるための態勢を早急に固めていただきたいという決意をもう一回町長のほうにお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 庁舎の耐用年数関連等もありますので、その辺は十分認識しておりますので、

十分今後についても議会や町民の皆さんに説明できるような財政計画とかいろんな計画の中で説明をしていかなくちやならない説明責任が我々にあると思っておりますので、十分その辺のところを相談しながらやっていきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ありがとうございます。大変な項目で、質問するのもおこがましいところもございましたけれども、ぜひですね、住民の皆さん方、職員の皆さん方が安心して過ごせる場所の拠点にお願いしたいと思えます。

次に、2点目のほうに移ります。2点目の質問ですが、1点目の質問の内容と似ておりますけれども、庁舎問題とも関連しますが、防災訓練の実施についてでございます。先ほど東北地方の震災状況で、対応状況を視察をしたことを申し上げました。もう一つの被災地であります宮城県の石巻市の門脇地域の被災状況の跡、現地を見る中で、取り壊しを待つ廃墟となった小学校、ここは子どもたちが逃げるのにやっと裏山をつかって逃げたというような状況もございます。そして、その被災状況と被災後に放置された家屋に背丈を越すような雑草が生えている現状、そして何も手が着かない現状、そういった現状を見させていただきました。市役所も被災を受け使用できないという状況でございます。たまたま近くの民間のデパートが震災にあったお陰で商売ができないというようなことで、震災後、無償で市に寄贈をされ、6階建てのビルを改修しながら庁舎業務をなされていたところも一部ちょっと見させていただきました。震災当時の話や現在の復興状況から、当時、役場のほうで私勤務しておりましたので、地震直後にテレビで見たあの津波の光景、目に浮かぶとともに、被害の大きさ、そして復興状況の遅れ、災害に対する避難指示や避難場所の問題点、避難誘導時の対応などが生死の分かれ目になったということをお聞きしました。逃げる場所を間違っただけではない、その場所は避難の場所であったと。しかし、この津波のときはこれではいけなかったということで、小さい子どもたちの命が失われたというようなこともお話をされています。いろんな想定ができなかった点があったと思えます。そういったことを見ますと、想定を超えたというよりも、想像を絶することが起きていたというふう感じたところでございます。いつ、どのような災害に遭遇するかわからない中、日ごろの訓練や対応力、決断力、被害の軽減や命を救えることの大切さを痛感いたしました。そして、未だ復興が進んでいない現実を目の当たりにし、予算は付いていると、しかし国をはじめ関係機関との縦割りの問題で、国土交通省、それぞれの部分との連携でしたいけどできないという現実があると。これは行政の縦割りの問題ですよということで一生懸命訴えられました。また、従業員の方々のマンパワーが不足すると、職員の数も死者が出て対応できないと、事務的な対応もできないというような状況の現実も見受けてまいりました。その中で、被災市町村の方に私たちは何ができるかなというのを考えさせられ、早期の復興を望むものでもございますが、何をできるのかなということを自問自答したところでもございます。いかに安全で安心して暮らせることが幸せであるのかということをも十分痛感をいたしました。そのために、自分たちがこの地域で今後どのように対応や施策を進めるのか、考えさせられたところでもございます。

さて、町の防災訓練が本格的に実施されたのは、記憶によりますと平成16年の11月の大津東小

学校区の地震を想定した防災訓練からスタートしたのではないかというふうに記憶をしております。それから、震度6弱、6強の地震を想定した訓練として、町内各地の自主避難の訓練等を併せ、各小学校区や町中心部での展示型訓練など、毎年10月下旬から11月に掛けて実施をされてきたところだと思います。今年も10月27日に平成25年度の大津町総合防災訓練が子育て公園で実施をされたところです。役場では、役場の対策本部設置訓練、そして子育て公園での展示型訓練と、各地域におきましては地元の消防団や地域の方々と連携をした避難誘導や消火栓の点検、いろいろな様々な取り組みをされていたというふうに思います。ただ、中央公園での防災訓練の様子を見させていただきましたが、住民参加の数も回数を重ねるごとに減少しているのではないかというふうにも感じました。また、危機感やマンネリ化が進むと訓練の難しさ、私たちが訓練をするための実行委員会を開きながら実施した経緯もあります。なかなかこの訓練の取り扱いというのは非常に難しいということは痛感もしております。ただそういう状況を今回ちょっと少し感じたところです。私たちが反省しなければなりませんし、今後のことも必要であるというふうに感じました。

また11月11日に町の災害対策本部の訓練として、熊本県菊池地域振興局と震度6強の大規模地震を想定した訓練が行われました。これは、町の職員を中心に実施しているようでございます。図上訓練ですので、対策本部の中でやりとりをした、想定をしたりいろんなことをするという状況の中で実質の訓練をされたというふうに聞いております。

そのような中で、今までやってきた経過で住民の皆さんの災害に対する認識はかなり効果があるというふうに感じております。しかし、最近の災害は地震だけの想定ではなく、台風や竜巻、大雨による河川の氾濫、土石流災害、また前日までどうもなかった地域にいきなり想定を超える未曾有の災害が発生するというような特定ができない災害が発生しているという現状がございます。町でも昨年7月の九州北部豪雨の被害を受け、過去に28年の、私たちが生まれたときの昭和28年の白川の大水害をはじめ、役場の前の決壊があった昭和55年の災害やいろんな災害、そういった災害が多く発生をしているところでもございます。町も、先ほど申し上げましたように、毎年大津町防災訓練実行委員会を区長さんや消防団、関係者の方々と連携をし、防災訓練の内容の検討をされ、実施時期、実施内容を検討されているというふうに思います。

そこで、防災訓練の実施も、先ほど言いました平成16年から約10年経過をしております。今までの訓練の総括を行う必要もあるのではないかというふうに感じます。また、それによって、例えば地震災害を含めて地域の実情に合わせた土砂災害や河川の氾濫、台風災害の想定や災害に対応した避難訓練の設置、避難時の食糧供給や災害弱者の送迎、ボランティアセンターの設置、災害発生の時間帯、今現在は10時ぐらいを目途にやっておりますが、夜を想定した訓練、そして土砂災害地域を抱えている地域の事前避難勧告訓練あたりを含めて、地域の課題に対応する実践訓練が必要ではないかというふうにも思います。そして、緊張感を持って実施していく必要があるのではないかと考えております。訓練を通して、災害の未然防止と災害対策時の多面的な対応能力を身につけ、各地域の様々な災害に対応する態勢など、災害内容別に誰もが活用できるような実践訓練を通じた地域版のマニュアル、こういったものを作成すべきではないかというふうに感じます。そして、それを生かし、自主

防災組織のマニュアル等も検討をなされていると思いますので、その辺と併せ地域とともに連携をし、効果的に活用する防災対策を進める、そういった取り組みをする考えはないのかということでございます。

また、今の訓練の災害の想定内容や規模、実施時期、そういったものを再度見つめ直し、今後の防災訓練にどのように生かして進めていかれるのか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 防災訓練の充実についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、もう今まで10回以上の総合訓練やってきておりますけれども、ただ慣例的に流れてきたというようなことではないかなという反省もしております。ただし、やはり東北の大震災から、あの大きな津波、それによりましての2年9カ月が過ぎておりますけれども、まだ仮設住宅で今後も正月を迎えながら生活をしていかなくちやならない大変な目にあっておられる方々にお見舞いを申し上げますとともに、やはり我々もその辺の災害関連等については、昨年の大津町にもしかり、そしてまた今年のフィリピン災害、いろんなところで大きな災害が今発生して、いつやってくるかわからない集中豪雨関連等が起きておるのも確かでございます。

そのような中におきまして、我々も東松島市の阿部市長とのお話も聞いております。もしも起きたときには、2時間が勝負であるというふうに言われております。そこには、やっぱり一時避難、そして広域的な避難場所をしっかりと連携を取りながらやっていく。そのためには、まずはその前に災害の情報が、起きる情報を流し、そういう形の中で地域の皆さんの判断ができるように、そういう人たちの人材育成をまずやらなくちやならない。そのために、区長をはじめ民生委員さん、そして自主防災組織、今、どんどんと立ち上がってきております。そういう方々のリーダー、そしてまたそこにおられる消防団、あるいは起きてからのその困ったときの建設業組合の機動力、そういったものを十分検討しながら、地域の安心・安全のためにやっぱり尽くしていかなくちやならない。そのようなための地域関連の安全は、やっぱり自分の命は自分で守るとともに、地域の皆さんとの連携が日ごろから一番大切であるし、その地域のリーダーとしては、やはり地域の人をしっかりとお互い守っていけるような、そういう意識をやっぱり育てなくてはならない。そういう今までの訓練の中で、住民の意識が少し甘かったんじゃないかなと、そういうような形で東北の幼稚園の子どもたちをバスで送っていきながら、あるいは勇敢にも避難を叫び続けた、いろんな方々がありますけれども、やっぱり我々が想像する以外のことが起きるということを十分住民の皆さんとともにしっかりとその辺の地域の実情に応じた災害対応に備えるようなことを指導していかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

これまでの訓練の関係等につきましては、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 防災訓練の状況等について申し上げます。議員のほうからのご質問の中にもありましたように今回10回目ということでございます。防災訓練につきましては、現在県下市町村でも約半分が防災訓練をご存じのように実施をしておりますけれども、大津町におきましても比較的

ですね、早く取り組んできたのではないかなというふうに思っているところでございます。訓練場所につきましても、大津南部地区から北部地区、そして中部地区へと移動しまして、訓練内容につきましても少しずつ充実をさせていただいております。家屋の倒壊、救出訓練、それから土砂埋設車両救出訓練、そして防災ヘリのひばりとの連携しました救助訓練など、消防団を中心に関係機関と協力して取り組みをさせていただいております。住民の皆様方におかれましては、消火訓練、それから煙体験など参加型の体験訓練を行ってきておりますけれども、さらに全地区で訓練参加してもらうために、平成18年度からは地区で一時避難所を決めていただきまして、そこで避難訓練や安否確認を行いまして、それから広域避難所に避難するという形に変えてきております。

一方、役場職員によります防災本部設置訓練につきましては、情報伝達訓練、それから机上訓練などを毎年行わせていただいております。ご承知のように、10月に実施いたしました防災訓練につきましては、今まで以上に各地区における防災訓練を充実させていただくために1時間早く8時から訓練を開始いたしております。全体で55の地区で取り組んでいただきまして、参加者は4千156人で行っていただきました。防災訓練の内容は、安否確認、それから消火訓練、救急救命の実技など各地区で消防団分団などと連携して取り組んでいただいております。役場におきましては災害対策本部を設置いたしまして、広域避難所の問題点等やまた課題の洗い出し等を行っているところでございます。それから、その後中央公園でご承知のように午前10時から倒壊家屋、それから救出訓練を消防団と、また菊池南消防署と連携いたしまして訓練等につきまして救急救命訓練、それから炊き出し訓練、ボランティア団体によります薪づくり体験などを行っております。先ほど議員おっしゃいましたように、11月11日には県の菊池地域振興局と役場災害対策本部によります図上訓練を始めて行っておりますけれども、情報の収集方法、それから取りまとめ方、また関係機関への伝達方法などの多くの課題が浮き彫りになっているところでございます。

このようないろんな訓練を積み重ねながら、実際の災害対応能力が高まっていくものと考えております。今後におきましては、幼年消防クラブと連携しました訓練、そして防災訓練など積極的に取り組めるような地域のつながり、そしてコミュニケーションづくりも必要だと考えております。幸い室北区や中央区、それから真木区などにおきましては、区長さんを中心に防災訓練による情報伝達訓練や防災マップの作成などの活動を活発に行っている地区がございます。こうした地区をモデルに、全部の地域で防災訓練に取り組んでいただけるような支援活動を行ってまいりたいと思います。これまでの防災訓練の課題などを再検討いたしまして、これからの防災訓練に十分生かしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ありがとうございます。今、町長も総務部長のほうもおっしゃったように、防災訓練の大切さは十分認識をされているということでございます。岩手県の被災地の市長が「訓練のための訓練では意味がない」という言葉が印象に残っています。トップの指示がなくてもすぐに対応できる、動ける体制がいつも必要と言われておりました。先ほど言いましたところは、市長が来る前に、もう既に動きを始めていたというような状況がございます。そういった体制が必要だと思います。

そして、想定外の想定を落ち着いて対応できるようにしておくことが大切でもございます。ぜひ、災害対策について職員の皆さんをはじめ関係者と日ごろの訓練の成果が生かされ、安心・安全なまちづくりのために早急に取り組んでいただくようお願い申し上げまして、防災関係につきましての質問を終わらせていただきます。

次に、3点目にまいります。町民とともに地産地消の充実をとということで質問させていただきます。農業を取り巻く環境は、スピードを上げて急激に変化しはじめました。TPPでは、聖域とした米を中心とする重要5品目も交渉の表舞台に出てまいりました。年内妥結は至りませんでした。さらに協議は進められるという状況です。そして大きな変革として、1970年から減反政策がスタートし、43年間にわたり様々な制度内容の見直しが図られ米政策が進められてきました。しかし、その政策が平成24年から見直され、5年後の2018年には生産調整や減反補助金が廃止される農政政策を行い、そして農業の活性化策をまとめた農林水産業地域の活力創造プランを正式に本日新聞に載っております。10年間で全農地の80%を大規模農家に集約すると、競争力を強化し、海外への輸出も増大させていくというような取り組みを発表されております。政府は新たな農地と転作促進を重視した政策と言われております。しかし、TPPと併せて、まさに農家やその関係者に二重のショックを与える大きな問題となっていると私は感じます。農業が果たす役割は、農地の保全や食料供給だけでなく、豊かな自然を守る国土保全、水源の涵養、生活文化の継承、多面的な機能を発揮し、国民の暮らしを支え、地域の活力を生み出す原動力であります。反対に、農林業の衰退は国の根幹を揺るがすものだと感じております。町でも白川中流域が熊本市の宝と言える地下水の豊富な地下水涵養の地域として、熊本市と連携し世界的にも注目される地下水涵養の取り組みがなされております。また、南部の空港台地や中部や北部の畑作地帯の農業も重要な生産地帯となっています。しかし、自然を生かして生産された農林畜産物の価格低迷や高齢化、そして後継者不足が課題となっています。町も農林業に関しましてはかなりの努力をされ、重要な産業と位置づけて様々な応援を長年にわたり続けられてきております。その成果も出てきているところでもございます。しかし、先ほど述べましたように、大きな分岐点となる時代の中で、農林業の応援や支援をする取り組みがますます必要になってくるんじゃないかというふうにも感じています。町では様々な各種のイベントを開催され、町内外から多くの皆様が訪れ、農産物の販売も含め大きく賑わっているところもございます。先日雨が降りましたがフェスティバル、そして農協の感謝祭、多くの人で賑わっています。また、食育や学校給食、健康推進など地産地消の取り組みを行ってもおられます。しかし、その後の農林業や商工業関係の支援や流通面のつながり、そして波及効果が少ないように感じます。私も昔担当していましたので、なかなかそういう大きく言うことはできませんけれども、そういうふうに感じております。

そこで、地産地消の現状及び事業推進の展開や支援の取り組みをどのように進めておられるのか、時間の関係もありますので、簡素化に説明をお願いしたいと思います。

次に、12月5日に日本が提案していました和食、日本の伝統的な食文化、またユネスコ世界無形文化遺産として登録が決定しました。それは、和食を自然を尊重する日本人の精神を体現した食に関する社会的習慣と位置づけた上で、正月や田植えなどの年中行事と地域との密接な関わり、季節を感

じる四季や地理的な多様性による新鮮な山海の幸、自然を表した美しい盛りつけなどの特色が賞賛され登録になったものだと思います。今回の決定を受け、文化庁では学校給食や地域行事での郷土料理の提供、親子教室など、食育活動での推進、そしてそれを継承に努める方針をしていきたいという機運が出てきているそうです。日本の食文化と農林漁業の関係は、切っても切り離せない関係にあると思います。県では、21年に熊本地産地消推進県民条例を制定され、農林業と商工業の、そして観光との連携を踏まえ、県産品の地産地消を推進しておられます。多良木町では、地元の特産品である焼酎の普及と焼酎文化の理解を推進するために、焼酎による乾杯条例も策定され、郷土愛を育まれています。

そこで、生産者は安全で安心な農林畜産物の安定した生産と供給及び情報の提供、消費者は生産者の取り組みを理解し、町内の生産物を優先的に使用及び食育を推進する。そして、事業者は生産者や消費者と連携し、町内生産物を優先的に取り扱うなど、そして町はその町内の生産者、消費者、事業者との連携を踏まえ、地域活性化につながるように地産地消の取り組みを推進する役割を明確にした、県版ではありませんけれども、大津町の地産地消の推進条例を制定して、具体的な地産地消推進計画に基づき、お互いの立場を理解し、信頼関係を構築、そして協力することで地域とともに郷土愛を育み、農林業の持続的な発展及び健康で豊かな町民生活を総合的かつ計画的に実現する地産地消の先進的な取り組みを町民とともに進める考えはないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の農業振興のその一つとして大事な地産地消の推進ということで、もう大分昔からその言葉を聞いておりますけれども、なかなか地産地消関連等についての発展というか、商品の開発というか、そういうものがなかなか難しい状況です。店を出しても閉じるというような状況でございますけれども、現在の地元の野菜等を販売している店は町に4、5店あります。そのような中で、地元の生産者のほうから安心・安全な、そして新鮮な野菜を提供されて、しっかりと住民の皆さん、あるいは町外の皆さんにかわいがっていただいているのは確かでございます。また、大津町の唐芋関係の特産品につきましても、今まで県北の74の郵便局でパンフレットを置いておりましたけれども、今回は県下の390の郵便局に置くというようなPR啓発を今後やっていくというようなことで郵便局のほうとも話をしているというような状況でございます。また、地下水涵養米の水の恵み、あるいは大豆関連の味噌の販売というようなことについても、学園大の食堂での活用や、あるいは菊陽の山内商店関連等における味噌の販売、若干高うございますけれども、今後そういう形での地元の大豆、6次産業と申しましょうか、そういう形の中で今始まっておるといような状況でございます。食育事業というのは、もう議員おっしゃるように和食、これはもう京都の料理人の人が一生懸命、その信念に基づいてこのような食の文化というのが世界に広まっていくものだというふうに思っております。しかし我々としては、やっぱり地元郷土料理の育成を図るためには、やっぱり小さいときからの子どもたち、そういう意味における体験学習が必要であるというようなことで、土地改良関連等の白川中流域につきましても、田んぼの学校関係について熊本市の小学生や町内の小学生・保護者の関係についてしっかりと体験をすることによって、大津の、あるいはこの地域の農山関係に愛

着を持って地産地消につながっていくものというふうに思っております。また、条例関連等につきましては、熊本地産地消推進県民条例が制定されておりますので、町の役割や生産者の役割、事業者の役割、県民の役割とが明確にされておりますので、町としてもこの条例の精神に乗っ取り地産地消の推進につとめてまいりたいと思っております。

詳しくは経済部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） ただいま町長の答弁にありましたように、大津産米については1週間に3回、学校給食で子どもたちに大津産の米を食べてもらっております。野菜についても、とれたて市場を通じて対応できる分については給食センターに納入してもらっておりますし、唐芋は平川の生産者から納入されているところです。野菜等につきましては、採れたて市場、イオン大津店、大津道の駅、大津岩戸の里など、各店舗で販売するもの以外にも唐芋フェスティバルやJAのふれあい祭り等では、お祭りということで地元の野菜が格安で販売されています。また、地蔵まつりや今年の大津日本一祭りにおいても、軽トラ市のコーナーで野菜や養豚農家の焼き肉等や畜産組合による肥後の赤牛の串焼きの販売が行われ、好評を得ております。平成24年度の販売実績では、とれたて市場が約1億1千万円、イオン大津店インショップが2千900万円の販売高となっております。また、唐芋については先ほど町長が申しましたように、これまで74カ所の県北の郵便局でございましたが、今年の12月から熊本県全下の390の郵便局に置くようになりまして、地産地消の拡大に協力をいただくことになっております。これまでは5キロ箱で600個の販売実績でしたが、5キロ箱で6千個を目標に3千個は確実に販売できると見込まれております。そのほか、土づくり、低農薬、減化学肥料の取り組みで育てられた地下水涵養米の水の恵みの販売が開始されています。また、水の恵みの購入でパールライスが30トン購入されるところです。議員もご存じのように、地産地消につきましては、とれたて市場のような大きな店舗を構えて消費拡大する方法もありますが、人件費等の経費が大きくなり、かなりの売上げを上げないと収支が厳しくなることもございますので、一つ一つ様々な手段や方法による地産地消の推進を努めてまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） ありがとうございます。地産地消は、言葉では簡単ですけどもなかなか対応が難しいというのは、私自身も感じております。農家の方々あたりに聞きますと、安心・安全な農産物の生産はもとより、安定した価格、供給、そして経営コスト、流通での細やかな対応、そういった問題も非常に多いと。また、消費者や事業者の皆さんも買う場合の拠点の問題や様々な取り扱いの問題、そして安定的な供給の問題など、生産者、消費者、事業者の方々もそれぞれ課題をお持ちでございます。町でも様々な、今、部長のほうから説明もありました、町長のほうからも説明がありましたように、様々な事業展開を実施されています。その事業展開を総合的な目標や計画といいますか、全体的にまとめて整理をする、目標を設定して動くというような体系が必要ではないかというふうにも考えます。今ありましたように、県は条例に基づいて地産地消の推進に関する主要な施策としましては、県内農林水産物の理解や郷土愛の育成、流通の促進や消費拡大、6次産業化の推進による経済循

環及び地域活性化、農林水産業が果たす多面的機能の再認識、条例の周知、そして意識の啓発などを柱とする79の事業を展開されております。予算が付いているもの、0予算でいけるもの、それぞれかなりな事業展開を県は進めておられます。その中に、県民推進条例の中には県、そして市町村の役割もうたわれております。先ほど町長がおっしゃったとおりだと思います。そういう事業を推進するために、町も、さっきおっしゃるように条例をつくることありきではございません。その条例をつくることを目的ではなく、地産地消を推進するために、その地産地消の持つ食の大切さ、そして農村や地域環境を守る町全体の機運を盛り上げ、雰囲気に乗ってですね、皆さんがそれぞれ役割を十分に果たせるように努力できる地産地消条例の制定あたりにつながってくるんじゃないかというふうに思います。その雰囲気をつくるのが、まず大事ではないかというふうにも感じます。

そこで、生産者、消費者、事業者の信頼とつながりを大切にするための条例制定に向けまして、そういう各事業者や関係者のネットワーク、情報の交換、人のつながり、そういった会議を立ち上げて、いろんな立場でそれぞれが自分の思い、自分たちの思い、それをぶつけ合い、そしてその中で地産地消とは何ぞや、そして地産地消に何が自分たちができるのかということ論議をしていただく。そして、その中から総合的な食の安全や地域内の循環を進める地産地消を推進するために計画を練り上げ、そして、共通目標や施策を定めた地産地消推進計画などをつくるというようなところまではいってほしいと私は思います。条例までいくかどうかは、その次の段階ですけれども、そういった会議や推進計画、こういうものに取り組んでいく考えはないか、再度お尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、条例をつくる前には、やっぱり関係の皆さん、あるいは生産者の皆さんと十分なる連携の意見交換をしながらしっかりと取り組んでいきたい、そのような形については、また担当部長のほうにしっかりと指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 条例がなくなってしまうと困りますので、終局的にはそこまで行っていただくということを認識をしていただくことをお願いしたいと思います。

今、申し上げましたように、地産地消、農家の方々だけでなく、町の町民の方の食の安全、健康、非常に大きな取り組みの一つの中の地産地消だと私は思います。それが私たち健康の源でもあるし、元気の源でもあります。そして、地域の農村地帯、また町全体の活性化につながるという意味合いが多く含まれている大きな取り組みの一つではないかというふうには私を感じているところです。様々なイベントを実施されるのももちろんですけれども、先ほどありました日本一まつりの軽トラ市、初めての開催です。出店される方々もどのような形かわからないということで一生懸命取り組んでおられました。そのような取り組みも十分に、また継続的に実施をしていただきたい。そして、商店街や飲食店の方々にも、事業所や従業員を巻き込んで、町が認定する地産地消を取り扱う事業所に幟があるとか、また店舗に認証制度ができるとか、またポイント制で地産地消を頑張ったということでのポイント制度部分での対応とか、今、地域通貨みずみずもありますけれども、そういった取り組みあたり

にもこの辺の内容あたりを取り組んでいただく、そういった形で、みんなで雰囲気盛り上げ、そして住民の今言いましたように地域が活性化し、そして町民の方の健康、そして基盤である農林業の活性化、そして素晴らしい取り組みができますようお願いをしたいというふうに思います。そういった視点で、先ほど言いました推進計画、そして条例までもっていければ、私はいいのではないかと思います。そういう形で、今後そういうことが進み、町内での地産地消が進めば、県内に、そして県外へ、そして海外へという大きな取り組みの一步になると思います。大きな視点と展望に立ち、そして地域が共に手をつなぎ、みんなで頑張れる大津町になってほしいということを願ひまして、今後ますます努力をしていただくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時05分から再開いたします。

午後1時54分 休憩

△

午後2時04分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

今回、一般質問の中心点は、大変な格差社会が益々拡大をする中、とりわけ給料や賃金が上がらない、あるいはいわゆるブラック企業、そういった人間を使い捨てにするような働かせ方が広がっている。そういう中で、町民の皆さんの暮らしを守らなくてはならない、そういう立場からお尋ねをいたします。

現在、アベノミクスによってデフレ経済脱却の名目で政策が進められておりますが、このアベノミクスで肝心なものが掛けております。賃金や給料が引き上がらない限り、経済もよくなりませんし、税収も増えないし、そして何よりも国民・町民の暮らしがよくなっていかないと、このことを指摘しておきたいと思ひます。とりわけこの間も相対的貧困率、とりわけ若い人たちの収入賃金が上がらず、貧困率は17%、現在では20%に近づいているのではなかろうかと統計上出ております。先に9月に質問したときにも、保育所に預けておられるお父さん、お母さんの年収が、いわゆる所得の少ない世帯がこの5年間だけでも4%から5%増えております。それだけ働く人たち、とりわけ子育て世代のお父さん、お母さんが夫婦力を合わせて共働きで頑張らないと生活ができない、そういう状況に置かれているところであります。

そこで第1問の保育所待機児童対策についてお尋ねをいたします。政府によって子ども子育て会議、いわゆる待機児童対策の政策が打ち出されてまいりました。この子ども子育て会議の設置は、私は大変前向きだと思いますが、今つくられたこの子育て会議が具体策を表すのは、現在平成25年ですが、来年、再来年4月以降になるのは明らかではないでしょうか。ということは、現在平成25年、今でも保育所に申し込んだにもかかわらず保育所に入れない、そういう方が、先般聞いたときは60人ほ

どおられると聞いております。そういう意味で、今年から来年に掛けましてこうした待機児童の人たちが相変わらず待機のままと、保育所に入れないと、大変切実な問題を抱えているわけであります。

そこで町長にお尋ねをしますが、来年度に向けまして何らかの緊急対策、これが必要だと思えます。町の待機児童解消対策を緊急的なものを問いたいと思えます。若草学園跡地に新しい民間保育園の募集をこれから始めるということではありますが、こちらも完成までには1年数箇月はかかってしまうわけであります。現在の保育所に入所を申し込んだ人数ですね、それから待機児童として町がカウントした人数、この点についても、まずお答えをいただきたいと思えます。

第1問目を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の待機児童対策についてのご質問でございます。今おっしゃるように、11月1日に大津町子ども子育て会議を開催し、各委員からの意見をいただき、現在はアンケート調査中でございます。調査結果を基に、今後のサービス量の見込みや計画を策定していくこととなりますが、実態実数の数値も重要なところでございます。子ども子育て支援新制度における開始の平成27年の4月に向け取り組んでいるところでございますけれども、平成26年度の対策としましては、4月開所の家庭保育室1カ所と定員120人以上の新規保育所の創設を考えております。今年の10月1日に開催した町内保育園、幼稚園の園長会議において、11園の中には、平成27年度から認定子ども園に移行する幼稚園の表明もあっております。待機児童の多い年齢である0歳から3歳未満までの入所の拡大が期待されるところでもあります。平成26年度の待機児童解消はできませんが、平成27年4月開所予定の新規保育所と同4月からの認定子ども園の開所による影響は大きなものだと思っております。これにつきまして、また来年度の新規事業と保育園に対しての取り組む意向は現在検討しておりますけれども、内容については担当のほうから説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 子育て支援課松永高春君。

○子育て支援課（松永高春君） 国に対しての待機児童数の報告については、10月1日基準で27名でございました。現在の待機児童数と申し込み状況についてお答えします。平成25年度分の12月1日現在では、申込者数100人のうち45人が待機児童数となっております。来年度分につきましては、平成25年12月1日現在で、他市町村の保育所入所児童を含め、いわゆる年長クラス児童187人が卒園となります。来年度の保育所、家庭的保育所の募集を11月1日から11月末日までの1カ月間行いました。その申し込み状況は11月末日現在において、0歳が60人、1歳児が74人、2歳児が55人、3歳児が47人、4歳児が12人の合計257人となっております。257人全員が保育に欠ける状況にあるわけではなく、今後は育児休暇、家族状況、就労状況等の書類審査の上、入所者数や待機児童数を決定してまいります。

それから、認可外保育所入所者についての補助金につきましては、現在大津町には事業所内託児所が2カ所ございます。その中に2カ所で3名ほどが入っていらっしゃるという情報を得ております。ですので、事業所内の託児所というふうに捉えております。それも認可外保育所の中に該当すると思えますけれども、国の保育所入所要件等の整合性を図りながら、将来は補助金制度を考える必要があ

るというふうに考えておりますけれども、その点につきましても子ども子育て会議の中でですね、審議議論していただきたいというふうに思っております。来年度の事業としてについては、今のところ考えておりません。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 第一の問題は、さらに申込者が増えて、現在100名の申し込みがある。待機児童としてカウントしているのは45人とされておりませんが、しかし45人も待機児童がおられる。いろいろ厳しいカウントをして45人。本来は、待機児童は0でなくてはいけないわけです。児童福祉法24条では、地方自治体は保育に欠ける子どもの保育に責任を持たなくちゃならんとなってるわけでしょう。もし保育所に入れなければ、それに代わる適切な保護をしなければならんとなっているでしょう。罰則がないからといって、少なくともですよ、待機児童の45人も放ったらかしといて、来年に向けて緊急対策も何も打たないというのは、あまりにも無責任ではありませんか。私が調べました益城町の待機児童緊急対策支援事業、大津町がもし再来年ですね、27年にもう1園保育所を新設したとしても、我が大津町は近隣の市町の中ではまだ最も遅れている。益城町は、来年の4月から1園開園をするんです。菊陽町は、もう既に新しく2園募集を掛けているんです。これを計算に入れると、それを、大津町が保育所を1つつくっても最下位ですよ。子どもの数に対して保育所の定員がまだまだ少ないという実態があるということです。それでも益城町はですね、緊急対策助成事業として、認可保育園に入らないで、例えば菊陽町には無認可がございます。そこに大津町の子どもさんを預けた場合でも、援助をしようじゃないかと。そういう緊急対策をやっているんですよ。大津町は、やる気がありません。それで済むんですかね、45人も待機児童がいて。町長、この件についてお答えを願いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 待機児童45名ということに数字は上がっておりますけれども、本当にそれがどうかというのは今後担当のほうで調べるということですが、しかし、議員心配されるように、全部が全部待機児童0というようなことはなり得ないというふうに思っております。その辺の状況は十分認識しておりますけれども、27年度に1園開設しますけれども、認定子ども園も新たな制度ができてくるというようなこととございますので、そういうようなところを考えまして、各園の施設の関係等についての園長会議というような形で町の状況等については十分ご相談をさせていただいているというような状況とございますので、今後についても各園のご協力が得られるように努力していきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 100人申し込みがあって待機児童45人と、そのうちですよ。これが全部、45人が全部待機児童であるかどうか確認するなんて言っている場合ではないでしょう。現在120%もの定員から詰め込んでおいて、それでもまだ足りないという状況だということです。私は引き続きですね、何らかの緊急対策をもってしても、とれわけ働くお父さんやお母さんの安心、子どもたちの安心のために、引き続きこの問題を追及してまいりたいと思います。

質問項目が多々ございますので、次の質問に移ります。第2問目は、学校給食センターの建て替えについてであります。先の9月議会で現在の給食センターの建て替えが必要だという答弁がございました。私は、以前にもこの給食センターを、理想的には各学校の自校方式と、それが難しいというのであれば、せめて大津町には中学校が2カ所ございますので2カ所給食センターをつくるべきではないかと求めてまいりました。その理由は、第一番目にはつくりたての温かくておいしい給食を子どもたちに提供をすると。そのためには、一端つくってですね、運搬をしている時間、そういう意味でもせめてですね、大津中と北中にそれぞれ給食センターをつくれば、より合理的な運搬ができると考えているからであります。

それから、私も東日本大震災の年に被災地に出掛けてまいりました。津波以外で内陸部は地震の被害がございましたが、そこで一番住民の人がありがたかったのは、給食センターが被災を免れて、そこで温かいご飯、温かい汁物をつくって提供をしていただいたと。被災に遭ったとき、こんなにありがたいことはなかったというお話でありました。そういう意味でも、危機対応、あるいは災害時の対応という意味でもですね、給食センターは2カ所つくるのが妥当ではないかと思うわけです。現在でも3千850食ですか、これがまださらに増えていくそうであります。また、先ほど質問がございましたが、地元の農産物、地産地消に農産物をさらに活用するには、例えば4千食の対応の材料を用意してくるなんていうのは、これは無理な話なんです。地元の農家では、これは対応できない。地産地消を本当に真剣に考えるならば、この給食センターを2カ所建てる妥当性が十分あるかと思いますので、お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 学校給食センターの建て替えの件についてのご質問でございますけれども、先の一般質問でもお答えしたように、現在の給食センターの管理、あるいは衛生上の問題、そういう形の中でできるものであれば延命策をというようなことで答えをしているところでございますけれども、その後、職員関連とご相談したところ、5年後の平成30年度には4千300食に達することが見込まれております。というようなことになれば、今の給食センターについては給食をつくるのに厳しいというような状況になるのは確かでございます。しかし議員のおっしゃるように、2つの学校関連等に給食をつくれればと、自校式が一番いいというのはもう当たり前のことでございますけれども、経営上や管理上の問題で、やはりおっしゃるように、その辺の検討、1つでいいのか、2つでいいのか、あるいはその給食センターの、例えば2つになったときの管理運営と一つの管理運営のやり方というようなことについても今検討をさせていただいております。もちろん、おっしゃるように、私が給食センターの所長を3年務めたときに、やっぱり振り返ってみますと、瀬田幼稚園に10時半に持っていきますと、菊阿中学校に持っていくときは、もうアルミ缶の湯気が中に落ちて中学生が食べるときにはいかなもんかなというような心配をしたわけでございますけれども、その折り大津中学校はできたてをすぐ持っていくというような形もありますし、残渣調査もやったりいろいろやってきましたけれども、やっぱりおいしいものであれば残渣も残らないんじゃないかなと。そういう意味におきまして、いろんな形で検討を今後していかなくちゃならないというようなことでございますので、

今後については議会とも十分相談しながら検討を進めさせていく資料も提出できるような形に持っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 検討なされるということですので、とりわけ3千食も4千食も給食を1カ所で作った場合、何らかの事故でもあればそれができなくなってしまうと。私は、2カ所あればですね、最初1つつくって、もう1カ所できれば、施設がちょっと余裕が出てくると。そういう余裕が出てくれば、例えば高齢者の皆さんに対する配食サービス等がございます。そういったものにも、調理にも大いに活用できるのではなかろうかと思えます。こうした危機対応と、またこれからの高齢者社会、あるいは災害対策についてもですね、ぜひとも2カ所前向きに検討されますようお願いをして、次の質問に売ります。

給食費の公会計化と多子世帯への援助ということでもあります。その中で、現在は給食費を保護者が集めて学校に届けると、あるいは振り込むというシステムであります。この時代となつては口座引き落としが妥当ではなかろうか。それで、学校給食費を公の会計で扱うべきではないかということです。現在、学校給食法は、給食を奨励するという奨励法という形態を取っております。そういう中で、給食費を現在のように、事務の方が多分預かっておられると思えますけれども、集まったお金が万が一紛失をしたと、これは学校長の責任になるらしいです。保険か何かかかっているかどうかは知りませんが、しかし給食は、この給食の費用はですね、設置者である大津町ですね、大津町と給食を食べている人たちの契約だと言われておりますが、学校側が莫大な現金を預かる。ところが、現在の制度では、町長は学校長に、その公金のお金を委託するという契約は結べない、そういう大変欠陥を抱えた制度となっているということです。

そこです、国のほうでもこうした給食費は公の会計で扱うべきであるという方針がなされております。今全国では公の会計で扱っているのは約3割となっているそうであります。その中で、群馬県では、群馬県教育委員会が公の会計処理に移行するように全市町村に通知を出して、ほぼ移行が進められているということです。この問題は、給食費を現金で集めようが、振り込みにしようが、全く解決されません。そういう意味です、公の会計に移行するべきであるということをお尋ねいたします。

3つ目に、義務教育無償の一貫で、学校給食が行われている。本来であるならば、学校給食費は無償が当たり前だと思いますが、国がそのことに手を付けない中、なかなか財政的にも難しいと思いますので、まず多子世帯への援助が必要だと私は思います。現在、小学生で給食費1人年間4万2千900円、中学生で4万8千400円かかっております。あとで質問しますが、就学援助は生活が困難な世帯に給食費を渡して、その世帯がまた学校に給食費を払う、こういう問題も解決するわけですね。その給食費としてもらったものを生活費に使ってしまうというような問題も解決するということで、こうした多子世帯とか就学援助の対象になるような人たちは、給食費の免除、あるいは補助、こういうものがいいと思いますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 荒木議員の給食費の公会計化と多子世帯の援助のご質問に答えいたします。

もうお触れいただきましたけれども、現在学校給食費の口座引き落としにつきまして検討をしているところでございます。現在のところ、小中学校の学校給食費の徴収は、PTAの役員さん等により現金徴収で行われております。そしてそれを集金された保護者の方が各学校の事務職員のほうに渡しただきまして、事務職員が学校給食センターの運営委員会の口座がございまして、その口座のほうに入金していただくシステムになっております。しかし、現在の集金方法では集金途中や保管中の盗難とか事故とか不正行為等の懸念や集金徴収事務を担当するPTAの役員さんとか学校事務職員の負担が大変大きいということで、今問題になっておりますので、冒頭触れましたように、学校給食センター運営委員会のほうで何とか全体を口座引き落としのほうに移行したいということで協議を進めております。この口座引き落としにもっていくためには、保護者の方々が給食費プラスの引落手数料、肥後銀行を使用しますと1件について80円の負担をしていかたかないといけないこととなりますので、その了解をいただくために、現在各小中学校のPTA会合の折りに、この件につきましてご説明申し上げ、ご承認を得る会合をそれぞれの学校で持っているところでございます。まだ全ての学校が終わった状態ではございません。こちらの保護者の納得がいただけたならば、平成27年度から給食費はすべて口座引き落としのほうに移行したいというふうに思っております。手数料80円を保護者の方々に負担していただきましても、学校給食全体の口座引き落としに伴うシステム料等がまた別途発生いたします。こちらのシステム料が大体初年度で44万円ほどかかります。こういったものまで保護者の方に負担いただくのは大変厳しいかと思っておりますので、こちらのほうの負担はぜひ町のほうにお願いしたいなと思って今計画を進めているところでございます。

それから、学校給食のこの経費負担につきましては、学校給食法で学校給食の実施に必要な施設設備の整備、それから施設設備の修繕、人件費、そういったものに要する経費は学校設置者の負担とするというふうに明記されてございますので、それらのものについては町のほうで今は負担をしているところでございます。またそれ以外の経費につきましては、学校給食費というふうに学校給食法では規定されてありますので、現在食材費ということで保護者のほうに、小学校で1食単価231円、中学校で260円のご負担をいただいているところでございます。食材だけじゃなくて、先ほど申しましたように、これを徴収するに伴う諸経費ということで、その引き落としするための手数料の80円も保護者のほうに負担いただいても法令違反にはならないんじゃないかという私どもは判断しているところでございます。

それから、引き落としだけにして済む問題ではないというご指摘がございまして、公会計にすべきではないかということでございますけれども、この公会計化につきましても、去年あたりからいろいろ課内で検討はいたしております。検討はいたしておりますけれども、まだ公会計化に踏み切れない諸々の課題がございまして。その利点・問題点を少し触れさせていただきますと、利点としましては、学校や保護者の徴収事務が軽減されるということ、2点目には金銭的事故が減少するという、3点目には現金の取り扱いがなくなるということ、4点目には物資の購入その他会計の信頼・透明性が高まること、こういったものが上げられるかというふうに思います。4点上げましたけれども、1点

目から3点目につきましては、先ほど申しましたように口座振り込みにしますとこちらは解決できるというふうに私どもは考えているところでございます。逆に公会計化をすることによって問題点として浮上してまいりますのは、1点目は事務処理が複雑になるということ、2点目は決済等に時間がかかり、臨機応変の措置が取りにくいということ、3点目は給食費の決定は複雑な手続きを必要としますので、弾力的な運営がしにくいということ。4点目は、学校では全体的な収支状況が把握しにくいわけです。公会計になりますと、我が学校の誰が、また何名が滞納しているかというのが学校にはわかりません。そうしますと、ますます現在でも未納家庭0というわけではございませんので、未納が増えていくのではないかなという問題点が上げられるわけでございます。さらに、町としましては、公会計化にもっていきますと、人的にも、物的にも、システム構築が必要となりますので、財政的な負担がかなり増大するものというふうに思っております。

以上のようなことを総合的に考えまして、当面はですね、先ほど申しましたように、給食費会計は口座振り込みのほうにもっていきまして、その事務は学校給食センター運営委員会がございまして、その運営委員会で、直接的には運営委員会の事務は給食センターの事務職員のほうで取り扱いをしておりますので、現状を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

もう1点、多子世帯に対する学校給食費の援助の件ですけれども、本来食費は一般的には個人の負担に期すべきものではないかなというふうに思っております。義務教育は無償とするというふうにならわっておりますけれども、その無償というのは月謝を取らない、教科書は無償である、食費まで含めての無償は、まだ捉えきれてない部分がございます。個人の負担に期すべきものであるというふうにならわっております。ですから、食材費を主とする給食費については、保護者負担を維持させていただきたいと思っております。ただ、非常にやはり先ほどからたびたびお話が出ていますように、経済的な理由で就学が困難だと認められる児童生徒も出ておりますので、そういった家庭に対しましては、給食費を含めて学用品費とか通学用品費、そういったものを就学援助費として援助していかなければならないというふうに思っております。それで、多子世帯で経済的に困っていらっしゃる家庭につきましては、ぜひその納入状況等を見極めながら就学援助の申請をなされるように今後も進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 給食費のですね、兄弟が3人、4人おられるところ、あるいは2人以上ということで、全国的に小さい自治体ではありますが、確かに人口減少、子どもたちの人数が減るということで給食費を完全に無料にしているところが増えているのは事実であります。我が町でそれを今すぐやいなさいとはとても言いません。本来、国がやるべきだと思いますが。学校給食法ができたときはですね、教科書はまだ無償になってなかったんですよ。その後、教科書が無償になった。ところが、この学校給食法は、半世紀の前のやつをそのまま使って、国からもこれはおかしいと、公のお金じゃないかということです。もう一度お尋ねしますが、口座引き落としにした場合、滞納者が多分出ます。誰がそれを集金に回るのか、責任を持つのか。だとしてもですね、給食が設置者である町と保護者と

の契約だとするならば、公金なんですよ。公の金なんですね。その公金を給食運営委員会ですか、そちらに町が権限を委任すればいいんですよ。ところが公金じゃないから委任できない。公金じゃないものには、例えば役場の職員が集金に行っても、それは責任が取れないわけでしょう。だから、おかしいということで、国でさえ、これはおかしいですよと指摘をなされて、現在ではもう3割以上が公会計になっているということです。ですから、教育長、どうなんですか。公会計についてですね、もっと研究をしてやらなければならないものであるかどうかはですね、ちょっと本当に真剣に検討いただきたいんですよ。どうでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 再質問にお答えいたします。

給食費、家庭の経済状況でその給食費が未納になっている家庭もあるわけですし、これが子どもの責任に負うところではないということ、このことについては非常に現場におられます者にとっては心痛みます。できるならば、どの子も安心してですね、給食費のことを気にしないで食べられるような状況をつくるのが一番望ましいことではないかなと思っています。

滞納した場合、現在はですね、どのような方法で徴収しているかと申しますと、まずは学校のほうから未納家庭については電話連絡をされたり、通知を出したりして催促をされている学校もごさいます。それされなくても、完納されている学校が多うございまして、町内では。それでも未納が出ましたときには、学校給食センターの職員のほうが、再度家庭訪問をさせていただいております。去年は、その家庭訪問で何件かいただくことができました。本当に生活困窮してお支払いができないところは、それは私どもも鬼のようになって取り立てるわけではございませんけれども、やはり日ごろのその暮らしぶりからですね、絶対払えないご家庭ではないようなご家庭で払っていらっしやらないところもときには見受けられます。そういうときに、家庭訪問してお願いしますと払ってくださった事例がありますし、分割でもいいなら払いましようとおっしゃってくださっているところもありますので、今後も徴収する努力はしていかなくちゃならない。学校のほうにはそう負担掛けられませんので、学校給食センター、つまり町のほうでですね、その役目を担っていかないといけないのかなと考えているところでございます。

公会計にもっていくには、ちょっとまだハードルが高すぎますので、これからまたいろいろと調査研究しまして、ゆくゆくはですね、そちらの方向に進むように頑張っていかなきゃならないかなと今思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私も昭和28年生まれですが、当時就学援助制度があったかどうかよくわからないんですけど、小学校の間、教室の中でみんなが見ている前で、これは町からのものですよということでランドセルと何かをいただきました。親が貧しかったですから、片方ではありがたかったわけですが、友だちの前でなぜお前だけそんなものをもらうんだということで、大変せつない思いをした経験があります。文科省の調査でも、給食費の滞納を調査した結果、確かに親が払えるのに払わなかったというのが53%、しかし経済的な理由で払えないというのが43.5%、これは学校側が多

分こうだろうという判断をしたらしいですね。綿密にやったわけじゃない。綿密にやったらもっと増える、本当に払えない。大体日本は生活保護の法則率が2割ぐらいしかないわけです。そういう意味でですね、子どもたちが給食費を払わない、何か自治体によっては給食を食べさせないというところもない自治体もあるらしいですけど、私はそういうことは絶対許されないことだと思います。そういう意味で、公の会計にすることはですね、学校職員やその役場の職員が集める側も辛いわけですね。こんなことは本当はあってはならないということです。また、学校側は本来教育のほうに全力を挙げなきゃいけないのにそういう仕事が増えると、負担が増えるというのは、また問題があるかと思っています。

それでは、次に4問目に移ります。安倍内閣になりましてから、生活保護がいきにも贅沢であるかのようなバッシングがありまして、生活保護基準が引き下げられました。この生活保護基準が今後3年間連続して切り下げられていくということは、我が町の子どもたち、義務教育の中で就学援助制度というのがございますが、こちらの就学援助も、これまで自給できたご家庭が生活保護基準が下がることによって自給できなくなるという事態の心配をしているわけでありまして。その中で、町の就学援助要綱の中には、認定基準の中で生活保護法に規定する基準額の1倍以下である。つまり、生活保護の認定基準と同額以下の所得と、以下の人だけを認定しますよというふうになっているわけでありまして。つまり、生活保護基準が下がれば、ぎりぎりのところで受給できていた人たちは受けられなくなってしまふということでありまして。何ら対策を考えておられるのか、おられないのか、そのところをはっきりお答えを願いたいと思います。

2番目は、この援助要綱文書の不適切な部分、改善が必要であるとおっしゃいました。先ほど質問前にお渡しをしましたが、平成20年9月議会で私は同じような、当時宮崎教育長でありましたが質問をいたしました。これは議会だよりの答弁であります。当時この就学援助制度が誰でも利用しやすいようにホームページでわかりやすいように掲載したいと。一応、ホームページには確か載っておりましたが、まだ非常にわかりにくい。2番目に、この要綱の中でですね、認定基準の中で、次のいずれかに該当するものを認定する。保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者。つまり、私の父親や母親は生活状態が悪かったから私は就学援助を受けていたわけですよ。二親揃っていたんです、私は。それから、学校給納付金の状態が悪いもの、学用品に不自由している者、保護者の生活状態が極めて悪いものと認められる者。5年前にこの問題を指摘して、当時の宮崎教育長は、この「もの」という表現は早速改正をすると、私はとっくに直っていると思ったんです。質問する中で、見る中で、全く変わってない。私たち政治家、行政は、法律に習い、また理屈にかなない、なおかつ行政は情がなければならぬ。法・理・情という有名な言葉がございますが、この格差社会がますます拡大をする中で、本当に生活に困っている人たちがどれだけつらい思いをしているか、私の生い立ちそのものであります。そういう人たちを生活状態が極めて悪い者と、こういうものを5年間も指摘されないと手を付けていない。すぐ直ちに改正すると言いながらやってないじゃないですか。私はここにはですね、これは教育行政の怠慢だと思いますよ。なおかつ、情がないんですよ。本当に生活に困っているということをですね、胸にちゃんと刻んでいるなら、こんなことはあり得ないはずですよ。どう

でしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 荒木議員の生活保護の実態、就学援助制度の改定のご質問にお答えいたします。

町の就学援助制度及び現況について、少し触れさせていただきます。就学援助の対象者は、大津町就学援助要綱の規定によりまして、大津町立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、生活保護を利用する要保護者と要保護者に準ずる程度に経済的に困難な準用保護者でございます。

先ほどお触れになりましたように、今年の8月に生活保護基準額が見直されまして引き下げられました。今後、第2段階として来年の4月、3段階として27年の4月に段階的にまた引き下げられる予定になっております。大津町におきまして、現在は本年8月以降の準要保護児童生徒援助補助金に係る申請につきましては、これまでどおりの認定基準で扱っております。しかし、基準額が引き下げになりましたその内容をつぶさに見てみましたところ、各個人の年齢、それから各家族の世帯、人数数、それによって引き上げ額が異なっております。または、その保護者の住まいとする地域によっても、その差がございます。大津町の場合は、引き下げ額が該当するのは、年齢で見ますと12歳から20歳まで、それから20歳から40歳までの人が、その引き下げの該当者になっております。あとの年齢層の方々は、みんな基準額は引き上げになっておりました。それから、世帯で見ますと1人世帯、子どもですから1人世帯はあり得ないと思いますけれども、2人世帯のところは引き下げ、それからあと3人世帯以上は額としては引き上げになっておりました。計算してみましたところ、もし中学生1人で親さん1人の2人家庭であれば720円の減額になっておりました。あとの世帯は全て増額になっておりました、大津町の場合はですね。申請があった家庭につきましても計算をしてみましたところ、現在使っております1.0以下で該当が外れる方はいらっしゃいませんでしたので、これでまず今回はやってみようということで、改定せずにそのままやっております。しかし、第2段階、第3段階とこう見ていく中でですね、不利益、これまで以上に不利益を被る人たちが出てくるならば、それはもう改定しないといけないというふうに捉えているところでございます。とにかく家庭の経済状況によって子どもがですね、非常に安心できない状況の中で義務教育もままならないような状況下におかれてはならないことだということはしっかり認識しておりますので、そこは心に止めながら今後対応していきたいと思っております。

それから、関係条文の中で不適切だと指摘されました文言につきまして、その改定がなされてなかったということにつきましては、大変申し訳なく思っているところでございます。先ほど触れられましたように、生活状態が悪いとか、生活状態が極めて悪いとか、そういう文言はですね、もし自分が該当者であるならばやはり憤りを感じる部分かなというふうに受け止めているところでございます。ほかにどういう適切な文言があるのかと今いろいろ考えておりますけれども、例えば「生活が困窮していると認められている者」あたりにですね、もっていったらどうであろうかなと、これは私案でございます。この後、教育委員会にかけまして、早速改訂作業に入ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 要綱の文章は、間違いであるということでお認めいただきましたので、もう私も質問にあたりいろいろ調べてみましたが、もう既にこういった文章はとっくの昔に改定しているところもたくさんありました。二度と、とりわけ教育行政というのは、まして就学援助、義務教育を援助するようなところをですね、子どもや保護者の心が傷つくようなことがないようにですね、私も含めてお互い肝に銘じるべきだと思っております。

そこで、保護基準、今のところはないということで、今後考えるということでありましたが、私はその保護基準もちょっとまた調べてみましたが、現在、例えば小学生1人、大人1人、特に母子家庭が多いかと思えますけど、町のホームページを見ますと、世帯の総所得金額は127万円未満というふうになっております。多分生活保護基準から割り出したんだらうと思うんですが、ところがどうも大津町は受けられるのに受けていない人が多いのではなかろうかと疑問を持ちまして調べました。就学援助がどのくらい子どもたちに対して受給されているか。熊本県の平均は12.8%です。ところが大津町は8.9、約9%です。県平均よりも大津町は少ない。ちなみに九州では福岡県が21.7%です。全国平均が15.3%、ちなみに一番高いのは大阪府であります。大阪府の大東市というところを調べました。先ほど言いました母と子ども2人世帯で、大津町では127万円未満が該当する。ところが、この大東市の表を見ますと、同じ2人でも219万円、92万円も多いんですよ。確かに保護基準が大都市と地方によって差があるのは知っていますが、これはあまりにも開きすぎているんじゃないか。大東市が基準を上げているのか、あるいは大津町の計算が怪しいのか、またこれ調査をした上で、担当のほうでもですね、調査をしといていただきたいと思えます。

いずれにせよですね、大津町の児童生徒が受ける就学援助率というのは非常に少のうございます。大津町の保護者は、みんな困っているような人が少ない、裕福な人が多いというふうに捉えられますか。教育長、この問題はですね、ちょっと調査をする必要があると思うんです。何でそうなっているのか。そういう調査をするおつもりがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 再質問にお答えいたします。

私も手元に資料を持っておりますけれども、過去5年間を見ますと受給されている児童生徒数は増えております。しかし、全国等と比較するとですね、大津町の場合はパーセンテージが低いと。これは親の生活が豊かであるのか、その就学援助制度について周知徹底が図られてないのか、どちらであろうかということでございますけれども、一応全部の家庭にですね、就学援助制度があるということは学校を通して周知徹底を図っているところでございます。現在就学援助を受けていらっしゃらない家庭においても大変厳しいご家庭はまだあろうかというふうに思いますので、学校を通して何らかの形で実態調査をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時15分から再開いたします。

午後3時02分 休憩

△

午後3時12分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田省生君。

○7番（本田省生君） こんにちは。7番議員本田省生が通告書に従い一般質問を行います。

安倍内閣が発足してから1年、アベノミクス経済効果が出ていると言われています。日経平均株価は1万5千円を、円相場は100円台で維持しています。アベノミクス、今や今年の流行語大賞にも上がっていました。経済効果は農業や中小企業での効果はまだ見えてないようです。今年3月15日、TPP参加を安倍内閣が表明しました。皆さん、ご存じのように、農林水産業は猛烈に反対の手を挙げました。TPP参加反対で、全国農業委員会長会が4月30日に日比谷公会堂で開催されました。私も集会に参加しました。集会後、県選出の国会議員との懇談会で、TPP反対の陳情書を手渡しました。TPP環太平洋連携協定を日本が関税撤廃の例外確保を目指す、米、麦、牛・豚肉、牛製品、甘味資源作物の重要5項目で関税の分類上では586品目にもなります。米だけでも58品目あると言われています。大変な数です。麦はそれ以上で109品目です。多いです。今に至っても、なおTPPの全体像を国民に全く公表していません。TPP年内妥結断念、今日の新聞に載っていました。関税など隔たりが大きい、アメリカは全品目の関税撤廃を、それを求めています。その姿勢を崩していません。聖域を守るというのは、TPP交渉に入るための前提条件だったはず。自民党の約束もあり、少しでも後退するならば脱退するのが筋だ、これは旭志の畜産農家の人が熊日の新聞紙上で話されていました。また、新聞ではTPPの交渉に参加しても譲れない問題が生じれば、途中で抜けるなど外相効果は甘いものではないと言われています。自由であれば、よりよい状態になるということもあるが、交渉反対の理屈ばかりを訴えられて済む状態でもないのは確かです。環太平洋連携協定、パートナーシップについて、聖域とされていた重要農産物5項目に関税撤廃の動きはあるが、町では状況把握できているのか、撤廃された場合の生産者への対応は考えていますか。町長にお尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 本田議員のTPPの問題、交渉関連等についての日本の農業、大津の地域の農業についてのご質問でございます。もう本田議員も十分その辺のところ勉強されて、しっかりとわかっておられるものと思いますけれども、主食用米の生産調整廃止を含む制度の見直しや中間管理機構による農地集積等最大の転換期を迎えております。現在、交渉が行われているTPPは、日本を含め太平洋を取り巻く12カ国が参加しており、物品の関税撤廃や消滅のみでなく、非課税分やである投資、競争、知的財産、政府調達等を含む包括的協定として交渉されております。交渉関係についてはもう年を越さなくちゃならないという閣僚の妥協が至っておらないような状況でございますが、日本の農業の聖域と位置づけられる重要5品目については、国内農業の状況から関税撤廃には応じることができないとの立場で交渉を行っておられます。関税維持を主張しつつ、関税撤廃を前提とした農業対策を試算した場合、日本は重要な5品目の関税撤廃交渉に譲歩の余地があると見られ、一気に

相手国に有利な交渉状況となります。また、各国政府間の交渉については、条文や各国の提案などの交渉参加国との関係上、公表ができない内容があります。

このようなことから、重要5品目の関税撤廃に関して、国からの具体的な情報提供及び対応策は今のところございません。

以上のような状況でございますが、町としましても交渉経過報道、TPP学習会への参加、国・県の各種事業説明会を通して情報収集や分析、把握に努めているところです。農業は国民への食糧供給産業であるばかりでなく、水源涵養をはじめとする多面的機能を有する国家の根幹をなす産業であり、今後とも持続的で力強い農業を目指す必要があります。TPPの如何に関わらず、日本の農業・水産業を取り巻く状況は、従事者の減少高齢化の進展、耕作放棄地の増大など厳しい状況にあり、農業の活性化を図っていくことは極めて重要な課題です。町としましても、国等の支援施策を有効に活用し、9月に発足しましたネットワーク大津株式のような将来を見据えた営農を行う農業生産法人や5年間の経営改善計画に基づき、営農に取り組む認定農業者などを中心に、農業所得向上につながる各種の支援を展開していきたいと考えております。今後の状況関連等につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） TPPの現在までの経緯を整理させていただきます。現在の世界貿易は、159の国や地域が加盟し、物やサービスや知的財産の貿易に関するルールづくりを行う世界貿易機関で行われております。その中で、2002年2月の貿易交渉委員会で新ラウンドがスタートしましたが、長らく停止状態となっていました。今月の7日にやっとインドネシアのWTO公式閣僚会議で貿易の円滑化など3分野の部分的な合意を盛り込んだ閣僚宣言が採択され、12年間で初の具体的な成果を生みました。残る5分野の合意達成は困難とされ、TPPやFTAに軸足を移す動きは避けられそうにないとの新聞記事がっております。このように、12年間も合意ができなかった経緯から、FTAやEPAによる協定が対当することとなりました。FTAは自由貿易協定と呼ばれ、特定の国や地域との間の関税や規制を取り払い、物やサービスの流通を自由に行えるようにする取り決めです。EPAは経済連携協定と呼ばれ、物流のみならず人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策など、様々な協力や幅広い分野の連携で両国または地域間での親密な関係強化を目指す協定です。このことから、TPPは多国間のEPAと言えます。TPP交渉は2006年のシンガポールほか3カ国が参加するP4協定発効がスタートとなっています。2年後の2009年のアメリカの参加表明により、マスメディアの取り扱いが大きくなり、2011年の野田首相の各国との協議開始表明、2013年の安倍首相による交渉参加で、農業をはじめとする大きな国内課題となっております。TPP交渉は、環太平洋12カ国による包括的な経済の連携交渉です。背景には、中長期の日本経済の低下、新興国の経済成長があります。中でもアジアの成長は著しく、個人消費は日本の4.5倍に達し、欧州を抜いてアメリカに並ぶと言われており、アジア太平洋の経済成長に取り組むことは極めて重要とされています。平成25年3月に公表された政府統一のTPPによる影響試算では、実質GDPが0.66%、3.2兆円分底上げされるとされており、このうち農林水産物の生産額は3兆円減少とさ

れています。特に影響を受けると言われているのが重要5品目と言われている米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物です。重要5品目については、関税撤廃除外品目として交渉が行われておりますが、本町の主要農産物でもあり、その交渉経過を見守っているところです。交渉経過につきましては、各国間の利害関係上、公表されておられません。また、11月下旬の韓国交渉参加表明、12月のアメリカとの2国間協議では、物別れとなり、1月に持ち越しとなる予定です。また、最終的には憲法73条による国会の承認がなければ条約として成立いたしません。現在の農業状況は、高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増大など、今後の継続的な営農維持が非常に厳しくなっております。日本の基幹的農業従事者は186万人で、継続的に力強い農業を行うためには最低90万人が必要と言われております。そのためには、毎年2万人の新規就農が必要と試算されています。約半分の基幹的農業従事者で日本の農業を支えるわけですから、農地の集約化、担い手の確保、高性能農業機械の導入が必要とされています。

このような状況を踏まえ、国の施策により平成25年度までに人・農地プランの作成が義務づけられました。本町は、平成24年度に作成し、このプランにより今後も実施される青年就農給付金による独立自営就農の支援、経営体育成事業による高性能機械の導入、スーパーL資金借り入れに伴う5年間の無利子化、基盤整備事業の新規採択要件、強い農業交付金事業の採択要件、鳥獣被害防止総合対策等の事業要件となります。1995年のウルグアイラウンドでは、6兆円が8年掛けて執行されました。TPP交渉についても、今後の交渉内容により、農林水産業、地域の活力創造本部を中心とした様々な対策関連が予想されます。国・県の情報を基に、各農業団体とも十分連携しながら、今後の大津町農業の長期展望に立った施策を実施し、本町の担い手である集落営農を基本とする大規模農業生産法人と認定農業者の育成により、農業所得の向上を図りたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 農業生産法人ネットワーク大津の発足の折りに、TPPを機に日本の農政は地方に自立を求める方向に転換するだろう。食糧自給率を高め、農地を守るために農業のネットワークをつくった。我々も自立を求められることを覚悟し、対応しなければならぬと挨拶がありました。地方の自立が求められています。町においても、今後国の動向を注視し、情報の収集に努められ、さらなる支援を検討ください。

次の質問に移ります。2問目は介護福祉についてです。介護の質問は、ほかの議員さんからも6月議会にて出ていましたが、よろしく申し上げます。子どもは国の宝と言われております。町には全国に出しても誇れるような子育て支援センターがあります。保育園も、幼稚園も多くあります。高齢者、老人はどうでしょうか。安心して談話できる場所、町中心部、南部、北部等に老人支援福祉センター等があれば楽しく暮らすことができるのではないのでしょうか。私事ですけれども、私には90歳になる母がいます。介護認定は介護4です。毎日デイサービスにお世話になっています。家族を守る、地方や町のために頑張ってこられた高齢者、年輩の人たちです。それで、自宅で介護されている要介護認定者の特別養護老人ホーム施設等への入所希望に対する対応はできているのか。また、入所した場合の自己負担金が年金等で納付できないか、できない場合の支援策をお伺いします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 本田議員の一般質問の中の介護福祉につきましての質問でございます。現在、大津町でも高齢者人口が増加しておる中で、要介護認定者数も年々増加しております。その中で、町内の特別養護老人ホームは、つつじ山荘1カ所で、定員は110名ですが、要介護3以上の待機の方もかなり多く、入所についてもある程度の期間が必要な状況となっております。また、在宅で介護されている方で町外の施設入所について希望されている方も多く、全体で特別養護老人ホーム等の入所の待機の方たちが約50名程度おられます。そのほか、町の介護、福祉施設等に入所されている町外の方で入所を希望されている方も多くおられます。また、近隣市町村でも大津町以外に多くの待機者の方がおられると聞いております。

このような状況の中で、現状の中で、待機者解消の対策を講じる必要がありますが、菊池圏域では平成27年度からの第6期介護保険事業計画作成のため資料等の収集を行い検討をしているところで、今後の正式な待機者数も把握できてきますので、その内容等を分析した後、施設整備を含めた待機者解消の対策と介護保険の試算も検討していきたいと考えております。

次に、低所得者に対する自己負担金の町の支援策でございますが、普通であれば国民年金で自己負担金を賄うことができますが、年金の少ない方は自己負担が厳しい状況なので食事や居住費については収入の状況により、現在3段階の負担限度額認定を行い対応しております。

詳細については、担当部長より説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 町の現状につきまして説明をさせていただきます。

現在の町の高齢者人口は、本年10月末で6千463人で、高齢化率が19.4%になっております。また、介護保険者数は要介護の方が998人、要支援の方が217人で、合計1千215人となっております。

次に、特別養護老人ホーム等の介護入所施設の待機状況等につきましては、町独自で調査をいたしました結果では、申請された中で待機をされている方が全体で約50人程度おられます。このうち介護度の高い3から5の方が40人となっており、かなりの方の施設入所が必要な状況だと認識しておりますが、現状では在宅や老健施設等でのサービスで対応しております。そのほか、大津町の介護施設、老人ホーム、老人保健施設等で町外入所者の方も特養希望ということで、多くの方が待機されておると聞いております。また、菊池圏域での待機者状況につきましては、先ほど町長も申しましたように、結果はまだ出ておりませんが、今後正確な数字が出てまいりと思います。地域密着だけではなく、広域での特別養護老人ホーム等の施設整備も必要になってくると思います。ただその場合、介護保険料の値上げも検討しなければなりませんので、第6期介護保険事業計画を策定する中で、策定委員や関係者の皆さんと十分な協議を重ねていく必要があります。

次に、低所得者に対する町の支援策でございますが、介護保険法の規定によりまして、現在3段階の負担限度額認定を行っております。施設利用者は、先ほどもありましたが、本来食費と居住費は全額自己負担となりますが、低所得者にとってこれが相当の負担となりますので、それぞれの所得に応

じ3段階に区分して負担限度額を認定しております。例えば、食費の場合は基準額が1千380円ですが、所得が最も低い第1段階の方は300円、第2段階の方が390円、第3段階の方が650円と、それぞれ所得に応じて負担額が設定されております。また、居住費についても同様に負担金を引く設定してあります。その負担限度額を介護サービス全体で見た場合に、利用されている要介護1の方を例とした場合には、初月の負担額の例としまして、負担基準額が月7万3千20円が第1段階の方は3万1千20円、第2段階の方が4万3千320円、第3段階の方が5万1千120円と所得に応じて認定をしております。そのほか、包括支援センターに相談に来られる大半の方が本人の年金の範囲で施設を選ばれておりますが、国民年金の方であれば特別養護老人ホームで年金の範囲内で入所できますので選べますが、無年金の方は入所前から生活保護での対応や家族の支援がありますので、入所しても継続維持となります。特別養護老人ホーム入所時に無年金の方は、生活保護の申請の手続きになられる方もおられます。また、在宅で家族等の年金で生活されている場合に、施設を確認すると、家族の支援ができないかどうかを施設入所相談時に確認されているそうです。なお、施設も国が要介護3以上の方を入所要件にするとの考えから、要介護4、5で在宅生活をされ、家族の介護支援が困難な方を優先され、入所後の家族の協力が得られるかどうかも選定の基準にされておられるようです。

次に、負担限度額での負担が厳しい方につきましては、地域包括支援センター、介護保険係、福祉係等で連携を取りながら相談等を受け、生活保護の申請、低所得者の方の介護保険サービスの軽減制度の活用など、該当される場合は制度を活用し対応しているところであります。

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 前日、福祉村構想について福祉部長から説明がありました。特別養護老人ホームが平成27年10月に開設、括弧して希望とあります。また、グループホーム、認知症対応等が平成28年度以降となっておりますが、特別養護老人ホームと同時開設が望ましいのではないのでしょうか。高齢化はますます進んでいきます。誰でも一度は通る道です。後戻りはできません。介護認定者に、また高齢者、いつまでもいい夢を見てもらいたいものですね。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時41分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成25年第6回大津町議会定例会会議録

平成25年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成25年12月12日(木曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 塚 龍 一 郎		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 企 画 部 長 木 村 誠 福 祉 部 長 中 尾 精 一 土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長 経 済 部 長 大 塚 義 郎 子 育 て 支 援 課 松 永 高 春 総 務 部 総 務 課 長 田 中 令 児	企 画 部 企 画 課 長 杉 水 辰 則 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 徳 永 太 総 務 課 行 政 係 長 白 石 浩 範 企 画 部 企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 行 革 推 進 係 長 羽 熊 幸 治 教 育 長 那 須 雪 子 教 育 部 長 松 永 高 春 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 岡 秀 雄	

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

○3 番 (佐藤真二君) おはようございます。傍聴の方もありがとうございます。

では、通告に従いまして、3 番議員佐藤真二が一般質問を行います。

始めに、職員の人材育成の取り組みについて質問いたします。もう長いこと地方の時代と言われ続けておりますが、地方分権も地方の自立も、まだ道半ばであります。それでも 1 9 9 9 年の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、基礎自治体が実施事務として行うことができる範疇は大きく拡大しています。従来、国が橋の上げ下げまで口出ししていたことでも、今ではそれはそれぞれの自治体で決めてくださいと言われることも多いと聞いております。

そうした意味において、自治体が国の補助金や交付金という枠組みの中でしか動けない、町がよく使われる有利な補助金があればという、いわば国頼み、県頼みの政策は既に過去のものとなっていかなければならないはずで、とはいえ、長年そうした枠組みの中で仕事をされてきた町の職員の方々にとって、その考え方を急激に変えることが容易でないことも理解できます。しかし、だからといってこのままでいいわけではありません。町の職員さんが大津町と町民を大切に思い、極めてまじめに職務に取り組み、ときには献身的といえるほどの態度を見せる場面もあることも承知しております。そうしますと、町の将来のために、やはり特に期待したいのは、政策の立案・決定を担う次世代の幹部職員、中堅職員の育成です。今後ますます進んでいくと思われる地方分権、地方の自立に対応していくためには、人材育成は非常に重要なことだと思われま。そこで、この人材育成について 3 つのことをお尋ねします。

まず 1 点目、人材育成においては、人員計画、育成ビジョン、キャリアデザイン、研修制度、評価制度など様々な取り組みが必要です。そこで、現在の職員の研修制度について、当然大きな組織ですので十分な研修制度・体系が準備されているとは思いますが、どのような体系で実施されているのか、また実態としてその研修制度は満足できる成果を上げているのか、研修内容の質と量の面から、特にすべての職員が必要十分な研修、ニーズに適した研修を受けているのかについてお尋ねします。

2点目、町には職員提案制度というものがあるということですが、聞くところでは、この制度については、制度そのものを知らない職員もいて、十分に機能していないという話もあります。制度の趣旨からすると研修的な意味合いではないようですが、政策や業務改善の提案を行う視点に立ち、それに取り組むことはOJTの機会になると考えられます。この制度がどの程度機能しているのか、その実績と成果についてお尋ねします。

3点目、これがこの質問の中心部分になります。前段で申しましたように、地方分権化ではこれまで以上に職員の政策・立案・実施の能力が求められます。しかし、今年これまで3回の定例議会の中で出てきた新規の事業について、その事業の内容をお尋ねしてもいつも満足できるお答えをいただくことができない。事業のイメージはなんとなくわかるのですが、具体的で詳細なプラン、いわゆる事業計画、実施計画が示されることはありません。計画がきちんとしていないから、事業評価においてもとんちんかんな数字や分析が出てくる。民間企業では新しい事業や施策を興す場合には、綿密な事業計画を立案し、測定可能な成果指標の設定を行い、エスカレーションする決意の中で計画が磨かれていき実行されるというプロセスを取ることにになります。そして、その成果についてはきちんと責任を持つ人が存在する。おまけで言えば、成果が起きれば評価は上がり、成果が低ければ評価も下がる、ごく当たり前のことです。この取り組み方のギャップはどこから来るのか。それはよく言われますように、役場の特殊な組織風土にあるのではないかと考えられます。しかし、それをこのままよしとするか、このまま放っておいて地方分権や地域間競争に対応できない、不合理で非効率な行政運営に陥ってしまうのか。役場の職員は個人個人は極めて優秀で、熱意を持った人材であることも私も感じております。だからこそ、その思いや能力を正しく効果的に発揮できる新しい風土をつくること、政策や事業を事実に基づく分析にはじまり、コストパフォーマンスを考え、実現可能な施策を組み合わせ、正しく成果把握ができるところまで立案する。このプロセスをきちんと身につけた政策マンとしての行政職員を育成することが求められているのではないのでしょうか。

では、それをどうやって実現するかという提案になりますが、特に若手から中堅職員を対象とする政策コンテストを実施するということがいかがでしょうか。個人またはチームで、所属する部署にとらわれず、町の課題を見だし、その解決・改善に向けた政策や施策、事業を立案し、幹部職員やまちづくりに関わる住民、議員の三者がそれを評価して、一定の予算範囲の中で実行に移すものを選定する。大まかに言えば、こういった形のもので。

その意義としては、一つにまず職員数が減ってきていることにより、ルーチンワークが相対的に増加し、それに追われている現状で、政策提案の機会が減っているという現状に対応することができます。2番目に、また自分の部署の中だけで狭い視野で見てしまうことなく、他の部署の役割や業務内容に目を向けることで、広い視野を持つことができ、自分のキャリアパスを描くこともできるようになります。3つ目に、政策を競争的に立案することで、政策の緻密さ、成果目標の可視化、コスト意識など、より高い政策立案の能力が身に付くことになります。4つ目、また採点など、評価する側にとっても新しい政策の考え方に触れる機会になるのではないのでしょうか。そして、反面、参加者には時間的な負担も当然発生します。もちろん任意参加にはなるでしょうが、政策を表明した職員のルー

チンワークの一部を他の職員、非常勤職員などが補うことで一定の時間を確保するという支援も必要かとは思われます。職員の停滞感・閉塞感を打破し、チャレンジングな組織風土を育てていくために必要な取り組みだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。佐藤議員の職員の人材育成の取り組みについての提案とご質問でございますけれども、少子高齢化や激しい財政状況、住民の行政への要求の高まりなど、行政自治体の仕事は大きく変わってきております。特に地方分権一括法により、それまでの自治体は国で決定した政策の執行機関として、機関委任事務を行う時代から国から自治体へ、県から市町村へ、より住民の近いところに事務権限が委譲されてきております。職員につきましても、従来の事務処理能力や前例踏襲が重要視された時代から求められている能力は大きく変わってきております。複雑高度化した課題、多様化した住民ニーズなどいかに対応できるか、創意工夫をこらして政策形成ができるか、豊かで柔軟な発想ができるかが問われてきております。

そのような職員を育成するために、人材育成基本方針に基づき、人材育成、職員研修に力を入れております。また、職員提案制度については、行革大綱を策定した平成17年度から52件の提案がありますが、最近の傾向としては、提案が非常に少なくなっている状況です。議員が提案されているように、他の自治体では職員の人材育成の取り組み・方策として、政策コンテストなどを導入している自治体も多いようです。私は、常日ごろから職員に対して、自分たちでいろいろと政策立案するように叱咤激励しているところで、このような取り組みは職員のやる気を出させ、行政サービスの向上に大変有効であると思っています。そのやり方については、現在の提案制度のままでいいののかも含めて、先進事例などを研修させていただき、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

ご承知のように、各行政区に地区担当職員、地区代表職員を含めて、計152名を配置しております。各地区担当職員がそれぞれの地域の情報や課題等を把握し、地域の活性化に必要な事例があれば、政策会議に提案するなどの方法もあり、職員の資質向上を図るためにも中長期的な視野での人材育成に取り組むたいと考えています。そして、このことが住民サービスの向上につながっていくものと考えております。研修関連等についての人材育成についての詳細については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議員ご質問につきましての人材育成の取り組み状況等につきまして申し上げます。

職員自らが自分に必要な知識や能力を認識し、主体的に取り組む自己啓発研修、職員全体に求められる能力の向上や時代に即したテーマを中心に行う研修や人権問題等の職場研修などの職場内研修、それから県市町村職員研修協議会をはじめ、市町村アカデミーなどに職員を派遣して行う職場外研修の3つの研修に取り組んでおります。今後は、専門性を持った職員の育成や年数、職階層に応じた年間研修プログラムを行うなど、人材育成に併せた職員研修の体系を整えていきたいと思っております。

今後様々な行政需要や課題に対応していくためにも、各階層ごとの年間研修プログラムの構築をはじめ、これまでの新任時における研修だけでなく、承認前にアセスメントを含めた研修を実施し、主にその役職で求められる役割を網羅的に認識することを目的とした研修や、それぞれの立場でどのようにリーダーシップを発揮し、成果を上げるための考え方やスキルを体系的に身につけるための研修や年次での研修実施と振り返ると今後のビジョン形成によるモチベーションの向上を図るための研修なども考えていかなければならないと思います。

また、職員提案制度の運用状況につきましては、当初の平成17年度は14件の提案があり、17年度も含めましてこれまでに52件の提案がっております。ただ最近の傾向といたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、提案が非常に少なくなってきている状況であります。関係課と連携いたしまして、将来を見据えた中長期的な視野での人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 再質問いたします。

まず、今のお話ですと、研修のメニュー、こんなやり方、こんなやり方ということでたくさん羅列していただきましたけれども、お尋ねしたのは、そうした研修がこれまでどのように行われてきたのか、その成果について必要十分なものがなされてきたのかということ、これから取り組んでまいりますという言葉では質問はなかったところですので、そこはちょっと、現状として成果はどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、職員のその政策コンテストについては、ちょっとお言葉としてなかったような気がするのですが、コンテストを行うというのは、単に職員の提案制度とは異なるところ、何かというと、競争的であるということですね。その競争的なやり方というものがその質を向上させるという考え方に基づいているところであります。提案制度の中で件数が減ってきているということで、それを活性化させるという意味以上に、そのコンテストには意味があるかなというふうに考えるところです。それについて、その先進地の事例を勉強しながらということも町長のほうからおっしゃられましたけれども、何でこの段階で、今から勉強しますになるのかなと。人材育成って、どんな組織にとっても生命線と考えるんですね。そうした重要な取り組み、先進地の事例というのは、常にアンテナを高くして見とかなければいけないことなんだろうと思います。それを今からというのも、ちょっと少し残念な感じがするところでもあります。この質問ですね、私、考えたというか、こういう質問をしようと思いましたがきっかけというのがですね、思い出した話なんですけれども、一昨年、合志市のホームページにですね、「初音ミク」というパソコンで、インターネットでやっている、歌うお人形のキャラクターと言ったらいいでしょうかね、そういうものがありまして、その初音ミクというのが合志市音頭という音頭を歌って踊ることがホームページに掲載されたことがあります。これは、私はおたくではありませんから、別に初音ミクがとても好きというわけではないんですけども、そうした非常にめずらしいというか、チャレンジングな試み、これ発案した人もすごいなと思うし、もう一つはそれを、いいよ、やっていいよと言ってくれたその上司の方、この判断がまたすごいというふうに感じ

たところ。この取り組みはもう一気にですね、全国的に合志市がこんなことをやっているということで全国ニュースでも流れまして、合志市というそれまで知名度がなかった一つの市が、1日に何百回もネット上に名前が出てくるような存在になりました。そして、そのチャレンジングな提案というものが大津町には今必要なんじゃないかなと考えるところがありまして、この質問をしたところなんです。

今のようなお話をちょっと踏まえまして、いくつかお答えとして私がもう少しいただきたいと思う分についてお答えをいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） もうちょっと突っ込んだ現況を申し上げますと、まず我々につきましては、まず幹部をしっかりと教育したいということで、人材育成のために、それは幹部の育成とともに職員の育成につながるということで、今、人事評価というようなことを取り入れさせていただいております。もちろん、その人事評価というのは、ただできる、でけんの評価でなくて、年に2回、当初のときには、あなたが受け持ったその課での仕事の内容について、今後についての方針、あるいは部下の健康状態ややり方関係等についてのご意見を伺っております。もちろん、7、8月過ぎになると、その成果とともに、どのような手段で、どのような方法で、みんなでどのようにやっていくかというようなことを一人の課長に対して大体30分から1時間以上を掛けて面接をしながら、もちろん人材育成ということで、組合のほうからも人事評価ということには大変厳しい批判もありましたけれども、人材を育成するための手段としてお願いをしたいということで5、6年やっておりますけれども、今後については、その成果によっては職員の処遇関係、あるいは異動関係にしっかりと活用させていただくということで組合ともご了解を得ながら、今後についてもそのような形の中で人材育成を図っていききたい。

それともう一つは、地区担当職員、2人の職員を各行政区にやっておりますけれども、地域の皆さんの課題事項や問題点はそちらの地区の職員から吸い上げてもらうとか、あるいは町の仕事とか、いろんな形で話し合いをしておりますので、その説明会をする中での意見とか、そういう意見、そういうものを持ち帰っていただきまして、政策会議というのがございますので、そこの政策会議が大体係長クラスでお願いをしておりますけれども、そこで十分検討される中におきまして、それが現実に向かっていくためには予算化をしなくちゃならないということで、その上の課長会議にまた説明なりやっていただくというような形の中で、その仕事ができることについては、最終的には庁議にかけながら実行に移していくというような形の中で、それぞれの職員一人一人が各地域の状況を把握しながらやっていける、そういう町外からの職員も十分来ておりますので、そういう意味において、地域に知りながら、その地域の中の課題事項をしっかりと取り上げていただくというようなことで、このような形の中で政策的に己の考えと地域の、住民の幸せのためにどうやった方がいいかというような形の中での予算化、実行のほうへ移していくというような方法を採用しております。もちろん、そのような形の中でのコンテストに代わるものじゃないかなと思いますけれども、コンテスト関連等については、それぞれの自治体で行っておるものが大津町に合うものがあれば、そういうものについて取り

入れながら人材育成に使わせていただければなということで研修をしていきたいというようなことでご答弁をさせていただいたところであります。そういう意味におきまして、今後についても住民のサービス向上に、職員の人材をしっかりと育成していくために、幹部一同、しっかりと職員の教育に当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今ので十分とは思っておりませんが、この問題についてはですね、基本的な、その必要だという認識はあっているかと思しますので、今後もですね、ぜひお話をさせていただければなと思ひまして、次の質問に移ります。

2番目は、ホームページによる町政に関する情報発信の充実についてです。これは、協働の根幹に関わる問題として質問したいと思ひます。まちづくり基本条例の第4条に、町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づいて協働してまちづくりを推進するものとしますとあります。その2つ目の原則として、情報共有の原則というのがあり、まちづくりは町民と町が共に一体となってまちづくりに関する情報を共有して行うものとしますとあり、その解説には、「町民が自ら考え、適格な判断を行い行動することができるようになるためには正しい情報は欠かせません。まちづくりに参加したいという町民の興味や意欲を高め、実際に参加を得るには町が保有する情報を町民に提供する必要があります。また、町民が保有する情報が発信されることで、まちづくりがさらに進むこととなります」と書かれてあります。また、第11条に情報公開と情報共有に関する規定、第13条には説明責任、応答責任についての規定があります。これらの条文と解説を読みますと、情報共有は住民参画や協働の前提条件であるという基本的な認識があり、これについては私も大いに賛同するところです。しかし、いくつかの点で町の住民との情報共有のためにいくつか改善が必要な点があるのではないかと考えております。

まず1点目、キーワードは積極的に公開するという点です。第11条においては、まちづくりに関する情報を積極的に公開するとされ、第2項に情報の公開に関して必要な事項は別に条例で定めるとあり、解説では情報公開条例を定めていますということが書かれています。指摘したいのは、情報公開条例が情報公開請求、つまり申請があった場合について定めたものであって、情報を積極的に公開するという立場とはギャップがあるということです。町にも個人情報や人事情報など公開すべきでない情報は当然あると思ひます。一方、広報誌に掲載されるような広く住民に知らせたい情報もあります。そして、その2つの間にあるまちづくりに積極的に関わっていかうと考える人たちにとって必要な情報があり、それはやはり積極的に公開されなければならない。それは、条例の第13条に定められているようなまちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するよう努めなければなりませんという解説、これがそれにあたります。例えば、今、町が策定していると言われる公共施設の見直し、学校施設の見直し、こうした町の計画がどういう目的で、どういう内容で、どういうスケジュールで、現在どのステイサスにあるのかということ、こういった情報は今のところ公開されていません。まちづくりを考える住民にとっては、今、町がどのようなことを考えて、どのようなことを行っているのかというのは大変重要なことで、こう

した取り組みの経過は公表されなければならないはずです。

2点目、キーワードとしてはわかりやすさの点です。3月の一般質問で、私は行政評価について、その公開の仕方がわかりづらいということを申し上げました。その際には、改善工夫が必要だという答弁もいただきましたが、今年もまだ昨年と同じ体裁で掲載されたままで、相変わらずです。PDFのファイルをいくつか並べただけということで、目次さえも付いていないような状態、これはあまりにもやっぱり不親切でわかりにくいのではないのでしょうか。

3点目、キーワードとしては、容易に情報を得られるという点です。基本条例第1条の3項には、町は町民が容易に情報を得られるよう仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集し、保存しなければなりませんとあります。先ほど読み上げました第4条の解説にもありますように、住民のまちづくりへの参画を促すには、町が保有する情報を住民に提供しなければなりません。この仕組みを整備するためには、町のホームページは町政のデータベースでなければならないと考えます。データベースとして情報を保存するという事は、情報が体系的に長期間にわたって正しく保存されるという必要があります。例えば、町の広報誌は昭和25年まで遡って掲載されています。議会議事録も、今年5年前まで遡って掲載されました。入札結果を見ても、平成18年から記録が残っています。

このように、きちんとデータベース化されているものもある一方で、教育委員会の議事録、過去のイベント情報など、せっかく掲載された情報が時間が経つと消えていってしまうものもあります。会議録であればきちんと保管して議会や振興計画の議事録のように時系列で掲載しておけばよい話です。町の様々なイベントをデータベース化しておけば、まちづくり取り組み団体が何か催しを企画するときの参考にもなるはずですが、なぜせっかく公開した情報を消してしまうのか。少なくともこれはサーバーのデータ容量の問題ではないはずです。

いろいろ並べ立てましたが、まず町の考える情報公開のあり方、先ほど申し上げた公開すべきではない情報の話ではなく、また広報誌に掲載するような町からのお知らせでもない、まちづくり基本条例の13条に定められているまちづくりの企画立案から実施評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するという目的のための情報公開の仕組みづくりについてどのような方針を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町の情報発信についての質問でございます。大津町のホームページは、平成19年度には全国広報コンクールで総務大臣賞を受賞し、翌年には九州ウェブ大賞優秀賞を受賞し、あるいは21年度には全国広報コンクールで入賞するなど、それなりの評価をいただいているところであり、他の自治体に引けを取らないものであると自負しておりますが、佐藤議員がご指摘されるように、住民の方が知りたい情報がホームページに提供されていないケースやホームページに載せてはいるけれども、一定期間の後に削除されるケースも多々見受けられるようです。また、平成15年には町民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利を定めた情報公開条例を制定し、さらに平成23年度には審議会等の会議の公開に関する指針を策定し、会議の原則公開を定め、その審議の経

過や内容について公開していくなど、情報公開に努めてきたところです。しかしながら、情報公開条例は申請しなければ情報を得ることができず、審査会等についても、中にはホームページ上に載せていない会議録や計画書などがあることも事実です。私は、常日ごろから職員に対して、住民の方に情報を流しながら、住民の方と相談して事業を進めていくようにと言っているところではありますが、情報の内容や提供の仕方、ホームページの掲載または新しい情報への更新などについて、まだまだ不足しているところであり、結果としては住民に対する情報提供は不足している状況を招いているのではないかと考えております。制度としては、いろんなものがあっても、それを運用する職員の意識が重要であり、職員の意識改革を進めなければならないと考えているところです。

そういうことから、佐藤議員がおっしゃるように、情報発信は住民の方との協働のためには大変重要なところであり、そのための指針については、今後内部でその内容を十分よく検討し、職員の意識を高めて、今後とも情報発信に努めていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今の段階で情報の発信が不十分であるということはお認めいただきまして、またそれを今後公開を進めていきたいというお気持ちは理解できました。

そこでひとつなんですけれども、職員の意識という言葉が使われたと思います。それは、私、多分そういう話が出るだろうと思ひまして、そのときの物の言い方を考えていたんですけれども、職員の意識の甘さというものがあるとすると、意識を変えるというのは確かに容易なことではない。時間もかかりますし、どのくらい徹底するのかということと計量化することもできないという問題があります。質問としては、言葉に「指針」という言葉を入れさせていただいています。情報発信のための一定の指針を策定してはどうかということを書いてあるんですが、この指針というのがですね、ちょっと行政の用語と私が考えている指針という意味が少し違うようでして、私が申し上げているのは、役場内で共通理解されて、実行されるような内規のレベルであってもよいものだとは思ひます。そして、こういった情報をどんどん出さなきゃいけないんだよということがはっきり明文化されて示されているということが大切ではないかなと思ひます。

それから、ホームページが賞を受賞されたという話についても少しありました。これはですね、私も見ておりましたけれども、言ってしまうと満点ではないんですね。あるジャンル、ある部分を取り上げて評価されている。例えば、九州ウェブサイト大賞2008年に受賞した分の評価の理由というか、受賞の理由ですね、コメントのところを見ると、そこから見るとですね、評価基準が情報が充実しているということは言っていないんですね。アクセシビリティがいいと、いくつか非常に目を付くいいコンテンツがあるということと評価されたのであって、情報が充実しているからいいですよということではないんですね。だから、そのホームページ、これ多分そうおっしゃっているのではないと思ひますが、受賞されたからある程度のレベルにあるというものではなくて、ホームページが備えるべきいろんな機能の全体が満たされていっているのかということと、視点で考えていただければいいかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

2問目、これで終わります。

3問目です。現在、町がいろいろな公共施設に導入を進めている太陽光発電システムの評価についてお尋ねします。この質問に先立ちまして、企画課の新エネルギー政策係に導入済み及び建設中のシステムについてのデータの提供を求めましたところ、快く提供していただきまして、質問を考えておりましたいくつかの内容も理解できました。質問の項目を絞り込むこともできましたので、まずはそこに感謝申し上げたいと思います。ただ、先ほどの質問でも申し上げましたように、町の新エネルギー政策を理解するための基本となる町の新エネルギービジョンがホームページに掲載されていない点については、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

さて、その新エネルギービジョンにおきましては、自然エネルギーの導入の目的としても、CO<sub>2</sub>削減を中心とした啓発という意味が重視されているようです。平成22年が策定年度であること、大きな災害の前ということですので、事情もあってそういう考え方になったということは理解されますけれども、現在では、防災拠点整備という位置づけが大きくなった状況にあるのではないかと理解しております。その考え方そのものについては、私も理解するものです。ただ一つ課題があるように思いますので、その点を質問いたします。新エネルギービジョンにおいては、太陽光発電システムの導入経費をキロワット単価で80万円、または100万円ということで見積もって、それを基に計画をつくられているんですけども、この80万円と100万円というのが具体的にどういう内容なのかということはビジョンのほうには書かれておりませんが、当時の水準からすればそんなものなんだろうなというところで感覚的には納得できる数字ではあります。ところが、実際に導入されている、または導入中、工事があっているところですね、施設で実際の導入の価格を見てみますと、11カ所のうち6カ所でキロワット単価が100万円を超えており、98万円のところについても、ビジョンの中では単価80万円と見積もっていますので、やっぱり大きく超えていると。中央公園についてはですね、キロワット単価180万円という数字が出ていますけれども、これは蓄電池を導入されたためだろうなと思うところではあります。そういった事情があるのではないかと思います。ただですね、ビジョン策定のときよりも、町が導入している非住宅用というか、産業用というか、そういうシステムにおいても価格の低下というのは起こっているわけなんですね。そうすると、この新エネルギービジョンを策定したとき、一定の合理性があるとして定められた単価、これを大きく上回った状態で導入するのをよしとする理由がわからない。地域の元気交付金だから高くてもいいということではなからうかと思いますが、そのうち、またいくつかの施設ではですね、例えば大津町の公民館分館、室公民館と言われていますが、ビジョンでは約48.5キロ分の設置が可能ということですので、計画にあります。もちろん、全部をやるということではないんでしょうが。ただ、実際に導入されているのは5キロワット分ですね、10分の1です。避難所という位置づけで考えた場合には、公民館の分館は避難場所として屋内収容人数349人、生涯学習センターでは80キロワット、16倍、16倍の発電能力を持っておりますが、その避難場所としての収容人数は196人ということで、こっちのほうが大分少ないんですね。こうした、何かちょっとちぐはぐな印象を受けるというところがありまして、そういった規模が変わっている根拠というものもちょっとよくわからないところです。

質問を絞りますと、まず単価が想定を上回っている点、それから設置の規模がビジョンとは大きく

異なる点、この2点が納得できるようなこれまでの導入の状況についての現時点での町の評価をお尋ねしたいというのがまず1つ。

それから、今後の話です。今後も太陽光発電システムの導入は進められるかと思います。これまで誘致企業の支援という立場からホンダソルテックさんありきの調達であったかと思いますが、そのスキームは見直すことも必要となりました。災害対応を重視するということであれば、ビジョンの中で付けられている優先順位の見直しも必要になると考えられます。そうした点を踏まえまして、今後どのように太陽光発電システムの導入の経済性、合理性を高めていくのか、この2つについてお答えをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 太陽光発電等の新エネルギーについてのご質問でございますけれども、太陽光発電施設整備についてのお尋ねといたしましては、平成22年に大津町地域新エネルギービジョンを査定し、地域環境にやさしい循環型社会の形成を目指して、新エネルギーの普及や啓発を推進していくことを施策の展開方針に位置づけて、その方針に基づき、これまで取り組んでまいりました。具体的には、公共施設への太陽光発電施設の導入や家庭用太陽光発電施設への補助を行ってきたところです。民間においても、平成24年7月に開始された電力の固定価格買い取り制度により、経済的なメリットが上昇してきたことから、現在、大津町町内においてもメガソーラー設置の話が進められており、既に吹田地区では発電を開始、高尾野地区でも来年の3月ごろには発電が開始される予定となっています。そのほか、地区でも各所に計画が進められているようでございます。水力発電についても、錦野土地改良区において、外牧地区にその導入可能性の調査をしていただいております。町としましては民間における新エネルギーの導入について、法的な問題などの情報を提供し、もちろん、できる、できないなどの問題もありますが、普及啓発に力を入れているところです。また、平成23年に発生しました東日本大震災により、防災意識が高まり、避難所として指定されている公共施設の災害時における防災機能向上が課題となり、電源送出時における電源確保という観点から太陽光発電施設の導入の図ってきたところです。導入に際しましては、国の施策で公共施設への太陽光発電施設設置について、各種補助金が活用できることから、町としましては、この制度を積極的に活用し、具体的にはまちづくり交付金事業の中で取り組んできたところです。太陽光発電施設導入の評価ということに関しては、以上申し上げましたように、住民の方に対する啓発及び普及ということに関しましては、太陽光発電設置補助件数が平成19年度からの累計で280件ございました。設置率についても、19年度には3.9%であったものが、24年度は推定ではありますが9.5%、約2.5倍までに普及しているところです。また、公共施設の防災機能の向上という観点からも、子育て健康広場に防災倉庫と一緒に蓄電池を備えた太陽光発電施設を設置したことから、住民の方の安心・安全につながったものと考えています。

経済的合理性についてでございますが、議員ご指摘されているように、確かにかなり割高となっております。しかしながら、ほとんどの施設は、先ほど申し上げたように、国の補助制度を使いながら整備をさせていただいており、また起債で対応した部分も交付税である程度見てくれますので、純粋な

形での町民の方の負担としては十分採算が取れているのではないかと思います、国の補助金等とはいえ税金であることは代わりはないことについて十分認識しているところでございます。

以上のようなことから、今後の方向としましては、家庭用太陽光発電設置補助事業については、県が設置実目標を設定していることから、今後とも継続していくのか、あるいはソフト的な啓発事業のみでいくのかなど検討していく必要があると考えております。

また、公共施設には太陽光発電設備を設置して普及啓発していくという目的についてはある程度目的を達成したのではないかと考えておりますが、災害防災機能の向上という観点からは、まだまだ整備していかなければならないところもたくさんあるのではないかという思いもあります。議員がご指摘されておられますように、経済的な観点なども考慮すると、事業費ベースでは確かにかなりの割高になっているようでございますので、民間を活用した導入方法などについても、今後研究していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、新エネルギーの普及啓発につきましては、国や県の施策と連携しながら今後とも進めていかなければならないと考えております。

詳細については、担当部長のほうから説明させます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、2点あったと思います。単価が上回っている理由、それから設置の規模が変わっている理由だったと思います。

まず、単価が上回っている理由ということですが、新エネルギービジョンをつくったときの基準と見ますか、そのあたりについては、まず図面を各設置する、もし太陽光発電を設置したらどの程度の発電ができるかということ図面で判断して、最高に乗せてどの程度乗せられるか、そしてどの程度の発電量があるか、そのあたりを見ながら、それでどの程度の、例えば発電量から設置費用を出した場合どの程度の年数で取り戻せるか、そのあたりを考えながら決めておりますので、実際の現場と合わせた中での単価ではありませんので、そのあたりについては、当然変わっているのが当然だと思っております。

それから、規模が変わっている理由ということでは、例えば公民館分館等を言われましたけれども、公民館分館だけじゃなくてですね、今度の太陽光発電の設置関係については補助事業でやっております。補助事業でやっているということは、民間と違いまして、一応建物に使用することが原則でございます。建物に使用しながら、残った分を、例えば売るといような形で、当然公民館分館、乗せればたくさん乗せられますけれども、普段はそんなに多く使用されておられません。ですから、まず使用する量を考えながら、その中でどの程度乗せてが一番適正かということ判断しておりますので、特に生涯学習センター等はですね、空調等も入っておりますので、建物自体も広いものですから、そのあたりで規模も大きくなっているという形で、例えば議員が言われるように避難の人員等だけと比較するとですね、おかしな部分もあるかもしれませんけれども、そのあたりも考えたところですね、設置を行っているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 答弁いただきましたけれども、ちょっと非常に気になる点がございまして、まず申し上げます。町長のご答弁の中で、補助事業、まちづくり交付金の流れをくんだというような説明だったかと思えますけれども、町民の負担としては少ないです、という言い方でした。それは、交付金があり、補助裏がありという話の説明だったかと思えます。しかし、その後、税金であることには代わりはないというふうに言われました。確かに町の立場で考えれば、町民の負担がどれだけかということを考えるというのは大変大事なことだと思います。しかし、私にしても、皆さんにしても、町民であると同時に県民であり国民でもあるわけなんですね。税金としては、地方税のほかに国税を払っている。まちづくり交付金、地方の元気交付金、これは、地方の元気交付金に関しては、特に国債を発行して調達するような国の借金であるわけです。そうすると、町の負担が少なかったからといって、じゃ私たち住民にとっての負担が、それは町に対しての負担が国に対しての負担に変わるというだけのことであって、細かく言えばですね、もちろんちょっと違うという声もありましたけれども、しかし国全体として負わなければいけない債務にはなっているわけなんですね。であれば、やはりそこは当然効率を高めるために最大限の努力をすべきであって、少なくとも80万円とは100万円とか、このくらいだろうという数字が出ているものに対して、それより引き下げるべき努力はやっぱりしなきゃいけないはずなんですね。何か、先ほどの話を聞いておきますと、やむを得ないというような感じで言われたような印象は受けました。けれどもそうではなくて、100万円なら100万円、これを超えないように水準を設定して取り組まなければ、青天井といいませんけれども、ずるずるとコスト高を容認してしまうというような流れになってしまうのではないかなと考えます。

もう一つがですね、分館の話、公民館分館の話で、避難所の規模等とは関係なくて、どちらかというところ、どのくらいの量を消費するかという問題だというようなお話であったかと思えます。新エネルギービジョンのほうを見ますと、それは数字としては供給率という言葉ですかね、で表されておりますけれども、この数字を見ましてもですね、やっぱりその公民館の分館少なすぎるんですよ、5キロワットというのはですね。何でもうちょっと思いっきりやらなかったのかなというふうに思うところもあります。ちなみに公民館分館の場合はコストがキロワット単価104.2万円と、どちらかというところと上げ幅の少ないほうになっているようです。公民館分館は例でありまして、ほかのところにもたくさんあるんですけども、一つ一つ言っても仕方がありませんので申し上げますが、導入にあたって本当にやむを得ないコスト高だったのか。9月の議会では、生涯学習センターと運動公園の話があって、そこでは単価80.9万円とか、74.3万円とか、ちゃんと低い数字が出ているんですね。それと同じ時期に導入されているのに、何でここだけが高いんだろうと、当然に思うわけでありまして。この点のほうを再度質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、コストが高いというご指摘がありましたけれども、現場によって建物の、現場といいますか、実際設計する段階において、どこに設置するか、それからその電気をどのように使用するかで配線等

も必要になってきます。設置する場所によって、架台等も必要になってきます。そのあたりが全て新エネルギービジョンをつくったときはそこまでの比較はしておりません。ですから、実際設計する段階でそのあたりが変わってきておりますので、当然下がっている分もありますし、上がっている分のほうが、現場に合わせてつくるものですから、上がっている分が多いのではないかなと思います。

それから、公民館分館の供給率の話、5キロワットが非常に少ないという話されましたけれども、避難所という考え方で今回整備を、特に避難所に該当する分についてですね、整備を図っておりますけれども、避難された場合に、そこに避難されてこられた方がずっと全面電気が使えるわけではありません。もう、最低限使って、そこで何とかといいますか、問題ないような形でするような感じで全ての施設関係は考えておりますので、もう避難された場合に停電等があった場合に不自由を掛けない程度の分しか今回の場合の太陽光発電についてはですね、考えていませんので、そのあたりで、公民館分館についても避難された方がちょっとトイレに行くとかですね、そのあたりの暗がり避ける程度で考えておりますので、全部売電することを考えればですね、当然屋根全部に付けて全部買電すればいいんですけども、そこまで考えたところで、普段はあんまり使用する分が少ないものですから、そのあたりを考えたところで5キロワットという形で設計しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） もう少しお話ししたいこともありますが、時間の問題もありますので、最後の問題に移らせていただきます。これは、単純にイエス、ノーでお答えいただけるような話ですので、よろしくお願いします。

次期振興総合計画の策定についてです。平成23年の地方自治法改正で、それまで自治体に義務づけられていた基本構想、振興総合計画の中では基本構想と基本計画として策定されておりますが、この基本構想の策定の義務づけが廃止されました。これを受けて、ほかの自治体の中には住民協働のオープンな会議によるプラン策定などに取り組んでいるところもあるようです。大津町の現在の振興計画は27年度までですので、来年度あたりからその計画策定の準備が始まるのではないかと考えております。この義務づけが廃止されたこと、あるいは他町で住民協働という策定方法が入ってきていることを考えて、次の振興総合計画あるいはそれに相当するものの策定の方針について端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の現在の大津町振興総合計画は、平成18年に地方自治法に基づき基本構想を大津町議会の議決すべき事項を定める条例に基づき、前期基本計画を議決していただき、また平成23年には後期基本計画についても条例に基づき議会の議決をいただき、策定いたしましたところ。佐藤議員言われましたように、国の地方主権改革の下、地方自治法の改正がなされ、基本構想についての策定義務はなくなり、自治体の自主性に委ねることになりました。しかし、総合計画は町の将来の目標とすべき姿を示す計画的な行政運営を行うために、自治体にとって一番大事な計画であることから、当然策定すべきものであると考えています。計画の体系については、現在と同様の基

本構想や基本計画、実施計画からなるものを現時点では考えているところです。また、策定に関しましては議員が言われますように、住民の方と協働を心がけ、きちんと意見をお伺いしながら進めていきたいと考えていますが、どのような方法で住民の方のご意見を聞いていくかなど、詳細なことについては今後検討していきたいと考えております。

議会の議決が必要かどうかにつきましては、地方自治法の縛りがなくなったところではありますが、基本構想については町の将来の目指すべき姿を示したものであり、町民に長期的なまちづくりのビジョンを示すということから、これまでどおり議会の議決は必要ではないかと考えているところです。基本計画につきましては、社会環境の変化に柔軟に対応していくという観点から慎重に対応すべきではないかと考えているところです。

いずれにしましても、執行部と議会がよく話し合いながら判断すべき事項ではないかと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） とても急いでお話いただきまして、ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

以上で終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 皆さん、おはようございます。6番議員山本重光が一般質問いたします。

まず、街頭カメラの設置についてでございます。街頭カメライコール防犯カメラということでご理解をいただきたいと思いますが、近年、事件・事故、各種の報道の中で、特にその存在感を増しているというのが防犯カメラであると思います。防犯カメラの事例としてですね、皆さんもうご承知のとおりなんですけれども、いくつか申し上げます。今から18年前、1995年、オウム真理教によって起こされた地下鉄サリン事件がございます。この最後の指名手配犯となった高橋克也容疑者を追いつめ、逮捕のきっかけになったのが防犯カメラの画像でございます。また、今年2月にはパソコン遠隔操作事件で犯人逮捕のきっかけとなったのも、江ノ島神近くの広場にある防犯カメラの画像でございます。また、最近小さな事例でございますけれども、神奈川県内で女子大学生に乱暴した疑いで会社員が逮捕されましたが、そのきっかけも現場近くの防犯カメラに会社員の乗用車が移っていたというものであります。防犯カメラの事例を上げたらきりがございませんけれども、この導入等にあって一番壁になるのが個人のプライバシーの問題でございます。2010年に財団法人社会安全研究財団が実施した全国調査がございます。個人へのプライバシーを考慮しても、安全・安心の観点から設置に賛成する者が92%でございます。設置に反対する8%を大きく上回っております。防犯カメラ

に対して好意的に考えているものが圧倒的に多いというものであります。行方不明者の捜索、ひったくりや街頭犯罪対策、道路や公園などでの子どもの犯罪被害の防止、危険度の高い交差点での事故等の映像記録、犯罪の事前抑止効果等々を考えると、この防犯カメラの効果は絶大なものがあるといえます。町振興総合計画においても、地域防犯体制の強化が上げられており、その目標は地域ぐるみの防犯環境づくりを進め、犯罪のないまちづくりを目指すというものでございます。町長の昨日の答弁にも、地域の安全・安心を守るという力強い言葉がございました。安全・安心なまちづくりのためにも公共の建物、広場、公園、商店街などなどに防犯カメラの設置をするべきだと考えております。防犯カメラの重要性の認識と今後の設置にあたっての方策はどうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の街頭カメラの設置についてお答えします。

近年、犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、商店街や行政機関により防犯カメラが設置されております。駅や空港、オフィスビル、マンション、商店街など、様々な場所に設置が広がり、国内には300万台以上と言われております。現在、町では各学校やJR肥後大津駅デジタルセンターに防犯カメラを設置しておりますが、今年度は新たに中央公園に整備し、次年度には肥後大津駅北口の整備と併せて防犯カメラを整備する予定です。犯罪防止の抑止力の効果はもちろん、最近大津町で頻発しております人捜し、あるいは行方不明者の捜索にも活用できるものではないかと思っております。行方不明者の捜索は、消防団を中心に大津警察署と連携して取り組んでおりますが、その足取りがなかなかつかめず、数日間に及ぶことも多くなってきています。ある程度の情報があれば重点的な捜索も可能ですので、そういう意味では今後防犯カメラの整備は公共施設を中心に必要ではないかと考えております。防犯カメラは、正当な目的や必要性があって、公共性の高い場所に設置されるものであれば大きな問題はないと言われておりますが、その一方で、公共の場所に向けられた防犯カメラにより、町民の皆さんが了知しえないまま撮影され、その画像が取り扱われることになり、その画像の取り扱いによっては撮影された人々のプライバシーが侵害される恐れもあります。防犯カメラの設置、運用については、大津町では平成19年に防犯カメラの適切な設置及び運用に関する規則に基づきまして、設置目的を明確にし、これを適切に運用していきたいと考えております。町の19年度においても、都会における小学校における不審者による事件等が発生して対応して各学校に防犯カメラを設置しております。街頭における防犯カメラ等についても、今後の認知症と思われる人たちがどんどん多くなってきておりますので、その人たちの安心・安全のためにも、生命を守るために、ぜひとも必要であるというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 防犯カメラ設置については、大きな財源とか根強い個人のプライバシー侵害についての懸念がございました。しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたように、この効果というのは絶大なものがございますので、今後設置基準、運用基準、保守基準、そこらあたりの具体的な基準をきちんと定めた上で、またこれに基づいた今後の街頭での設置の対策運用、ここら辺の委員会あたりを設置するなどして、今後さらに加速をしていただきたいと思います。町内の小中学校

あたりにもたくさん防犯カメラがあると思いますけれども、これは内部的な方はご存じなんですけれども、やはり目に見えて、この防犯カメラがあるぞということをですね、他に認知されることで、事前のその犯罪の抑止力というふうなものになると思います。今、各小中学校、すべて私は見ておりませんけれども、この大きな看板ですね、表示の、そこら辺があるかどうか。また、これが一番必要なので、それをさらになければ付けるとか、そういうようなことも必要だと思います。いずれにしても、財源もかかりますけれども、安心・安全なというこのまちづくりの大儀がございますので、ぜひとも今後加速的にですね、防犯カメラの外灯を含めた設置をお願いしたいと思います。

ちょっと小さいですけれども、小中学校におけるカメラの設置及びその表示、そこら辺について、再度質疑をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 山本議員のご質問にお答えいたします。

町内の小中学校に防犯カメラは設置してございまして、玄関のところにはいずれの学校も防犯カメラ作動中という看板は出しております。しかし、道路のほうから見えるような状況ではございませんので、抑止力を高めるためにはもう一工夫必要かなと思うところもございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） ありがとうございます。河川カメラというのがございまして、これも今回導入が決定されていると思いますけれども、これは何故かといいますと、やはりいろんな災害を受けて、その教訓を受けて、初めて河川カメラができたという、そういうふうなことだと思いますけれども、やはり事が起きる前に、いろいろなことを考えるがやはり私たち議会なり行政でございまして、そこら辺で事が起こる前に、いろいろなことを考えてやっていきたいと思っております。また、この伸びている大津町であればこそ、例えば防犯カメラの先駆の町であるとかですね、そういうふうに言われるように今後検討・対策を続けてもらいたいと思っております。そこらに期待しまして、次の2問目にいきたいと思っております。

2つ目は、緊急時の避難場所についてでございます。昨日で3・11東日本大震災から2年9カ月となっております。各種メディアが継続して取り上げております。また、被災地の復興も一部では進んでいない状況があるという関係で、現在でもこの未曾有の大災害からいろんなものを私たちは思い、考えることができしております。避難場所での対応については、対応状況調書での回答もあっており、ある程度は進捗が図られているようでございますけれども、その対応について、まだまだ私としては不足しているものがあると考えて質問をしておるわけでございます。

まず、3点ございますけれども、町の避難所の数でございます。ホームページには屋内十数箇所、屋外5カ所とか明記がしてあります。そのほかにも福祉避難所などが地域の実情に合わせて配置してあるかと思っておりますけれども、まず現在の避難所の状況をお聞かせください。

また、今後、より十分な避難所施設の確保のため、その他の学校や旅館、ホテル、企業と協定を締結し対応するなど、今後の避難所確保の方策についてもお答えをお願いいたします。

また、食料品、飲料水の確保についてでございますけれども、これは数年前に国の指針が出ているかと思っておりますけれども、国の指針、または方向性と比べて町の取り組み、方向性、これがどの程度整合性が図られているのか、この点もお答え願いたいと思います。

また、避難先自体の建物、施設の安全性についてでございます。はっきり言いました懸念がございますのでご質問なんですけれども、先の震災でも天井板が落下したとか、建物の外壁がはがれ落ちたとか、そういう報道もあっております。耐震強度については、もう既に町内小中学校ほとんど診断が下されて安全だという、そういうことがあっているかもしれませんけれども、次なる耐震基準等も考えてあるかと思っております。全体的な避難先の安全性についての管理について、お答えをお願いしたいと思います。

また、避難場所、開設チェックリスト、避難場所施設被害状況チェックリスト、細かいですがこういうものが完備しているのか、これを運用するために普段からシミュレーションしているのかどうかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の緊急時の避難場所についてお答えいたします。現在、室内の設置を有する広域避難所は、学校施設を中心に18カ所指定をしております。また、野外の避難予定場所としては、中央公園をはじめ5カ所の計23カ所となっております。地区によりましては避難所までの距離が遠いや、途中危険な箇所が想定されることなど様々なもので現在各地区にお願いをしておりますのは、地区の皆さんが一時的に集まり、安否確認や災害時要援護者の支援を行うための避難所を各地区、組などで決めておいてほしいということでありまして。現在78カ所の報告がっております。そこから広域避難所に避難していただくという形にしております。もちろん、そのためにはその一時避難所を地域の皆さんが知っておくことが重要ですし、協力も必要となってきておりますが、自主防災組織や防災リーダーを育成し、支援し、その取り組みを推進していきたいと考えております。災害時の食料等の備蓄につきましては、6月の議会でもお答えいたしました。中央公園に整備しております防災倉庫を中心に備蓄を考えております。飲料水も水道企業団が新たに給水タンク車2トン車を2台整備するような予定をされておられ、あるいは若草学園の南側のところを拠点としておきたいというようなことで、用地の希望も今上がっておるといような状況でございます。水道企業団関連等についても十分連携を取りながら対応していきたいと思っております。

しかしながら、先日護川小学校で実施されました防災キャンプを視察いたしましたが、段ボールで作成したベッドや非常食の作り方などを見てみますと、ある程度災害時に必要となる用品を備えることも大事ではないかと思っております。学校での備蓄になりますので、現在避難所を設営するときのマニュアルや防災訓練のあり方など、校長会等で検討しておりますので、今後十分打合せを行いたいと思っております。

広域避難所の耐震については、昭和56年以前に建てられている施設もありますので、避難所としての安全性確保のための対策を十分に行っていきたくと考えております。各地区で決められている一時避難所につきましては、地震や水害時で異なる避難所を設定されている地区もありますが、避難所

として一時的に使う場所の建物安全確認シートを作成し、点検できるような態勢を取りたいというふうに思っております。もちろん、まだまだ広域避難関係等についても避難場所であるという看板関係等も立っておりませんので、そういうものも見えるところにそういう場所の看板も設置をしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長のほうからございましたけれども、食料関係等につきましては、ご承知のように防災計画の中に約3日程度ですね、やはり最低限必要だというようなことでも定めてございますので、それについて現在の備蓄数から含めて年次計画でですね、対応できるような形で必要かというふうに考えております。

それから、先ほどの耐震関係等につきましては、先ほど町長のほうからございましたけれども、56年以前の分についてはもう調査を行っております。なお、その中で今後避難状況につきましては、前回山本議員からご質問あっておりました、その避難状況等の対応状況、学校を含めてということでございますけれども、今、学校のほうでも特にございましたように、現在意見を集約しながら実際7月から11月までそれぞれ校長会議、そして災害発生時に対応方針を作成しながら、今策定に向けて取り組みをされているところです。また、大津町の避難所運営マニュアルという案をつくっておりますので、それにつきましても学校のほうでも事前調査をしていただきまして、町のほうとしてもそれに対応する詳細な確認を行いながら、校長会のほうとも一応協議をさせていただいているところでございまして、今後それを詳細に内容確認をしていただいた上でですね、より中身が充実したマニュアルづくりを今後進めていきたいというふうに思っております、現在取りまとめをさせていただいているところでございます。

それから、チェックリスト等につきましては、ただいま申し上げましたマニュアル等を作成をいたしておりますので、当然開設のときの準備チェックリスト、それから来られた方々の住所等を含めて把握できるようなチェックシートを準備いたしております。当然、建物そのものにつきまして避難所として取り扱う場合のその安全性の確認のシートあたりも作成をさせていただいておりますので、そういった面の避難に伴う関係するチェックリスト等につきましては準備をさせていただいているところでございますので、そういった面でも安全性の高い、その速やかな対応ができるような形での準備は今整えさせていただいているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 行政の活動に一定の評価はいたしますが、はっきり言いまして危機管理の意識がまだまだないという感じがいたします。例えば、これ先ほど始まる前に言いましたけど、避難所緊急連絡先一覧ですね、もう先ほど言いました。これに美咲野小学校が載っていないんですね。これは簡単なことだからあんまり長ったらしくは言いませんけれども、ただ一つこの美咲野小学校が開校してもう8カ月ぐらいになります。これに対して、相変わらずこの美咲野地区は大津北中学校に避難せよと書いてあります。これは何かということなんです。先ほど一般質問の中で情報共有の原則とか、

昨日の別の議員の一般質問の中で、いつまでも要綱が改まってないという、そういうふうな話もございました。この点、私はやはり危機管理が相変わらずないんじゃないかなと、そういうふうな思いを強くするものでございます。これはもうほんの一部なんですけど、あくまでも私のこの眼目はですね、小中学校に食料品、飲料水がなぜないのかというこの思いでございます。たくさんの方にこの間、子どもも含めて自分たちが避難するところに飲み物も食べ物もなかつばいて、どう思うねということと言うと、それはいかんでしょう、揃えるの今でしようというそういうふうな返事です。そういうふうなことです。隣の隣の熊本市においてでございますが、平成24年8月に、これはよその話ですけれども、熊本市備蓄計画というのがございます。それまで24カ所で集中備蓄のみであったものを国の指針に基づいて平成24年からですね、市内147カ所の避難場所である各小中学校に分散をしはじめておりますという熊本市の担当者の話でございますし、ホームページあたりも載っております。これはやはり市町村はですね、やはり県・国、そういうところの考え方に基づいてある程度はやっばりいかにやいかんという危機管理の思いから、熊本市もですね、始めたんじゃないかなと思います。前回は別府市の例を申し上げました。別府市は、既に市内小中学校の避難場所に確保が、飲料水、食料品ですけれども、確保がされております。別府、遠いような話です。これは熊本市の話ですね、今言ったのは、熊本市でもそういう取り組みを既にされております。また、平成25年8月、今年の8月にはですね、もう町長ご存じのとおりなんでしょうけれども、内閣府からもですね、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が出されております。ご存じのとおりかもしれません。その中の一説に、避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討することときちんと書いてございます。昨日町長がですね、これは原文そのままですけど、町長の答弁で、「想像する以外のことが起きるということを念頭に置かねばならない」という原文そのまま町長の答弁がございましてけれども、私が今ここで想定しているのは大規模災害なんですよ。だから、中央倉庫にあるけんよかろうじゃなくて、中央倉庫から、例えば北中とか、川向こうとか運ぶときに橋がないわけですよ。そういう想定なんです。想定外のことを想定しとるわけですね。そういうことに対してのやはり危機管理意識を、やはり僕ら、私たち、共有していかないといけないと思います。災害が発生して、必死に走って、歩いて、逃げ込んだそこに飲み物も食べ物もない、松島ですね、皆さんご存じですけども、1枚のパンを3人で分けて食べたとかですね、そういうふうなこともございます。我がこの大津町にそういう状態を起こしてはいかんと私は思っております。その点、はっきりいって食料品・飲料水が避難場所にあるのは私は当たり前と思うとりますけれども、その点について、もう一度町長のご見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の大きかりな災害のときの状況についてどう対応していくかというご質問でございますけれども、まずは飲む水が一番でございますので、それにつきましては水道企業団のほうで1万本近く準備がしてあります。そして、先ほど申しましたように、若草の南のほうにボーリングがもう済んでおります。そのボーリングのところには車庫というか、2トン車2台を置いて災害のときに給水して回れるような体制を取ろうというような計画がなされておまして、先ほど申し

ましたように、あの土地を半分ぐらい分けていただけないでしょうかというような話が今上がってきております。まだ、水道議会のほうにははっきり説明はされておられませんけれども、事務サイドのほうで、今そのような話をしながら、水の対策についてはそのように水道企業団の大災害のときのお互いの協定の中でしっかりとやっていけるような体制を取っております。もちろん、食の問題でございますが備蓄については、昨年の7月の災害のときもイオン大津店のほうから食料の差し入れもあっておるように、各商店関連等からもそのように災害のときにはちゃんと対応ができるような協定というような形に話が済んでおりますし、また大きな災害、大津町に325号や57号、あるいは幹線の県道も走っておりますけれども、通れないというような状況になったときは、大津町の周辺の市町村との防災協定関連等を結んでおりますので、そのようなときにはそれぞれの大きな災害でございますので、我々も菊陽町や益城町や西原村、合志市、菊池市、阿蘇市というような形にやはり協力協定の中で動いていかなくちやならないというようなことで、そういう状況の中で町民の安心・安全、そういう生命を守る大事な、起きてからは間に合わないですけれども、2時間勝負というようなこともございますけれども、大災害については長期的な状況になりますので、その辺の対応については、十分関係町村ともご相談しながら、県もあり国のほうとも連携を取りながら道路の整備、インフラ関連等についても十分対応できるような協議を重ねております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 安全・安心なまちづくりというのはですね、普段からの生活のみならず、いざというときのまちづくりということで、ぜひとも考えていただきたいと思っております。

議会答弁事項の対応状況調書ですね、これは総務部長のほうでいいと思うんですけども、広域避難所への、今、私が一生懸命言っている飲料水、食料品の備蓄については、モデル的に取り組むという、非常に抽象的な表現がございますけれども、この点についてご説明を最後にお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ご質問にお答えいたします。

先ほど少し申し上げましたけれども、今現在、学校のほうで前回の総合防災訓練の中でも総合的にいろんな課題がございました。特に学校関係の避難所とまた合わせて、その備蓄関係というようなことも課題等に上がっておりますので、前回からのことも含めまして、今回の総合防災区におけるその課題等も含めまして、今回校長会のほうにもですね、お話がっております。その中で、これまでの各学校に対する事前調査が行われておまして、また当然各学校からのそういった避難所のあり方、特に議員おっしゃいますその食料関係の備蓄につきましても、学校のほうからの状況についてご報告がっておりますので、それに伴って今、全体的なそういった避難所に対する対応のあり方というのを今ご検討をいただいておりますので、それに基づきまして学校のほうと私ども総務課のほうでですね、内容的にご検討をさせていただいて、そういったことで対応できるようなことを含めてですね、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） いろいろと答弁いただきましたけれども、避難場所に対する危機管理の認知というものについてはですね、まだまだ薄いんじゃないかなと考えております。私は、この小中学校に対する、避難場所である小中学校における飲料水・食料品の備蓄というのはですね、私への課題とも思っておりますので、また折に触れてお話をしていきたいと思っております。ぜひとも今後引き続き、先ほどのカメラの話もそうなんですけれども、危機管理という意識をですね、常に皆さん持っていて今後の業務に邁進していただきたいと思っております。

私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後11時41分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 皆さん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

まず、第1問目は駅前楽善線完成後の中心市街地の変化を問うというものです。都市計画道路である町道駅前楽善線の工事も終盤にさしかかり、早ければ来年度に完成するかもしれないというところまで来たかなと思っております。お金がかかりすぎると批判してまいりましたが、ここまできたら、何ももう申しません。しかし、随分と長い年月と多大な費用を要した事業であったと思えます。これは西岡町長時代、昭和55年の町の広報誌12月号によりますと、先に調査のお願いを行い計画を進めてまいりました都市計画道路駅前楽善線の改良は、昭和55年10月25日付けで都市計画法の事業認可を受け、本年度より5カ年計画で大津駅より旧国道57号線間の改良に着手することになりました。町の発展、住み良いまちづくりのため、皆様方のご協力をお願いいたしますと記載されております。昭和55年と申しますと西暦に直すと1980年です。1985年完成ということになります。ところが、完成予定の85年の広報誌には、街路事業駅前楽善線4カ年延長と出ています。昭和55年度から町の施工により着手し、用地買収が着々と進んでおります街路事業駅前楽善線の当初計画は、昭和59年度完成予定でしたが、公共事業補助金等の落ち込みにより完成ができず、昭和63年度まで4カ年延長しましたと記載されております。このとき、家入町長は給食センターの所長をされていたと思えます。その後、そのままの状態が続き、家入町長になってから残りの部分である旧57号線から楽善までをまちづくり交付金事業として進められたわけであります。来年完成しましたとして、着工から完成まで34年かかったことになります。着工当時と比べると大津町も大きく変わりました。当時の人口は2万4000人、現在は11月末で3万3千428人です。一方、当時この道路完成を熱望し後押しした商店街は、残念ながら時代の波に流されつつあります。しかしながら、大津町はこれからさらなる人口増加が必要とされます。北の台地に住宅地をつくり、中心部への連絡道として期待されるかなと思っております。

さて、町民はこの道路の完成後に旧57号線沿線、中心市街地がどう変化していくのか興味津々で

ございます。

1番、旧57号線は駅前楽善線と交差しますが、その交差点から西側は現在道路拡張のため空き地になっております。拡張工事が終了したあかつきに、この旧57号線の道の両サイドには何らかの店舗ができる計画があるのか、または単に個人の住宅が建ち並ぶだけか。かつてこの地域には陸軍堂、なんべいや、映画館のにちまん館、その後、衣料品の大家や光山さんなどがありました。

2番目、この交差点から東に役場までのこの旧57号線沿線はどのように変化するか。あるいは、変化すると予想できるか。かつてこの地域には、あそう八百屋や吉川玩具店、衣料品の東屋さん、あかねやさん、化粧品の紅屋、銅銭糖の浪花屋さんなどがあり、役場の前には肥後相互銀行、東さんの前は熊本相互銀行、役場の横に信用組合、そしてごく最近まで肥後銀行がありました。今振り返ってみますと、役場の近くに金融機関が4つもあったから、まさしく役場周辺は大津町の中心部、心臓部だったわけです。

3、駅通りはどのように変化するか、あるいは変化すると予想できるか、お尋ねします。もともと駅前楽善線が企画されたのは、ここに商店街をつくろうということから始まったと聞いております。

1番目の質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の駅前楽善線についての今後の状況関連等についてのご質問でございます。歴史的に今、坂本議員言われましたように、大津町の中心街には商店街がたくさんございましたけれども、時代の流れというものがあるって、共同店舗や大型店舗の流れによって、この旧商店街の中心地が駅南のほうへ移ってきております。もちろん、そのときも共同店舗等の大型店舗も駅通りにつくりたいというような計画がございまして、セブン開発関連等の皆さんがあそこに計画をされて、駅通り、県道でございます停車場線、100メートル弱でございますけれども、そこを道路改良ということで都市計画道路の改良をされたわけです。その前に、年祢線、駅前楽善線の楽善食堂までの区間でございますけれども、これはもう昔から防犯、あるいは防災上の課題事項がたくさんございまして、これも改修していかなくちゃならないというような思いが私の当時の担当のときに強く思っておったわけでございますけれども、まずは商店街の活性化のためにはどうしても駅前だけでなく、停車場線のことをやっていけというような指示がございまして、そちらのほうを事業認可をやってきたというような状況でございますけれども、それと同時に、その辺の周辺の駅、駅通りの開発周辺が頓挫いたしまして、南のほうの今のジャスコのあるところにアークジャスコ店が新たに計画をなされるというような形で、区画整理事業をあそこにやりなさいというような状況になりまして、なかなか区画整理事業も当初は厳しい状況でございまして、区画整理事業は引き直してき、あるいは駅通りについては補償というようなことで、近くにおいて事業の内容が相当違いますので、その関係で駅通りについてはなかなか100メートル以内の道路だけでも事業を要したという経緯がございまして。

そういう意味におきまして、駅前楽善線をまちづくり交付金事業で計画推進を図りましたところ、平成26年度には、来年度には大体ほぼ完成する予定でございますし、関係地権者の皆さんの大変なご協力に感謝をしておるところでもあります。もちろん、そういう中で、今、議員のご質問の駅前の

交差点のところにつきましては、26年度完成とともに、道路の交差点の工事に入って、そこを交差点部分として整備するというごさいます。もちろん、そうなりますと全通開通するためには信号機が必要でございますので、警察のほうについて信号機の要望をしっかりとやっておるような状況でございます。

次の質問でございませけれども、今後の開通後の街中の状況はどうであるかというような状況でございませけれども、もちろん北部台地関連等から街中への流れがスムーズになり、そのインフラ整備のおかげで、駅を利用する人、あるいは北部台地にある工業団地のビジネスマンについても利用価値が上がってくるし、あるいはその中におきましての天津町の北側の顔として26年度も北のほうの駅の整備をやりますけれども、一つの顔、ここにつきましては前々から申しておりますように、駅周辺関係と上井手関係とを伴うところの宿場町的なまちづくりを進めていこうというようなことで考えております。これも民活の活用でございませので、その辺につきましてはどうやっていくかと、やはり行政のそれなりの支援をやっていかなくちやなかなか開発が進んでこないんじゃないかなど。当時におきましては駐車場がないとかいろいろ言われておりましたけれども、現在は商店街の南のほうへの移動に伴いまして、空き地については現在駐車場というような形と一部飲食業の店が建ち並んできておりますので、今後については県にお願いしながら、歩道関係等の整備をやれば、街なみの活性化につながってくる。そして、上井手と旧街なみについては、今後の高齢者の皆さんが、あるいは町外からのお客様が、この旧街通りと上井手通りをうまく活用しながら、歩いて回れるようなそういう一つの健康的な意味において歩道の散策道路というような形で活用できればなというふうに考えております。そういう意味におきまして、今後の天津町の駅北部については、民活の活用とともに行政の歩道関連等の活用を図っていかなくちやならない、そういうような状況であると。そのためにも、今後についてもしっかりと歩道整備の環境整備について県の方にしっかりと働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

議員ご質問の駅前楽善線と旧57号線の交差点の部分にあります残地につきましては、平成26年度に交差点の改良工事を行う予定にしておりまして、右折レーンの設置により現況の道路幅員が最大で3メートル広がりますので、空き地の一部はそのための用地として整備したいと考えております。現在は警察と協議中ですので、交差点の改良を待つてバリケードを撤去する予定になっております。

次に、駅前楽善線の開通により、あけぼの団地入口から役場までの県道沿いと駅通りが今後どのように変化するかのご質問ですが、最初に県道の現状について説明させていただきます。県道天津植木線につきましては、平成19年度に都市計画道路の全線の見直しを行いまして、都市計画道路引水室線として指定しておりました街路事業の廃止を行いました。廃止した理由としまして、この路線につきましては昭和53年指定当時は幅員16メートルとして拡幅し、さらに商店街の張り付きを考えておりました。しかし、国道57号沿線への商店の進出により、商店街の衰退が進んできましたので、この路線での道路拡幅後の商店街の再構築は難しいのではないかと判断し、廃止したところす。そ

のため、平成19年度からはこの路線は通常の県道大津植木線としての位置づけになり、道路後退等の制約はなくなり、土地全部を利用できますので、逆に言えば土地利用者の自由度や利便性は高まってきたものと考えております。しかしながら商店街の衰退によりまして店舗等が取り壊された空き地の駐車場への転用が進んできているのが現状です。ただし、商店が張り付いていたところには駐車場不足が言われておりましたので、周辺に駐車場が確保できるようになって、現在賑わっているところもあるようです。

次に、長い間休止して平成20年度から整備を再開しました都市計画道路駅前楽善線の整備目的ですが、1点目は南北方向の補助幹線道路として、町中心部への北部からのアクセス向上に資する路線としての整備であります。2点目は、道路沿線の土地利用が進み、また室工業団地などの企業の利便性向上、さらに北部地域の振興に寄与する整備になると考えております。3点目は、この道路沿いは水が集まってくる地域であり、過去においては崖崩れにより人命が失われたことや道路が狭く人通りが少ないため誘拐事件などの犯罪の発生もありましたので、そのような防災面や防犯面に対応し、良好な住居環境を向上させるための路線としての整備であります。4点目としては、現在駅周辺整備を行い、またまちづくり交流センターや歴史文化伝承館などを整備しておりますので、上井手周辺に残る歴史的な遺構や中心部をあるいてもらってもらうような歩行環境の整備になるものと考えております。

以上のような目的を持った駅前楽善線の完成により、今後北部地域からだけでなく、他の地域からも中心部へ流入する車両は増加するものと思われ、上井手沿いを含めて中心部を訪れる歩行者も増えてくるものと考えております。

そこで、今後県道沿いの商店等がどのように変化していくと考えているかについてですが、1番の駅通りからあけぼの団地までの区間につきましては、この区間のうち特に桜町通りから以西は今後も買い物客等の歩行者の増加は見込めないのではないかと考えております。また、駅前楽善線の開通に伴い、通行車両の増加が予想されますので、歩行環境が改善しなければ、さらに飲食業や小売業は減少していくものと考えております。

次に、役場から駅通りまでの区間につきましては、この区間は通過車両も多くありますが、街路事業の廃止を行いましたので、県としましてはこの路線は改良済として、今後も歩道等の整備は今のところないようです。ただ、歩行環境が改善されたならば、現在駐車場などの空き地として使用されている箇所について、商業等の進出は見込めるものと考えております。また、空き店舗への飲食業の出店希望はあるのですが、空き店舗の2階に家主さんが居住したりしていますので、なかなか条件が合わない状況です。

最後に、駅通りの区間については、この区間は駅前楽善線が開通しても大津駅から先の道路が未改良ですので、車両の増加は当面、駅利用者限定されると思われ、そのため、一般の小売業の出店は難しいと思われ、近隣にマンション等が建設され、人口も増加しておりますので、また通勤に電車等を利用される方も増加しておりますので、飲食業等の出店は増える可能性があると考えております。

以上のように、いずれの区間も今後歩道等の整備により歩行環境が改善されるならば、現在駐車場などの空き地に転用されている箇所について、商店等の進出は見込めるものと考えておりますので、歩道等の整備を県に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

今こうやって都市計画道路駅前楽善線の事業の終盤に来て、その企画から現在までを振り返ってみますと、強い小売店、地場企業、商工会、それを支える肥後銀行、熊本相互銀行、肥後相互銀行、信用組合があったんですが、それが大店舗、量販店などの大資本に取って代わられていく過程が見えてまいります。街の形態は変化し続けておりますが、多くの町外の方々を取り込み、現在人口も3万3千428人の大津町でございます。楽善方向の高台に大規模な住宅地を造成することができたならば、駅前楽善線は生活道路として新しい大きな価値を生み出すと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員ご指摘のとおり、楽善線ができれば駅まで近くなりまして、そのために北部台地の住宅関連等についてはしっかりと活性化になるというふうに思っております。もちろん、楽善のあの三吉原の南のほうについては、現在の都市計画の中でインフラ整備の排水関係の事業も進めさせていただいておりますので、住宅関連の開発はもう見えてくるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、道路より北側の地域については、今年度排水の調査を議会の了解を得ましてやらせていただいておりますので、将来的には、あの地域についても住宅開発関連等についての計画も二、三、民活でやられておるようでございますので、そのためには日向川の菊池川に対する排水関係が解決をしないと、あの地域はいつまで経ってもそのままというような状況でございますので、今の排水計画をしながら、今後排水の事業推進を県共々お願いしながらやっていくことによって、あの地域の、文教地域でございますので、住宅地というような形については、素晴らしい地域になるというふうに確信を持っているところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第2問に入ります。周辺地域定住促進補助金についてであります。熊本県も含め日本全体将来の人口の減少に苦慮しております。議員は、委員会の行政調査でよく県外に行く機会があります。行く先々で、ほとんどの市町村で人口の減少に困り果てている様子を肌で感じます。先だって、新潟県の三条市に行ってまいりました。スマートウェルネス、つまりこれは歩け歩け運動で健康増進を図り、医療費を削減しようという施策でございます。しかし、その裏には別の目的もかいま見えます。人口は10万人を超えていますが、中心部の人口が減少し、3つあった大型店舗は全て撤退してしまいました。その地域を歩いて活性化させようというものでした。先ほども申しましたように、昭和55年、1980年の大津町の人口は2万400人、現在は3万3千428人です。右肩上がりのいい状況です。だが、次の一手をおろそかにすると大変なことになります。そういう大津町ですが、人口は中心部に集中し、周辺の農村部は過疎化して、若者、児童が減少して、小学校が縮

少し続けているというのは周知のことでございます。隣の菊陽町の取り組みを示し、我が町にも応用可能か考えてみたいと思います。菊陽町は、熊本市のベッドタウンとして光の森を中心に人口が急増しており、現在人口11月末で3万9千185人であります。しかし、この町には大津町にはない大きな問題がございます。熊本都市計画区域に入っており、市街化調整区域がございます。周辺の農村部には簡単に家を建てることはできないわけです。大津町の問題は、農村部が農業法の制約を受けて家を建てにくいということでございますが、菊陽の場合、都市計画法と農業法の両方から制約を受けます。平成19年に熊本県は市街化調整区域内でも一定の条件を満たせば家が建てられるように条例で集落内開発制度を施行させました。50以上の建物がある集落で、かつ市街化区域に近接し、市街化区域と一体的な生活圏を構成する区域ならば、そこから50メートルの距離以内ならば家を建ててもよいというものです。この制度を利用して、このたび菊陽町では児童数が減少し続ける菊陽南小学校対策として、一定の条件で校区内の戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口、道明に住宅を新築または購入した人に100万円、中古住宅を購入した人に50万円の補助金を出す定住促進補助金制度を施行しました。こういうのを周辺地域定住促進補助金制度というそうです。同じようなことを益城町もやっているようです。これで都市計画上の制約はクリアしたとしても、まだ農業法の制約が残るのは言うまでもありません。大津町は農業法の制約しかありませんので、家を建てるのに菊陽町、益城町、合志市に比べると遙かに楽でございます。大津町の周辺部の集落には、空き家が少なからずあることは以前の一般質問でも申しました。ここを活用するとき、こういう補助金制度を活用する方法もあるかもしれません。以前、大津町では地域の児童数確保のため、平川、矢護川に町営住宅を建てましたが、児童が卒業しても、した後も住み続けられるために、その施策はうまくいったとはいきませんでした。2問目の第1回を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の農地法関連等の取り扱いについての質問かと思えますけれども、議員おっしゃるように日本の山村部の至るところで人口が減少し、高齢化比率が50%を超えるところも出始め、地域の伝統行事も維持できなくなるなど、その地域そのものが崩壊してしまうのではないかと大きな社会問題となっております。大津町も例外でなく、中心部以外の北部地域や東南部の地域においても人口は減少し、学校児童数も少なくなっているのが現状です。これまでも議会からは人口を増やすために町営住宅整備などの対策について一般質問がなされてきたところですが、現実問題として、なかなか対応が厳しい状況です。農業の衰退ということについては、日本の農業は狭い耕地で、しかも点在していることから、全てが経営効率が悪く、儲からないということで農業離れが進み、農家戸数も激減しているところです。国は、このような現状から儲かる農業への転換を目指し、大規模農家への支援や農地の集約化を進め、集団営農を進め、経営効率を高め、競争力を高める政策を打ち出しております。また、45歳未満の新規青年就農者は年間150万円を最長5年間給付する事業を行っており、大津町でも今回補正をお願いしています給付対象者を含め6名の方が新規に就農され、頑張っておられます。しかしながら、TPP交渉など日本の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、今後も農業離れが進んでいくのではないかと危惧しているところです。

このように、農業農村を取り巻く環境は大変厳しいものでありますが、一方では農村部は素晴らしい自然環境にあり、最近では都会の方たちがこの環境を求め農村に移住してくるケースも増えていると聞いております。私の考えの基本としましては、自分の生まれたふるさとに愛着と誇りを持ち、できる限りふるさとに留まり、親と一緒に暮らし、例え生活のために一時的にふるさとを離れても、いずれはふるさとに戻ってくる、そのようなことができれば理想的ではないかと考えているところです。そのような地域づくりができれば、子育てや介護など地域の中でうまく回っていくことができるし、素晴らしいふるさとができるのではないかと思います。ただ、理想どおりに行かないのが現実でございまして、議員がおっしゃるように、若者がふるさとを離れ、農山部は高齢者ばかりになっているような状況であります。このような状況の中で、議員おっしゃるように、菊陽町あるいは益城町において定住化促進補助制度についてある程度の効果が望めるというようなことで、個人への補助としては100万円という高額な補助制度であり、果たして妥当性がどうなのか、補助対象地域をどこまでするのかなど、制度の枠組みについては十分な検討が必要であるというふうに思っております。議会とともに今後十分話し合いをしたいと思っております。大津町における学校関連等の減少の地域もございまして、その辺の活性化についても今後そのような制度が取り入れていかれるかどうかを十分検討を今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

今、周辺部には農業集落排水という名の下水道が整備されてまいりました。ここはせっかく高いお金を掛けてインフラ整備したのにもったいないではありませんか。利用効率が、人口が少ないと利用効率が悪いではありませんか。何とか対策を考えていきましょう。何とか農業法の制約をかいくぐる方法を考えようではありませんか。町長、いかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、農地関係については、合志市あるいは菊陽町、あるいは益城町、そういうところにつきまして農振地域の除外というようなことで強く県のほうに要望されております。我々としては、そちらのほうを外されれば、大津町は過疎化になりはしないかなという心配もあります。そういう意味におきまして、中心地の利便性をしっかり開発したいということで、大津駅周辺関連等の開発を進めてきたわけでございます。そういうコンパクトなまちづくりのために、大津町の今の都市計画用途地域の白地については、今後もそのような形の中で事業計画を進めていかなくちゃならないものと思っておりますが、TPPの問題をはじめ、国の方針、21年度の農地法の改正などについて、大変厳しい状況にあるのは確かでございます。その白地が外れるというような事業計画が1ヘクタールでは県関係でございますけれども、4ヘクタール以上になれば農水省の計画というような形になりますので、なかなか今、瀬田駅周辺の話、あるいは北部の先ほど言われた関連の農地の活用についても、今、検討をしておるところでございますけれども、状況としては厳しい状況でございますので、県を巻き込んだそれなりの事業の中で推進ができればなというようなことで今菊池振興局長をはじめ、県の副知事関連等に頭にだけは入れとってくださいというようなことで、逐次計画が成り立つ

中で推進をしていきたいというふうに考えておりますので、今の状況としてはなかなか事業計画の中での厳しさがあるというようなことをごさいますで、その辺をご理解いただきながら、議会共々今後の事業の中でしっかりと県・国の説得ができるような事業計画関連等について進めていく中で外していければなというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第3問目に入ります。

私は、私は今の大津町は発展、拡大することに力を入れるべきだろうと考えておりますので、文化財のことはあまり一般質問はしませんでした。本当は非常に大事なことだと思っております。大津町には、史跡として北部には弥護山の不動寺、真木の摩利支天、矢護川の円満寺など、南部にはまた江藤屋敷、横綱不知火史跡、岩坂の五輪の塔、森の岡本屋敷などがあります。その中で、この大津の中心部には、昭和園、日吉神社、大松山があります。三つともつつじの名所ですが、西岡町長のとき昭和園を大きく改修され、今ここが一番のつつじの名所ですが、それまでは日吉神社のほうが有名でした。淀川系のつつじが多く植えられております。昔はここは東嶽と呼ばれておりました。これは別命十文字山とも呼ばれ、大津小、室小の校歌にも歌われております。

さて、第3問目は、この昭和園、日吉神社、大松山を結ぶ道路の整備についてであります。家入町長は、以前から昭和園、日吉神社、大松山を結ぶ道路の整備をしたいと言われておりますが、町長の考える構想とはどういうものか、具体的にお聞きしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 街中の昭和園をはじめとするつつじ公園関連をどう結んでいくかというような観光ルート、あるいは宿場町を生かしたもてなしの心をどう生かしていくかというような形で、大津町の散策道路としての役割も考えております。もちろん、JR肥後大津駅周辺の整備を図りながら、宿場町としての大津町の歴史を活かしたまちづくりを考えておまして、大津駅南口の整備を行ってまいりましたが、北側の駅周辺整備も今後進めていく計画ですが、もう一つの施策としましては、宿場町の歴史を生かした中心市街地の整備としての上井手周辺の景観整備がありまして、歴史的な遺構としての上井手と、そこを跨ぐようにつくられた石橋が町の中心部に残っております。また、つつじの町大津の象徴であります昭和園、日吉神社、大松山は、県内でも知られた観光地でありました。これらの歴史的構造物とつつじが咲き誇る公園を連続して散策できる上井手沿いの道路、つつじロードの整備が必要と考え、そのため数年前にも一部整備を行ってきておるところでもあります。一方上井手は県営かんがい排水事業が行われておまして、これまで遅れていた右岸の整備が現在進められていますが、水路を覆うようになっていた樹木や竹など除去されてきましたので、水害の防止だけでなく、景観的にもよくなったと思っております。これまで未整備の区間を中心に整備されてきておまして、コンクリートで護岸を整備するために歴史的ということにはなりません。一般的な換地ブロックではなく工夫を凝らしたブロックでの施工をするなど、町のほたるが住めるような河川整備をお願いして意見も反映されているところでもあります。また、昭和園から大松山までの全体の道路整備でございますが、現状としては道路の幅員が狭く、歩道の整備も難しい状況にありますので、住宅が密集して

おりまして道路の拡張やつつじなどの植樹帯を設けることもできない状況であります。上井手沿いには神社仏閣、あるいは石橋、そして昔使われた水車の復活関係の整備を考えながら、鶴口橋の馬入れ口がございますので、ああいうところに歴史的な記念関連の場所もつくってはどうかということと、駅前楽善線の年祢神社の周辺の休憩一時箇所、手永会所門跡関係の設置もしながら、つつじ公園を結ぶ道路と、また上井手沿いにおけるそういう歴史的なものを観光資源とするように整備をしていければなというふうに考えております。そのために、平成26年度から3カ年かけて社会資本総合整備交付金事業を活用しながら、上井手の景観に配慮したガードパイプ関連等の改修、あるいはポケットパークの整備を計画しております。あと、具体的には、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

昭和園から日吉神社、大松山までの上井手沿いの道路の整備についてですが、これまで町道室塘町線の年祢神社の東側から鶴口橋までの区間につきまして、景観や歴史に配慮した道路や転落防止柵を整備してきたところです。残る区間のうち、町道大松山後迫線の水月寺さんから県道矢護川大津線までにつきましても、県営かんがい排水事業で整備が進んできましたので、この区間の道路整備にも取り組みたいと考えております。ここは、道路が狭く、また上井手との高さがありますので、より安全を期すためにも整備を行う必要があると考えております。今後、測量等を行い検討したいと考えております。

そのほかの区間につきましては、住宅が密集しておりますので、道路の拡幅による整備は難しいようですが、ただ数箇所につきましては離合場所や駐車帯などの改良ができるような整備も計画していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第4問に入ります。くまモンを応援活用しようということでございます。一時的なブームと思っておりましたが、全国的にくまモン人気はすごいものがあります。蒲島知事も頑張っているらしいです。アメリカ、ヨーロッパにも宣伝されたし、天皇陛下の前でもパフォーマンスしました。香港・台湾・東南アジアでは、同じ商品でもくまモンのシールが貼ってあるほうが値段が高いそうです。熊本県民でもある大津町民も、くまモンを大いに宣伝し、また大津産の商品にもシールを貼って活用しようではありませんか。質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津のからいも君よりも、さすが熊本だなと。しかし、これはやっぱりマスコミの利用で相当人気が出ておるんだなというふうに思いますけれども、しかしその人気を利用しなくてはならない。そういう意味におきまして、キャラクターの使用は無料とのことでございますので、大津町におきましても、くまモンの利用申請を行いながら活用されておる、あるいは大津町の銅銭糖関連等についても、そのように販売されているところや農産物を販売している農家もあると聞いておりますが、今後商工会やJ Aともご相談しながら、利用申請するサポートをすることができれば、大津産の様々な商品にくまモンを活用することで販売促進に有効と考えられればなというふうに思っ

おりますけれども、からいも君も負けないように頑張ってお知らせしたいなと思っておりますけれども、詳細については、担当部長に答弁させます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） ご質問のくまモンを応援、活用しようについてでございますが、現在のくまモンの人気がありますのは、熊本県ブランド推進課及びくまモン隊のスタッフの努力によるもので、今では国内での認知度は90%にもなり、昨年のくまモン関連グッズの売上げは、調査回答した取り扱い事業者が半数であったにもかかわらず293億円の規模になったそうで、全体では500億円を超えていると言われております。くまモンが誕生してから現在までのPR活動は、蒲島知事が目標としている県民幸福の最大化のための宣伝展開であり、そのためにくまモンは熊本県の営業部長として活動しております。

このようなことから、くまモンのキャラクター及びくまもとサブライズの利用は無料ではありますが、それだけに利用に関する規定で詳細な決まりが定めてあります。例を申しますと、印刷の色は指定色または単色で、利用できるイラストは21パターン、表情は8パターンで、縦横のサイズ比が全て指定されています。また、申請は事業者でも個人でも構いませんが、申請書にも詳細に記入する必要がありますが、色違い、サイズ違いも1点として申請する必要があります。さらに、申請書に商品見本を添付するとともに、できあがった商品を提出する必要があります。県に確認しましたところ、現在も月に数百件の申請があり、許可するまでに2カ月ほどかかるそうであります。

また、11月末までに利用申請を許可したのが約1万4千件あり、半数以上が県内だそうですが、逆を言えば県外も半数近くあるということになります。その中で、大津町からの利用申請は、矢護川米の生産グループやお茶、銅銭糖をはじめ96件の商品になるそうです。商品件数は100件近くありますが、商品ごとに申請する必要がありますので、くまモンを活用されている事業所、個人は、まだ少数だと思われるので、町長が申しましたように、くまモンシール等の利用申請を推進するためにも、県や商工会、JAとも相談し、利用申請に対するサポートを行い県につないでいきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 大津町にもからいも君というゆるキャラがございます。これを宣伝することは、これは当たり前、大事なことです。しかし、くまモンは熊本県のゆるキャラ、今はこちらのほうがブレイクしているので、これを逃さない手はないと。それと、また熊本県に協力することによって、さつき町長がおっしゃっていましたが農地の件もよろしくお願ひしたいと熊本県にお願ひすることいいことではないかと思っております。

それから、和歌山県のローカル鉄道、貴志川線というのがございまして、ここには皆さんご存じのように猫の駅長「たま」というのがいらっしゃいます。ここで、YouTubeでそれが世界に発信されたおかげでブレイクし、観光客が押し寄せたおかげで、この貴志川線は廃線を免れたということです。猫も熊も活用すれば、非常にその活性化につながると、今はそういう時代でございます。大いに活用しようではございせんか。町長、最後に一言。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の特産品関連等、あるいは地域の品物についてしっかりと掘り起こしながら、先ほど部長が言ったようにくまモンの利活用ができればしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時から再開いたします。

午後1時49分 休憩

△

午後1時59分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号1番金田英樹が一般質問を行います。

地方分権の流れの中で、自治体の担う、そして期待される役割は年々高まっております。しかし、皆様もご存じのとおり、大津町をはじめ多くの地方自治体は人員的にも財政的にも非常に厳しい状況にあります。そういった中でも、今回の一般質問においても、待機児童、老人ホームへの入居待機、庁舎や給食センターの建て替え等々、様々な問題が上がっております。しかし、人員も財源も限られているわけですから、このような状況において現在の行政サービスを維持、そして向上させていくためには、まずもってより効率的な資産配分及び業務遂行方法の見直しなどの改善、改革を積極的に行い、コスト削減を進めながら生産性と品質の同時向上を図っていくことが不可欠であると考えております。

そういった思いもあり、私も3月の議員就任より、特に1期4年ではなく、1期1年の思いで、この行財政改革には拘ってきたところでございます。しかし、それをさらに推進していくためには、町長をはじめとした行政執行部、そして議員が対極的な視点から町政運営、政策提言をしていくことはもちろんですが、それに加えて町民の声に広く耳を傾けることにより、その知恵や力、あるいは地域ごとに異なる生活の課題等を集積すること、そして併せて現場の第一線で働く職員の創意工夫を存分に取り入れて生かしていくことが重要であると考えております。

今回は、通告書に記載のとおり、そういった観点から3点提案を兼ねて質問をさせていただきます。これらの取り組みにより期待できる効果は、多数の住民と職員の知恵を有効に生かすことで、より質の高く、より効率的な町政運営が期待できるとともに、職員が率先して業務の改善を行い、それを示すことで、町長もおっしゃる住民と行政が共通理解の下に力を合わせる真の協働態勢につながることを思います。

それでは1点目、パブリックコメント制度の質問に移らせていただきます。パブリックコメントとは、自治体が計画や条例などを策定するときに案の段階で町民に内容を公表し、その案に対する意見、要望などを募集して、それらを政策等に反映させていくという一連の手続きのことを言います。近隣自治体でも菊陽町、菊池市、合志市等取り入れている自治体も多く、大津町でも平成23年に第5次

大津町振興総合計画後期基本計画に関するパブリックコメントの募集、そのほかパブリックコメントという表現は用いていないものの、大津町まちづくり基本条例や都市計画用途地域見直しに関する意見募集といった形でいくつかの実施実績がございます。しかし、町の実情としては、対象となった条例や制度、寄せられた意見共に少なく、あまり積極的には活用されていないという認識でございます。

一方、全ての事柄に対して広く対象とすればよいのかといえれば難しいところもあり、他の自治体の事例を研究してみますと、結局は住民の生活に関わりの深い案件にのみ声が集中しているというケースが多数見受けられます。

そういった意味で、私の見解としては、業務賦課と効果を勘案すれば、単に対象だけを増やすのではなく、例えば一つには防災計画の策定やコミュニティバス、乗合タクシーなどの公共交通計画の策定等の地情的事情により必要な対策が特に異なるものに関して行うのが効果的ではないかと考えております。

また、昨日の一般質問で出たような庁舎や給食センターの建て替え等、多大な予算執行を伴うものに関しても、このパブリックコメントは非常に有効であるかと考えております。

いずれにしましても、このパブリックコメントを機能させ意義のあるものにしていく仕組みとして、今回、私から2つ提言させていただきます。

1点目は、募集にあたって、ただ単に役場庁内の資料を掲載するのではなく、住民にとってもわかりやすい内容となるようかみ砕いて掲載する必要があると思います。他の自治体でも多く見られますが、組織内の会議で使用されているような資料をそのまま載せられても、当然ながら多くの住民にとっては理解しがたく、それでは声も意見も上がってくるはずがございません。

また、2点目は意見収集にあたっての募集方法、公開方法、そしてそれらの期間等を定めて、町民にしっかりとコミット、約束した上で取り組んでいく必要があると考えます。しかし、大津町の現況を見るとそれが明確にされておらず、そういった対応が案件ごとにバラバラになっていると感じております。先日の話になりますが、私も実行委員として関わりました「かたらんね、地域防災」という取り組みを住民、議員、行政の三者協働で実施し、役場からも数名にご参加いただきました。内容については、町長も伺っていることと思いますが、住民の方からは地域に根ざしたもの、あるいは天文的見知からの多数の有効な意見が寄せられて、今後の地域防災計画を策定・改善するにあたって、非常に役立つものであると感じられたと思います。また、この取り組みを通して住民の方々が大津町における地域防災のあり方の検討に直接関わることで、町の防災行政に対する参画意識もさらに高まったのではないかと感じているところです。

いずれにしましても、行政の重要な施策・計画などを策定していく中で、計画などを公表し、広く住民に意見や情報を求め、提出された声を生かしながら内容を考慮・決定し、行政の考えやその内容に至った経緯を明らかにしていくことは、政治的合意形成はもちろん、住民の町政への参画の促進にもつながることかと思えます。この住民の生の生かし方については、2点目の質問である町政への提案でも、より具体的にご提案させていただきますが、まずはこのパブリックコメント制度のあり方について、町長のご見解を伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のパブリックコメントということにより、多くの住民の方の知恵を活用し、政策立案や改善を行う段階において、より質の高い成果物が期待できるものとともに、住民に対する情報公開と説明責任を果たすことにつながるものと考えており、非常に大切な制度であると私も認識しているところであります。これまでの計画策定におきましても、議員おっしゃるように、まちづくり基本条例をつくったときや都市計画用途地域の見直しを行ったとき、現在の振興総合計画、後期基本計画を策定したとき、あるいはまちづくり交付金事業である都市再生整備計画の事後評価を行ったとき、またバスや乗合タクシーを対象にした公共交通連携計画をつくったときなどにおいて、町のホームページや広報誌を通じて、町民の方へパブリックコメントを募集してきたところです。しかしながら、町民の方からご意見は非常に少ないものが現状でございます。他の自治体における取り組み状況などがホームページに掲載されていますので調べてみますところ、パブリックコメントは実施しているものの、やはり意見の提出は少ないのが現状のようです。ただ、中には議員おっしゃるように、住民の方たちが関心のある生活環境に関することや子育てに関する事などに関しては、数多くの意見が寄せられているケースも見受けられました。

このように、住民の方に関心を持っていただき、より多くの方からのご意見をいただくために、町民の方にわかりやすい資料づくりや町のホームページや広報誌を使っての情報発信の方法についての工夫も必要であると考えております。住民の方の利便性に直接関わるように、ケースについては例えば、バス路線の廃止問題などは町が計画を立て、パブリックコメントを求めるというような方法ではなく、直接利害関係となっている地域に出向き、直接説明を行い、町民の方のご意見を伺いながらやっていくということをこれまで進めてきたところです。私としましては、パブリックコメントという手法ももちろん必要と考えていますが、やはり地域へ出掛け、地域の方の意見を直接お伺いしながら行政を進めていくのが一番大事ではないかと思っています。

このような考え方から、各行政区へ地域担当職員として職員を2、3名配置し、今年の町の仕事を各世帯へ配付し、町の各種施設についての情報提供にも努めるとともに、地域の意見を聞いてくるように職員に言っているところです。町民の方が積極的に町政運営に参画していただくということは大変大事なことでございますので、そういう意味におきましては、パブリックコメント制度も大事な制度であると認識しており、これまでも活用してきましたが、今後とも積極的に活用し、広く住民の方からのご意見を伺っていきたいと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） ただいまのご答弁をいただきまして、ちょっと言いたいことはいろいろあるんですけども、次の2点目の質問と関わる場所もございまして、そちらで併せてまた確認させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。2点目は、先ほどの内容と関連いたしますが、町政の提案制度の有効活用についてです。現在、大津町には町政への提案という制度があり、本庁舎を含め、町内複数箇所に申し込み用紙が置かれ、町民の方々は誰でも意見を投函することができます。しかし、町民の

認知度はあまり高くなく、提案数自体も少数であると伺っております。この提案・意見の制度は、熊本県政においても知事への直行便との形で実施されており、私自身も利用したことがあります。私としてはこの知事への直行便のほうが本町の町政の提案と比較して住民の声をしっかりと集め、生かすという観点から、制度的に優れていると感じているところです。理由を含めて4点上げていただきますので、県の方式も参考に改善する考えがないか、町長の考えを伺いたいと思います。なお、1点目と2点目については、今回の通告を受けて早々と対応してもらっているものもありますが、具体的にどう変えたのかということも併せて簡潔にご説明いただければと思います。

まず1点目ですが、細かい部分かもしれませんが、町政への提案という名称が大仰であり、例えば町政への声等でいいのではないのでしょうか。これは、マストではないのですが、以前、住民の方に制度を紹介させていただいた際、一言言いたいが提案とまではいかないという制度の活用を遠慮されておりました。小さなことかもしれませんが、名称一つの工夫で住民の方々の受け方、反応も変わってくるのではと思うところがございます。また、本町の提案要旨の記載文書を確認すると、回答や問い合わせをさせていただく場合がありますとございます。この点について、実質的にはすべての内容に対して回答を行っているとのことですが、提案内容の実現可否にかかわらず、その理由を添えて提案者にしっかりと回答する旨を提案要旨上の文章で約束すべきではないかと思っております。

2点目です。意見の収集方法です。これは、投函箱経由だけではなく、熊本県庁では既に実施しているように、提案要旨のファックスでの受領及びインターネットでの提案も受け付けてはどうでしょうか。ファックスもインターネットも新しい受け口をつくるのではなく、既存のインフラを活用すれば、財政的投資は不用です。具体的には、提案要旨にファックス番号を記載すること、そしてインターネットに関してはトップページのお問い合わせ受け付けフォームを活用すればよいかと思っております。

3点目は、町民からの提案とそれに対する回答の公開です。現在は、いずれも公開されておませんが、公共の問題については町のホームページ等でその内容を公開することによって、多くの町民の疑問も解消されます。また、そこからさらなる提案や改善策につながるケースもあるかと思えます。私自身も住民の方から多くのご提案やご意見を伺いますが、多数の方が同様に上がる意見も少なくなく、これらを公開することによって、そういった町政に対する潜在的な疑問の解消にもつながり、理解も深まると考えています。熊本県庁では、主な意見・提案をホームページで公開していますが、普段疑問に思っていたことについての質問・回答も多く掲載されており、私自身も県政の理解、そして参画意識のほうが非常に深まったところがございます。

4点目が提出された声の定量分析です。これは、町政の提案だけではなく、各課に寄せられる苦情等についても同様で、現在はこういった声のいつ、何回上がっているかの集計分析は行っていないとのことですが、ミクロだけではなく、マクロな統計的分析を行うことで浮き彫りになる問題もあるかと思えます。こういった分析は、町政の提案だけにとどまらず、電話や窓口での提案、苦情等についても、ぜひ行ってほしいのですが、まずは町政の提案から始めてみてはどうかと思います。意見のグループ化やエクセル等で集計する作業自体の業務賦課のほうは軽微であるかと思っております。

以上の4点、住民の声をよりしっかりと集め、それを正確に把握するための仕組みでした。これを機能させることで、今まで以上に住民の皆様の声や英知を集めることができると思います。そして、さらに次のステップですが、その集めた声を真に生かしていくために、もう一步踏み込んだ対応、仕掛けが必要であると考えております。

そこで、さらに2点、提案を兼ねてご質問させていただきます。自治体として本気で住民の声を政策に反映させていこうとするのであれば、規定基準を定めてしっかりとした制度として運用していく必要があります。例えば、パブリックコメントに関する対象や募集方法、公開時期や方法等を明確にするために、パブリックコメント条例を定めている自治体は多く、さらに本町の町政への提案のような、より広い住民からの声を対象として住民の声を生かす条例を定めている自治体もあります。

そこで、まず1点目に、住民からの声の生かし方をコミットするためにも、新たな条例あるいは既存の条例に施行規則を定めてはどうでしょうか。この点に関しては、大津町のまちづくり基本条例の第13条の2にも、町の執行機関は町民のまちづくりに関する意見・要望・苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応するように努めなければなりませんと抽象的ではあるものの明記がされており、これを具体的に規定するための施行規則を設けるのもよいかと思っています。

また2点目として、この条例や施行規則を制定する際、住民から出された提案を具体的にどのような扱いまでを定めれば、より実行力があるものになります。聞いて終わり、あるいは集めて終わりでは、制度的欠陥との指摘があってもおかしくありません。

そこで、例えば住民公募によって町民提案検討委員会などを設立し、その意見も聞きながら実施の是非を検討していくことも考えられます。また、毎年の予算編成において、住民提案枠を確保するという予算の面からの取り組みも住民の政治参画意識向上に資するものであると考えています。

こういった取り組みを住民参加型の政策提案コンテスト、あるいは市民団体への補助金という枠で行っている自治体はあるようですが、住民の声というレベルで、より参加しやすく緩やかな形で行っている自治体は、私の調べた限りでは見つからなかったもので、協働の町大津としても、他の自治体にも誇れる先駆的な取り組みになるかと思っています。

繰り返しになりますが、厳しい状況の中、住民の知恵はもちろん、まちづくりへの理解や参画もこれまで以上に必要になってきております。そうあるためには、一つには具体的な改善を実現しながら、住民が夢を持ち進んでまちづくりに参加してもらい、そういったこともできる具体的制度の確立は非常に有効であると考えております。

以上を踏まえまして、この町民の声の集め方、生かし方について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の町民の声を広く集め、生かすための工夫として、議員から町政への提案に対する改善としての4つの提案がなされましたが、大変ありがたいことであると思っております。町政への提案につきましては、町民の方の声を町政運営やまちづくりに生かそうと始めた事業でございまして、役場庁舎をはじめ、生涯学習センターなどの公共施設に提案用紙を置いているとこ

ろです。しかし、議員がご指摘のように、町民の方からいただくご意見は非常に少ないという現状でございます。

そこで、現行の取り組みを改善する考えはないかとの質問ですが、先日金田議員からご提案いただきました提案書の様式の見直しについては、他の自治体の様式を参考にしながら、早速、より町民の方にわかりやすい様式に変更したところですが、また、町のホームページからも気軽に提案できるように現在システムの変更を行っております。町政への提案という名称につきましても、堅苦しくない取り組みや安い名称への変更も検討しております。さらに、町民の方からいただいた町への提案やそれに対する町の回答につきましても、公表できるものについては公表していきたいと考えております。

4番目の提案内容の定量分析ということでございますが、提案内容については、先ほども申し上げたように大変少ないような状況でございますので、分析そのものはすぐに対応できるものではありませんが、議員おっしゃっているのは、提案箱に出された住民の方からのご意見だけではなく、窓口や電話など、その他の手段で町に対して出された苦情などについてもきちんと処理し、分析することにより、住民サービスの向上につながっていくのではないかとのご意見と思います。民間では苦情を逆手に取り、新製品の開発やサービスの向上につなげているとも聞きます。大変大事な取り組みではないかと思っております。現在、それぞれの課における苦情等については、統一的に取り扱う部署がありませんので、組織的なものにも含めて研究させていただければと思います。住民の方のご意見を伺う方法として、先ほどの答弁でも申し上げましたが、地区担当職員をして地域のご意見を伺っていくことや毎年まちづくりアンケートを実施し、町民の方のご意見を伺っているところですが、このアンケートの意見欄について私も拝見しているところですが、身近な道路整備を願っている方たちが大変多いということを実感しています。また、住民の声の取り扱いについては、まちづくり基本条例においてきちんと明記すべきではないかとのご質問ですが、まちづくり基本条例には第13条第2項において、町の執行機関は住民のまちづくりに関する意見・要望・苦情等に対して迅速かつ誠実に対応するように努めなければなりませんと基本方針を明記しているところです。まちづくり基本条例はまちづくりに関する基本的な考え方を示したものであり、おのおの具体的なものについては、別に条例や要綱等で定めるようになっております。条例との定め方の基本的な考え方は、住民の権利、利益を制限するものは、当然条例で定め、その事務处理的なものについては要綱等で定めているところです。もちろん、要綱も例規の一部ですので、私たちの職員は例規に従って事務処理を行うこととなりますが、住民の声の取り扱いについては、まちづくり基本条例で既に明記されていることから、先進事例等を参考にしながら要綱等を定める方向で検討させていただきたいと考えております。

今後とも、住民の方のご意見を積極的にお伺いする施策を進めながらまちづくりに生かしていきたいと考えております。

いろいろと素晴らしい提案をいただいております、住民の皆さんが参加できる、あるいは関心を持っていただき、そして町政に提案できるようなための委員会制度、そういうものについての窓口的というか、職員の係というか、そういうものも必要ではないかなというふうに思っております。現在のところございませんので、4月の機構改革関係等を今検討しておりますので、その中で議員おし

やるような住民の皆さんが提案できるような形の窓口をつくっていただければなというふうに思っております。もう議員おっしゃるように、やっぱり住民の皆さんがしっかりと関心を持っていただかなくては、なかなか町政に対する関心が薄うございますので、今後についてはいかに町政に対する関心が持てるような、そのような窓口の関係をしっかりとつくりながら、議員おっしゃる提案、それぞれの事項等について、今後十分検討しながら住民参加を願っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 非常に前向きなご答弁だったと思います。こちら、先ほど質疑の際も触れましたが、町民の声を聞くというのは、あくまでスタートラインになります。町民の方も、もちろん言って満足というところも少しはあるかもしれないんですけども、それが実現できるか、あるいは実現できないにしても、なぜできないかという説明ですね、そこところが非常に重要であると思っております。そういった意味で、基本的な制度をこういった先ほどのまちづくり基本条例のような抽象的な形ではなく、例えばこういった機関を設けてパブリックコメントを募集する、それをどういった方法で公開していく、あるいはもうちょっと具体的な予算的措置をどうするだとか、あるいは町民からの提案を町民が皆様で、みんなで参画意識を持ちながら考えていけると、そういった制度を今後考えていただけると、先ほどの答弁を思ったんですけども、より一層意識してやっていただければ、より活気あるまちづくり、住民の方々が押しつけではなく、主体的に参画意識を持って楽しみながらやっていけるような、そういった町になっていくのではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。先ほどまでの内容は、町民の声を生かすという取り組みでしたが、次は現場職員の知恵を活用した業務カイゼン運動の実施を提案させていただきます。ここで私の言う改善とは、もともと民間の製造業において長い年月を掛けて取り組まれてきたもので、経営層からのトップダウンではなく、現場の従業員が中心となってボトムアップで絶えず問題解決を図る制度のことであり、日本企業のみならず世界にも通用する概念となっています。よく似た言葉に、改革がありますが、組織全体の方向性ややり方を大きく変えるのが改革であるのに対して、改善は仕事の目的をより高効率、高品質で達成するために、各人の権限と能力の中での変更・選択を行い、よりよい手段、よりよい方法にしていくことであると定義できます。つまり、ここで私の言う業務カイゼン運動とは、職員による、いわゆる事業仕分けや新規事業提案等の大きな話ではなく、まずは現場で汗をかいている職員自らが直接関わる業務の進め方や職場環境を改めて見つめ直し、よりよくしていくための職場単位での実践活動と捉えていただければと思います。

さて、業務カイゼン運動は、古くから多数の民間企業で現在も継続的に実施されており、自治体による実施事例も多数あります。官民関わらず第一線の現場の職員が身の回りの仕事のやり方を見直す中でいろいろな案を出し合い、試行錯誤を重ねながら実際にやってみるということで、そういったことを繰り返す中、いつの間にか職場に日々改善の文化が根付きます。そして、自分が変えることができるという文化は、職場の活性化にもつながるものです。なお、私の以前努めていた金融機関でも、全社規模で業務カイゼン運動の取り組みを行い、大きな効果があったところですが、各課での日々の

改善を実施しながら全社発表、表彰等のお祭りの要素も取り入れて、職員の気持ちを奮い立たせながら行う現場発のやり方には、改善の手段として長年の多数の企業、自治体の実績によって有効であることがわかっております。同僚議員の一般質問の際に触れられたとおり、大津町においても業務提案用紙を用いて、現場職員が提案し、審議を経て取り組みを行うという提案制度は存在しておりますが、提案件数は非常に少ないということでした。しかし、例えば豊橋市は職員数こそ違いますが、数年にわたって当該取り組みを行っているにもかかわらず、毎月100件前後の改善提案が上げられているとのこと。また、私の所属していた金融機関においても大小様々ですが、毎月1人当たり少なくとも2、3件、多い職員からは5つ以上の提案が出されて、実践されておりました。この違いの理由として、一つは大津町の提案制度が職員にとって気軽に活用できない大仰なものとなっている、あるいは制度はあっても、それを活用する風土、雰囲気、仕掛けがない、そういったことが考えられるかと思えます。もちろん、私が接する職員の多くには意欲もあり、その中に日々改善を行っている職員もいるかと思えます。ただ、しっかりとした制度として取り組むことによって、そういった職員のモチベーションをさらに高めるとともに、その裾野を広げる効果が期待できます。また、何より個々の職員が日常的に行っている大小の改善策を役場庁内で共有できれば、多くの民間企業や自治体の実績も示すとおり、その効果はさらに大きなものになると考えております。具体的な改善の内容について簡単に説明させていただきますと、一般的な改善策としては、次のようなものがあります。議案等の原案作成のためのチェックシートを作成することでミス防止、省力化、迅速化を図る。申請書等の押印基準を見直すことで皆済を行い、手続き、処理の簡素化を図る。また、申請書様式に必ず担当課を記入することで、利用者及び職場の混乱を避ける。さらには、とても基本的なことですが、受伝時には必ず名前を名乗ることで町民へ責任をもった対応をコミットするとともに、町民との信頼関係を向上させると、最後の件に関しては私もいろんな住民の方からこの声を聞いておりますので、そういった声が、例えば住民ではなく役場の庁内から上がってきてもおかしくはない話だと思っております。そういった改善案も考えられますが、より業務に根ざしたものとしては、学校現場のエアコンの導入費用を下げするために、PFI方式の導入を検討する。自治体という規制の枠にとらわれず、民間企業も視察・研究の対象とすることで、より効率的な町政運営方法を考える。指定管理施設の電気代抑制に向けて漠然と節電のお願いをするだけでなく、具体的な実施依頼項目を提示した上で依頼する。なお、これらは先日の文教厚生常任委員会による審議の中で委員より出た意見ですが、実現の有無は別としても、こういった改善案が現場内からどんどん出てきても何ら不思議のないものかと思えます。また、私のものも含めてになるのですが、今回の一般質問の通告書を見ても、現場が主体的に課題認識し、既に取り組みされているもいいようなものが多数見受けられると思っております。

こういった改善案は、並べ立てると当然と思えるようなことなのですが、一般的には多くの現場には必要性は感じていても一時的な賦課がかかる、失敗できない、やっても評価が変わらないといった意識や風土も根強く、職員一人一人の自主的な取り組みのみに任せたのでは、動きは極めて限定的です。それは、自治体に限らず民間企業でも見られる課題であり、だからこそ、この改善手法が多くの組織で採用されているとも言えます。社会環境がめまぐるしく変化する現代において、職員一人一人

が地方自治体に求められる役割を認識し対応していくことは、ますます重要となっております。しかしながら、職員がそれを認識していても変化への行動を起こせないのであれば、自治体運営の基となる資源が限られる中では、今後住民が満足する行政サービスを提供することがますます困難になっていくことは避けられないことかと思えます。役場の方と話をすると余力がないとの言葉が返ってくることも少なくありませんが、この改善取り組みを行うことにより、もちろん変革による一時的な業務賦課はあるかもしれませんが、長い目で、中長期的に見れば、品質・効率の両面からそれを大きく上回る効果が期待でき、新たなことに取り組む余力も生まれるかと思えます。何より日々様々な業務改善方法を考えながらも、それを発信・実現できない職員の能力、モチベーションを生かすことにつながり、職場の活性化にもつながることと思えます。また、先に述べたように、住民と行政の協働に向けて、まずは住民に対して職員が積極的な改善を示していくという意味でも、非常に重要かと思っています。

以上を踏まえまして、このカイゼン運動に取り組むつもりはないか、町長の考えを伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の事務改善関係につきましての職員の意識改革というか、それに対する幹部の指導的な課題事項も多々あるかと思えますけれども、今小さな課内の事務、それぞれの一つの係についてそれぞれ1人で係を持って仕事をやっておるということで、全体的に改善をしていく課の問題もありますけれども、しいては全体的役場の庁舎全体の問題もあります。そういう意味で、一番大事なのは、やっぱり住民サービスのさらなる努力というのが一番必要ではないかなというふうに幹部の職員にはそのような形の中で改善をしていくようお願いをしているところでもあります。もちろん、その辺をできる職員と、ただ目の前の仕事を引き継いでやっておる職員も多々あるかと思えますけれども、その辺は前の質問にありましたように、人事評価関連の人材育成の中でしっかりと指導をしていただくような形を取らせていただいております。事務改善というのは、もう昔からずっと言われてきておりますけれども、なかなか全体的な事務改善というのは厳しいようでございますけれども、我が課の中の小さな改善については、しっかりとそれぞれの職員が取り組んでおるものというふうに思っております。そういう中での改善関連等については、事務改善のほうに上がってきておりませんけれども、そういう課の課長の指導の中でしっかりとなされておるものというふうに思っております。もちろん、先ほど申しましたように、住民のサービス、これが一番でございますので、その辺の仕事の内容はともかくとして、サービス改善についてしっかりと取り組んでいただけるようお願いをしておるといような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。先ほど、まず序盤のほうで住民サービス向上のさらなる努力という話でしたが、ここは私が2つ品質と生産性の2点の観点でお話しさせていただいたんですけれども、その1点のみ、品質の部分だと思っております。じゃ実際その住民サービスをどうやって向上させていくのかというのは、それそのものの工夫もあるとは思いますが、やはり新しいことを始めようとするのであれば、どこかでバッファを持ってきて、余力をつくっていくし

かないと思っております。そうあるためには、もちろんその住民サービスそのものを考えていくことも必要なんですけれども、もう一つ、生産性を上げるために、先ほど述べた事業効率化の取り組みを各職員が出し合うことによって向上させていく必要があるかと思っております。先ほど現場レベルでいろいろな職員が日々改善をしていると思いますというご回答があったと思うんですけれども、先ほど述べたとおり、なぜこれが民間企業のいろいろなところでされているかということを考えてほしいですね。一つには、先ほど言ったように、やっぱり日々の余力がないという思いだとか、あるいは自分がやたら損になる、そういった思いもあるかと思えます。それを払拭するためにこういった改善ということである意味競争のところ、お祭りの、そういった意識を含めていくことによって、それぞれが改善を主体的に出す、そういった雰囲気をつくっていくという効果がございます。もう一つの効果なんですけれども、日々職員が改善していると思いますというのは、やはり個々の職員だけの話だと思うんですね。小さい話かもしれませんが、パソコンを使う際でもエクセル等でショートカットキーを使うだとか、あるいは付箋を活用して前日の業務の残りをすぐ翌日にわかるようにパソコンに貼っておくだとか、そういう本当に小さい工夫をしている職員さんもいらっしゃると思います。ただそういったものを共有できれば、波及効果というものが非常に大きくなると思っております。そういった観点から、今回このようなご提案をさせていただいているところでございますが、その点に関して町長のご意見を伺いたいと思えます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 役場につきまして、非常に業務が多種多様でございますので、住民課における窓口の住民サービス、あるいは福祉関係のサービス、あるいは事業関係のサービスというか対応について、それぞれ業務の内容とともにどうやっていくかというようなサービス関係についても、しっかりと取り組んでいかなきゃならないというか、そのためにはやっぱり住民の皆さんとのコミュニケーションがしっかりと取れた中での話し合いというか、そういう意見交換をしっかりとやっていかなくちゃならない大切なものがあるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、大きな事務改善でなく、先ほど言われた小さなそういう中での改善関連等については、庁内のLAN関係等についてこういうような形になるとか、こういうような形になりましたというようなことで課内のシステムを流すというような方法も今取っておるようでございますので、住民に対するやり方、いろんな形については、それぞれの課からの各関係課及び職員全体にそのような改善の方法も流されておるというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 再度質問させていただきます。

先ほどご答弁の中に、役場では各いろんな課があって、それぞれの業務が違うという話がありました。ただですね、こちらの改善取り組みというものは、最初はトヨタ式というのが有名だと思うんですけれども、銀行だとか、私がいた保険会社等でも様々なところが取り組んでおります。ちょっと考えればわかると思うんですけれども、保険会社といっても保険を売るだけではなく、海外事業部もあり、株式業務もあり、不動産業務もあり、顧客に対してのサービス部門だとか、書類をつくる

だとか、本当に多様な業務に及んでおります。そういった中でも、この取り組みは非常に取り入れられているということはわかってほしいと思います。例えば先ほどお話したチェックシートの件だとか、書類の押印基準だとか、あるいは電話で名を名乗るという基本的なことは業務にあまり影響される話ではないと思うんですね。なので、そこはあまりやらない理由にならないのではないかと考えております。

何度もお話しますが、余力がないという言葉、よく発せられます、職員の方から。そして、何かやりたいことがあってもなかなか上の顔色とかもあつてできないという話も正直なところ伺っております。そういった中で、やはりそういったことを実現していく、効率化する、活気づける、そういった仕掛け・仕組みというのは、必ず必要だと考えております。そういった意味で、こういった改善の取り組みをしっかりと取り組むことによって、業務効率化、品質向上を両面で進めていくことができると考えております。そういった面も踏まえて、この業務改善による業務効率化、品質向上を役場として取り組む考えはないのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） これからの業務関連も多種多様というような形で、それに合った、時代に合った、あるいはこれからの状況に合った事務関係をやっていかなくちゃならない責任があると思いますので、今後については十分事務改善関連等を併せまして、幹部会議におけます上司としての下からの意見もしっかり採り入れてやっていけるような事務改善関連等についてもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 答弁内容には、正直なところあまり納得していないんですけども、質問制限の回数がございますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 諸 般 の 報 告

- 平成25年度大津町教育委員会点検・評価報告書

# 平成25年第6回大津町議会定例会会議録

平成25年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成25年12月13日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      6番 山本 重光 7番 本田 省生      8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫      11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦      14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲      企画部企画課長 杉水 辰則 副町長 徳永 保則      兼ねて会計課長 徳永 太 総務部長 岩尾 昭徳      総務課行政係長 白石 浩範 企画部長 木村 誠      企画課財政係長 羽熊 幸治 福祉部長 中尾 精一      兼ねて行革推進係長 土木部長 中山 誠也      併任工業用水道課長 教育長 那須 雪子 経済部長 大塚 義郎      教育部長 松永 高春 子育て支援課 松永 高春      農業委員会事務局長 松岡 秀雄 総務部総務課長 田中 令児

## 平成25年第6回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成25年 10月29日 陳 情 第 2 号	公契約条例の制定を求める陳情書	継 続 審 議	総 務 常 任 委 員 会
平成25年 11月21日 陳 情 第 3 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改 善・大幅増員を求める陳情書	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第5号	「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について
発議第6号	「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書」の提出について

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 決議

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 決議

日程第 5 発議第 5 号 「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 発議第 6 号 「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 58 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 6 7 号関連、議案第 6 8 号、議案第 7 1 号、議案第 7 2 号、議案第 7 3 号関連、議案第 7 4 号の 6 件であります。当委員会は、審議に先立って 1 2 月 1 0 日に関係する 4 カ所の現地調査を行い、引き続き委員会 C 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第 6 7 号関連、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、対象となる前例はありますかとの問いに対し、執行部より、滞納処理については年間数

件ありますが、現在までに延滞金を徴収した事例はありませんとありました。

採決の結果、議案第67号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例の一部を改正する条例についてであります。金融機関の名称変更に伴うものでありまして、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第68号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、合志市市道の路線廃止に伴う承諾について及び議案第72号、合志市市道の路線認定に伴う承諾についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第71号及び議案第72号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

経済部農政課関係につきましては、委員より、有害鳥獣被害対策補助金について質疑がありました。委員より、内牧や平川などにシカが出ている。シカは大型動物であり、捕獲時は人的被害の可能性もある。シカに対しても補助金を出していただきたいとあり、執行部より、捕獲対象動物にはシカも入っており、数年前は捕獲実績もあります。捕獲隊の会議でも、シカの捕獲についてはお願いしているところであります。森林組合からもシカについては補助の上乗せがありますが、本年度の有害鳥獣の捕獲期間にシカの捕獲実績はありませんでした。

また、委員より、カラスの被害について質疑がありました。執行部より、捕獲許可については地域が指定されておりまして、楽善や日吉ヶ丘などの住宅地では銃による捕獲はできません。許可地域は、主に山間部となっております。カラスによるごみの被害については環境保全課に連絡いたします。カラスは、非常に頭がよく、捕獲隊の軽トラックなども記憶し、その軽トラックが近づいただけでも逃げってしまう状況から、今回の捕獲実績となっておりますとありました。

また、委員より、青年就農給付金については、4名の新規就農ということだが、どのような就農形態を取っているのかに対し、執行部より、4人とも独立自営就農で、4人のうち2人は有機野菜農家です。また、4人のうち2人は西原村在住ですが、経営農地の大半が大津町の農地となっております。国の制度が属地主義であることから、申請は大津町で行うこととなります。大津への居住移転を希望されておられる方につきましては、町も一緒に空き農家住宅を差がしましたが、条件が合う物件がありませんでしたとありました。

また、委員より、債務負担行為について積算して5年間で1億6千88万2千円と算出しているが、町有林施設に年間3千200万円程度の税金を使うこととなり、その費用対効果はどうかとの問いに、執行部より、長い期間木材価格は低迷しており、木材価格としては厳しい状況下にあります。山林の持つ多面性機能という意味では、昨年の災害時においても山林の手入れが行われていない箇所が多く被災していると聞いております。町有林は、被害を未然に防ぐという観点からも適切な管理を行っていきたいと考えておりますとありました。

また、委員より、個人所有の山林はこれほど費用を掛けないと考えるが、山には災害防止やCO2

削減など多面的機能があるので、個人所有山林で管理が十分にできてない箇所があれば、個人所有山林も含めて対応すべきで、効果を出すための対策的なものを考えてほしいとあり、執行部より、現状では民有林につきましては水と緑の税を活用して長い間管理ができてないところにつきましては、無料で手入れができる事業があります。その事業を森林組合で取り組んでおりますし、条件はありますが搬出経費に関しましても補助を支出して対応しておりますとありました。意見として、保全のあり方も今後検討してくださいとありました。

また、委員より、迫井手地区圃場整備について、地元の負担金関係もあると思うが、企業誘致、非農用の売買は進んでいるのかという問いに対し、執行部より、現在、非農用地の売買においては、県外の農業生産法人の会社とやりとりを行っております。この会社は、雇用で正社員20人のうち10名、パート15人、忙しいときに150人のパートを大津町内から雇用したいということで地域貢献を考えられておられるようですとありました。

委員より、災害復旧費の重機借上料が6月、9月、12月と増額補正しているが、当初にはわからなかったか、また現地のチェックは適正にされておられるかとの問いに対し、執行部より、復旧工事を進める中で地元立ち会いをして判明するケースが多くあり、その都度補正しております。チェックについては、町担当者と業者で現地確認し、状況写真を提出させ、適正に対応しておりますとありました。

経済部商業観光課関係では、質疑はありませんでした。

また土木部道路整備課についても質疑はありませんでした。

次に、土木部都市計画課関係におきましては、委員より、時間外手当の説明の中で、どこの課から依頼を受けておりますかとの質疑に対し、執行部より、学校給食センター、学校教育課、生涯学習課等であり、特に教育委員会からは学校、幼稚園の工事委託で全体の7割を占めていますとありました。意見といたしまして、職員の体力、仕事内容、健康管理も含めて整理をお願いしますとありました。

土木部下水道課関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、債務負担行為で包括的民間委託ということですが、競争の原理は働きますか。また、限度額の根拠の妥当性を言えますかとの問いに対し、執行部より、前回、前々回も公募型としたが、結果的に入札は1社となりました。汚水流入量、前回は9千立方メートルで今回は1万立方メートルとして、歩掛により算定しております。見積もりによる場合も適切に処理し、算定根拠としておりますとありました。

委員より、委託の内容、範囲については妥当ですか。また、今後の展望をもって取り組まれておりますかとの問いに対し、執行部より、すべての浄化センターの維持管理に係る業務を包括的民間委託として実施するものであります。水洗化率が上がれば流入水量も増加するため、汚泥量も増加してい

ます。その他、経費特に電気料は値上げもありますし、消費税もアップしますので、上昇いたします。農集汚泥の受入等の実施にも本年度の汚泥濃縮設備ができれば、農集汚泥3処理場の分も浄化センターで処理することとなり、広域負担金などの事業費の削減が図られるものと思っておりますとありました。

採決の結果、議案第74号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。定例会に先立ちまして経済建設委員会は、我が委員会に関係する団体と懇談会を行いました。その中で、その懇談会の内容でいろいろな問題点が出されて、それについて執行部に対して宿題を出しておりました。そこでいろいろ対応策を聞いたわけではありますが、その中でも本年度設立されました肥後大津観光協会について内容をここで説明しておきたいと思えます。

できて1年、人件費等の要望が主でありました。現在は、事務局長1名と町の委託事業で事務員が1名、計2名であります。初年度は、人件費が主なもので、独自の事業ができていないということですので。緊急雇用が平成25年度で終了し、平成26年度は補助金で対応しないといけないと思われる。交流会館とビジターセンターで7名の緊急雇用を雇って管理しております。管理を全部委託できないか、観光協会と検討している。2年目となりますので、収益事業となるような事業の展開が必要であり、26年度予算の計上について現在検討中でありまして執行部からありました。また、委員からの質疑におきましては、1年目と言っているが、準備期間を入れると2年以上となるので、1年目から事業の展開ができてよかったのではないかと。せっかくつくったのだから成功してもらいたい。交流会館で収益事業はできないのではないかとということに対して、執行部より、維持管理程度の収益は大丈夫だと思いますということで、また別の委員から、行政がするのはだめかもしれないが、観光協会がやるのはいいのではないかと。また、研修で行った大垣市は、町の事業の委託を受けて事業をやって、文化の振興や観光の振興を行っていた。職員を派遣してまで事業を行っていた。行政と一緒に活性化するなどの位置づけが必要ではないか。予算が大きくなるだけではない。方針を出して行く、緊急雇用の分がなくなるので審議員が必要。何らかの手立てが必要となってくるのではないかと意見がありました。

また、別の意見として、企業は人なり、観光協会の事務局がどれだけ働くのか、町は付かず離れずに自己責任でやってもらいたいということで、肥後大津観光協会につきましては株式会社という特性上、厳しい意見が出たものだと思います。

そして、また土木部道路整備課、建設業界の方々のご意見をいろいろ聞きましたけれども、その中で意見の中の答弁といたしまして、執行部としては、まず震災に強いまちづくりとして、大災害の抑制について、これを防止するためにオール電化の補助制度の創設はどうですかというものでありましたが、環境保全課とも協議しましたが、大地震の際は停電になることがあり、熱源がなくなるということもあります。ですから、ガス等の供用も必要ではないかと思われましてという答弁であります。

次に、防火水槽や防火水利の増設での要望もありましたが、年に2、3基防火水槽設置工事を行っております。近年では、40トン規模のものもつくっておりますと説明がありました。

また、白川の災害復旧工事における砂、砂利、石の町工事による再利用をさせてほしいという願いが出ましたが、川の石の特性もありまして、例えば大きさが揃ってないことがあります。道路工事に向くかと考えますと難しい部分があります。さらに、コスト面も考慮し、使えるものは使いたいと思いますと説明がありました。

そして、また公共工事の前払い金の割合についてであります、現在契約額の20%を支払っておりますが、他の自治体は40%なので、同様にしてほしいと要望が出ました。これは総務課の所管ですので伝えましたところ、前向きに検討すると答えがあったということです。

最後に、大地震や大水害などで建設業が地域のために不可欠なものであるが、業者数が減少傾向にあり、その歯止めとなる政策をとるという要望が出ておりましたが、町としても災害対策などに貢献していただいておりますが、町の事業としても、建設、土木、圃場整備、下水道など、町の振興計画により進めてまいりますが、具体的にその減少の歯止めになるというものは難しいと考えられますと執行部より説明がありました。

委員より、建設業が減少をしていると言われますが、人口が増えないと何も取り組みができません。結局はまちづくりであり、人口増政策です。歴史、文化、教育と大津町はいいほうであり、減少の歯止め対策は難しいでしょうと。そして、また前払い金の40%は法的に大丈夫なのですかと問いがあり、執行部より、町の契約約款では40%以内となっており、40%でも20%でも違法ではありません。業者側にしては大きいほうがいいでしょうと答弁がありました。

そして、また委員より、昔は川の砂利屋があったが、川の石をそのままは使えないでしょうから、使えるものであればそのような商売もできるのではないですかという意見。また、建設業組合から具体的な案を示されないといふところ何に使えるかがわからないでしょうという質疑に対して、執行部より、取り組みが必要であれば研究、また検討を行いたいと思いますとありました。

また委員より、防火水槽も緊急時に使うものであり、私有地に設置しても構わないのではないですかとの問いに対して、現在、既に私有地に設置してあるものもあるというふうに執行部より答弁がありました。

以上で、経済建設常任委員会に付託された案件及びご報告を終わりたいと思います。議員各位におかれましては、我が委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査経過並びに結果をご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、議案第67号関連、議案第69号、議案第70号、議案第73号関連、議案第75号、議案第76号、陳情第3号の7件であります。当委員会は、審議に先立って12月10日に関係する1カ所の現地調査を行った後、役場4回大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について主なものを要約してご報告させていただきます。

議案第67号関連、地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定について、福祉部保健医療課関係では、委員より、延滞金とセットで扱うべき過誤納金の返還金はどのような取り扱いになるのか。返還金は延滞金に反映されていないことで大丈夫なのかという質疑がありました。執行部より、介護保険と後期高齢の延滞金は、あくまでも町の税条例の改正の例に従っていきますので、そのことと同じ取り扱いをすることになりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第67号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について。それから、議案第70号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について。この2つの議案につきましては関連性があるために、一括して質疑を行いました。

委員より、両議案の審査結果において、同じ学童保育施設等申請者に対する審査の総得点が議案第69号では531点、議案第70号では503点と約30点近くの差があるのはどうしてか。もっと詳しく経緯なり内容等を説明してほしいといった具体的な選定委員会での審査に対する質疑が集中したため、審査についての所管課である総務課に委員会の出席を要請して審議を行いました。執行部より、総得点に差があるのは、最初に議案第69号に関する指定管理者の応募に対して1法人のみの審査があり、その後、次に議案第70号に関する指定管理者の応募に対しまして、2法人の審査が行われました。選定審査を施設ごとにプレゼンテーションを分けて採点された関係ではないかと思われま

す。

委員より、30点近くの差の主な要因は何だかという質問に対しまして、執行部より、2つの評価点を比較しますと、審査選定項目において一番大きな差があったのは5つの項目のうち3つ目の項目、事業計画書の内容が管理に関わる経費の縮減が図られているものであるか、4つ目の項目、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかとの項目の部分で差があり、これが主な要因と思われま

すという答弁がありました。

委員より、美咲野小学校校区学童保育施設に手を挙げた社会福祉法人白川園は、なぜほかの学童保育施設にも手を挙げなかったのかという質問に対しまして、執行部より、現在学童保育施設を運営している施設を引き続きやっていきたいと思われたのではないかと推察しますという答弁がありました。

委員より、美咲野小学校に2つある建物を1つの指定管理にするメリットは何かという問いに対しまして、執行部より、同じ小学校の児童が利用する学校敷地内の施設にあっては、一つの法人が運営するほうが一様のサービス、合理的な保育運営と費用削減ができると判断したものであります。

委員より、利用者の立場からすると、運営者の変更には不安が伴うと思うが、保護者に対しての説明と納得がなされているのかという問いに対しまして、執行部より、昨年度美咲野小学校の2つのクラブの学童入所説明会では、平成26年度から指定管理を予定しております。運営者を一本化すると説明しております。しかし、既存の保護者には説明していませんでしたので、議会終了後の来週中には町が保護者に対して説明会を行う予定ですという答弁がありました。

採決の結果、議案第69号及び70号の両議案につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）について。福祉部健康福祉課関係では、委員より、子育て健診センターの電話代ですが4カ月分とはどういう意味ですかという問いに対しまして、執行部より、当初予算分は使っているの、12月から3月までの4カ月分です。委員より、子育て健診センターの光熱費について、補正額が高額ではないのか。また、団体からの使用料を雑入としていると思うが、減らすための努力はしているのかという問いに対しまして、執行部より、光熱水費の増加は健診の増加による冷暖房費の増加によるものです。雑入は、事業委託先のクラブおおづのコピー機やファックスの使用料です。電気代については、子育て健診センター全体で節電をお願いしておりますという答弁がありました。

委員より、節電のガイドラインを導入してほしいという意見もありました。

委員より、障がい福祉サービス費が増加しているが、減らす努力はしているのかという問いに対しまして、執行部より、増加の一つは、昨年度後半から認定区分が上がっている人が多いことで、これにより約2千500万円の増加です。また、不景気による就労困難な精神疾患のある中高年や発達障害等による就労困難な若者、支援学校卒業者などの訓練等給付の支給決定者が増えております。これにより約5千500万円増加しております。新規のサービス利用者も増えており、抑制は難しいと考えられます。サービス支給については、常に適正なサービスを心掛けております。サービス利用者には、計画相談支援を入れ3カ月間モニタリングを行うなどして適正化に努めておりますという答弁がありました。

委員より、健康増進費で保健師、栄養士の賃金が計上しているが、業務で検診結果説明はともかく、健診データ入力に雇用してまでするののかという問いに対しまして、執行部より、検診結果説明会を開き個別指導した際に担当者が随時データ入力をしております。本年度は個人通知をしたため健診受診者が増加しております。説明会の回数も増えておりますので必要ですという答弁がありました。

それから、委員から、民生児童補助金のPRの事業について5万円でできるのか。また、どんなことをするのかという問いに対しまして、執行部より、民生員の認知度が低いため、パンフレット等を作成しPR活動を行いますという答弁がありました。

次に、福祉部保健医療課関係では、委員より、マイクロバスの売却の価格は高いと思うか。どのような方法で売却をしたのかという問いに対しまして、執行部より、競争入札を実施し、売却しております。予定価格を決めるために事前に4社見積もりを取りました。平均の金額を予定価格として公表しております。その4社の見積りの中には、実際の入札時の落札額より高い金額の見積りもありました。

委員より、どうして見積りの段階で高い方にしないのかという問いに対しまして、執行部より、事前の4社の見積りはあくまでも予定価格を決めるための参考としたものであります。実際の入札のときの落札額はどうしても異なるものであります。

委員より、入札のときは高く見積もりを出された会社もそれに入っていたのかという問いに対しま

して、執行部より、はい、入っています。しかし、その会社が入札した額というのは低い金額でございました。後で聞いたところ、見積もりを提出したときは必要であったが、入札のときは必要でなくなったとのことございました。

次に、子育て支援課関係では、委員より、子ども子育て支援システム導入委託料の内容を説明してほしい。執行部より、子ども子育て支援新制度に対応するために、全市町村が取り組む電算システム導入の費用です。主な機能として、1、支給認定、確認関係、2、請求審査、支払い関係など新しく構築する必要があります。住民基本台帳や税情報と連動して保育料の算定や各種通知書の発行及び国システムとの連携機能などを予定しております。

委員より、第1回大津町子ども・子育て会議が開催されたが、公開が原則ではなかったのか。次回から公開すべきであるという問いに対しまして、執行部より、会議開催にあたり公開を行っておりませんでした。次回からは公開による会議の開催を実施します。また、ホームページにおいて議事録の掲載をしていきますという答弁がありました。

委員より、家庭的保育改修等補助金が予定されているが、今後の家庭的保育事業への支援はどう考えているのかという問いに対しまして、執行部より、本年度は1カ所の家庭的保育改修等補助金を予定しております。今後は、子ども子育て支援会議により、家庭的保育事業についての支援や場所などについても審議されるものと思いますという答弁がありました。

委員より、家庭的保育室については、横浜市など事故が起きている。町の要綱に沿って保育者の条件を必ず満たしていることが必要ではないかという問いに対しまして、執行部より、町の家庭的保育事業実施要綱に基づき、家庭的保育者は保育の資格を有し、家庭的保育事業ガイドラインに沿って町のフォローアップ研修などもやっております。そのほか、2カ月に1回連絡協議会を開催し、いろんな情報交換と保育室や保育士の資質の向上を図っておりますという答弁がありました。

委員より、大津南小学校校区学童保育施設備品について、空き教室はどこまで占有使用し、活用するのかという問いに対しまして、執行部より、空き教室を一教室考えております。学校と共有となる部分については、これから検討します。

委員より、放課後児童クラブガイドラインには、必要な設備や備品が示されている。今回は早期解消を目指しての備品購入だと思うが、将来的には台所や障がいのある児童を受け入れる際にシャワー室などの設備が必要となるのではないかという問いに対しまして、執行部より、今回は空き教室を利用しての必要最低限の備品を計上しております。シャワー室等の設備については、今後様子を見て考えていきたいと思っておりますという答弁がありました。

委員より、昨年度の返還金内訳事業の中の一時預かり事業については、各保育所が預かる余裕がないのであれば、地域密着型一時預かり事業も考えなければならないのではないですかという質問に対しまして、執行部より、各保育所では定員以上の入所児童を保育している関係もあり、一時預かりを希望しても預かれない状況もあるのではないかと思っております。今後の課題であると考えていますという答弁がありました。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、空調設備設計委託費について、京都市ではPFI方

式で導入している学校がある。設置方法について検討したのかという問いに対しまして、執行部より、有利な補助事業で設置を検討しております。P F I 方式は検討していません。

委員より、空調機設置と併せて太陽光発電や地中熱の利用などエネルギー関連で多様なものがあるが、その検討はしているのかという問いに対しまして、執行部より、太陽光発電については、以前はエネルギー関連で補助事業がありましたが、今はなくなってしまいました。太陽光発電の導入については、屋根の補強も必要であり、設置場所もグラウンドなど検討しますが、今回は空調機設置のみを行いました。

委員より、電子黒板について65型と説明があったが、その他の市はどうなっているのか。また、パソコンは含まれているのか。それに対しまして、執行部より、ディスプレイと移動式のスタンドでパソコンは含まれていませんという答えでした。

委員より、電源立地地域対策交付金について、以前は町村合併時の旧錦野村の財源として慣例的に対象地区に限られていたと聞いていたが、今回は大津町全体を対象としている。今後どうなるのかという問いに対しまして、執行部より、今回は地元との同意で町内すべての小中学校に使わせてもらっておりますという答弁がありました。

委員より、空調機設置については、今はインターネット等を利用して全国を調査することができる。民間企業を含めて設置事例を検討して進めてほしいとの意見もありました。

また、委員より、大津中学校の水中ポンプ入れ替えは、落雷被害であれば保険の対象にはなりませんかという問いに対しまして、執行部より、市町村共済組合に事故報告は提出しておりますが、別の棟の別棟の建物で、加入状況に不明と連絡がなっています。工事完了後に請求を行う予定ですが、協議が必要でありますという結果がありました。

委員より、その結果についてはまた報告をお願いしたいという意見もありました。

次に、教育部学校教育課大津幼稚園関係では、大津幼稚園の空調機設置設計委託料の設計額はどのようにして算出したのかという問いに対しまして、執行部より、電気工事のキュービクル工事を含んだ概算全体工事の4%を計上しておりますという答弁がありました。

次に、学校教育課給食センター、それから生涯学習課、それから公民館関係では、特に質疑はありませんでした。採決の結果、議案第73号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算についてであります。

委員より、介護保険の金額が膨らんできている中で、前回の質問から認定やサービスの適正化はどのように進んで成果が上がったのか。あるいは、そこまで至っていないものの具体的なスケジュールが進んでいるものがあれば教えてほしいという質問がありまして、執行部より、今年度も引き続き熊本県介護給付適正化プログラムに基づき取り組んでおりますが、今の人員の中でさらに取り組むことはなかなか難しい部分があり、新たな取り組みはできておりませんが、専門業者への委託で成果が上がっていますので、来年度に向けて医療情報の付け合わせやケアプランの点検、介護施設業者へのフィードバックなど、質や量を増やしていきながら、さらに職員のスキルアップを図り計画的に進めて

いきたいと思います。平成26年度には新たな事業展開を現状以上にさせていただきたいと思いますという答弁がありました。

委員より、パソコン入れ替え、XPからセブンに伴う包括支援センターシステム入れ替えによる補正のシステムの入れ替えはどういうことか。それはサーバーでなく、クライアントのことかという質問に対しまして、執行部より、はい、そうです。包括支援センターは計算センターの包括支援システムを導入しております。パソコンの入れ替え、XPからセブンへに伴う包括支援センターシステム入れ替えと年1回チェックリストを送送するためのOCR読み込みのシステム入れ替えを委託しておりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第75号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、鍼灸券補助の増額の理由について説明してください。執行部より、鍼灸券補助の増加については、本年度新たに2件の施術所の開設があったことが主な原因と考えられます。

委員より、鍼灸そのものは効果があると考えられますか。執行部より、医療費と相関関係を明確に説明することは難しいのですが、しかし例えば腰痛で病院に行かれる方が鍼灸を利用されることで医療費の抑制の一定の効果があるのではないかと考えられます。

委員より、以前も尋ねたが、マッサージへの拡大の件はどうなっているのかという問いに対しまして、執行部より、近隣の市町村では実際にマッサージ利用を認めているところでの調査を行っておりますが、利用実績で現状で予算規模の約10倍の利用が見込まれるものと思われまます。国保特別会計、後期高齢特別会計共に医療費の増加で大変厳しい財政状況にありまして、現状のまま新たな財政支出を伴う保健事業を展開することは極めて難しいものと考えております。また、前回の当委員会ですし申し上げました利用者アンケートの実施についても、かえって誤解を招く恐れがあるので慎重な対応が必要と考えておりますという答弁がありました。

採決の結果、議案第76号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第3号、安全安心の医療介護の実現と夜間改善大幅増員を求める陳情書についてであります。

委員より、同様の陳情書はほかの市町村でも出ているのかという質疑がありまして、執行部より、近隣の市町村を調べましたところ、合志市にも同様の陳情が出ているようです。菊陽町については内容が一部変更になっていて、介護職員の処遇改善を求める陳情になっている模様であります。菊池市のほうでは出されていないのではないかと回答ございました。

委員より、全部の病院がそういった問題を抱えているかというところとそうでもないかもしれない。実態がつかめていない。労働環境を改善するという目的はわかるのだが、自己負担軽減を求める部分については、財源をどうするかという問題もきちんと検討していく必要がある等の意見がいくつも出された末に、委員より、現状では賛否を説明できるものはないといった意見等がありまして、採決の結果、陳情第3号は全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第67号関連、議案第73号関連、陳情第2号の3件であります。

当委員会は、審議に先立ちまして12月10日、若草学園跡地の建築廃材の現地調査を行い、その後、役場4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第67号関連、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

総務部総務課の説明ののち、税外収入とは住宅使用料のほかにもどのようなものがあるのか。また、延滞金の金額は実際にどのように変わるのかとの質疑に対し、執行部より、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等があります。延滞金の例では、住宅家賃1万7千円の場合、指定納期限1カ月以内では、改正の前後とも延滞金は発生しませんが、指定期限1カ月を超え40日の納付の場合は、改正前の延滞金は200円、改正後の延滞金は100円に軽減されることとなります。

その後、討論はありませんでした。採決の結果、議案第67号関連は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号関連、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）について。

総務部総務課消防費の中で、委員より、災害無線用蓄電池は何に使う蓄電池ですか。また、何個買うのですか。そして、その理由はどの質疑に対し、執行部より、役場総務課にある移動系無線の親機のもので、液漏れなどのために更新をする、1個購入予定でありますとの答弁でありました。

委員より、防火水槽工事費の増額理由についての質疑があり、執行部より、当初予算見込みより資材単価の高騰が見込まれるための増額であり、これから入札に掛ける予定でありますとの答弁でした。

委員より、水防費、災害対策費の時間外手当についての増額について、当初予算で計上するべきではないですかとの質疑に対し、執行部より、いつ災害が起こるのかわかりませんので、今回は実績で補正をしております。次年度は当初予算できちんと計上するようにしますとの答弁でした。

委員より、大雨のときなどに職員の待機態勢はきちんとできていますかとの質疑に対し、執行部より、災害出動態勢について1班12名で警戒班をつくっています。警報発令時には防災担当課と担当班は通常勤務終了後や休日でも自主的に集合して待機するように体制を取っていますとの答弁でした。

総務部総務課総務費の中の財産管理費につきまして、工事請負費40万円の背景についての説明がありました。地元町民の方が旧若草児童学園跡地の近くでマンションを建設する計画がなされ、その工事を請負った大分市の大手建設業者から旧若草児童学園跡地を建設資材置き場として賃貸したいとの申し出があり、平成24年7月23日から9月21日までの貸付申請がなされ、町は土地賃貸借契約を結んでおりましたが、この建設途中で大分市の建設業者は破産をしました。その後、別の業者に

よって現存する建設資材を利用した工事の再開に向けた取り組みがなされましたが、型枠パネルが特殊工法のため、工事続行は不可能となったということで、今年の9月に工事再開を断念されました。

委員より、建設資材撤去費の40万円の算出根拠は何か。また、発注方法はどうかとの質疑に対し、執行部より、数社から見積書の提出を求め、最低価格の金額であります。この最低価格の業者と随意契約を考えています。

委員より、賃借料はいくらでしたか。また、40万円の改修見込みはありますか。そして、撤去時期はどうかとの質疑に対し、執行部より、期間は7月23日から9月21日まで、賃借料は18万6千円の入金があります。40万円の回収見込みについて、町の顧問弁護士を通じて破産管財人に対して請求手続きを行っております。工事は議会終了後の早い時期、今年末か1月初めを考えていますとの答弁でした。

委員より、防犯対策費での街灯、防犯灯の修繕要望は区長から伝えられるのかとの質疑に対し、執行部より、区長さんからもありますが、住民の方からの報告のほうが多く、その都度対処していますとの答弁でした。

総務部税務課では、質疑ありませんでした。総務部住民課所管の住宅総務費で、委員より、現在の住宅家賃滞納件数と徴収はどうなっていますかとの質疑に、執行部より、10月末での滞納件数は54件、平成25年度と24年度の徴収率を比較すると、現年度分は前年度比で0.9%の増収となり、過年度分で前年度比5.13%の増収となっていますとの答弁でした。

委員より、滞納世帯に対し戸別訪問は何件くらいやっているか。また、訪問の体制はどうしているかとの質疑に対し、執行部より、平成25年度の4月から10月までの月平均で約20件です。訪問は、職員2人1組で行っておりますとの答弁でした。

次に、企画部企画課の債務負担行為補正につきまして、委員より、総合行政ネットワークシステム、通称LGWAN機器借上料は、平成15年からの導入で、今回はその更新ということですかとの質疑に対し、執行部より、今回は国が進める第3次機器導入を本町が現在使用している機器の賃貸借期間終了に合わせて更新するための債務負担行為でありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、公契約条例の制定を求める陳情書につきまして、議会事務局より朗読・説明が行われ、委員より、公契約条例の制定ということは、賃金の下限額を設けるということですか。以前一般質問をしたときに検討するということになっていました。その検討内容の説明をしてくださいということで、執行部より、これまで一般質問や請願もありました。町が公共事業を発注するとき、業者に対して、そこで働く人たちの最低賃金額を設定するということです。全国では千葉県野田市が初めて制定されています。大津町が公契約条例を制定する場合、賃金や報酬などの下限額をどのように定めるかという問題があり、その労働者の雇用形態も各種で派遣などもあり難しいようです。条例制定となれば、それを確認する業務も発生いたします。

委員より、国から一律の条例ではなく、町のみ条例では内容が守られず厳しいのでは。また、事

例としてこれを制定しなければならない理由はありますかとの質疑に対し、執行部より、おのおのの市町村での条例制定ではなく、全国的に国としての条例として制定するべきではないかと考えている。条例を制定した自治体に確認したところ、入札の中でダンピングのしわ寄せが労働者に行っている自治体もあるようです。

委員より、大津町ではここ1、2年の間に入札の不調はないですか。また、相模原市の公契約条例が例として載っておりますが、大津町の公共工事請負約款で、積算に用いる公共工事設計労務単価が決められていると思いますが、大工や左官の労務単価はわかりますかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度は222件中落札、不落、つまり落札できなかったのは5件、24年度は259件中不落は6件、25年度は201件中不落は8件であります。労務単価は担当でないとわからないとの答弁でした。

委員より、労務単価は設計段階で現在1万3千円ぐらいではないか。そうすると、実際に支払われる賃金は実質1万円程度となってしまう。一番高いときの労務単価は1日あたり2万5千円ぐらいであったはず。野田市の条例制定のきっかけは、職人さんの賃金が下がりすぎて後継者が育たないという状況になったためです。賃金が安いので、後継者が育っていません。最低賃金を上回っているからよいということではなく、また労働者の賃金が下がるのを放っておけば、跳ね返って公務員バッシングにもつながると思われる。こうした質疑のやりとりをする中、公契約の中身についてさらに研究する必要があるので、全員賛成で継続審議とすることに決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

その後、その他の所管事務の協議に入り、役場南側の駐車場に肥後銀行のATMが設置されておりますが、雨や、あるいはこれから寒くなる時期、このATM利用者の皆さんが大変不自由な思いをなさっているということで、当委員会としては肥後銀行大津支店に対して、このATMにひさしを付けるとか、あるいは現在ATMが1台しかありませんので、ATMの増設、この2点を肥後銀行に対して要望書を提出することを決めたところであります。

当委員会におきましての審議の報告は以上であります。当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午前10時58分 休憩

△

午前11時07分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生常任委員会委員長報告に対して質疑を行いたいと思います。聞くとところによりますと、議案第69号、70号、どちらか知りませんが、委員会で棄権された委員

がおられたと聞き及んでおりますが、この委員会審査報告書には全員賛成という形で付けられておりますが、そのところの事実確認をまずしておきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 法的なことは事務局のほうで聞いてもらいたいと思えますけれども、出席者の中で全員賛成ということにいたしました。

棄権は1人ありました。69号、70号の2件を一括して審議しましたので、本人のほうから申し出がありましたので、そういう対応を取りました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

私も長年議員をやっとして、棄権というのは初めて聞きましたので、棄権が事実であるということです。そして、またその棄権に対して委員長はOKを出したということでもありますから、委員長の判断だったということになります。事務局については、諮問機関として聞くのはそれは大切かもしれませんが、議員の義務というものがあります。議員は、会議に出席する義務を負う、委員に就任する義務を負う、規律を守る義務を負う、懲罰に服する義務を負うということで、議員が各委員会の委員となって、審議する、会議に出席してですね、審議しなければならない。何らかの関係者がある場合は除斥という処分があります。それは、審議に影響するからであります。棄権ということ認めれば、この義務に違反することになりはしないかと思えますが、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 言葉のあれですけども、認めたというよりも本人のほうで退席をされました。その結果により、そのまま審議を進めたということでございます。言って退席されました。許したといえば許したんですかね。本人のほうからどうしても自分は採決に参加したくないと、したくないというか、本人のほうから採決のときは退席させてくれという申し出がありましたので、詳しいことまでは聞きませんでした。いろいろ事情があったのかもしれませんが、そこまでは、内容までは聞きませんでした、詳しくはですね。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第69号及び70号に対しまして反対の立場から討論をいたします。

反対の理由といたしまして、我が大津町議会は委員会主義を採っております。多くの議案を効率的に審議するために3つの常任委員会で分けて審議いたします。その中で、私も長い議員生活の中で棄権を理由も確認せず、委員長がそれを許して退席させて、委員会審議が1人欠のまま進められておるとこの69号、70号に対しては、議員皆様方の了解によるこの委員会主義を愚弄するものであ

ります。これは由々しき問題でありまして、我々は法治国家の中できちんとした決まりごとの中でこの審議を、町民に代わって代表としてやっているものであります。ですから、その中でこの委員会での審議、非常に重要なものでありますから、それを理由も確認せず、それが合法的なものか、この会議規則に則ったものか、委員会規則に則ったものかを確認もせず、そのまま審議を行うというものは、ほかの議員に対しても、町民に対しても非常に無礼なことでありますので、こういったことを我が議会は許してはいけないと思います。きちんと理由を聞いて、そしてまたその人が関係者であって、それが法的に除斥の処分になるというものだったならばやむを得ないかもしれません。しかしながら、この我が大津町議会がそういった曖昧な審議をやっているという汚点と私は思っております。ですから、69号、70号は、これはやはり一度振り出しに戻して審議をし直すべきではないでしょうか。そういう意味から、この69号、70号に対しましては、反対の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ございませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案第69号、第70号について、賛成の立場で討論いたします。

当議案は本会議において審議を文教厚生委員会に付託されました。審議の結果は、お手元にある委員会審査報告書のとおりであります。先ほど委員長報告にあったように、選定委員会の選定は適正になされた結果だと私も含め判断した次第でございます。

それから、退席された議員がいらっしゃるということですがけれども、そこは法に則って、これ自主的に退席されたわけですから、委員長が許可されたというふうなことは私は横におってそういう認識は持ちませんでした。途中までいらしたけど、採決のとき、出ていかれたということでございます。

そういうことで、この議案第69号、70号については、決定されるのは本会議における議員各位の判断でございます。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○13番（永田和彦君） 議長、法に則ってということですがけれども、法律の確認をお願いしたい。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時17分 休憩

△

午前11時44分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。先ほどの討論の中で、法的に沿った審議ということについてご説明いたします。委員の表決に参加しないことは、法的に認められた行為ではなく、議員としての職責からして慎むべき行為とされております。委員会の審議継続は、法的に準じたものであると認められるものであります。

以上でございます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。すみません、私のことで話題になっておりますので、私自身の考

え方も、これをどういう立場かというところとちょっと難しいところですが説明させていただきたいと思います。

今回の棄権にあたりましては、当然私も言われるように事前にどういう状況なのかということ进行调查して、そこに至ったわけでございますけれども、言われますように、棄権は現に慎まなければならないということもこれに書いてあります。そして、もう一つ、除斥の要件についても書いてあります。非常に除斥の要件というのはハードルが高くて、私の場合はそこまでは当たらないというふうには判断したところでございますが、いずれにしましてもそうした判断において自分から棄権を申し出たものであることはここで申し述べておきたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第67号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う延滞金の割合等の特例に関する関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、合志市市道の路線廃止に伴う承諾について及び議案第72号、合志市市道の路線認定に伴う承諾についての2件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、議案第72号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成25年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成25年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成25年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成25年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

### 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

### 日程第5 発議第5号 「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、発議第5号、「道州制導入に断固反対する意見書」の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第5号、提出者、手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。発議第5号を案分の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしています。誠に如何である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また野党の一部においては、既に「道州制の移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きもみせてい

る。

これらの法案の道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務期限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村はこれまでの国民生活を支えるため、食料供給、水源の涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって我々大津町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日、熊本県菊池郡大津町議会議長、大塚龍一郎。

提出先、衆議院議長、伊吹文明様。

以下、記載のとおりです。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

全国の町村議会議長会において、その総意が確認されたということですが、日本全体の町村というのは、ほとんどが人口が減って行って苦しい状況でありますから、国家法が必要になってくると思われれます。その中で、気になりますことは、この2行目の住民自治の推進に逆行するということを言われていますが、この意味がどうしても私は理解しにくいと思います。やはり国家運営のためには、効率性や経済性を生かすのは当たり前でありまして、思いだけでは腹は満たされないということです。そして、また長らく言われました地方分権の中で、この中央集権を打破しなければならないということで出されたものでもあると思います。やはり、我々国民は自己責任をもう少し強く持たないと国におんぶに抱っここの体制が楽でいいよというようにも悪い方に考えればできるわけです。ですから、自己責任・自治というのは、自ら納めるということですから、住民自治というものは人に迷惑を掛けない、国税をたくさん取って、そして我々は今困っているからくれというようなことでなくて、自己責任において自らが人に迷惑を掛けないように生きていくのが住民自治だと私は思いますが、この住民自治の推進に逆行するということは、一体どういうことでしょうか。意見書を提案するからには相当勉強されていると思いますので、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 今、永田議員の質疑がありましたことについてですけれども、道州制を導入することについてはですね、今まで議論はされておったと思いますが、末端の私たちも全然今までそのことは知りませんでした。急遽こういう問題が出てきまして、国としては九州に道州を置くと。どこに道州の位置がされるかわかりませんが、仮に中心地に来るということでしょうけれども、多分熊本あたりはちょっと無理かもしれませんけれども、国は道州に対して、すべての仕事を押しつけてくるんじゃないかなという感じもいたします。しかしながら、やはりその道州の本町主義ということになりますと、だんだん、今の合併の問題と同じですけれども、支所単位もどんどん押し上げてくるという、自治体の末端についてはですね、どうしても遠のいてしまうというようなことは言えると思います。そうすると、本当に地方自治体がですね、ピラミッド的に推進されるかという、ちょっとこれあやしいわけですが、そこら辺を踏まえると、やはり国はただ道州に押しつけてくるだけと。そして、どんどんと地方自治体は遠のいてくる。いわば官僚的な構想に使われるんじゃないかなという感じがいたします。やはり、国民・住民が基本でありますので、やはり住民がどう幸せに暮らすかということが大事であります。そこら辺を考えると、やはりしっかり根を張った自治体というのをつくっていかないと、そういう自体になった場合に、恐らくそういうような現状は無理じゃないかというふうに思いましたので、やはり自治体がいかにしっかりするような状態の今後の行政が必要であるというふうに考えました。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第5号、「道州制導入に断固反対する意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 発議第6号 「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6、発議第6号、「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第6号、提出者、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書につきまして、趣旨説明を行います。

まず最初に、その案分を朗読したいと思います。

安倍自公政権は、先の臨時国会参議院におきまして、12月6日深夜、「特定秘密保護法」を強行可決しました。多くの国民の反対の声や慎重審議を求める声を聞かないで、政府与党が審議打ち切りを重ねてまで強行可決をしたことは、日本の民主主義にとって看過できない大問題であります。特定秘密保護法は、日本国憲法に定めた国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原理原則と相容れない問題点を含んでいます。

第一に、特定秘密の指定は政府が決めて、国民には何が秘密とされたのかさえ秘密とされていることです。さらに、秘密の指定期限は60年もの長期に渡るうえ、政府の判断で廃棄することもできる。国民の知る権利と真っ向から反する法律であります。

第二に、懲役10年という重罰が科せられることです。罪が問われるのは、公務員だけでなく、報道機関、国会議員、一般市民に至るまで処罰の対象とされています。何が秘密かわからない上、裁判でも秘密の中身は明らかにされないことになっています。こうした問題から、この法律は国民主権と三権分立、議会制民主主義の根幹を壊すものと言わなければなりません。特定秘密保護法に対して、日本弁護士会、日本ペンクラブ、テレビキャスター、新聞各社、演劇、映画、文化人の会、学者、研究者などの団体個人の方からも慎重審議や反対を求める声が続々と表明されています。どの世論調査も過半数の反対や慎重審議を求める声となっています。そもそも先の総選挙参院選で、どの政党も秘密保護法のような政策示していませんでした。

このような問題を抱える特定秘密保護法は撤回、廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月13日、熊本県菊池郡大津町議会議長、大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりであります。

引き続き申し上げます。この特定秘密保護法が強行可決をされた12月6日、ちょうど日本時間の同日早朝に、南アフリカのマンデラ元大統領がお亡くなりになりました。27年半もの白人政権から弾圧を受け、刑務所暮らしを余儀なくされた人です。その後、自由になって大統領になられましたが、白人に抱いた怒りは想像を絶する激しさだったに違いない、このように熊日新聞の12月7日で論評されております。それでも、その怒りを制度への怒りに転化をし、釈放後、白人への報復を現に戒めた。そういうことで世界各国からこのマンデラ元大統領に対して非常に高い評価、またノーベル平和賞、こういった評価がなされたと思うわけです。まさに今度の特定秘密保護法も、我が日本において国民の目や耳、口をふさいでしまう、そういう制度となってしまう。運用如何では、まさに暗闇国家になってしまう。こういう法律を撤廃・廃止する以外にはない、そのように考え提案をするものであります。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） こんにちは。「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書に関して質疑させていただきます。私自身、この法案に関して論点が2つあると考えております。一つ目が国民の知る権利をどうするかというところ、もう一つが法案自体のあいまいさというところでございます。一つ目の知る権利のところに関してなんですけれども、もちろん国民に知らせる義務というものが国家にはございます。ただ一方で、国家には国民を守るという義務もございます。そういった中で、今、対外的緊張も高まっています中で、例えば国益を考えた場合、やはり日本として守ったほうが国益に適う、例えば外交上の情報だとか、軍事的機密等もあると思っております。そういった中で、私自身として総論としては、この特定秘密保護法に賛成の立場でございます。

ただし、一方で指摘されていることとして、二つ目の法案自体の曖昧さというところがございます。こちらに関して、特定秘密保護法自体は海外でも似たようなもの、たくさんございます。ただ、第三者機関というものが定められておまして、しっかりとした議論だとか、チェック機能が働いております。

先だって、安倍内閣のほうでもこういったものに関して第三者機関をつくるというものがご意見ございましたが、例えばアメリカのほうの第三者機関を見ますと、二重にも三重にもチェック機能を付けておまして、この曖昧さというものをできる限り少なくできるようになっております。

そういった中、今後その辺に関してはきちんと詰めていく必要があると考えておりますが、この意見書に関して、結びのところが撤回・廃止をとということになっておりますが、そもそもこの後の流れのところを、どうしたのか、そもそもこれ自体を認めないのか、それとも各論のほうに問題があるので、一端撤廃してもう一度上げるだとか、そういった次のステップのところ示されていच्छらないので、その辺のところをお伺いできればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 提出者、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。

国民の知る権利は当然だが、国益につながる秘密もあるのではないかとご質疑であったと思います。当然、国益につながる秘密もあるでしょう。そうでありますならば、一体、例えば軍事機密、あるいは今心配されております原発ですね、原発の廃棄物が一体どこに置かれているとか、東日本大震災で原発の放射能が流れる、そういう情報がありながら明らかにされてこなかった。そういった国益につながるという名目であれば、要するに内閣行政が自分たちに都合のいいこと、あるいは国民に知られては都合が悪いこと、何が秘密かわからないというのが今度の法律にははっきりしているわけです。このことは、新聞報道、あるいは国会での大臣の答弁でもはっきりいたしております。今日の熊日の報道でも、高千穂大準教授の五野井さんが論評されているとおりであります。どうしても必要だというのであれば、何が秘密かということが特定されなければいけない、国民にわからなければいけない。ところが、それはあくまでも内閣の行政の秘密ですと、教えられませんという法律になっているということです。

それから、第三者機関でチェックをすればいいのではないかとありますが、今度の法律は、最長60年間、この内閣行政が指定をした秘密は60年間秘密を守ることが、要するに国民に知

らせなくてよろしいと。60年というとですね、私もし二十歳だったら、60年後という80歳です、生きていのかどうか分からない。このような60年という期間を設けたということは、もう自分が死んだ後はどうでもいいということで、権力のまさに乱用につながるということでもあります。また、秘密の、先ほど言った範囲をしろとすると、一体何が秘密なんだと。それを知ろうとした場合、現在情報公開制度もあるけれども、漏洩の教唆にあたる場合があると、5年以下の懲役と、そのようになっているわけであります。ですから、法律でまさに秘密は何が秘密であるとも言えない、60年も秘密事項を秘密とする。その上に、ときの権力者の都合で廃棄することができる、もうずっと一生明らかにされない、それが法律の中にあるわけです。同時に、秘密保護法みたいなのが必要だと賛成の方がおられるのも当然おられます。しかし、我が国のこの民主主義国家を守るためには、日本には各政党がございますが、ここにも書いておりましたけど、先の国政選挙でこうした特定秘密保護法をつくる、つくりたい、これを選挙公約にきちんと掲げた政党はただの一つもありません。当然、民主主義国家ですから、いろんなもので賛成・反対、議論がありますが、自民党と公明党の人たちがどうしてもつくりたいのであれば、つぎの国政、一回廃止をして、次の国政選挙でマニフェストで国民にこれを示して、真意を問わなくてはならないと、最低限ですね、そのように考えるところであります。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ただいまの発議に対して、反対の立場を表明いたします。

まず、特定秘密保護法という法律の内容に誤解があるように思いますので、確認をさせていただきます。特定秘密保護法とは、国の安全と国民の生命・身体・財産を守るために必要な情報を行政機関の長である大臣などが特定秘密として指定し、管理、保護をするための法律です。特定秘密に指定できる対象は、安全保障に関する情報のうち、一つ、防衛、二つ、外交、三つ、スパイ防止、四つ、テロ防止の4つの分野に限定されています。先ほど原発の話もありましたが、原発の事故情報が隠されるのではないかというマスコミなどの指摘もありますが、原発の事故情報は今回の特定秘密の対象ではありません。例えば、原発に関して言えば、原発の警備の仕方についてとか、テロリストから原発を守るために、そういうものが特定秘密になる可能性はあると思いますが、原発そのものが、あるいは原発の事故情報については対象外になっておりますので、従来どおりの公開ということになります。また、指定の乱用を防ぐために、法律の別表に具体例が限定列挙されています。例えば、防衛の場合、暗号や兵器の性能などに限定されています。そのようなものですので、国民生活にどんどん秘密の指定範囲が広がるということは全くございません。特定秘密の範囲は、国家公務員法が漏洩を禁じている職務上知り得た秘密より遙かに狭くなっております。特定秘密の指定期間は5年間、更新も可能ですが、原則として30年まで、また30年を超える更新は閣議決定が必要で、30年を超えても60

年は超えられないとなっており、特定秘密の取扱者は、大臣が行う適正評価に合格した行政機関の職員、警察の職員、防衛産業など、契約業者の役職員に限定されています。取扱者が漏洩した場合は懲役10年以下の刑、特定秘密の報道は、脅迫などの法令違反や著しく不当な方法による取材以外は正当な業務として処罰されません。特定秘密というのは、それが仮に漏れてしまうと国の安全保障上、極めて重大な支障があるものですが、個人に関しましてもキャッシュカードの暗唱番号、あるいはインターネットのパスワードなどは、当然他人に知られたら困ると思います。国も同じように、安全保障上、漏れたら困る情報がたくさんあります。またこのような法律は、日本だけでなく世界各国にも安全保障上、守らなければいけない情報があります。欧米各国あるいはアジアで言えばお隣の韓国も同様の法律をつくっています。残念ながら日本には法律がなかったために、世界各国から見ると日本に情報を提供すると、それが漏れるかもしれないという懸念があり、情報を入手できないという課題がありました。今回、臨時国会におきまして、国家安全保障会議、日本版NSCがつけられましたけれども、このNSCが十分に機能するためにも、海外からの重要な情報を入手する必要があります。その意味からも、特定秘密保護法を早期に成立させる必要がありました。12月7日の読売新聞の社説に次のようにあります。日本にもようやく米英など、他の先進国並みの機密保全法則が整った。中国の防衛識別権設定の動きが象徴するように、日本の安全保障環境は厳しさを増している。米国をはじめ、各国から重要な情報を入手し、連携を強めなければならない。それには、秘密保護への信頼を高めることが欠かせない。既に国家公務員法の守秘義務や日米総合防衛協定に伴う特別防衛秘密の改正自衛隊法による防衛秘密などの法則はある。それでも十分ではなく、日本は情報が漏れやすいと指摘されてきた。今回、防衛・外交・スパイ活動防止、テロ防止に関する政府全体の統一かつ本格的な秘密保全ルールが整ったと言える。今週発足した国家安全保障会議の情報収集と分析の能力を高めいくためにも欠かせない法制度である。ところが、国民を守るための立法趣旨が軽んじられている。審議の中で、戦前思想犯の弾圧に用いられた治安維持法になぞられた批判まで出たのには驚く。戦後の民主主義国家としての歩みや政治体制、報道姿勢の変化を無視した暴論というしかほかなかろう。安倍首相が一般国民が特定秘密を知ることはあり得ない。ゆえに処罰されることはあり得ないと答弁したように、普通の国民が対象となることはないとあります。

以上のことによりまして、特定秘密保護法は必要な法律であると思いますので、この発議に対しましては反対を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） この意見書に賛同者の立場から討論したいと思います。

本意見書にありますように、特定秘密保護法は、国民の知る権利を制限する法律であるということです。確かに話に出ておりますように、防衛とか、外交とか、テロとか、スパイ活動とか、そういったものについて一般の国民に知らせることが不適切である情報があるということは、確かにそのとおりです。必要なものに守秘の制限を掛けることが必要だということも多くの人が認めるところだと思

います。しかし、その範囲は知る権利という重大な国民の権利を制限するという民主主義の根幹をなす権利に一定の制限を掛けるということです。それを犠牲にして、なおかつ秘密をつくっていくということですので、その意味においては非常に限定的に運用されなければいけない法だというふうに思っております。法律では、その範囲を決めるのが行政機関の長であるとなっておりまして、また与党の説明によりますと、現状より秘密の範囲が広がることはないとは言われますが、裁量権が法ではなく機関に任されているわけですから、運用が常に一定のレベルで保たれるとは思えないということも懸念されるところです。第三者機関、第三者監視機関につきましては先の質疑でもありましたように、特定秘密保護法そのものに明記されているのではなく、運用の中でそうすると、委任規定、規定に委任していくというようなルールになっているようです。とすると、監視機関の法的根拠が本体法と別に定められることとなります。運用ルールも政令で定められるのであれば、各位によって秘密を指定する、権限者自らが変更することが可能という、ちょっとおかしな状態になってしまうということです。日本は法治国家でございますので、そうした重要なこと、こうした重要なことはきちんと法律の中に定められていなければならない。法律、中でも国民の権利を制限するような法律というのは、その成立どのように厳密に運用するかというルールや制度設計そのものがきちんと法自体の中に盛り込まれたパッケージとして成立していなければいけないと考えます。

また、この法律に対する世論調査、共同通信社のものですが、廃止または修正を求める意見が82%ということです。また、不安を感じるとする人も81%。全体を見てみますと、法そのものは必要だと思うが、今回の法というのはちょっとおかしんじゃないかと、修正を求めるという考え方で。私は、この法案は一端廃止し、国民が納得できる必要な制度設計を行った上で、再度提案し、強行採決に寄らず議論を尽くした上で、再度極めて限定的なものとして定められるべきものと思っております。

以上の立場から、この意見書の採択に賛成したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書に対して、反対の立場から討論をいたします。

賛成・反対ありまして、かなり出尽くしたかなと思いますが、要は自分たちの知る権利やそういった主義主張を並べたてても、隣の国から打ち込まれるミサイルは防ぎきれないということです。もう10年ほど前になりますか、北朝鮮の大量殺戮兵器であります弾道ミサイルが日本国の本土を超えて太平洋側に着水しました。そのときも、我が国の自衛隊は動けなかったということです。周りの国々、世界が同一の価値観、そして同一の善悪正否をきちんと判断できる、そういった理性が日本国民と同一のものなら、こういったものは要らないでしょう。しかしながら、いろんな国があります。今回の中国の防衛識別権にしても、北朝鮮の不穏な動きにしても一緒であります。私は、優先すべきものは、国民の生命であり財産であると思います。その次に、権利や決まりごとというものは生まれると思います。この順番を間違えてはいけません。もちろん、民主主義国家において、そういった決まりごとを

きちんとつくって法治国家が形成されておりますので、その法律自体がだめだというわけではありません。そして、また今現在のこの政治不信の中から、やはりこういった文句も出てくるものでしょう。しかしながら、国民の生命は断固として守らなければならないというものを念頭に置くべきだと私は思います。今日交付されております、1年以内に施行されるということでありましてけれども、やはり私がもし同盟国の人間ならば、やはりこういった法整備をしてない国とは同盟はなかなか結べないと思います。それは、同盟国として満たされる条件が足りないからです。ですから、そういったことを国際間で考えますれば、今日本一国で生きていかれる国ではありません。世界と貿易して、経済活動を行って、我々のこの今の状況、生活が形成されております。そういったものを考えますれば、国際的にやはりこの特定秘密保護法は必要になってくると解釈したほうが私は物の道理に適っていると思います。そういった意味で、専守防衛の日本、なかなか情報ぐらひは集めとかないと、なかなか国民の生命は守れないかなというのが私は一義的に強く思いますので、この意見書に対して反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 私は、賛成の立場で討論したいと思います。今回、急遽この法案が出されたわけでありましてけれども、私も先日ですね、新聞等あたりはちょっと見ますけれども、ちょうど委員会があってました、このことについて。そのとき、ちょっとずっと見たんですが、森まさこ内閣府特命担当大臣、この人のずっと話を聞いてったんですが、いろいろな質疑の中で瞑想しておったんですね。何が何か本人もわからないような状況の中での対応でした。これは、我々もこの具体的なことは何も知らされておらないわけですね。そういう中であっておったんで、確かにこの法そのものはですね、必然的に必要であるというふうには思いますけれども、まだまだ論議というのがされていない。ただ、内閣府としては何と言いますかね、間の倫理でこの法案を通したいという気持ちはわかりますけれども、この前、与党・野党から選出されました7名の方々の意見も全部反対でした。ただ、やはり継続審議ということは必要だろうということは言うておりましたけれども、そういうような有識者の意見でもございました。やはり、立憲国ですから、国民主権というのも十分大事でございます。国民が、ただ知らずに、国だけがですね、都合のいい方向に進むということは、それも暴挙すぎるんじゃないかなというふうな感じもいたしました。そういうことからしてですね、やはり国民あつての国ですから、十分やはり論議をしていただく、そして時間を取っていただくということが大事だと思います。ですから、これをするといけないということではありませんけれども、ほとんど議員の方々も詳しいことはわからないと思いますけれども、本当に必要であるということのですね、時期をやはり選んで法を整理していただきたいというふう感じたわけでございます。今後の動向を十分見ながらですね、我々もやはり地方議員としても活動していかなきゃなりませんので、そういう立場で反対ということを意思表示したわけです。

どうか皆さん方、議員としての立場、やはり国民主権としての立場というのを十分配慮しながら取

り組んでいただくなれば幸いじゃないかと思います。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今、反対・賛成といろいろなご意見が出まして、私のほうも質疑をさせていただきました。少し重複する部分もあるんですけども、先ほどお話ししたとおり2つポイントがあると思いますということです。知る権利というところと情報自体の曖昧さというところがございます。そこに関しては、先ほど申し述べたとおり、私はこの意見書の提出に対して反対の立場から討論させていただきます。

この国益というところを考えたときに、この法案自体は必ず必要になると思っております。先ほど同僚議員からもございましたが、ただ一方でこの法案自体の曖昧さというところはずっと指摘されているところがございます。この法案自体に関しても、今まで、例えばパブリックコメントだとか、あるいは民間の勉強会等のようなものもありまして、私も議員として勉強したり、声も上げてまいりました。そういった中で、この曖昧さというものは払拭されるべきである。可能であれば修正されるべきものであると考えております。

しかし、そうしたところで、先ほど荒木議員のほうからご説明がありましたが、ここの意見書の思想感というところで、これが撤廃された後どういった動きをするかというところで、もう一度解散する、あるいは3年後というところで、改めて国民の真意を採って審議を始める。そう考えたり、時間的なものを考えたときに、今この緊張高まっている中で、そういった悠長なことを言っている時間があるのかというところを一つ考えているところがございます。そういった意味で、修正や、あるいは第三者機関の明確化というところに関しては、今後も声を上げ続けていきたいとは思っておりますが、その先ほどご説明あったような前提に立つのであれば、私は反対の立場とさせていただきたいと思っております。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第6号、「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、発議第6号、「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書の提出については、否決されました。

次に、教育長より退任の挨拶の申し出がっております。この際、これを許します。

教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 皆さん、こんにちは。議長からお許しをいただきましたので、登壇させていただきます。本当にこの大事な議会、そして貴重な時間をいただきますことを恐縮に存じますけれども、私、教育長の職務を平成26年の1月11日をもって任期満了となります。最後の議会のこの場でございますので、ぜひ議員各位に心からの感謝を申し上げたいと思ってお許しをいただいたところでございます。本当に青天の霹靂でこの教育長という職をいただきました。家入町長のご推薦、そして当時の議会議員の皆さん方のご同意、さらに教育委員会の選任によりまして、教育長就任をすることができました。もとより非力な私でございますので、大変不安の中でのスタートでございましたけれども、30数年間学校現場で培った経験がいくらか生かせるならということでお引き受けし、またそれに基づいていろいろと職務遂行にあたらせていただいたところでございます。

私就任しまして、まず考えましたのは、これまでも議会のご質問等の中でも答弁させていただいたことでございますけれども、とにかく次代を担う子どもたち、この子どもたちを一番根底に据えたいというふうに思いました。じゃ、子どもたちを教育するとき何が大事か、自分自身を振り返ってみましても、やはり将来に対する自分なりの目標とか夢、これが絶対必要かくべからざるものであるというふうに思いました。自分の目標とか夢があるならば、今学んでいること、今やっている活動の意味とか目的とかいうものが認識できます。そして、活動に対する意欲もわき起こってまいります。そこを子どもたちに求めたいと思いました。それで、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践を教育理念とする教育の推進にあたってきたところでございます。本当に学校現場の理解もいただき、地域の皆さん方のご支援・ご協力賜りまして、現在の町内の小中学校の子どもたち、文化面も、スポーツ面も、大変活躍する場面が多くなってきております。学力的にも向上の傾向にありますので、大変うれしく受け止めているところでございます。

2点目は、地域とともにある学校づくりでございます。学校教育が学校で簡潔できる時代ではございません。地域の皆さん方の知恵と力、それを学校現場に取り込んで、そして学校教育の充実を図る。それとともに、子どもたちの教育に地域の皆さん方が関わっていただくことによって、地域の皆さん方も生きがいを感じていただく。また、地域の皆さん同士のつながりも強めていただく。そのことによって、地域の活性化につながっていくのではないかなという考えの下に行っているところでございます。こちらのほうも、コミュニティスクールを中心にいろいろと地域のご協力をいただきまして、望ましい傾向に今進んでいっているのかなと思っているところです。

3点目は、今は本当に生涯学習の時代でございます。本当に命ある限り学び続けなければ、なかなか自分の人生を謳歌はできないと思っております。そういう社会がもう到来しておりますので、教育行政を担うものとしましては、町民の皆さん方が教育・文化・スポーツ面で学びたい、活動したいと思われる機会や場の提供をするということ、その環境づくりをすることが教育行政に課せられたものではないかということで、いろいろと担当課と連携を取りながら、また地域の力も、知恵も借りながらいろいろと取り組みをやっているところでございます。

しかし、3点申し述べましたけれども、後退じゃなくて少しずつ前進の傾向、いい方向に向いているのかなと思っておりますが、いずれも道半ばでございまして、私の実績として誇れるものにはなっておりま

せん。ましてや、私一人でできるものではありません。もう本当に教育委員会所属の職員、そして議会議員の皆さん方、学校現場、地域の皆さん方、本当に多くの方々のご支援・ご協力をいただいて今の姿があるわけでございます。とにかく私はこの仕事に、4年間でしたけれども関わったことを非常に大きな喜び、そして誇りに感じております。これから私の人生のきっと宝になると受け止めているところでございます。

あとはわずかばかり任期残しております。引き続き皆さん方のご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、議員各位のますますのご活躍と議会のご発展、そして町が永久に、将来にわたって発展し続けることを願いまして、退任のあいさつにさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第6回大津町議会定例会閉会いたします。

午後0時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月13日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 坂本 典光

大津町議会議員 手嶋 靖隆